

平成20年 3 月 7 日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	渡 邊 昶
11番	伊 藤 正 信	12番	三 浦 義 美
13番	浅 井 葉 子	14番	中 山 金 一
15番	安 井 光 子	16番	三 宮 十五郎
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
-----	---------	-----	-------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
総 務 部 長	北 岡 勤	民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 木 博 雄
開 発 部 長	横 井 昌 明	十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	平 野 雄 二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠
民 生 部 次 長 兼 市 民 課 長	加 藤 芳 二	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	高 橋 忠
監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防 災 安 全 課 長	服 部 正 治	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司

土 木 課 長	三 輪 眞 士	都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之
下 水 道 課 長	橋 村 正 則	教 育 課 長	前 野 幸 代
社 会 教 育 課 長	水 野 進		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書	記	柴 田 寿 文
書	記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	同意第 2 号	教育委員会委員の任命について
日程第 5	議案第 1 号	平成20年度弥富市一般会計予算
日程第 6	議案第 2 号	平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 7	議案第 3 号	平成20年度弥富市老人保健特別会計予算
日程第 8	議案第 4 号	平成20年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 9	議案第 5 号	平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第10	議案第 6 号	平成20年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第11	議案第 7 号	平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第12	議案第 8 号	平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第 9 号	弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第10号	弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第11号	弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第12号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第13号	弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第14号	弥富市公共施設整備基金条例の制定について
日程第19	議案第15号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第20	議案第16号	海部南部消防組合規約の変更について
日程第21	議案第17号	弥富市児童クラブ施設条例の制定について
日程第22	議案第18号	弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について
日程第23	議案第19号	弥富市国民健康保険条例の一部改正について
日程第24	議案第20号	弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第25	議案第21号	市道の廃止について

- 日程第26 議案第22号 市道の認定について
- 日程第27 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 発議第1号 特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時14分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成20年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第1回弥富市議会定例会の会期を本日から26日までの20日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から26日までの20日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成20年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第4、同意第2号を議題とします。  
大木民生部長の退場を求めます。

〔民生部長兼福祉事務所長 大木博雄君 退場〕

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。
- 市長（服部彰文君） まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきますのは同意1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。  
同意第2号教育委員会委員の任命につきましては、弥富市平島町東勘助36番地1、大木博

雄氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。御審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 同意議案第2号の質疑をさせていただきます。

一般的な事業者では、社員に退職通告するときは、公正労働法という法律があり、3ヵ月前に通告し、社員の退職、あるいは給料を3ヵ月分払うのが普通であります。市当局の職員に対しては、これに当てはまるのか当てはまらないのか、まず1点。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

一般的な民間企業のそういったことについては当てはまりませんので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原功議員。

○18番（大原 功君） 退職年数に当たって聞きます。

退職金は、当職員は満額いただけるものですか、その点お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

大木博雄氏に関しましては定年退職扱いとなり、満額の退職金を支払わせていただきます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 3点目ですけれども、当職員の給料は今月分は満額いただけるんですか。退職金がそうですから、給料もということですか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今月に関しては日割り計算をさせていただいて、給料を支払わせていただきます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 普通一般的だと、任命ということは退職していただきたいということであるわけですね。そういうことになると、本人については希望退職というような、一般的な退職金の上積みが本当であると思います。この同意議案第2号については任命をしておるんだから、地方教育行政でもあり、前もって今の質問は通告しておるんですから、やっぱりその辺のところはもうちょっと説明していただきたい。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

教育委員としての任命ではございますが、本人からこのように退職届をいただいております。そういった中で進めさせていただいておることですので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 平成20年1月17日午前11時から議運が開かれております。この中では市長は、教育長を選任したいからお願いしたいということで議会運営委員会でやられていますね。それから平成20年1月25日に、お願いできればしたいということも言われているわけ。これは、県が早く教育長を選任していきたいということと、それからもう一つは、議運の委員長が今現在候補者が出ているのかということで、この点についても、選任を早くしたいなら、したいということをもっと早くしておれば、今のこういう任命をしなくても先にもうできるんじゃないかなあと思うんですけども、この辺についても一遍お伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

昨年の12月末日をもって前池田教育長が辞職されました。そういった中で、私としては委員会の中で報告させていただいたのは、教育長の後任を決めたいという形での発言でございまして、あくまでも教育委員を決め、そして教育委員会で教育長を決めていただくのが基本的なことですので、私が教育長を決めてほしいということではございませんので、御理解賜りたいと思います。解釈の間違いのないようにしていきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうことは、議運でやっておるこの会議録は間違っておるということですか。あなたが発言されておるんですよ。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私といたしまして、池田さんの後任という形での教育長というのを教育委員会で決めていただきたいという前提のもとに「教育長」という言葉を使わせていただいたというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、この議運で言われたことは間違っているということで、会議録は当然訂正をしなきゃいかんということになります。

それから、まだ市長になる前、平成12年11月14日に事があるんですけども、当時は町でした。加藤清、これが平成12年9月22日に退職をし、教育委員会の同意を得て、その後、伊

藤正男さんが9月25日に教育長の辞職を出されておるわけ。その前に加藤清氏本人が教育委員会に出席をして、確認をいただいてからされておるわけね。こういう例があるわけだね。だから、そういうことがあれば、任命されて、それで向こうへ行って本当に教育長として戻ってきていただければいいけれども、これがひょっとしてないということになると私は心配なので、前のそういう例がありますので、できることならそういうふうにはできないかなあと思っておりますけど、この辺についてお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

教育長の選任は教育委員会で決められるものでございまして、私どもが決定するものではございませんので、御理解を賜りたいと思っております。教育委員会でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 教育委員会ということであるんだけど、先もってこういうことが出ておるわけね。それで、当時は加藤清は部長でしたけれども、一身上の都合で退職をしたいと言っておって、10月1日には一身上の都合であって、また教育長ということになっておるわけだけれども、こういう流れがよくあるわけなんだ。当事の助役は、「一身上の都合」というのは適切な言葉ではなかったということも言われておるわけね。それから、10月1日には今の加藤氏が教育委員会に出席して、そして教育長を受けて、その団体の一員となられておるわけね。そのときには四方議員が言われておるのは、先に教育委員に言って教育長を決めていただいて、その順番が出来レースじゃないかということ言われておるわけね。

こういうことがあるんですけれども、前のことですから、市長が言われるように普通からいうと、そういうふうになっておるんですけれども、間違いなく大木さんが任命されて、そして教育委員の中で選任されて、教育長として市側の担当をしていただけるという保証がないと、市長は任命をして私は同意してあげるんだから、同意をしてあげて、その人が帰ってこんと困るんだな。そういう心配があるんだね。だから、こういう例が前にあるんだから、教育委員に先に言うておいて推挙されてくれば、もうここですっとできるわけなんだ。

こういうことが心配だから言うのと、それから先ほど言ったように一般的な給料からいうと、厚生労働法には違反をしないから、地方団体だからこれは関係ないよという話で済めばいいんですけれども、もし後で誤っておったということになると大変なことになります。職員は60歳定年ということで決めておるんですから、できることならこれからこういう人材の方が、大きな銀行なんかは定年制を廃止して、そして能力のある人には引き続いてやっていただくということもありますので、必ず戻ってきていただくという確信があるのかないのか一遍市長によく聞いておかないと、どうしてあげても帰ってこないと困るので、この辺のところは強くお答えいただけるのか、再度聞きます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

大原議員、いろいろと御心配いただきましてありがとうございます。

先ほどから申し上げておりますように、まず教育委員という中で任命をしていただきまして、いわゆる教育長というのは教育委員会での互選でございます。

また、平成12年11月のことにつきましては私は詳細はわかりませんが、そのときの経過、あるいはそのときの決定という中で尊重申し上げていきたいというふうに思っております。今回も教育委員会の判断を仰いでいくということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長の考え方はよくわかるんですけども、前に佐藤議員が教育委員を選ぶときに、今の加藤さんという人は立派な方だといってここでされておるので、その中でかわってしまうとちょっと困るので、間違いなくそうしていただかないと、反対も何もなかったんですけども、賛成討論だけやられて、加藤教育委員長は立派な、素晴らしい方だという話であったので、そういう方がもし、かわられると、教育委員の中で決められることだと言われるけれども、やっぱりその辺のところをきちっとしていかないと、これは人をやめさせる同意議案ですから、その辺のところを私らも、平島に住んでみえて、昔、小さいときからお友達でやってきた仲だから、立派な人だし、議会事務局長もされておるんですから、その辺、確かなことをできるものか、あくまでこれは教育委員会でやることだから、任命だけして向こうへ送れば市長としての役目はもう終わったんだぞという考えであるのか、その辺のところも一遍聞きたい。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私ども、教育委員会とはさまざまな方向において、これは人事案件云々ということじゃなくて、教育行政、あるいは教育環境の整備におきましても、やはり同一方向をもって進めてやっていくということが肝要だと思っております。こういったことにつきまして、この人事案件につきましても、教育委員を選任していただきまして、そしてその中で教育委員会の決定というものを私としては尊重申し上げていきたいということを再度繰り返し答弁をさせていただきます、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長の言うのはよくわかるんだね。だけど、市長から離れてしまう、教育委員は。その中で決められるから心配して、できることなら何とか早くする方法はないかなあと。前にこういうのが議会運営委員会であるので、中には、この間も3日には議会運営委員会でそういうことが決まったからこうだという、わからん議会運営委員の副委員長

もおったんですけれども、よくもっと勉強していただいて、議運というのは審査をする中で議会の運営を速やかにやっていくという方法であって、三宮議員なんかは長年やってみえて、そういう議会運営委員会で決まったということじゃなくて、やっぱり全協でもう一遍お諮りして、その中でそういう点があればするというふうに議会ルールは大体なっているんですけれども、長々と市長にこれを言っても答えが教育委員の中だからないんですけれども、できることなら市長も任命した以上、一職員をやめさせることでありますので、中には入れんかもしれないんですけれども、それだけのサポートができるよう希望申し上げておきますから、お答えは結構です。

- 議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

大木民生部長の入場を求めます。

〔民生部長兼福祉事務所長 大木博雄君 入場〕

- 議長（黒宮喜四美君） 大木民生部長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

- 民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） ただいまは教育委員という同意議案にお認めいただきまして、本当にありがとうございました。教育委員という職責の重さをひしひしと感じさせていただいております。微力ではございますけれども、弥富市教育行政のために精いっぱい努めさせていただきますので、今後ともよろしく申し上げます。皆様方の御指導、御鞭撻をいただきますよう、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第1号 平成20年度弥富市一般会計予算

日程第6 議案第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第8 議案第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第9 議案第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第12 議案第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第5、議案第1号から日程第12、議案第8号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に平成20年度予算編成に伴い、所信表明を求めます。

- 市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきまして、施政方針を申し述べます。

平成20年第1回弥富市議会定例会に当たり御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、平成20年度の市政運営に対する基本方針と予算の大綱について御説明申し上げ、市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成の時代も早いもので20年の節目を迎えましたが、我が国の経済は、アメリカのサブプライム問題の影響やガソリン・生活用品などの物価の上昇、住宅投資の低迷などにより減速感が強まってきています。また、昨年から食に関する不祥事が相次ぎ、世相は政治情勢を相まって閉塞感・不透明感が増してきています。一方で、地方自治体は大きな変革期に直面しております。地方分権が進展する中、財政破綻や財政再建団体になる可能性が示唆される自治体もあらわれ、財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全化に関する法律が制定されました。今まさに、税などの住民負担と公共サービスのあり方や、自治体の自己決定・自己責任が厳しく問われる時代となりました。私は、地方分権社会に対応した市政運営を進めるため、市民との情報の共有、市民参加、市民との協働を一層発展させていきたいと考えております。また、行政改革を一層推進し、効率的・効果的な行財政運営の確立と市民サービスの向上を目指してまいります。

それでは、平成20年度の市政運営に対する基本方針と予算の大綱について述べさせていただきます。

議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算につきましては、一大事業である弥富中学校移転改築事業の終了により、歳入歳出予算の総額を127億1,000万円、前年度対比9.9%の減となりましたが、予算編成においては各分野で積極的に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税は、前年度対比8.2%増の72億1,065万円で歳入全体の56.7%を占めており、地方消費税交付金4億1,300万円、地方交付税4億8,500万円、国県支出金16億862万1,000円であります。また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金5億1,141万2,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債4億3,100万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、引き続き第1次弥富市総合計画の策定を進めるとともに、フ

レンドシップ継承事業の実施や巡回バス運行業務の委託料など、総額15億7,717万5,000円を計上いたしました。

3 款民生費と 4 款衛生費につきましては、妊婦・乳児健診事業や子ども医療助成費など少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、じんかい処理や資源再生の推進、地球環境の保全を図るため、前年度対比2.9%増の総額55億2,310万7,000円、一般会計予算総額の43.5%を占めるものであります。

6 款農林水産業費と 8 款土木費につきましては、道路ネットワーク整備事業費、農業基盤整備事業費など都市基盤整備事業に重点配分し、前年度対比22.2%増の総額22億1,450万6,000円を計上いたしました。

9 款消防費につきましては、引き続き同報無線整備工事を進めるとともに、消防施設整備への助成や自主防災組織の充実による地域力の向上を図るなど、災害に強いまちづくりを進めるため、総額7億5,969万円を計上いたしました。

10 款教育費につきましては、校舎の耐震補強工事費や耐震補強設計料など、安全・安心な学校教育の環境づくりに努めるため、総額12億8,841万7,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明いたします。

七つの特別会計の合計につきましては、老人保健特別会計が医療制度改革に伴い大幅な減額となることなどにより、前年度対比14.1%減の87億9,021万4,000円となるものであります。

議案第2号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、医療制度改革に伴い、前年度対比5.2%増の総額40億7,500万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成20年度弥富市老人保健特別会計につきましては、医療制度改革に伴い老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行するため、前年度対比84.1%減の総額4億1,530万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成20年度弥富市土地取得特別会計につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありまして、総額2億9,310万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計につきましては、施設維持管理費、十四山西部地区の管路工事費及び十四山東部地区の設計業務委託費など、前年度対比123.3%増の総額8億4,400万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成20年度弥富市介護保険特別会計につきましては、保険事業勘定17億7,876万円、サービス事業勘定3,205万4,000円を合わせ、前年度対比5.7%増の総額18億1,081万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るため、管渠布設工事費など前年度対比6.9%増の総額10億2,500万円を計上いたしました。

次に、議案第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計につきましては、医療制度改革に伴い特別会計を創設したものでありまして、総額3億2,700万円を計上いたしました。

では、次に弥富市政運営の基本方針について御説明申し上げます。

第1．市民参加・市民協働によるまちづくりについて。

(1)市民参加の促進。

地方分権や少子・高齢化が進展する中で多様化するニーズや地域課題に対応するため、まちづくりの主人公である市民と市がお互いの役割を理解し、力を合わせ、新市のまちづくりを進めていくことがますます重要となっております。そこで、地域づくりの担い手である地区コミュニティ、NPOなどが行う自主的な公共性・公益性のある地域活動を支援し、地域の活性化、市民と市の協働によるまちづくりを促進するため、地域づくり補助金制度を創設いたします。

総合計画につきましては、合併協議の中でまとめられました新市基本計画を基本とし、まちづくり会議、タウンミーティングやパブリックコメントなどを通じて、より多くの市民の御意見、御提言をいただきながら計画づくりを進めております。本市の将来像を実現するため、総合計画の内容が市民に理解され、まちづくりの目標を共有できるよう取り組んでまいります。

(2)行政改革の推進と行政評価制度の導入。

自治体を取り巻く社会経済環境が国の進める地方分権の進展により大きく変化する中、市の行政水準や行政目標を維持・達成するには、極めて厳しい行財政運営が求められております。そのため、平成21年度を目標達成期間とした集中改革プランに基づき、業務の見直しや民間委託等の推進、組織機構の改革、入札制度改革、職員数の適正化、指定管理者制度の導入施設の拡大により、さらなる行政改革の推進に取り組んでまいります。また、行政評価システムを取り入れ、評価制度の運営を通して明らかになった課題を踏まえて事務事業の見直しを行い、職員の基本意識改革と適切かつ簡素で効率的な行政運営を実現し、自治体経営の健全化を目指してまいります。

第2．安全・安心のまちづくりについて。

(1)災害に強いまちづくり。

防災対策につきましては、災害から市民の生命や財産を守るため、各種の防災対策を講じてまいりました。迅速で確実な情報の伝達手段として有効な同報無線の整備につきましては、本年12月末までに市内全域の運用が開始できるよう取り組んでまいります。また、災害に対して地域住民が一致協力し取り組むことで有効な対策をとることのできる自主防災組織の育成につきましては、市内全域に組織化されるよう、財政的支援や職員の派遣など積極的な支援をしてまいります。

(2)交通安全、防犯対策。

交通事故や犯罪のない社会の構築を目指すため、市・市民・警察が連携し、安全・安心で住みよいまちづくりの実現に取り組んでまいります。昨年の交通事故死は大幅な減少となっていますが、高齢者が犠牲となる事故が依然として多く、引き続き交通事故防止に向け、高齢者交通安全教室の開催や啓発活動などにより、市民の意識高揚を図ってまいります。

防犯対策につきましては、現在2地区で自主防犯パトロール隊が結成され、地域の安全活動が展開されております。引き続きすべての地区で防犯パトロール隊が結成されるよう、育成支援に努めてまいります。また、子ども110番の家の協力家庭の拡充を図るとともに、市民の学校安全ボランティアへの参加など御協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

3.消費者対策。

消費生活行政につきましては、日々、暮らしの中で消費者自身が正しい消費知識を持ち、的確に判断できるよう、消費者意識の啓発や消費者情報の提供に努めてまいります。また、振り込め詐欺や架空請求、悪質な訪問販売等による被害が増加していることから、市役所で市民が安心して相談できる体制を整えるとともに、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に対応してまいります。

第3.便利で快適なまちづくりについて御説明を申し上げます。

道路ネットワークの整備。

道路は、社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であることから、市民の道路整備の要請に的確にこたえ、計画的に道路整備を進めてまいります。市内道路網の整備につきましては、広域交流機能の一層の強化や合併による地域間の連携を図るため、国道155号線の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線及び関連する市道の県道昇格による整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。日常生活や産業活動における利便性・安全性を向上させるため、中央幹線を初めとした市道の積極的な整備を推進するとともに、橋梁耐震補強工事、交通安全施設整備など、安全で安心して通行できる道路の維持管理に努めてまいります。

(2)公園の整備。

公園緑地は、市民の身近な憩いと安らぎの場、スポーツ、レクリエーションの場だけではなく、災害時の避難場所など多様な機能を有しており、市内には22の都市公園が利用されております。公園整備につきましては、水明公園のトイレ水洗化工事など引き続き計画的な整備を進めるとともに、設計に着手する桜学区の防災公園1.4ヘクタールは、市民と一緒にアイデアを出し合い、地域の特性を生かした公園となるよう取り組んでまいります。

(3)下水道の整備。

住みやすく快適で衛生的な生活環境を実現するため、下水道整備を積極的に推進してまいります。公共下水道事業につきましては、平成22年度の第1期供用開始を目標に、平島地区、操出地区、鎌島地区を中心に管渠布設工事に取り組んでおります。今後も事業認可区域の拡大を図りながら、さらなる整備を推進してまいります。

農業集落排水事業につきましては、十四山西部地区の平成21年度の供用開始に向け、整備を進めております。また、十四山東部地区は整備計画に着手し、平成26年供用開始に向け整備を推進してまいります。

情報通信網の整備。

市内には、テレビ放送の電波を良好に受信できない地域や高速なインターネットサービスを利用できない地域があります。この地域格差の解消、さらには地上デジタル放送への完全移行に向けた情報通信基盤の整備が急務になっております。そこで、だれにでも生活に必要な情報が行き渡り、その情報を容易に利用できるようにするため、現在、北部地域のCATVの基盤整備を進めており、南部地域は計画的に整備を進めてまいります。

第4．活力に満ちたまちづくり。

(1)土地利用の計画。

快適で豊かな生活を営むには、土地の計画的な利用が必要であります。田園環境と都市的環境とが調和した良好な地域環境の形成を図り、経済に配慮した秩序ある土地利用を目的に、都市計画マスタープランの策定に取り組んでおります。折しも港湾地域では企業の大規模な設備投資が続き、地域経済は活性化しております。新たな企業立地の引き合いも多く、このチャンスを逃すことなく活力あるまちづくりをするため、企業ニーズを的確に把握した土地利用計画の策定が大変重要となりますので、都市計画マスタープランには港湾地域の背後地を工業地域として位置づけをしてまいります。

(2)企業誘致の推進、港湾の整備。

企業の誘致につきましては、雇用の拡大や市の活性化に加え、安定した市税収入確保のために極めて重要であります。弥富ふ頭、鍋田ふ頭へ誘致いたしました多数の企業が既に操業を始めており、イケアグループの配送センターは本年9月の業務開始に向け、着々と工事が進められております。また、川崎重工株式会社の名古屋第1工場は、来年1月の稼働に向けて新型旅客機の大型工場の増設工事が着工されるなど、港湾地域の発展は今後の市の発展に大きく寄与するものと考えておりますので、引き続き企業情報の受発信と土地利用計画の策定により、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。本市の発展を考えたとき、名古屋港の果たす役割は大変大きく、港湾設備の整備拡充は欠くことのできないものでありますので、鍋田ふ頭第3バースは平成23年度の供用開始をめどにした整備促進や、弥富ふ頭は埋め立て再編による貯木場の有効活用が図られるよう、あらゆる機会をとらえ関係機関へ強く要望し

てまいります。

第5．健やかに安心して暮らせるまちづくりについて。

(1)高齢者福祉への取り組み。

高齢者の生きがいと健康づくりの取り組みにつきましては、団塊の世代の大量退職や、趣味やスポーツを楽しみ、ボランティアや仕事を通じて地域社会に貢献したいと考えている元気な高齢者がふえておりますので、福寿会やシルバー人材センターなどへの活動支援により、元気に社会参加できる環境づくりを図ってまいります。本格化する超高齢化社会の到来を見据え、総合的・計画的施策が展開できるよう、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

(2)少子化対策、子育て支援。

子ども医療費助成制度につきましては、本市は独自に医療制度を大きく拡大し、中学校卒業まで行っております。保護者の皆様には、日本一の子ども医療費無料化制度により、子供の病気の早期発見・早期治療に役立てていただきたいと思います。

児童クラブにつきましては、桜学区にさらにクラブ室を整備することにより待機児童の解消に努めるとともに、開所時間を延長することにより子育てと仕事の両立に悩む家庭のニーズにこたえ、保護者が安心して働くことのできる子育て環境を整備してまいります。

(3)障害者福祉への取り組み。

障害のある方が生きがいを持って自立した生活をしていただけるように、各種事業を円滑に実施するとともに、心身障害者福祉タクシー料金助成制度の充実を図ってまいります。また、身寄りのない知的障害者・精神障害者・認知症高齢者など判断能力が不十分な方で成年後見人制度の利用が必要な方に対しては、制度利用の支援をしてまいります。障害のある方が自立し、住みよいまちづくりを目指して障害者施策を総合的・計画的に展開できるよう、障害者計画及び障害福祉計画の策定に取り組んでまいります。

(4)環境への取り組み。

地球温暖化防止につきましては、自然エネルギーの導入・普及促進に向けて住宅用太陽光発電設備等に関する補助制度を創設するとともに、省エネルギー対策として公用車にハイブリッド車の導入に取り組んでまいります。

ごみの減量化につきましては、再資源化を促進するため、団体による資源ごみ回収補助、雑紙の回収を引き続き行うとともに、ごみの減量、再資源化意識の一層の高揚を図ってまいります。

第6．学校教育の充実、生涯学習の振興によるまちづくりについて。

(1)学校教育への取り組み。

各学校では地域の特色を生かした学校づくり、確かな学力、豊かな心や学校生活が有意義

になることを目指した指導を行っております。児童が基本的な学習習慣や生活習慣を確実に身につけられるよう、小学校１年生の35人学級に加え、２年生の35人学級を実施してまいります。

学校施設の整備につきましては、桜小学校のマンモス化解消を図るため、新校舎建設を前提とし、その緊急性・計画性を考え、教育委員会とともにその解決に当たります。また、耐震整備事業として、弥生小学校北校舎、桜小学校北校舎、白鳥小学校屋内運動場の耐震補強工事に着手するとともに、耐震補強設計が未着手の施設について耐震補強設計を実施して耐震化の促進を図るなど、安心して学べる教育環境の整備に努めてまいります。

(2)生涯学習への取り組み。

図書館の機能や役割も時代とともに少しずつ変化しております。２月には図書館の貸し出しサービスの一助としてホームページを立ち上げるとともに、インターネットを利用して自宅から図書検索等ができるシステムを導入いたしました。また、市民参加の図書館としてボランティアの皆さんの協力をいただき、お話の会の行事をふやしてまいりたいと思っております。

社会体育施設の整備につきましては、市民プールの改修工事やテニスコートの改修などを行うとともに、生涯学習の取り組みでは市民の自主的な活動、学習意欲を応援するため、総合社会教育センター、図書館を初めとする各施設の特色を生かした事業の展開・管理運営を行ってまいります。

以上、平成20年度における市政運営と予算編成に伴います施策の概要につきまして御説明を申し上げます。私の理念は、市役所とは市民のために役に立つところでなくてはならないということであります。私は、市民が弥富市に住むことに誇りと愛着を持っていただき、元気で活力ある弥富市づくりのために、先頭に立って全力で市政に取り組んでまいります。今後とも議員の皆様、並びに市民の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、本日上程いたしました予算案、並びに各議案につきまして、慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案８件は継続議会で審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案８件は継続議会で審議することに決定しました。

１時間を経過しましたので、暫時休憩をいたします。11時10分に再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第9号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について

日程第19 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第20 議案第16号 海部南部消防組規約の変更について

日程第21 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について

日程第22 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第23 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第24 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第25 議案第21号 市道の廃止について

日程第26 議案第22号 市道の認定について

日程第27 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第28 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第29 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）

日程第31 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第32 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第33 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第13、議案第9号から日程第33、議案第29号まで、以上21件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案3件、条例関係議案11件、予算関係議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、条文整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間の割り振り等について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務に関し条例に委任されている事項等について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、報酬の支給範囲を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、職制の改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号弥富市公共施設整備基金条例の制定につきましては、公共施設整備基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第15号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、公図複写手数料の金額を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号海部南部消防組合規約の変更につきましては、経費支弁の方法の変更のため、同組合規約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第17号弥富市児童クラブ施設条例の制定につきましては、児童クラブ施設を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第18号弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、条例を制定するものであります。

議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法の一部改正に伴い葬祭費の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、平成20年度の保険料の特例を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号市道の廃止につきましては、市道の路線再編成により関係路線を廃止する議案、議案第22号市道の認定につきましては、道路改良事業等に伴い道路が整備されましたので、関係路線を市道として認定するものであります。

続きまして、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第29号平

成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの各補正予算につきましては、平成19年度の各予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

以上が提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。
- 総務課長（佐藤勝義君） 議案第9号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の題名改正等に伴い、条文の整備を行うものでございます。

附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年12月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、この条例の一部改正に伴い、弥富市職員定数条例の条文の整備を行うものでございます。

議案第10号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、条例案を2枚はねていただきまして改正要点をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

まず初めに、第2条、第3条及び第4条は、育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期つき短時間勤務職員の1週間の勤務時間、並びに週休日及び勤務時間の割り振りの規定方法について定めるものでございます。

次に第8条、これは育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び時間外勤務を命ずることができる場合について定めるものでございます。

次に第12条は、年次有給休暇を付与する基準期間を暦年から年度に変更する規定と、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期つき短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数について定める規定でございます。

次に附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項及び第3項、これは年次有給休暇を付与する基準期間を暦年から年度に変更することに伴う平成20年度における経過措置について定めるものでございます。

議案第11号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、条例案を4枚はねていただきまして改正要点をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

まず初めに第3条、これは再度の育児休業をすることができる特別の事情に、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等

から回復した場合を追加する規定でございます。

次に第8条、旧の第6条でございますが、これは育児休業した職員が職務に復帰した場合における号給の調整ついて定める規定でございます。

次に第9条、これは育児短時間勤務をすることができない職員を、非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、いわゆる勤務延長職員、配偶者が育児休業している職員等とする規定でございます。

次に第10条、これは育児短時間勤務終了後1年を経過する日以前に、同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情を、ここに記載してあります1号から6号までのとおりとする規定でございます。

次に第11条、これは交代制等の勤務職員のための勤務の形態を、ここに記載しております1号、2号のとおりとする規定でございます。

次に第13条、これは育児短時間勤務の承認の取り消し事由を、ここに記載しております1号から3号までのとおりとする規定でございます。

次に第14条、これは育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情を、ここに記載しております1号及び2号のとおりとする規定でございます。

次に第16条、これは育児短時間勤務の承認を受けた職員、または地方育休法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員についての給与条例の規定の適用を定めるものでございます。

次に第18条、これは短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用を定めるものでございます。

次に第19条、旧の第7条でございますが、これは部分休業することができない職員に、育児短時間勤務をしている職員、または地方育休法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員を追加する規定でございます。

次に第20条、旧の8条でございますが、これは部分休業の承認の要件から「託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」という部分を削り、育児のための部分休業の承認要件は、地方育休法第19条で定める「子の養育」とする規定でございます。

次に附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項及び附則第3項、これは改正後の条例第8条の規定の経過措置について定めるものでございます。

議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、区長、区長補助員、嘱託医、衛生委員、環境指導員及び支部長に対する費用

の支給区分を報酬から報償費に変更することに伴い、条文の一部改正を行うものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

議案第13号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

第20条は期末手当について定める規定ですが、従来の「係長」の補職名を「主査」に改め、職務の級を3級から4級に改正することに伴い、役職加算をする職務の級「3级以上」を「4级以上」に改めるものでございます。

附則は施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

議案第14号弥富市公共施設整備基金条例の制定について説明申し上げます。

この条例は、庁舎、学校、その他の公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置し、その管理に必要な事項を定め、またそれに伴い学校施設整備基金条例を廃止するものでございます。

附則第1項は施行期日について定める規定ですが、公共施設整備基金条例は公布の日から施行し、学校施設整備基金条例の廃止は平成20年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

- 総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 議案第15号弥富市手数料条例の一部改正について説明申し上げます。

弥富市手数料条例の改正点は、民間事業者による信書の送達に関する法律による条文の整備及び公図複写手数料1枚50円を200円に引き上げるものであります。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正点は公布の日から施行するものであります。よろしく申し上げます。

- 防災安全課長（服部正治君） 条例議案第16号、海部南部消防組合理約の一部を改正する規約について説明申し上げます。

海部南部消防組合理約の一部を次のように改正する。

第8条第1項中、これは経費の支弁の方法ですが、「組合の財産から生ずる収入、使用料、手数料及びその他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、その不足総額の58.00パーセントを弥富市、42.00パーセントを飛島村で負担する」を「組合市村の負担金及び組合の財産から生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって充てる」に改め、同条第2項中「総額」を「額」に改める。

附則1項、この規約は平成20年4月1日から施行する。

2項、平成20年度の組合市村の負担金の額は、この規約による改正後の海部南部消防組合

規約第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。以上でございます。

- 児童課長（山田英夫君） 議案第17号弥富市児童クラブ施設条例の制定について御説明申し上げます。

弥富市児童クラブ施設条例。現在、児童クラブは市内のすべての小学校区単位で事業を行っておりますが、このたび十四山西部児童クラブ専用の建物を新築したことと、また現在、さくら児童館西館でさくら児童クラブとして事業を行っておりますが、単独の児童クラブ専用の建物ということで今回新たに位置づけするものでございます。

（設置）第1条、児童福祉法第6条の2第2項 ―― これは放課後児童健全育成事業のことでございます ―― に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、次のように児童クラブを設置する。名称、弥富市さくら児童クラブ。位置、弥富市平島町中新田106番地1。弥富市十四山西部児童クラブ、弥富市六條町大山94番地。

以下、第2条からは従来の取り扱いと変更はございません。

附則、施行期日。1. この条例は平成20年4月1日から施行する。

弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正。従来、十四山西部児童クラブは十四山西部小学校の体育館の会議室で事業を実施してまいりましたが、児童クラブ専用の建物を新築したことにより、弥富市立学校施設開放に関する条例の規定の中から児童クラブに関する事項を削除するための一部改正でございます。

次に、弥富市児童厚生施設条例の一部改正でございますが、現在、さくら、弥生、白鳥、大藤、栄南児童館内で児童クラブの事業を実施しておりますが、児童クラブ施設条例の制定により、弥富市厚生施設条例の規定のうち児童クラブに関する利用料の規定を変更するための一部改正でございます。

次に、弥富市十四山公民館条例の一部改正についてですが、現在、十四山東部児童クラブは十四山公民館で児童クラブの事業を実施しておりますが、児童クラブ施設条例の制定により、弥富市十四山公民館条例の規定のうち児童クラブに関する利用料の規定を変更するための一部改正でございます。

別表、第5条、児童クラブ利用料の額の表でございますが、従来と同様で額の変更はございません。以上でございます。

- 保険年金課長（佐野 隆君） 議案第18号弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定ということで、議案書を含め3枚めくっていただきますと改正要点がございますので、そちらの方で御説明申し上げます。

趣旨といたしましては、第1条、市が行う後期高齢者の医療の事務に関して、法令等の定めがあるもののほか、この条例の定めるところとするという規定でありまして、第2条は市において行う事務でございます。この事務におきましては、法令に定めるもののほか、主に

葬祭費、それから保険料の徴収及び減免等が定められる規定でございます。

それから第3条におきましては、保険料を徴収すべき被保険者を定める規定でございます。

第4条につきましては、普通徴収に係る納期でございますが、年6回の奇数月ということで、国民健康保険税と介護保険税と同様の期日になっております。

それから、2項におきましては納期の特例を定める規定、第3項につきましては100円未満の端数の取り扱いについて定める規定でございます。

第5条につきましては延滞金について定めるものでありまして、特にそのうちの第4項について、うるう年の日数についても365日とするとして、期間を定める規定でございます。

委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める規定でございます。

はねてもらいまして裏に移っていただきますと、過料を定める規定でございます。

第9条におきましては、過料の額は情状により市長が定めるとする規定でございます。

附則でございますが、施行期日、1といたしまして、この条例は20年4月1日から施行する。

それから、2項につきましては20年度における納期の特例ということで、20年度に限りでございますが、1期から6期までは変わりはありませんけれども、1期を7月、2期を8月、3期を9月ということで、残りの4・5・6期につきましては奇数月になっております。

それから3項については、その部分の納期の特例を市長が定めることができる規定でございます。

それから4項につきましては、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る納期の特例でございまして、保険料の凍結に伴いまして、被扶養者の方につきましては20年度に限り4期・5期・6期の3回だけということになりまして、納期は奇数月の11月・1月・3月ということでございます。

5項につきましても、同様に納期の特例を定めるものであります。

それから、6項につきましては延滞金の割合の特例ということで、この部分につきましては地方税法の条項を充当するものであります。

続きまして、議案第19号の弥富市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

この一部改正につきましては、国民健康保険におきまして葬祭費を10万円から5万円に削減するものでございます。

この条例は4月1日から施行し、2項といたしまして、20年3月31日以前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

○介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、議案第20号弥富町介護保険条例の一部を改正す

る条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1枚はねていただきたいと思います。

今回の改正は、税制改正によりまして保険料が第1段階から第3段階の被保険者が第4段階になる場合及び第1段階から第4段階の被保険者が第5段階になる場合は、平成18年度・平成19年度の2年間にわたり、本則で定めました保険料にかかわらず、激変緩和措置として軽減された保険料を適用しておりますが、平成20年度も保険料の激変緩和措置を継続するため、規定するものでございます。

5項の各号の保険料につきましては、平成19年度と同額となっております。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。以上でございます。

○土木課長（三輪眞士君） 議案第21号市道の廃止について御説明を申し上げます。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしましては、路線の再編成に伴い、27路線につきまして廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第22号市道認定について御説明を申し上げます。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、道路整備に伴い、23路線につきまして認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案21件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（黒宮喜四美君） 日程第34、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

○16番（三宮十五郎君） 発議第1号、議会広報特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで議会の活動内容を広く市民の皆さんに知らせ、開かれた議会を目指していくために議会だよりを発行しておりますが、今後も継続していくために設置するものでございます。皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実

平成20年 3 月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 渡 邊 昶   |
| 11番 | 伊 藤 正 信 | 12番 | 三 浦 義 美 |
| 13番 | 浅 井 葉 子 | 14番 | 中 山 金 一 |
| 15番 | 安 井 光 子 | 16番 | 三 宮 十五郎 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
|-----|---------|-----|-------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                        |         |                        |         |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                    | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                  | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                | 北 岡 勤   |
| 開 発 部 長                | 横 井 昌 明 | 十四山総合福祉<br>センター所長      | 平 野 雄 二 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 | 十 四 山 支 所 長            | 平 野 瞳   |
| 十四山スポーツ<br>センター館長      | 平 野 茂 雄 | 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長 | 佐 藤 忠   |
| 民 生 部 次 長<br>兼 市 民 課 長 | 加 藤 芳 二 | 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長 | 早 川 誠   |
| 総合福祉センター<br>所 長        | 服 部 昭 男 | 教 育 部 次 長<br>兼 図 書 館 長 | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員<br>局 長         | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                | 佐 藤 勝 義 |
| 企画情報課長                 | 村 瀬 美 樹 | 管 財 課 長                | 渡 辺 安 彦 |
| 防災安全課長                 | 服 部 正 治 | 保 険 年 金 課 長            | 佐 野 隆   |
| 環 境 課 長                | 久 野 一 美 | 健 康 推 進 課 長            | 鯖 戸 善 弘 |
| 福 祉 課 長                | 横 井 貞 夫 | 介 護 高 齢 課 長            | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                | 山 田 英 夫 | 商 工 労 政 課 長            | 若 山 孝 司 |

土 木 課 長    三 輪 眞 士  
下 水 道 課 長    橋 村 正 則  
社 会 教 育 課 長    水 野      進

都 市 計 画 課 長    伊 藤 敏 之  
教 育 課 長    前 野 幸 代

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長    下 里 博 昭  
書                      記    岩 田 繁 樹

書                      記    柴 田 寿 文

6．議事日程

日程第 1                      会議録署名議員の指名

日程第 2                      一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず浅井葉子議員、お願いします。

- 13番（浅井葉子君） 改めまして、おはようございます。

改選後の初議会となります3月議会に当たりまして、1番に一般質問をさせていただく機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

私は、今回通告に基づきまして、公共施設の耐震について5項目と近鉄佐古木駅の整備について質問をさせていただきます。

最初に、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちを目指し、震災に強いまちづくりが必要かと思い、質問させていただきます。

1項目めの市役所等の公共施設の耐震化率について質問いたします。

公共施設の地震対策については、災害対策活動の拠点や避難所となる施設、ライフライン関係の施設、あるいは多数の市民が利用する施設、そういう施設の耐震化を進めることにより、地震発生時による人命への重大な被害や市民生活への深刻な被害を抑制することができると思います。多方面にわたっておりますが、弥富市内において、公共施設全般にわたって今まで行われた耐震診断と耐震化の進捗状況はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

- 管財課長（渡辺安彦君） おはようございます。

それでは、浅井議員の質問にお答えをさせていただきます。

市役所本庁舎は昭和41年の建築、2,780平米であり、その後、昭和60年に840平方メートルを増築しました。平成8年に行った耐震診断では、増築部分は、予想される東海地震などの大きな揺れに対して倒壊や崩壊の可能性が低いという結果が出ておりますが、面積で7割を

占めるもとからの庁舎は、倒壊または崩壊する危険性があるという診断結果が出ております。

耐震化率につきましては、学校、保育所、児童館を除くその他の公共施設につきまして、24施設29棟のうち、市役所を初め9棟が耐震化されておられません。率にして68.9%ということになります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それでは、児童課所管の公共施設についてお答え申し上げます。

現在、保育所9カ所、児童館5カ所、のびのび園が1カ所、子育て支援センターが1カ所、児童クラブが7カ所の計23カ所でそれぞれ事業を行っております。耐震診断の調査は、昭和56年以前の建物についてすべて調査しておりますが、いずれの施設につきましても耐震判定は指標値以上のため、耐震性を有しているという結果が出ておりますので、児童課所管の施設については耐震化率は100%オーケーということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） それでは、学校施設等の関係につきましてお答えいたしたいと思います。

学校施設の耐震化率でございますが、今年度末で62.2%。この62.2%の中には、今回の弥富中学校の移転・改築の分も含まれております。平成20年度に弥生小学校北校舎と、それから桜小学校の北校舎及び白鳥小学校の屋内運動場の耐震補強工事を予定しておりますので、平成20年度末の耐震化率は70.5%になる予定でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 各方面にわたって今お話をお聞きさせていただいたんですけど、とても今全体に筆記することができないもんです。各課にわたりまして耐震調査をされた耐震化率とか、そういうものを一度、表などにしてお示しがいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 公共施設の耐震性の公開につきましては、各施設管理者において公開とまでは言えませんがオープンにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

表につきましては、よその市町村はインターネットのホームページで公開をしているところもありまして、それを参考に、今後何らかの方法で公開をしていきたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 今お聞きさせていただきますと、児童課担当のところは耐震化率はオーケーということで、教育も徐々に進めておっていただくということなんですけど、今後の取り組みは計画をもって行っていただきたいと思います。

先ほどのお話の中にありました公共施設の中でも最も災害対策の拠点となる市役所の庁舎

について、再度お尋ねをさせていただきます。

先ほどから言っておりますように、災害の対策本部や災害応急対策の指揮をとったり、情報伝達活動を行う拠点として、大変この庁舎は重要な役割を持つところだと思います。今年度設置を予定されてみえます同報無線についても、この庁舎に無線の拠点を置かれるようなお話をお聞きしました。弥富のこの庁舎は、弥富市の本当に心臓部分だと私は思っております。愛知県庁においても、西庁舎の耐震工事も終了して、現在本庁の耐震化が進んでおると聞いております。今、この弥富庁舎にそのような防災拠点的なものを置かれるというお話なんですけど、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 市役所の庁舎の防災拠点としての考え方でございますが、この件につきましては、旧弥富町の時代に弥富中学校の耐震の協議がなされておりますが、そのときに弥富中学校の建設とあわせて、市庁舎の建設も協議をされております。当時の議会で学校をまず優先させるべきだというような結論になりまして、弥富中学校がこのほど完成をしたということでございます。今後につきましては、この議会でも提案させていただいておりますが、公共施設の整備基金を設置いたしまして、その基金をもとに対応をしていくということになると思います。

無線等の拠点のことにつきましては、確かに庁舎につきましては耐震性に問題があるということでございますので、これまでもいろんな協議をしておりますが、十四山支所の方にこちらと同じような設備を持っております。そういうことの中で、万一の場合につきましては、支所においても補助的な施設というようなことで位置づけをしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 私は、万が一というわけではなく、最初から耐震性をクリアしておる十四山支所の方に防災拠点を置かれた方が、いざ災害となったときに、こちらがつぶれたら十四山の方で対応しますとか、そういう問題じゃなく、まず防災の拠点ということを十四山の支所の方に置かれた方がいいんじゃないかと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 確かに、耐震性という問題から見ますと、その方が安全性は高いと思います。しかし、現在事務をとる機能としては、この市役所の庁舎の方にすべてございますので、事務の効率化等いろんな面から考えて、まずこちらの方で整備をしていくのが一番いろんな面で効率的な仕事に対応できるというように考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 市長にお尋ねをいたします。

行政改革という方面も取り組んでおっていただくとと思います。やはり防災安全の一番拠点というものを、事務の効率化のみにとらわれずに、私といたしましては、本当に災害が起こったときに機能するということが弥富市としての安心・安全を守ることだと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

浅井議員の御質問にお答えする前に、私の方から一言御報告をさせていただきます。

過日３月７日に教育委員として同意いただきました大木博雄氏が、その当日３月７日に教育委員会の方で教育長という任命をいただき、３月８日付で教育長として任命されております。そして、きょう本会議に御出席いただいておりますということをまずもって御報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今の浅井議員の防災関連に対する御質問でございますが、まず前提といたしまして、安心・安全のまちづくりをするということは、行政に携わる者として、また議会の皆さんにおいても最重要課題だということをおねがひ申し上げました。そうした中において、防災の拠点をどこに置くかということにつきましては、先ほど総務部長が答弁をしたとおりでございます。やはり人であるとか物であるとか、そういったような効率を最大限考えなくては行けない。しかし、本丸が、いわゆる本庁が耐震性にすぐれていないということにつきましては、技術的なことを考えながら、その防災拠点のつくり方を業者とともに考えていくということをおねがひ申し上げていきたいというふうに思っております。そしてなおかつ、そのサブシステムとして十四山支所というものを有効に活用していきたいということをおねがひ申し上げますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 市長もサブシステムと言っておってくださるんですけども、壊れてからでは機能しないというふうに私は考えておりますので、ぜひとも前向きに考えていただいて、弥富市の安心・安全を勝ち取るためにも改革を進めていっていただきたいと思っております。

それと、先ほど申された小学校、中学校、保育所などの施設というものを前提に考えて、弥富中学校の建設ということで庁舎の方の整備がおくられてきておるというわけでございますが、基金を積んでいただいて、果たしていつぐらいの予定をしておみえでしょうか。この７割近くが倒壊する可能性があるという現状を踏まえた上で、今年度から基金を積みますということなんですけど、本当に東海・東南海が叫ばれておる時期でございますが、計画的にはどのような計画を立ててみえますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますが、公共施設整備はまだまだいろいろございまして、御指摘のような庁舎が先回の、先ほどお話がありましたように、弥富中学校のときに皆さん方に御議論いただきまして、最優先は中学校、役場はその次にしようということで御意見をいただいたわけでございます。そういった中で、今日、耐震等をすべてチェックさせていただいた結果、今お話がありましたように、まだ中学校も今後の中で70%ということでございまして、保育所の問題もまだ木造が2ヵ所あるというようなことも踏まえて、また特定の小学校のマンモス化という問題も控えております。そういったことをいろいろ考えてみますと、非常に膨大な今後の設備投資費が必要ということでございまして、本年度から公共施設の整備基金としまして、とりあえず1年を枠とした場合でございますが、できれば、非常に厳しい財政状況ではございますけれども、1年に何とか3億円ぐらいをトータルの中で目標として進んでいきたいなあということは考えておるわけでございます。そうした中で、5年を経過すると15億ということでございますが、いずれにしましても、やはり45億から50億ぐらい必要な状況でございます、愛知県下の最近の庁舎を見てみますと。人口等を含めて。そういったことを考えてみますと、この計画が、いつすべて災害につきまして対応をとれる施設になるかということでとらえますと、ちょっと先はございますけれども、なるべく早いところ、特に重要なところから順次整備をしまいたいと、このように考えておりますので、今、何年ということについてはちょっとお答えできない状況でございますが、また議員の皆様方といろいろ御相談申し上げ、対応をとってまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 副市長から今お答えをいただきました。

小学校、中学校、保育所などの施設は、どれをとっても弥富市を担う大切な子供さんたちが勉強や運動をする施設ですので、耐震工事を早くしていただかなくてはならないと私も思っております。

それと同時に、弥富市の拠点となる庁舎の耐震工事、また危険であれば対策をとっていただかなくては、市民の皆さんが安心して生活ができないと思います。言葉だけの安心・安全のまちづくりでは私はいけないと考えております。年3億、40億から50億という気が遠くなるような年月を要することでございますので、ぜひとも努力していただいて、早期に住民の皆さんが安心して任せられる、そんな庁舎にしていだきたいということをお願いいたしておきます。

その中で公共施設の関連なんですけど、十四山東部小学校の北校舎の方は改築基金がおよそ1億1,300万ぐらいあると思いますが、今後の予定をお聞かせいただきたいと思います。危険ということで今使用はされていないと思いますが、どのような方向性で考えてみえますか、

お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） ただいまの浅井議員にお答えしたいと思います。

十四山東部小学校の北校舎改築基金、先ほど議員が言われましたとおり、1億1,300万円強となっております。今後につきましては、十四山東部小学校北校舎の改築が必要となった場合に、その基金を取り崩しをして建設に当たるということになると考えられます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 大まかなお答えで、必要となったときにというお話なんですけど、ちょっと弥富市内の各学校を見させていただいたり、お話を聞いたりすると、栄南小学校とか桜小学校などは総合学習の施設が設置されておると思いますが、そのような施設を、それとも必要となったときだと思うんですけど、必要となったときということに対して、どのような考えでしょうか。子供がふえたから入れなくなったときとか、それじゃなくて、より教育を充実させるために必要となったときか、余りにも大きく表現しておっていただくので、私としては内容が把握しかねるんですけど、もう一度お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） どうも失礼しました。

先ほどの改築が必要となった場合ということでございますが、教育委員会の方としましては、できるだけ早い時期、例えば22年度までに旧弥富地区の耐震化工事をするということでございますので、それにあわせるように、22年度までにはできるだけ補強工事をやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 改築基金1億1,300万ぐらいなんですけど、これは補強工事をされるんですか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 補強工事もございますが、十四山東部小学校の北校舎については、いずれ今の校舎の改築、要するに先ほど議員が言われました総合学習的なものと、それとあと人数がふえれば校舎等となりますが、校舎等以外のいろんな総合学習的なものになれば、そのときに中を改築する基金でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 補強から一転しまして総合学習の施設、私が申し上げた方に方向が変わったんですけど、ちょっと一転二転されると、本当に方向性はどのように考えてみえるか。改築基金ということですので、私としては、同じ市民の子供さんですもんで、総合学習

とか、そういう特別な教室とかをつくっていただくという方向で御返事が今いただけましたので、そういう方向を希望して、また御返事いただいたとおりに進めていただくということをお約束がいただきたいと思います。もう一度、教育部次長お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 議員の、先ほど質問のあったように、できるだけその方向でいきたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 就任されたばかりの教育長、今、次長がそのようなお話なんですけど、教育委員会という方向から考えまして、今お答えしていただいた総合学習特別教室等の校舎を改築して、そういう施設をつくるという方向でよろしいでしょうか、再度確認いたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） 最終的な方針につきましては、教育委員会の中でさらに協議をさせていただいて決定させていただきますので、ここで最終的な結論ということについては控えさせていただきます、こう思います。

〔6番佐藤博君「目的は目的だがね。きちっとせないかん、目的は。方針はいいわ」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 私も今申し上げようと思っておりました。これは目的基金になっておりますもんで、あまり一転二転されないようお願いしたいと。同じ弥富市の子供さんでするので、平等に扱っていただく。必要となったときにやりますとか、そういうことは一切今後ないようによろしく願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

市内の橋梁の耐震について質問をさせていただきます。

先ほどから申し上げておるように、東海・東南海地震の逼迫性が指摘されております。被災時の円滑な救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧作業の支援など、道路と橋梁の果たす役割は大変重要となっております。新潟中越沖地震においても、耐震補強された橋梁では甚大な被害はないと聞いております。現在までの市内の橋梁の耐震の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。担当課長よりお願いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 市内の橋梁耐震対策の御質問でございますが、橋梁につきましては、今言われましたように、災害時における道路網を確保するために大変重要な役割を帯びております。平成18年度から主要幹線道路の15メートル以上の橋梁を最優先に実施しており、18年度には3橋、19年度には2橋、20年度、来年は坂中地橋、二ツ杓橋、筏大橋の3橋の耐

震対策を予定しております。また、平成21年度よりは15メートル以上の橋梁の点検を実施し、長寿命化修繕計画を作成したいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） ありがとうございます。

20年度に坂中地橋ということで、私もあそこの橋はいつも通っておりますが、少し真ん中が盛り上がっております。それで、橋の上でなかなか車のすれかわりもできないということで、なれておる者は手前でとまっておるんですけど、橋げたも大分曲がってしまっておるので、それと12トン以上は通行禁止と、そんなような指示もしてあります。今年度、そこを補強していただくということを今お聞きしましたので、ちょっと一安心をさせていただいております。早期に効果的に橋梁の工事が行われるようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

1項目めで管財課長さんの方からちょっとお話が出ておりますが、公共施設の耐震性の公開について質問させていただきます。

弥富市として今年度も耐震工事が、先ほど教育の方からもお話をいただいたように、小学校費の予算の中に入っております。特に学校、保育所、公共施設は、日常的に子供たちや市民の皆様が大変多く利用されておる施設でございます。災害時に避難所となる公共施設は地震に対して本当に安全なのか、市民の皆様は建物の安全性に不安を抱いておみえだと思えます。先ほど申されたように、東海市では公共施設の耐震化状況を耐震診断に基づいてホームページで公開いたしております。この診断結果をもとにして、耐震指標値の低い施設から計画的に耐震化を図っていきまると、その東海市のホームページには書いてあります。市民の災害への不安は大きく、屋内運動場を初めとする避難所の公共施設の整備は緊急な課題となっております。先ほどから何度も申し上げておることでございます。弥富市として、公共施設の耐震性と市内三十数ヵ所ある避難所の耐震性の公開、先ほど「やっていきたいと思います」というお話だったんですけど、もう少し具体的にお知らせがいただきたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 先ほどもお答えさせていただきましたように、何らかの方法で公開をしていきたいと考えておりますが、東海市、それから愛知県も公開をしておりまして、その辺をよく勉強させていただいて、どんな方法で公開させていただくかというのはちょっと勉強させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 先ほど申し上げましたように、東海市はホームページで公開しております。ホームページに限らず、広報で公開するとか、愛知県はどのような方向でやってみえるか、いろいろな方向をとっておっていただきたいと思います。やはり市民の皆様が安心し

て公共施設を利用できるよう、また避難ができるよう、耐震性について積極的に公開をしていただくことが必要かと思いますので、お願いをいたします。

4項目めに入らせていただきます。公共施設の家具、書庫の転倒防止についてお伺いをいたします。

弥富市のホームページ、これは防災安全課の担当だと思いますけど、家具の転倒防止対策としてホームページにいろいろ注意書きが掲げられております。地震の場合、家具が倒れると逃げ道をふさがれ、震度7の地域では家具が転倒して部屋全体に散乱し、冷蔵庫やピアノは移動して、テレビや電子レンジは空を飛ぶような、そんな日常では考えられない現象も確認されたと弥富市のホームページに掲載されております。その中で、L形金具で固定とか、積み重ね家具は上下を連結するとか、いろいろ説明をしていただいております。各家庭でも、そういうホームページ、また広報等で防災知識の一環として取り組んでおっぴみえる家庭が多くあると私は信じております。そういうホームページで市民の皆さんにいろいろ啓発してみえる。果たして弥富市の公共施設の、例えば学校、図書館、庁舎の事務所、いろいろな昔からの大切なものが保管してある民俗資料館、それとお年寄りが多く利用される福祉施設、そういうところの家具、書庫について、転倒防止対策、また点検ということは行っておみえでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 市役所における家具、書庫等の転倒防止策は、一部でこうした部分があります。また、最近建築されたものは、つくりつけ家具等が設置してあるところもあります。ですが、部分的にできていない部分もありまして、今後早急に対策を講じていかなければならないと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） それでは、学校関係に対する転倒防止策としましては、倒れたり落下して子供たちに危険を及ぼす可能性のある靴箱、それからロッカー、テレビなどに耐震パッドや金具を取りつけるよう各学校に指導するとともに、市としましても購入し、配付をしております。今後も、子供たちが安心して学校生活が送れるように進めていきたいと考えております。

また、図書館の棚につきましては備えつけでございますので安全というのもありますが、今後、落ち度がないように一度点検・調査させていただいて、安心できるように考慮していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それでは、児童課所管のことについてお答え申し上げます。

保育所では保育室など常時子供さんを保育しておりますが、そういったところの保育室に

においては、できるだけ背の高い家具等は置かないようにし、どうしてもロッカー等、背の高いものについては、上にものを載せないように日ごろより配慮しているところでございます。また、特に危険な家具については、先ほど議員さんがおっしゃられたようなＬ型の転倒防止用金具を取りつけられるところは取りつけるように努めているところでございます。特に危険なピアノ等の重量物につきましては、転倒や移動防止用の足どめ対策を実施しておるところでございます。いずれにしましても、それぞれの施設におきまして防火管理者を選任しておりますので、地震で当然火災の発生も想定されることもございますので、再度施設の点検を実施し、安全の確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） それでは、福祉施設関係３ヵ所の御説明を申し上げます。

十四山の総合福祉センター、また弥富の総合福祉センターいこいの里等でございますけれども、家具等についてはほとんど備えつけでございます。また、事務所における備品等についてはほとんど低床でございますけれども、テレビ等の比較的転倒する可能性があるものについてはこれから安全対策を講じてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 各課にわたって、また各部にわたって回答をいただきました。

やはりそういう警鐘を鳴らすということが今後の災害を少しでも減らすことができると思いますので、ぜひ今後とも取り組んでいていただきたいと思います。

５項目めの質問に入らせていただきます。

旧十四山村の産業会館の今後の方向性について、お伺いをいたします。

危険な建物として使用を禁止されましてから２年以上たっております。隣接しております東部小学校は、コミュニティーの行事で運動場も多く使うと思います。今、車社会の現状からいいますと、駐車スペースも狭く、大変危険な状態となっております。今後の産業会館の方向性をお尋ねさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 旧十四山村産業会館は耐震構造ではなく、また十四山地区公共施設活用検討委員会でも意見が出されておまして、現在、取り壊しの方向で考えております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 今お答えいただいたように取り壊しの方向ということでございますので、危険な建物は早いところ取り壊しをしていただいて、今後、産業会館の跡地の有効な利用を考えていただきたいと思います。

先ほどのお話、ちょっと出ておりましたが、産業会館と同じように、十四山地区の公共施設について検討委員会が開催されておるとおもいます。ここにちょっと新聞を持っておりますけど、先日新聞に掲載されましたこちらの方の内容を読ませていただきますと、「十四山施設活用案まとまる」ということなんですけど、こちらの方は決定でしょうか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

十四山地区公共施設の検討委員会でございますけれども、この委員会は過去４回ほど実施をさせていただいております。十四山地区の有識者を中心といたしまして、戸谷委員長ほか20名の方で構成をさせていただいております。さまざまな公共施設に対しまして、今後の利用方法というものを御意見いただいておりますところでございます。まだ今現在は、それぞれの施設におきまして御意見をいただいておりますところございまして、すべてのことに対して最終的な決定を見ているということではございません。しかし、部分的におきましては、それぞれの施設の中においては方向性が定まっているという物件もございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 十四山地区のそれぞれの団体の有識者の方に御意見をいただいて取りまとめをしておっていただく、本当にいいことだと私は思います。それぞれの分野で発言をされ、旧十四山村の施設について有効に活用していけるということを発言して、またそれを行政の方で酌みとっておっていただくということは本当にいいことだと私は思います。

議会の方への内容の報告はいつしていただけますでしょうか。といいますのは、私どもは、旧十四山村の公共施設の利用の方向のことは合併によって起こってきておることだと思っております。合併協議会で今後の取り組みについて調整項目とか、いろいろ上げてあると思います。私どもも合併協議会に参加して、今後の施設のあり方について、いろいろ住民の方々からも説明を求められております。そういう面において、新聞での報道のみというのが今の現状となっております。議会への内容の報告は、いつしていただけますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 浅井議員にお答え申し上げます。

先ほどもお話ししましたように、今現在は公共施設の検討委員会の中でさまざまな公共施設について討議をしている最中でございます。また、委員長ともよく協議させていただきながら、議会の方には御報告させていただきます。

なお、マスコミ等におけるああいう記事の、ある意味では私どもとしてはすっぱ抜きというふうに理解するわけでございますが、そういった形のもので、私ども行政の者はマスコミ

の記者に対して一々そういうことを報告したわけではございませんので、あしからず御理解を賜りたいと思います。あくまでも新聞記者の独断の考え方で記事にしているというふうに御理解ください。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） メディアですので、どうしても私どもはそれを見させていただいて、一住民の方々がこういうふうになったのと言われたときに、いやまだ議会では報告はいただいておりますと、それを申し上げるのみしか今の状況ではできないと思います。

反対に、私どもも合併協議会に参加して、今後の旧十四山村の公共施設のあり方については、いろいろ合併協議会でも検討を進めてきたわけでございます。十四山地区の議員としてとか、議会として、そのような公共施設の今後の取り組みについて意見を述べさせていただく機会は与えていただけますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共施設の検討委員会におきましてオブザーバーで御参加いただけるということもございますので、これは委員長判断ではございますけれども、そういった形でまた御意見等をお聞かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 前向きなお答えをいただきました。やはり合併協議会に参加して、今後の旧十四山村の施設をどのように使っていくか、皆さんの御意見をお聞きすることもありますし、やはり議員として発言していくことも必要かと思っておりますので、市長の前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。ぜひとも委員長の方に申し出て、そのような体制ができ上がることを期待いたしております。

2件目の質問に入らせていただきます。

近鉄佐古木駅の整備で、市営の無料の駐輪場の設置について伺いをいたします。

現在、佐古木の駅の周辺には駐輪が目立ち、歩行者や車の妨げになっております。道路まで自転車をはみ出したり、車が通るのに困難なばかりか、歩行者の安全な通行を妨げることもあると伺います。つい最近、南口の自転車預かりも閉鎖され、駐車場に変わられたとのお話をお聞きしました。そういうことが原因とは申しませんが、偶然とめてあった自転車が山積みになってしまったということもお聞きしました。高校生の娘さんが学校から帰ってきたら自転車が山積みになっておって、その一番下にあった。お父さん、自転車が一番下だからなかなか出すこともできんといって家に電話をされ、親さんが出かけて下から引っ張り出して帰ってみえたということもお聞きしました。佐古木の駅に無料の市営の駐輪場を設置される考えはありませんか、お尋ねをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。
- 都市計画課長（伊藤敏之君） 近鉄佐古木駅関連の整備事業につきましては、平成元年度から平成3年度までにかけて整備がなされております。御指摘の市営による無料駐輪場の設置の御要望でございますが、近鉄佐古木駅関連の整備事業の際に、有料ではございますが、屋根つきの駐輪場が整備されてございます。駅の南側に100台、北側が400台の自転車が収容できる施設と、民間でも数軒の自転車預かり所がございます。調査資料、パーソントリップ調査でございますが、近鉄佐古木駅の自転車の利用数は約380台でございます。十分収容可能な状況でございますので、現段階では駐輪場の設置は考えておりません。しかし、議員御指摘の現状につきまして、駐輪場の近くにとめられる方が非常に多くあり、多くの自転車が駐輪場からはみ出した形となっておりますので、これは近鉄の敷地の中がほとんどでございます。改善できるよう関係機関に要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。
- 13番（浅井葉子君） 現在、近鉄弥富駅には無料の駐輪場を設置して、自転車の整理を担当される方も配置してみえると思います。私としては、やはり弥富市の自転車駐輪条例というものにのっとって、同じような体制を佐古木の駅にもお願いしたい、そのように要望させていただき、先ほど課長が申されたように、少しでも自転車の無断の駐車で交通の妨げとか歩行者の安全とかが妨げられることのないように、各関係機関にしっかりと要望していただくということが必要かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（黒宮喜四美君） 1時間近くなりますので、暫時休憩をします。再開は11時5分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に安井光子議員、お願いします。
- 15番（安井光子君） 皆さん、こんにちは。安井でございます。
私は、通告に従いまして3点について質問をさせていただきます。
まず1点目、十四山保健センターの存続についてでございます。
十四山地区の住民の皆さんの意思を、私は過去3回にわたってお尋ねをしてみました。
まず1回目は昨年6月、乳幼児を持つ保護者の方へのアンケートの結果では、97%の方が「保健センターは存続してほしい」「母子保健は十四山の保健センターでやってほしい」とい

う御意見でした。2回目は昨年の11月、全住民の方を対象に住民アンケートをお配りして、その結果は76%の方が「十四山の保健センターを存続してほしい」、こういう御意見でした。3度目、ことしですが、保健センターの存続を求める要望署名、これは若いお母さんたちの発案で取り組みました。その結果、1,131筆、有権者の約2割に当たる署名が自主的に寄せられました。住民のこの署名の重み、また住民の強い願いがあらわれているのではないのでしょうか。この要望署名は、住民の代表者とともに、3回に分けて市長のもとにお届けしておりますが、この署名の重み、住民の強い願い、地方自治法の本旨から見て市長はどのように受けとめておられますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井光子議員にお答え申し上げます。

先ほど十四山保健センターの存続についてという中で、過去の議会での議員からの御質問、あるいは今現在での十四山公共施設の委員会等における質疑、そして今回1,131名の署名をいただいたわけですが、この市民の声というのは非常に大きな声というふうに受けとめております。しかしながら、今、委員会の方で、さまざまな形で皆さんの方から御協議をいただいておりますが、そういった中で今現在の方向性としては、この存続については一応旧弥富町の保健センターで統括していこうという考えを今現在のところは持っている次第でございます。皆さんの民意については非常に大きなものであるということを受けとめさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 次の問題に移ります。十四山保健センターの位置づけと、その役割について質問をさせていただきます。

昭和62年、十四山の保健センターが開設されました。保健師さんや職員の皆さんなどの御努力で、住民の命を守り、健康づくりの拠点として住民に愛され、親しまれ、頼りにされてきました。この歴史の重みが、また十四山を合併によってさびれさせないという住民の思い、何としても十四山の保健センターは残してほしい、こういう強い願いになっていると私は考えます。

まず一つ目、十四山公共施設有効活用検討委員会で十四山支所などの位置づけは、東部・南部地区市民センターとしての機能を持たせるとしてあります。保健センターも十四山だけではなく、鍋田地域、そして佐古木地域の方に御利用いただけるようにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問についてでございますが、現実のところにおきましては、弥富市の方ですべて健診とか乳幼児の予防接種は行わせていただいております。

それで、参考までに少し調査をしましたところを報告させていただきたいと思います。

今、弥富市の乳幼児の人口が400人余りです。そのうち十四山地区の方だけですと10分の1ほどになります、乳幼児の数が。そうすると40人程度になるわけで、それであと栄南地区、あるいは佐古木地区、佐古木の中でも、いわゆる白鳥の中の佐古木といったらかなり限られてきます。そうしたことを含めた場合ですと、まだまだ人数的には少なく、全体の中で4分の1、あるいは5分の1程度になるわけです。そうした中でセンター機能ということは、ちょっとまだ議論の中では煮詰まっている部分ではございませんでして、そのあたりのところを入れたところでも、費用対効果でいくとかなり厳しい状況かというふうに理解はしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 今、費用対効果と言われたんですが、保健センターの役割から見まして、やはり人数が栄南、佐古木地区を入れると4分の1ないし5分の1ということでございまして、費用対効果を考えたらちょっと難しいようなお答えでございましたが、一度、栄南地区、それから大藤地区、佐古木地区、佐古木地域白鳥も含めた場合、そういう方々とお話し合いをしていただく。そして、どうするか御検討いただくということも私は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、次の問題もあわせて質問をさせていただきます。

新年度から2012年度までの弥富市健康増進計画、特定健診実施計画、生涯健康のまちづくりが作成され、私どももいただきました。市民すべてが元気で生き生き暮らせるまちづくりを目指すのであれば、保健センターをなくすのは、その趣旨に逆行するのではないのでしょうか。住民の中にどっかりと位置づけて、健康づくりの拠点として発展させていくのが地方自治体の役割ではないかと思います。

以上の2点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 1点目の内容につきましてですが、今すぐそのことについて検討委員会を設けるかどうかについては即答できることではなくて、検討委員会の方も開いておりますし、そちらとの関係もあるかと思いますが、まず健康推進課の私の立場でそのように回答させていただきます。

それから2点目の、健康増進計画を議員の皆さんのところに配らせていただいたわけですが、基本的に保健事業のさらなる推進のことを考えながら、そのための計画書ということで作成しております。今、弥富の保健センターが基本的にセンター機能ということでさせていただいてまして、そこで充実した保健事業をさせていただくこと、また保健師が地域に出向くことも含めながら考えていくと、弥富市の今のエリアの面積、あるいは人口、あるいは

そこまで来ていただく距離的なことを考えれば、弥富市保健センターがセンター機能という位置づけで決して事業が低下するものでないと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） まず、一つ目の問題でございます。鍋田地区や佐古木地域の方にも御利用いただけるようにしてはどうか。ここでの御検討については、市長の方からお答えいただきたいと思います。

それから、弥富保健センターがセンター的な機能を十分果たせるというお話でございましたが、鍋田の方の方もそうだと思うんですが、十四山でも、若い方もそうですが、弥富の保健センターに来ると駐車場は狭い、込み合う、そして順番取りに1時間も前から、おばあちゃんなんかも来て順番取りに待っている、こういう事態。それから、お年寄りの方は、がん検診とかいろんな申し込みが今までは十四山の保健センターでできました。保健センターがなくなると、足がない方も自転車を踏んで弥富の保健センターまで行くのは本当につらいわなあという声をたくさんいただいております。だから、保健センター、中心はセンター機能を果たしていただき、あと支所のような形で十四山の保健センターも残していただいて、規模は縮小したとしても、地域の住民の健康を守っていくという役割を持たせるべきではないかと私は考えます。ぜひお答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

私どもは、すべての施設を費用対効果という物差しだけで、その施設の価値観をはかっているわけではございません。その建物がいかに利用されているか、あるいは今後どういう形の中で改善していったら、より多くの市民の皆様に御利用いただけるかという物差しの中でいろんな御意見を今、公共施設の委員会の方でいただいているということでございます。今後におきましても、このような委員会での貴重な御意見を参考にさせていただきながら、方向性を私どもとしては決めていかなきゃいかんというふうに思っております。決して保健センターを費用対効果だけではなくて、後ほど御質問があるかもしれませんが、私どもとしては現在の十四山地区における不足している子供さんに対する児童館の問題であるとか、あるいは子育て支援センターという形であの保健センターを再活用していくということを考えながら委員会の方にも臨んでいるわけでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 次の問題に移ります。十四山公共施設有効活用検討委員会の検討結果と法制上の手続について質問をいたします。

検討委員会では、十四山保健センターは、今市長が言われましたように弥富市の保健セン

ターに一本化し、児童館、特定健診事業、子育て支援センター、公民館活動「ちびっ子」として利用していくという検討結果が出されております。それで、ほかの施設に転用した場合の法制度上の手続はどうなりますでしょうか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の質問についてお答えをさせていただきます。

用途を変更していくということになりますと、一つにおきましては、弥富市保健センター条例の中に弥富市の十四山保健センターの文言が書かれております。その部分を改正していくことを議会でお諮りいただくということが、まず議会との関係であります。

それから、あと用途を変更していくに当たりまして、県に対して用途変更の手続をしていくことになります。それから、建設当時におきまして国庫・県費補助金をいただいております。それで用途変更の手続を国・県に対してやっていく義務というのがあります。特に変更したから補助金を返すとか、そういうことはございません。その後、児童館とか子育て支援センターを活用するための改修工事に取りかかるようになると考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 次に、お尋ねをいたします。

私は、検討委員会の傍聴にも1度参加させていただきました。この検討委員会の構成員は、市長の下部組織、または補助団体の責任者、市長は先ほど「有識者」と言われましたが、そういうメンバーで構成されております。検討委員会のメンバーの中からも存続の声が出たようではございますが、保健センターを廃止されることによって本当に困っている人たちの生の声が反映されにくい組織になっていること、これが問題ではないでしょうか。一般公募の人たちを検討委員会などには数人必ず入れるべきだ、そして御意見を聞くべきではないかと思います。なぜ入れなかったのか。そして、今後いろんな検討委員会も持たれると思いますが、必ず公募の委員を入れていただくことについて御質問をいたします。

次に、まとめて二つの問題についても一緒に御質問いたします。

初めに廃止ありきで、それを役職者ばかりの検討委員会で後押しするようなやり方は、市民のお役に立つ市政とならないのではないのでしょうか。住民の意向を尊重し、議論を重ねて、納得と合意の上で慎重に事を進めるべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。これが2点目です。

3点目は、条例の定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについては、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。地方自治法の244条の2では、このようになっております。これに基づいて議会の議決が行われると考えておりますが、

保健センターの問題は特に重要なものと位置づけられると考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

保健センターを今まで利用してみえる方に対して、そういった声を十分生かしていただきながら、不都合のないような形で、この保健センターの一本化を考えていきたいというふうには思っております。

それから、委員会のメンバーの中で公募による委員を選出すべきではないかということでございますが、これは一つの御意見でございますので、さまざまな委員会、あるいは検討協議会というものが今後もあるかと思えます。御参考にさせていただきながら、私どもとしては検討していきたいというふうに思っております。

最後の三つ目でございますが、条例の定めるものということでございますので、これはもちろんそのルールに従って議会の方の御議決をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 2点目の問題でございますが、住民の意向を尊重し、議論を重ねていただく、これはどういう形で住民の意向を尊重し、住民との議論をどのように重ねていただくのか。そして、納得と合意をどのように進めていただくのか、これをもっと具体的にお話してください。

それから3点目の問題ですが、地方自治法第244条の2で、保健センターの問題は特に重要なものと位置づけられると私は考えます。お聞きしたところによりますと、保育所の統廃合のときも、議員の3分の2以上の反対があった場合はこれをやめるということが適用されたと聞いておりますが、これについてお答えをもう一度いただきたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

先ほど2番目の項目で住民の声ということでございますが、その機会については、私どもは時間をつくって皆さんの声をお伺いすることについては、やぶさかではもちろんございませんので、またそういったことも住民の声を聞かせていただきたいと思いますと思っております。

それから、先ほどの施設の条例の件でございますが、先ほど話をしたとおりでございますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 3点目の問題ですが、3分の2以上の同意を得なければならない、これが特に重要なものと位置づけられるかどうか、この点の御判断はどうなっていますか、

もう一度確認したいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 地方自治法に特に重要な施設として条例で定めるということにつきましては、その条例の中にはっきりうたってあるわけです。つまり、弥富市の条例におきますと、学校設置条例、保育所条例につきましては、廃止する場合には3分の2以上の同意を得なければならないと条例の方にはっきりうたっています。保健センター条例に関しては、そういったものをうたってございませんので、地方自治法上の特に公な施設というとらえ方をしておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） そうしますと、重要なものの位置づけというのは、その個々の条例にうたってあるものに限ってということでございますか、判断は。

はい。じゃあ、次に移ります。

十四山保健センターを廃止する根拠、それから診療所としての機能を残す場合の経費についてお尋ねいたします。

廃止の根拠として、集中改革プランを踏まえた事務事業の効率化とか、十四山地区の保健センターの利用者が少ないので費用対効果の観点からと言われておりますが、市側の見解と公職者、各種団体者のみの検討委員会の検討結果で廃止の方向に進められては、住民の声や願いが無視されたと市民の方は考えるでしょう。この点について、先ほども市長は住民の声を聞くのはやぶさかではないと言われておりますが、どういう形で説明会を開くとか、具体的にお答えください。

それから次の問題です。

十四山保健センターで医業をする際にかかる経費は、維持管理費を除くと2,163万7,000円と試算をされておりますが、合併前の保健センターの機能を残した場合の試算ではないでしょうか。予防接種の医師を2人のところを1人にしたり、保健師、歯科衛生士や看護師など弥富の保健センターからの派遣も含めれば、経費は五、六割で済むのではないのでしょうか。診療所の機能を廃止するのではなく、愛西市のように今後の地域の情勢の変化もあるやもしれません。診療所としての機能を残していくこと、一部分はほかの用途に転用しても、この診療所としての機能を残していくことができないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現状につきまして、市民の皆様と、この利用方法についての時間を設けるということについてはやぶさかではございません。しかしながら、今、委員会の方で論議されておる廃止の方向についての根拠というものを、少し数字をもって担当課長の方から説明させていただき

ます。

- 議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（鯖戸善弘君） 根拠につきましてですが、基本的には先ほども少し触れました利用の状況でございます。そこが一つの根拠でございます、継続かどうかということにつきましては。その場合ですと、先ほどもお話しさせていただきました関係で、旧十四山地区におきましては、例えば2ヵ月に1回、予防接種とか健診を行った場合ですと10名程度の利用が想定されるということで、それと例えばその方がいろいろと御不便がありますでしょうが、弥富の方においでいただいた場合ですと、車の場合でしたら15分程度で大体来られる関係で、そのところを御理解いただいたとすると、今の問題が解決するということでございます。

それで、先ほども質問の方にありました弥富市保健センターが大変込み合うという中につきましても改善をしております、看板を設置するなどして、来られた方への駐車場を確保するというようなことも早速進めさせていただいております。

それから、また先ほどの質問のところにもありました受付とか診療するところが大変込むという話がございましたが、それにつきましても検討を重ねておりながら、来年度につきましても、同じ日に来てもらうんですが、時間差受け付けをして、それで滞りなく流れていくような対応を検討していくということも含めておりますし、いろんな検診とかにつきましても、受け付けとかについては従来どおりきちっとさせていただいておりますもので、よろしいかと思っています。

それから、もう1点目の質問で機能を残す内容につきましては、先ほど説明させていただいた総額では2,000万余りかかる中で、十四山地区の人数を対応したのにかかる医師の報酬、あるいは臨時職員をやはり配置する必要があると生じます。そういう部分におきましては、年間で500万円ほどかかるだろうと考えております。ただ、維持に関するところは除いてあります。

それから、若干施設として残すなり、専任の職員を配置することになるならば、1人当たり、すべて経費を含むと500万円ほど、2人ならば1,000万かかるという計算になるかと思えます。それで、先ほど安井議員が申されましたように、5割、6割、あるいは7割ぐらいの経費というふうに考えております、二千何百万の経費のうちの。

あと手続的なことでございますが、全面的にほかの児童施設として利用するのであれば、用地変更をして、その中には保健センター機能としての位置づけがなくなるならば、それは診療所としての機能を確保することはできない状況になると、そのように考えております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） 検討委員会の中で出されました2,100万円の経費が十四山の保健セン

ターを維持するとかかるという御説明がされたと思いますが、実際には5割、6割ぐらいで済むのではないかと。いろいろ工夫すれば、こういうことができるのではないかと。今お答えがあったと思います。

それで、診療所の機能をなくしてしまいますと、これから再開するには、また改めて国の方へ申請をしなければならないと思います。愛西市は、八開、立田は診療所としての機能を残して、年何回かのがん検診とか成人保健事業をやるということでございました。こういう形で弥富市はできないものかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 愛西市の場合について、若干補足的に私も聞いた部分を説明させていただきます。

実際、愛西市の場合ですと、がん検診のあたりは保健センターで行っていて、基本的には中心的機能は佐織の保健センターに担当課も置いて、それから補助的には旧の佐屋の保健センターになっておりまして、それで八開と立田の保健センターにつきましては、がん検診などはあそこは集団で行っておりますもんで、検診車が来て行うためには診療所としての機能を手放すと、その対応ができないのでというような説明を伺っております。日常的には、今まで予防接種を一部行っていましたが、特に検診業務などは行っていないということで確認はしております。ですもんで、合併と同時に佐織と佐屋の保健センター二つで、すべて乳幼児の健診なども行っているということは確認しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 十四山地区の住民の意向というのは、十四山保健センターをぜひ存続してほしい、この願いでございます。この願いが尊重されること、そして住民と議論する場を設けて、納得と合意のもとに事を進めていただきたい、これを強く要望しておきまして、次の問題に移ります。

桜小学校のマンモス化解消の早期実現についてでございます。

第4回の学校整備検討協議会の新たな提案について。

まず一つ目、検討協議会では教育委員会の検討として、ここ数年は子供がふえるが、10年、15年先の児童数の推移について判断するのは難しい。平成20年にプレハブ校舎を建設し、学校建設については何年か様子を見る。公共施設の予算を組んで、積み立てていく。そして、市の財政計画や今後の社会情勢を視野に入れ、慎重に対応していきたい、このような提案だったと思いますが、これで間違いはございませんか。これが一つ。

それから、提案の中に10年、15年先の児童数の推移を判断するのは難しいと言っておられますが、平成19年8月27日の全員協議会で、一般質問進捗状況報告書8ページでは、平島の児童数は現在557人だが、社会増も見て推計すると平成29年度には1.6倍、34年度には1,071

人と約2倍、20年後には1,274人、2.3倍になると予測されると報告がされております。これは何を根拠にこのように出されているのか、この二つについてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） 第5回の学校整備検討協議会で行われた内容については、今、議員の言われたとおりでよからうかと思えます。

それと、人口の推移につきましては、都市計画の方からいただいたデータをもとにして提案の方を出されたというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） そういたしますと、10年、15年先の児童数の推移を判断するのは難しい。こういう提案が出されたのでございますが、真剣に桜小学校の問題を考えますと、推計ではありますが出せるわけでございますよね。この点について、お答えをいただきたいと思えます。

それから次の問題です。

検討委員会が開かれました翌日の中日新聞では、検討協議会では提案のなかったプレハブ仮設校舎は6教室で、5年間計1億円程度で借り上げるというような新たな情報も報道されておりました。市民の方々からは、一体どうなっているのと驚きの声が上がっておりました。わかっていることはきちんと提案の中に入れるべきではないか。提案のときは出されなくて、新聞報道でそれが報道される。これは余りにも、検討委員会の委員さんも含めて、市民への誠実な態度と言えないのではないかと、私はこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） 第5回学校整備検討協議会の中で、プレハブにつきましては提案があったようであります。それで、プレハブ教室につきましては、新校舎建設を前提として市側に教育委員会としてはお願いすることになります。建設までに相当年数がかかりますので、少しでも教室の数をふやして、早く子供たちがゆったりとした教育環境の中で学習ができるように整えていきたいということを考えて、そういった提案がなされたというものでございまして、市側に建設をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 人口推計の関係でございますけれども、この地域は非常に平島を中心として区画整理が現在進められておまして、平成22年までかけて中区画整理組合は何とか整備したいという考え方を持っております。そういった未利用地等をいろいろ検討してみた結果、やはり我々としても市街化を整備して、市民の皆さん方に住んでいただくということを考えてみた場合、現在の規模といったものを考えてみると、そのような形の社会増になるだろうと。名古屋市に非常に近いということもあり、そのぐらいになるだろうと。

ただし、現在いろいろわさされております日本全国を考えてみますと、非常に人口が今後どんどん減っていくという状況もあります。だから、この地域の特有の状況等を考えてみた場合に、すべて未利用地が利用されるような形になった場合のことと、それから日本全体の人口の減少というものと逆行したものを考慮した場合に、果たしてどこまでいくかという問題はあるでしょう。しかし、私どもとしては、今の地域の開発の状況の中でそのような推測をさせていただいておるということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） ささいなことかもしれませんが、プレハブの校舎については提案がございました。しかし、6教室とか、5年間で1億円で借り上げるとか、こういう提案は私も傍聴しておりましたが、ございませんでした。今後ですが、きちんとわかっていることは提案の中に入れるべきだと要望をしておきます。

次の問題に移ります。

桜小学校のマンモス化解消に伴うアンケート調査の結果と、新たな提案の整合性について質問をいたします。

アンケート調査の結果では、影響の大きい東西平島地区、十四山西部地区では過半数の方が第2桜小学校の建設をとという御意見でございました。しかし、教育委員会の提案では新たな第3の提案とともとれるもので、5年間はプレハブ教室でのいいで、その後考えましよう。というのは、市や教育委員会は桜小学校のマンモス化の解消について本当に真剣に考えているのか。先生や子供たち、保護者の立場に立ったら待ったなしの緊急課題であるのにと、怒りの声さえも上がっております。なぜこういう提案になったのか、一つは、きちんと御説明をいただきたいと思います。

二つ目には、その後の質問でも出しておりますが、5番目の問題もあわせてお尋ねいたします。

5年間、プレハブ教室はふやして授業はできたとしても、1時間目から親の同意をとってプールに子供を入れなくちゃいけないとか、体育館・運動場は手狭である問題、それから運動会や学習発表会などにも支障が出ている問題、午前と午後、クラスを分けて行事を行わないといけないこと、先生の事務などの過重負担、先生と児童の触れ合いが希薄になり起こってくるさまざまな問題、ここでは具体的は申しませんが、地域の方はよく御存じだと思います。この緊急性を要し重要な問題の内容について一切触れられておりません。検討されたのかされなかったのか、お答えを下さい。教育委員会として、また市として検討されたのかされなかったのか、お答えください。それはなぜなのでしょう。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） まず、アンケート調査の結果でございますが、東平島地区を十四山

西部小学校区に学区変更する案に賛成の方は全体の中で39.4%、それから桜小学校を分離し、第2桜小学校建設に賛成の方は全体で49.1%という結果でございました。したがって、その結果を踏まえて、市長の施政方針にありましたように、新校舎建設を前提として市側にお願いをしていくといったような考え方でございます。

それと、今のプレハブ校舎の関係でございますが、今言いましたように、プレハブ校舎を建ててそれで終わりということではございませんので、新校舎建設を前提とさせていただいております。

それと、そのプレハブでうまくできるかというお話でございますが、確かにプレハブ校舎を建設しても、プールや体育館での過密に対応するかどうかという、きちんと対応できるとは限りませんが、しかし特別教室がないことにより、多様な教育活動を行いにくいという現状の方が問題があると考え、プレハブ校舎の建設をお願いしたということでございます。

それと、水泳とか体育館の問題でございますけれども、水泳の授業数はさほど多くはございませんし、学級ごとではなく、学年で対応させていただいております。回数は十分確保できていると考えておりますし、体育館についても、運動場は広さが十分ございますので、雨天でさえなければ、あまり不便は感じないのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） ごめんなさい、聞き漏らしたんですが、39.4%、49.1%のアンケートの結果でございますが、私の認識では、東西平島地区におきましては過半数以上の方が第2桜の建設について賛成という御意見だったと思うんですが、この点どうでしょうか。

それからプールにつきましても、朝早い、水温が低い時間から順番に入れていかないといけない。それで親の同意書もとっていると、こういう問題もございます。運動場は十分対応している。見たところ、だれが見ても、やはり狭いのではないかと。それから、交通の問題もございます。先生や父兄が登下校に子供さんを誘導されておりますよね。そういう全般的な教育環境のことを考えますと、一日も早い新校の建設というのが必要ではないかと、私はこのように考えておりますが、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） まずアンケートの関係ですが、このパーセントは十四山、平島を全部合わせた数字の中の率でございます。したがって、学区変更に賛成の方が39.4、それから分離をして第2桜建設に賛成の方が全体の49.1という格好でございます。

それと、プールの関係でございますが、プレハブを建てたからプールということには影響はなく、先ほどお話しさせていただきましたように、教育委員会としましては、市側に新校舎建設を前提とした上でのお話でございますので、例えばプレハブを建てた建てないこと

によってプールには特に影響はないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 私も、そんな意味で言っているのではございません。教育内容の点についても検討をされているのかどうかを質問したのでございます。時間の関係もありますので、次の問題に移ります。

第2 桜小学校の建設と今後の計画について。

市長は施政方針の中で、学校施設の整備は桜小学校マンモス化解消を図るため、新校舎建設を前提とし、その緊急性、計画性を考え、教育委員会とともにその解決に当たりますと言われております。その緊急性、計画性を具体的にどう考えておられるのか。また、市と教育委員会の検討協議会に出された案とは少し隔たりがあるようにも思われるんですが、市長は新校舎建設を実際に具体的にどのように進められようとしているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

先回の第5回の学校整備検討協議会の中で、教育委員会の方からその緊急性に対するプレハブ校舎の問題が起きました。そういった中で、さまざまな計画を今後組んでいかなきゃいかんわけでございますが、そういった中で少し翌日に記事が出てしまったということに対しては、率直におわびを申し上げていきたいとまず思います。

しかし、私が施政方針で述べたとおりでございます。桜小学校のマンモス化をいち早く学校環境を是正していかなきゃいかんということにおいて、新校建設を前提にいたしながら、しっかりとこれからその計画に基づいて準備を進めていくということでございます。あえて申し添えさせていただくならば、この学校整備検討協議会は平成12年から発足されておるわけでございます。そして、第4回目の平成14年6月におきましては、桜小学校のマンモス化の解消は最重要課題だというふうにも記事として残っておるわけでございます。少しその計画がおくれてしまったということでございます。いずれにいたしましても、学校の環境整備をするという前提の中に、その計画、一番大事なのは財政計画でございますけれども、そういうことをきちっと立てながら新校建設に向けていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 例えば、補助金の問題では県との話し合いをいつから始めていくのか。それから、具体的に財政計画、その他、いつから始めていかれるのか、この点について具体的にお答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

施政方針で私がそういうお話をさせていただいた以上は、その計画に基づきましてすぐにスケジュール化をしていきたい。県の方に、あるいは国の方に働きかけて、この問題についての解消を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

また、先ほどから出ておりますように、公共設備の基金というものもつくっております。これは平成19年の補正でございますけれども、そういった中で基金を積み上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 最後の問題です。

学校給食を民間委託から市の直営にという問題でございます。

昨年の12月議会で、三宮議員がこの問題で一般質問をいたしました。ことしの2月8日、衆議院の予算委員会で日本共産党の志位委員長が派遣労働と雇用の問題について発言をし、大反響を呼んでおります。今、若者や女性、中高年の方々が、派遣、請負、パートなど使い捨て労働のもとで低賃金・無権利に苦しみ、知識や技能を身につけること、結婚や子育てもできずに将来に希望が持てない状況でございます。首相も、中・長期的に見た場合、そうした雇用は好ましくないと答えております。

今、日本じゅうの雇用の見直しが始まっております。しかし、弥富市の学校給食は、国の行革、市の集中改革プラン等に基づき民間委託が拡大し、新年度から北中が委託とされ、市の直営では桜、弥生小学校のみでございます。市の方向は自治体として逆行しているのではないか、私はこのように考えております。

それで、まず第1に、市が民間業者へ支払っている調理業務委託料、これは平成20年度での予算では7,200万円となっております。学校別に委託料の明細と仕様書を議会に出していただきたいと思えます。いかがでしょうか。これが1点目でございます。

2点目、市が委託している民間の調理員さんの実態について、市はどのような把握をしておられるでしょうか。例えば、調理員の責任者の方は各学校に1人はおられると思うんですが、1年間の契約社員がほとんどで、時給幾らの賃金です。8時間以上働いても、社会保険料等を差し引かれると15万円前後、ボーナスは夏・冬合わせると2万円ずつで4万円です。退職金もありません。ほとんどの人がパート労働者で時給750円から770円、1ヵ月働いても10万円にもなりません。大変厳しい労働条件の中で、子供たちのために時間に追われて、おいしい、安全な学校給食をつくらなければならない大切な仕事をやってもらっております。国の行政改革の押しつけや集中改革プランがあったとしても、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治体が、違法な請負、そして劣悪な雇用によってワーキングプアを生み出す

ようなことに手をかすことは許されないと考えますが、いかがでしょうか。

それから、三宮議員が労働省告示37号の見解で、学校給食の業務委託は違法の疑いがある、このように指摘されております。市として、労働局の指導はどのように受けられましたでしょうか。

今、全国的な流れは、昨日の「クローズアップ現代」でもやっておりましたが、正規雇用への切りかえが企業でも行われ、企業の業績も伸びていると報道がされておりました。法律を守り、地域住民に責任を負わなければならない地方自治体が、法違反の疑いがある民間委託はすぐやめて、市直営の学校給食に戻し、地産地消、食育に力を入れていくべきではないかと私は考えますが、御回答をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） まず、先ほどの委託料の明細とか経費の関係でございますが、入札で執行させていただいているという関係もございますので、ちょっとこれは考えさせていただきたいと思います。

それから、調理員さんにつきましては、弥富市が直接雇用しておるわけではございませんが、業者と契約をされて働いておみえになります。それで、私どもとしましては、労働基準法に規定する労働条件以上で働いておみえになれば、特に問題はないかというふうに思っております。

それから、違法性があるのではないかという御指摘でございますが、こういったことが妥当かどうかということにつきましては、愛知労働局と相談をさせていただきました。その結果、市の施設設備、機械を無償で提供していることについては、やはり労働者派遣事業等請負により行われる事業との区分に関する基準である請負の条件には抵触しておるということでございますので、今後は給食の民間契約とは別に、賃貸借の契約を結ぶように改善を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 暫時休憩をします。再開は午後1時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小坂井実議員、お願いします。

○4番（小坂井 実君） 小坂井でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番に、近鉄佐古木駅周辺整備及び開発について。その中のイとして、弥富市総合計

画の中にこれが策定されるものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

その前に、近鉄佐古木駅の現状と住民の願いをお伝えします。

駅の外にトイレがない。あるのは改札口の中、つまり乗降客しか利用できない。北側の近鉄管理の駐輪場周辺は青少年のデートスポットだそうで、裏にある水路が公衆トイレがわりであると、それが現状でございます。また、南側は何の決まりもない自転車置き場になり、私有地は青空駐車場になっております。北側の駅前ロータリーはバスの利用が無理で、マイクロバスまでしか回れないと。また照明も、暗いとは申しませんが、明るくないと。まちの顔、玄関であるべき近鉄鉄道駅があつた状態では情けないように思われます。そして、最近、不動産屋も佐古木から手を引いてしまひまして、平島方面に集中をしていると、そのような現状でございます。ローカル線の田舎の駅ではないのでございますので、準急のとまる弥富市の駅として、弥富駅とともに市の玄関にふさわしい佐古木駅周辺の整備をお願いしたい。

このことは平成18年6月議会にて一部質問をさせていただきました。前任市長は、平成21年に策定される第1次弥富市総合計画を十分に生かしながら、将来の発展のために努力をしていくと言われました。服部市長におかれましてはどのように考えておられるか、お伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答えを申し上げます。

午前中にも少しそういうお話がございましたけれども、近鉄佐古木駅の周辺整備ということでございます。これは、私どもが今年度中に策定していかなきゃならない弥富市の総合計画及び都市計画マスタープランという形の中にもお話のあったとおりでございます、盛り込んでいきたいというふうに思っております。

しかし、率直な意見を申し上げますが、私は、駅周辺の整備関係につきましては、私たちに議員の方からそういう御質問をいただいても、なかなか進めるわけにいかないわけでございます。物事が少しずつ回転していくという形のものだけでございまして、私といたしましては、議員と一緒に、議員もみずからリーダーシップをとっていただいて、住民の声を近鉄さん等も踏まえてとっていただくというようなことが必要ではないか、今はもうそんな時代ではないかなあというふうに思っております。そういった中において、議員ともども住民の負託にこたえていくような行動と一緒にしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 大きくとらえた場合には、そのようなことが申されますんですが、非常に不便をしている、あるいは見た目も悪い。住民の意見として、例えば今の話の中のトイレがないと。これぐらいは、例えば私有地を一部買い取るなり、あるいは駅と話し合いを

するなり、何らかの打つ手があると思います。そして、その南側の私有地、そこは駐車場になっておるわけでございますので、したがってそういう地権者と話をして、本当にこれから弥富駅とともに第2の顔として開発をしていくと。また、新しく大きくロータリーをつくるとか、そのようなことまでも総合計画の中に含めて地権者と十分話し合うお考えがございますか、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

さまざまな環境整備、あるいは駅前整備につきましては、私どもも、具体的にここをどうしていったらいいだろうということについては、もちろん関係部署にお話をさせていただいています。しかし、一番大きな声を生かせるのは私は住民の声だろうと思うわけでございます。そういった中で、住民の声を率直にそういったところに対して生かしていただけるように、一緒に行動をとらせていただけないかなあということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 策定されますマスタープランの中にないことは、はっきり申しましてできないということを伺っております。と申しますのも、大きい事業をやるのに、初めからその中に例えばこういうふうに駅前開発をしますよとか、先にそちらの方から加えていただかないとできないものではないんですか、その点いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ごもっともでございます。現状、私どもの都市計画マスタープランの中で考えているものにつきましては、今から都市計画課長の方から詳細について回答申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○都市計画課長（伊藤敏之君） 都市計画マスタープランにつきましては、現在、策定作業中でございます。今、構想の段階に入っておりますが、都市計画道路津島佐古木線の整備がございます。これとあわせてできる佐古木駅前関連の整備を検討していきたいということで、そういう盛り込み方を考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 弥富の駅と違いまして、確かに佐古木の駅は県道がすぐわきを通るということで、非常に計画もしにくい部分もございますが、あえて今でしたらまだ空き地として残っておる部分がありますので、早くその辺に計画をつくっていただきまして、マスタープランに含めていただくよう、よろしくお願いいたします。

それから、トイレだけでも早急につくっていただき、総合計画を待たずとも、できることから実施をしていただきますよう、お願いをいたします。まことにトイレがないような駅は

ちょっと見当たりませんので、その点だけはよろしく願いいたします。

それから2番目に、名古屋駅より佐古木駅に帰るときの不便さというのをちょくちょくお聞きいたしましたので、一部、時刻表を取り寄せまして調べてみました。結局は富吉どまりの電車が多いということで、立地的に仕方のない部分もあるかと思いますが、近鉄との話し合いのできる場所というのは弥富としてございますでしょうか。そういう機会がございますか、お答え願います。

○議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○都市計画課長（伊藤敏之君） 近鉄さんとダイヤ改正に関しての話というものは、テーブルにつく機会は一切ございません。ただし、ダイヤ改正に絡む要望につきましては、富吉駅との関連ということでございますが、富吉につきましては、操作場という特殊な事情がございます。そういったダイヤになっておるということは確認をしております。ただし、こういう要望については非常に困難であると理解しております。そういうことで、よろしく御理解をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） これも結局は需要と供給の効果であると思いますので、立派な玄関口にある駅をつくっていただき、人口がふえれば、黙っておっても向こうから本数もふやしていただくと、そのように解釈をしておきます。したがって、弥富市の新しい顔として、第2の玄関として、ひとつマスタープランに十分に反映させていただきますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

市内の排水路、河川沿いの道路の危険について。イとして、排水路、河川沿いのフェンスの強度の危うさについてお伺いをいたします。

弥富市内には1級及び2級河川を除いた大小の川と水路があります。それに沿ってつくられた管理道路を生活道路として利用している。市としても、市道の認定がしてある部分もあると思います。また、していない部分もあるかと思いますが、その道に危険が潜んでいるように、そんな気がしてなりません。例えば車が水面に落ちたとき、水深が深ければ、どんな体勢で落ちようとも、寝返りを打てるスペースさえあれば運転席が上になると聞いております。これはガラスが割れなかった場合ですね。しかし、市内の排水路は車をはまるちょうどぐらい。また、水深10センチでもヘドロが何十センチと堆積している。用水路、排水路、河川ともに、その工法は矢板で立ち上がり、すぐ道路となる。その道を車で走るとき、自転車がよろけたり、猫や犬や人が飛び出したり、脇道から車でぶつけられたとき、金網フェンスをなぎ倒し、転落するのではないかと。もしあおむけに落ちたとき、きっちり水路にはまるようなところが非常に見受けられます。水路幅、川幅が広くとも、水深が10センチでも、運転

席はヘドロの中、運転者は脱出不可能、そんな事態がいつか起きるのではないかと心配をしております。危険なところ、道幅の許す場所から、ガードパイプではなく、ガードレールの設置をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 排水路沿いの防護さく等の設置についての御質問でございます。

これにつきましては、水路管理者は人を対象に転落防止用としてネットフェンス等で施工しております。また、道路管理者は、水路に沿ったところにつきましてはネットフェンス等をし、それ以外のところは、車を対象にしてガードレールで施工しております。ですので、危ないところがあるということでございますけれども、市道認定がしていないようなところについては、聞いてみますと、愛知県の単独土地改良事業によって農業用施設安全対策事業で既存の危険フェンス等を計画的に整備しております。ですので、施設管理者等と協議し、市に要望していただければ、いろいろ検討させていただくということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 旧十四山の方は金網フェンスがほとんどでございます。といいますのは、人が落ちないように、ただそれだけでございます。そして、前新田、車新田の辺はガードレールだけでございます。かといって、水路というのは下の方、2メートル、3メートルと深さがございますので、人が落ちた場合には、今度はそちらの方で人命にかかわることではないかと思えます。したがって、その管理がどのようになっているかということを次の2番目にお聞きをいたします。

管理者、管理責任者、修理の責任者についてお伺いをいたします。

河川、排水路の改修は、かなりのところが緊急農地防災事業、あるいは地盤沈下対策事業、湛水防除事業などでなされました。愛知県と旧弥富町、または十四山村の事業として、そこに地元負担金、旧十四山の方は1%を地元で負担いたしました。弥富の方はちょっとわかりませんが。工事完成後には、維持管理は土地改良区、あるいは市町村に移管されたわけでございますが、年月がたちましてフェンスの傷みが目につきます。また、今の御時勢、ペットが落ちて水死しても訴えられる世の中でございますが、旧弥富町の部分はガードレール、あるいは金網フェンス、どちらかでございます。したがって、ガードレールならば車は落ちない。だけど、子供が入り込んで落ちるという危険がございます。また反対に、金網フェンスだけの場合だったら、車は簡単に突き破って、あるいはなぎ倒して落ちると。人は落ちない。したがって、管理の場合は、これはどうなりますかということでございます。

そして、金網フェンスの修理は、どうも市の方でやっていただけるということでございます。例えば、その中でフェンスが破損して、だれも通報せずに事故が起きた場合、あるいは

ガードレールのみであって、小さな子供さんがすき間から入り込んだと。そういうような対応などはどのようにお考えですか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） まず、管理責任者につきましては、各施設の管理者ということになります。市道が認定してある道路については、道路管理者である市が管理責任者であります。市道のことににつきましては、交通安全対策上、防護フェンスの設置及び維持管理に今後とも努力させていただくということでございます。

また、先ほど言われました市道が認定していないところにつきましては、当時はその管理者がやられたと思うんですけども、現在そういうところが悪くなったということでございますので、各施設の管理責任者とよく協議していただきまして、市に申し出ていただければ、ある程度の、先ほど申し上げさせていただきました農業用施設安全対策事業等で施工させていただくということでございます。

また、フェンスが破れているとか、そういうところにつきましては、我々としてもできる範囲で確認はさせていただいておるんでございますけれども、そういうところがあれば教えていただきたいということでございます。

ガードフェンスの設置基準でございますけれども、基本的には川に面しておるような、要するに人命が危ないところにつきましてはガードフェンス、そして道路等、車が主に走られるようなところについてはガードレールということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） そうしますと、ダブってはいけないというお考えでしょうか。どちらも危ないといった場合、人も通る、車も通る。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今、人命が危ないとかということで「ダブって」という発言がございましたけれども、交差点等どうしても必要なところについてはダブってついておるころもございますけれども、基準的にどちらかということで施工させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） ということは、例えばT字路で横から車が来ると。そこから、通っていて、横から当てられて川へ落ちるといことが考えられる場合には、そこだけでもガードレールをつけるということでございますか。部分的につけるということですか。全体にはつけられないということですか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今の質問でございますけれども、危ないということでございます

けれども、そのケースを見させていただいて、単純にこういうときはこうやってつけるという表現じゃなくて、一応現地を見させていただいて考えさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 弥富市としましても安心・安全なまちにしていきたいと思いますので、またそのときにはぜひ御相談に乗っていただきたい、また皆さんの要望もぜひ聞いてあげていただきたいと思います。

では、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○2番（炭竈ふく代君） 炭竈でございます。

通告に従いまして、初めに子育て支援策の拡充について3点お伺いをいたします。

近年の急速な少子化や核家族化の進行に伴い、子育てと仕事の両立に奮闘する親御さんたちから強く求められているのは、放課後における児童・生徒の安全で安心な居場所であります。2004年、文部科学省が推進する地域子ども教室と厚生労働省が取り組む放課後児童健全育成事業を連携させた放課後子どもプランが創設されました。19年度には子供放課後対策の事業費なども予算化され、国が力を入れて取り組むことになった事業の一つに放課後子ども教室推進事業があります。それは、小学校の全学年を対象とし、放課後、空き教室などを活用して、教職・教員OBや大学生、地域ボランティアの参画、またコーディネーターを配置し、児童への学習支援やスポーツ、文化活動など、さまざまな交流の場として総合的に取り組む事業ですが、本市にもぜひとも立ち上げていただきたく、昨年の6月議会でも質問をさせていただきました。そのときの市長の御答弁で、近隣市町村や県内の市町村の動向を考えながら、早い時期に実施できるよう検討していくとのことでした。そこで、まずその後の近隣市町村及び県内で取り組んでいるところはございますか、あればその状況、情報等お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） 平成19年度より、文部科学省、厚生労働省において放課後子ども教室の推進事業を実施していますが、市においては、現在、小学校区7校区において児童クラブを実施しております。そして、また平成20年4月からは1校区において、施設も新しくなりますので、児童クラブへの利用をお願いしたいと考えております。

それで他市町村ですが、愛西市、美和町、大治が19年度から進めておるという状態でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

取り組まれているところが愛西市、美和、大治と、やはりこのように実施をされているところがございますように、これまで幾度とお尋ねを申し上げてきましたけれども、国も県も2007年度から、3ヵ年を目標に定着、また実施をとの方針であるとされています。弥富市においての今年度予算には事業費が盛り込まれていないように見受けられましたが、本市での取り組み、今、児童クラブをやるのでということでございましたけれども、こうした近隣の状況を踏まえた上で弥富市においてもお考えがないものなのか、再度お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） 市におきましても、学校とか余裕教室などの調整や、そのための常勤職員の配置や、子供たちの指導に当たる指導者及び学習アドバイザーなどと、他市町村の動向も踏まえながら、いろいろな角度で検討・協議いたしてきましたが、やはり市の方針としては、当面、児童クラブ推進事業の取り組みの方向で推進をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） これは、空き教室とかがないという理由があるかもしれませんが、毎日ではできなくても、週に1回とか2回実施することができないものなのか。また、児童数の少ない学校からでもモデル事業として始めることができないか、再度お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） 再度、学校といろいろ協議いたしまして、推進に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ただいま、推進に向けて検討していただくということでございました。子供たちが地域社会の中で心豊かに、また健やかにはぐくまれる環境づくりを市全体で考え、推進すべきだと考えます。子供の安全・安心な居場所づくりが求められる中で、全児童が対象となるこの放課後子ども教室の推進は、県も国も推進する方針事業でございますので、早期に実施していただくように要望しておきます。

次に、先ほどからもお話がありました児童クラブについてでございますが、今年度4月より利用時間を延長していただけるようになり、保護者の皆さんに大変喜ばれているところでございます。

今回お伺いしたいのは、児童クラブの利用の中で仕事を持つ親御さんたちから、3年生まで児童クラブにお世話になった我が子が高学年になったとはいえ、放課後、子供だけという状況は大変心配であり、不安でならないという声が多く、現在の児童クラブの定員数、そして対象年齢も小学3年生までの枠を拡大していただくことができないかと切望されています。

そこで、現在児童クラブに申し込みをしたけれども、入ることができず待機をしている児童の方はいらっしゃいますか。おられるとしたら、各児童クラブで何名いらっしゃるのか、御報告をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） 現在、児童クラブでは申し込みが終わりまして、4月からありますが、待機は一応今のところございませんが、夏休みをちょっと今心配しておるところでございますが、現在定員が240名というふうになっております。それから、4月1日からは179名となっておりますが、人数は少ないんですが、桜、弥生、白鳥については定員がいっぱいですが、今のところ待機はございません。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

待機をしている方はないということで幸いであると思いますけれども、私どもへの要望であります今回の問題を通して、申請・登録された全児童に対して今後定員数の拡大、また学年の拡大に関する当局のお考えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

私ども子育て支援に対しましては、さまざまな角度から環境整備をさせていただいておるところでございます。先ほどから出ております児童クラブ、あるいは児童館のさらなる充実という中で、ことし平成20年度の計画といたしましては、桜学区におきまして桜の児童クラブも検討させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

子育て支援の一環として、さらには児童を守る防犯の観点からも、1点目の放課後子ども教室推進事業と、また既設の児童クラブとのバランスを考慮していただき、教育委員会、また福祉部が連携をしながら方針決定を早期実現していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に入らせていただきます。

学校防犯対策として、子供たちが安全で安心して登下校ができるため、緊急時などに備えて小学校の全児童に防犯ブザーを配布していただいております。また、中学校では女子生徒に防犯ブザーが配布をされておりますが、男子生徒に配布されていないわけをお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） 炭竈議員の御質問にお答えをいたします。

まず、基本的に小学校の児童には男女区別なく、全児童に防犯ブザーの配布をしております。中学生につきましては女生徒だけということでしたが、今までは女生徒だけ配布しておりました。これは、女性ということで不審者対策、危険な事件等から身を守るためということで、中学生には女生徒だけを今までは配布しておったという経緯がございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 男子であっても、事件・事故にかかわる危険性、また不審者等による緊急事態などに遭遇しないとは限りませんので、自分の身を守るための備えとして、男子生徒にもぜひ防犯ブザーの配布をしていただきたいと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

子供たちの登下校時の安全を考えまして、ただいまお答えさせていただいたとおり、現在小学校の全児童に入学時に防犯ブザーを配布しております。家庭で管理をしていただきまして、中学校でも使用していただきたいと思いますと考えておりますので、中学生への配布は考えておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただいたことを御父兄の方たちに伝えるために、どのような方法をとられますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、小学校入学時には全児童に配布しておりますので、あとは家庭の方でも保護者の方でしっかり管理をしていただきまして、それを使っていただくようお願いをしたいと思います。

〔発言する者あり〕

保護者にですか。

一応私の方も、ほかの市町の方も調査をさせていただきました。その結果、小学校の入学時には配布をしておりますが、中学校で配布しておるところはありませんでした。そのようなこともありまして、何度も同じことを言っておりますが、きちっと管理をしていただいて、小学校の入学時に全児童に今までどおり配布をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 小学校のときにいただいたものを中学でもということだと思います。

けれども、その指導については、小学校のときに、これは中学校に入ってから使いますよということで御指導をされているのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

最初に防犯ブザーを配布するときには、保護者の皆様に電池の交換なり、定期的に防犯ブザーの方の点検をしていただくように、そういうお知らせとともに配布をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

児童・生徒みんなが安心して登下校ができるための防犯対策の一つでもありますので、まず配布をされたときに、使用できる、そういうPRをしていただきたいと思います。男女問わず早期に皆が持てるような、そういう体制をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の問題に移らせていただきます。

ごみの回収と集積場所の見直しについて伺いをいたします。

初めに、弥富市のごみ収集につきましては、収集カレンダーやごみの分別早見表などが全戸配布され、大変便利に活用されています。また、ごみ袋の改善、そして紙や布類といった資源ごみの回収も行っており、収集日が祝日の場合でも、可燃ごみ、プラスチック類、資源ごみに限っては収集をしていただくようになり、住民の皆さんから大変に喜ばれています。

しかし、集積場所は地域によって大変異なり、平均して自宅から近い場所にあるところはいいのですが、反対に遠過ぎて非常に不便を感じているところとか、また自宅前でも可能だよねとかさまざまありますが、まず、この集積場所についてはどのように決められるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○環境課長（久野一美君） 炭竈議員の御質問にお答えします。

弥富市のごみの集積場でございますが、これは新設、あるいは変更の場合もございますが、原則は、その地域で決めていただきまして、区長さんに集積場の変更届、あるいは新設届という形で設置届を提出していただいております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） そうしますと、現在決められている集積場所は、区長さんに申し入れて決まった場所ということになるのでしょうか。そうしますと、例えば不便を感じている人たちが区長さんに、ここに集めてもらえないでしょうかということを申請すればすべて可

能なものなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○環境課長（久野一美君） 実務上、いろいろと私どもの方へ、議員が今質問されましたようなお問い合わせはいただいております。そういった場合に、とりあえず区長さんに御相談していただき、あるいは区長さんだけでいけない場合には、例えば町内会等で御相談をいただいて、新設をしていただいた例がございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 実は、体の不自由なひとり暮らしの方や、また集積場が遠過ぎて毎回車を利用せざるを得ないという老夫婦の家庭では運転ができる御主人が頼りで、御主人が留守のときや病気のときなどは、ごみを出すことができずに困っておられます。歩いていってごみ出しができるなんてすばらしいですねということを言われたんですけれども、ごみが出せる近くの場所を確保していただきたい。ほかにも不便を感じておられる方も多くいらっしゃると思うんです。このような方々への配慮、また改善等は、今、区長さん、町内会長さんということでございましたけれども、本市としては、やはり協力体制をとるべきだと思うんですけれども、その点はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○環境課長（久野一美君） 基本的には、先ほど申しましたように地域で決めていただくということでございますけれども、区長さん、あるいは町内会長さんに御相談の際には、例えばどういうところの方がいいとか、あるいは安全面、ただここにしてほしいと言われても、やはり私どもは収集効率とか安全性の問題もございます。そういった折には、基本的にこういったところの方がよろしいですよとか、そういったアドバイスのことはさせていただきます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

高齢者や弱者に対して便利かつ安心してごみが出せるように、集積場所、また回収方法の見直しを市全体で考えて協力していくべきだと思います。そういう方たちが区長さんや町内会長さんにも言いにくいという場合もございますので、一度市側からも区長さんや町内会長さんたちの集まりのときに、もう一度こういう見直しの声を聞いていただけるような配慮をしていただけたらなあと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

老夫婦であるとか、ひとり暮らしのお年寄りの方に対して便宜を図っていくということは、私ども行政の基本的な姿勢でなきゃいかんというふうに思うわけでございますが、しかし集

積場所というものは、やたら数がふえても、収集に対して時間管理もしてきておるわけでございます。3市4町1村という形の中でごみ処理をしておるわけございまして、そういった他市とのかかわり合い等もございますので、一定の戸数であるとか、あるいは地域で集約をしていただいて、そういった中の原理・原則というものは守っていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 服部彰文市長の政権公約の違反についてお伺いいたします。

服部市長は、選挙に当選するために給料を20%カットし、各家庭のイヤホンを押し、そして「新生やとみ」の役員の皆さん方が「お願いをします」ということを言われたと聞いておりますが、これに間違いはないですか、お伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私が市長選挙に立候補するための一つの考えであることは間違いございません。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、「新生やとみ」という会はまだまだありますか、どうですか、市長。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

「新生やとみ」という会は解散をさせていただきました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 解散をされたということは間違いはないということですね。

そうしたら、総務課長、今解散をされたということを書いてみえましたんですけども、後援会の連絡事務所とか、それから後援会という看板が立っておりますね。この中にまだ「新生やとみの会」というのが書いてありますけれども、こういう中に解散したものが書いてあっていいのか悪いのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 政治活動用の立て看板のことだと思うんですけど、あちらの方の記載内容に関しては自由ということでございますが、事実と違うことがあれば事実のように直すということであると思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、書いていかんやつが書いてあるということは違法性があるのかなのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長(佐藤勝義君) それが公選法上の掲示上の違法性があるかどうかにつきましては、ちょっと調べないとわからないわけですが、ただ事実と違うことは正しい形に訂正いただくという形だと思います。

○議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

○18番(大原 功君) 書いてあれば、当然市民から見て、そういうのが解散してあれば、当然これは消さなきゃいかんわけね。解散されておるのが、私がちょっと聞いたところによると、平成19年12月15日に解散してあるということでありますから、やっぱりこういう市民に偽証的なような過ちを書くこと自体がいかんのではないかなあと思うんですけども、またこれについては愛知県の選管にお聞きしますから、その辺についてはやめておきます。

市長は選挙に出られるときに、市民税を一円も無駄に使わないということでありました。今月からは給料が2.8%上がっておりますが、これを上げることにについて税金の無駄遣いであるのかないのか、お伺いいたします。

○議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

○市長(服部彰文君) 私の特別職における給与の改正につきましては、大原議員からもたびたび御質問をいただいておりますけれども、9月の議会の中に条例として出させていただきました。そして、皆さんに御審議をいただき、御可決いただいておりますので、私は違法ではないと思っております。以上でございます。

○議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

○18番(大原 功君) 私は棄権しておるから賛成もしておりません。

そうすると、今回2.8%上がったわけだけでも、これについては退職金はどうなるんですか。

○議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

○市長(服部彰文君) 私自身そこまで考えたことがございませんので、当局の担当の方からお答えを申し上げます。

○議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤勝義君) 退職金につきましては、市長の場合は4年任期で、4年ごとに退職という形になるわけですが、そのときに支給されておった給料月額がベースになります。ですから、今の条例上の金額の2割カット、つまり8割分ですね、それが基礎となって計算されるということでございます。

○議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

○18番(大原 功君) ということは、2.8%を上乗せしないということだな、退職金は。

○議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤勝義君) 2.8%というのは、この2月までの給料月額に2.8%を掛けて、こ

の3月から支給されておるという意味の2.8%ということでございますね。退職されるときの給料月額でございますので、つまりこれから条例改正がない限り今の金額、2.8%は上乘せされます。だけど、2割カットもありますので、2.8%上乘せされて、その2割カット分というのがベースになるということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ということは、最初に給料を20%カットということが、退職金では上がっておるわけだな。この辺のところを市長はよくしないと、きょうは新聞社の方が見えておるみたいだけど、そういう市民からの意見が物すごくあります。市民の皆さんの声を、議会の私らは市議会の前に、選挙前、選挙中に聞きました。服部市長が給料20%を言わなければ1票を入れなかったと、この方は言っております。それからもう一つは、お父さんは平一さんだったか、この方は立派な方でしたけれども、彰文さんは、なぜうそまで言って立候補したのかと。各市町村長は、このことについてはきちっと守っておるということでありますので、この辺を、市長はこれからあと2年と約11ヵ月ぐらいあるわけだが、決めて、きちっとやっていただかないといかんということと、それから福寿会とか区長会の各会場で、はったりばかり言うなど。子供や孫の教育の悪影響になると。親としても大変困るとというのが市民の大体の意見でした。

それと、2月19日、市議会の当選証書をいただくときに、服部市長は当選者の18人の前で、「当選された皆さん方は市民の代表となって、市民の立場となり、信頼性のある議会代表となって、自分自身を大切にしながら」という市長のあいさつがありました。これだけ他人のことを立派なあいさつをされて、何だこれと思うんですけれども、市長は、よく改められるものは改めるということを書いてみえますけれども、市民から見れば、2月4日でちょうど1年になりますけれども、改めたというのはどこを改めたのかなあと。ただ、給料の20%を2.8%に改めたというぐらいしか思っておりませんけれども、この辺のところの答弁を一遍、市長お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

私の公約でございました給料20%カットは、市長としてのスタートするときの最初の私の心がけ、いわゆる気持ちでございます。そういった私個人の問題でございます。そして、いわゆる特別職の改正という中で御審議いただいた問題につきましては、弥富市の市長、そして副市長、教育長という特別職の給料を皆さんに御審議いただいて決めさせていただいたものでございます。この二つのことについては相矛盾することは一切ございません。そういった中で御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、いろんな会合のところでごあいさつさせていただいておりますけれども、その

ようにお受け取りいただくことは大変心外ではございますが、私も今後一生懸命また市民の皆さんの声を聞かせていただきながら勉強させていただくということで御理解をいただきたいと思います。今後ともよろしく御指導賜りたいと思います。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） まだ市長、こういう意見もあるんですね。服部彰文市長がお金が本当に欲しければ、岩国の市長のように一たん辞職して、次に公約なしで立候補したらいいということをおかれておりました。

それから愛西市では、八木忠男市長は公約で給料を10%下げるということでやられて、この方は佐織町に児童館がないということで10%下げさせていただくということで、公約どおり守っておられます。

もう一つの例は、豊川市長は退職金を廃止する案を提出して、市民との約束はきちっと守るということをおかれておりますけれども、この辺については、今市長は、三役だから別にこれは違反ではないよという話を言われておりますけれども、市長のこの間の施政方針の中では、自治体の自己決定、自己責任を厳しく問われる時代というふうに書いてありますけれども、これが時代に沿っておるのか、沿っていない政権公約なのか、お尋ねします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

今の大原議員のお言葉の中で「お金が欲しければ」という御発言がございましたけれども、私は良識のある識見の高い経験豊富な大原議員のお言葉ではないのではないかというふうに思っております。大変私も驚いておるわけでございます。私も、こんな男ではございますけれども、私自身の自尊心というものも持ち合わせております。そういったことについては、お言葉に御注意いただきたいというふうに思います。

また、岩国市の市長につきまして、井原市長の名誉のためにも申し上げますけれども、岩国市長の井原さんは、いわゆる給与の問題でおやめになったわけではございません。米軍の軍部の再編成という中で広く民意を問われたわけでございます。私の問題とは一切関係がないというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 公約なんですね。ただ、市長は給料のことを言ってみえるけど、岩国の市長は、米軍をそこに持ってこないということを最初からの約束でしておるだけのこと。そういう約束。それは、お互いに政権公約というのできちっとやってみえるわけ。だから、市長も御存じのように、きょうもかなり原油も上がっております。原油が上がったために、ガソリン、ガス、電気というのが大体100ドルだと1万7,500円の1人当たりの負担になると。それに加えて、食料品やら、例えば小麦なんかが上がってくると、平均すると1年に1人当

たり大体3万円ぐらいかかると。そうすると、夫婦2人、子供さんが2人いると約12万ぐらいかかるというふうにも言われておって、かなりの方が今こういうことで厳しいわけ。

きのうの新聞を見ると、国民健康保険税なんかは世帯数の中では、もう2割が払えない、できないということも言われておるんだから、私が痛いときに張るやつは「こう薬」でもいいけれども、4年間というのは「公約」ですから、こういうことをしていただきたいなあと考えております。市民からの判断がどういうふうになるのか、これはもう市民に聞かなきゃわかりませんので、私が決定するわけではないし、先ほど私が「お金が欲しいから」と言ったのは、これは市民の方が言われました。何だったら、これは手帳に書いてありますから、言われた日にちを言いましょうか。そういうことであります。まず市長については、これだけの考えで市長が言われたんだから、きょうは傍聴が見えるから、どういうふうだということとは判断してください。

次に入ります。

議会の報酬についてお伺いいたしますけれども、福島県の矢祭町というところが議会の報酬を日当制ということで、かなり削減されております。弥富市の場合も、議会は3・6・9・12にあります。大体その中で7日か8日ぐらいですね、定例機会に出るのが。年間30回ぐらいということでもありますけれども、その中で全く出ずに報酬をいただくという月があります。2月とか1月、4月と5月、7月と8月、10月と11月と、これを合わすと、大体年間で議員の報酬は700万近くですから、この出てこん月の約480万が会議もなし、そして出席もしないということになっていただくわけなんです。

今、弥富市もかなり財源ということが言われていて、下水なんかでもかなりのお金が使われております。今回10億と、それから前回は9億ばかりだから約20億ぐらい。今度は一般会計で9,700万というふうで、お金をもらわずにどんどんどんどんそれをやっていくわけですね。そうなってくると、市長に聞くんですけれども、財源がどんどん厳しくなっちゃいます。厳しくなってくると何が起きるかということは市長も御存じだと思いますけれども、地方財政法というのがどういうものか、市長、一遍お伺いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 詳しくは勉強しておりませんが、地方財政法でございますので、やはり地方の財政をつかさどるものでございまして、安全で、しかも堅実な財政状態がどう運営されていくかというようなことだと思っております。
- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 予算を組んでおって地方財政法がわからんとなると、これは全く予算をどういうふうに組んだんだと疑問を持たれるわけね。地方財政法というのは、市が借金をあんまりしてしまうと、いわゆる建設事業は一切できませんよと。それ以外のことについ

ては、福祉とかいろんなものがありますけれども、これらのものには使えるけれども、それ以外のものには一切もう使えません。下水で今どんどんどん約20億、また今度は9,700万を入れてどんどんやっていっちゃうと、下水の方にずうっと行っちゃって、これから私が質問する学校の問題でも、学校もできないわけ。こういうことが地方財政法ということでありますので、よく市長も勉強していただくと保護者や児童も大変喜ぶと思っております。

今の報酬ですけれども、報酬の中で今回、報償というのが出てきますね。報償費。今まで区長や組長なんかには報酬となっていました。議員も報酬になっておりますけれども、なぜ今度報償になったのか、その報償の意味を教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今回、非常勤の特別職の報酬条例から削りました区長とか衛生委員さんのことがなぜ報償になったかという御質問だと思うんですけど、基本的に地方自治法の方に、はっきりこの者は報酬を支給するということを書いてみえる方以外の個人で活動してみえる方に対して謝金を払うのを、報酬から報償費へ変えたということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何かね、傍聴者、聞いておってわかりますか。報償というのは、努力をしたときとか、普通からいうと、いわゆる皆勤賞のようなもの。なぜ報酬を報償にしたのかという、そのことなんです。そうしたら、区長が今までずうっと、例えば50人のところでも100人のところでも報酬は決められておるわけでしょう、金額が。今度、報酬を報償にということは、ようけおる地域の区長さんにはようけ払うという意味なのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今回、昨年までの区長さん1人当たりに対する金額の見直しはしておりますが、そのこととはちょっと別の問題として、積算根拠は、今回の見直しはちょっと横にのけておきまして、その方々に対する金銭の支給という意味では考え方はかわっておるものではございません。ただ、支払い区分をはっきり地方自治法の方で、この方々の報酬とうたっておる者以外の個人で活躍してみえる方に対する支払い根拠を報酬から報償へ変えたということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、先ほど聞いておるように、議員も報酬から報償に切りかえることはできんのか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 議員の方々に対しては、地方自治法ではっきり報酬及び費用弁償を支払うという形でうたってございますので、議会議員に対しては報償費に切りかえるということではできません。あくまでも報酬でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、なぜ今、報酬を報償にしたのということなんだ、問題は。そのまま報酬にしておけばいいがね、別に。それを変えたというのはどういう意味なのということ。

結局、今までの区長が15なら15で一定で、区長がずうっとなっている。その中で、地域が多いところについては、それ以上払うという意味なのかということを私は聞いておるわけね。だから、その辺のところをきちっと言わないと、聞いておる人だってちょっとわからへんじゃないかなあ。わかった人おるかな、本当に。やっぱり一般質問をやっているんだから、わかりやすくなきゃいかん。私ら議員というのは好きで出ておるんだ。あんたに出てくれとか、市民に出てくれとか言われて出たわけじゃないんだ。私が好きで出るんだから、皆さん応援してくださいとやっておるわけね。区長や組長、班長は、地域の自治区から何とかしてあんたにやってください。次の方はまたかわりますからということでやっておるんだから、その辺のところをよくきちっとして、説明してちょうだい。報償と報酬というのはどういうふうに違うんだということ。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今回、先ほどから言っていますように、区長さんに対する金額を見直したということは別にしまして、そういうことがないとしたら、例えば多くの市民を抱えてみえる地域に対して多く支給するという意味の変更はございません。あくまでも、その辺の支払い根拠は変わるものじゃございません。先ほどから言っていますように、個人で市に対して御活躍いただいております人に関して、はっきり地方自治法で報酬を支払うというふうに述べてある者以外を報償費に切りかえたということだけでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、議案に出して何も削ることはないがね、そのままやっていけばよかったのに。

今の議員については報酬審議会もあるので、こういう世の中、だんだんだんだん、さっきも言った油とか、いろんなものが上がってきております。各家庭もかなり厳しいところがあります。こういうのがあるんだから、実際報酬というのは、議会に出席したり、あるいは会議に出席して初めていただくということであるので、年間にして100時間か150時間で700万という今の報酬をいただくということは、市民の方でもかなりみんなが苦しんでみえると思います。生活も、かなりえらいと思います。特に昨年の6月1日からは定率減税がなくなり、税金がかなりの値段で上がっちゃったわけなんだ。こういうのを含めて一遍市長も、報酬審議会というのがあるんだから、そういうところで議論していただきたいなあというふうに思っております。そうすれば、年間にすれば1億近くの金が浮いてきます。1億浮いてくれば、

私が前言ったように、200万以下の所得の少ない人、あるいは年金で200万円以下の人について無税にしても1億5,000万そこそこで済むわけだから、議員も努力をしなきゃいかんというふうに思っておるので、できたらそうできるようにしていただきたいなあと思っておりますから、この答弁をもらうといったって、市長もなかなか難しいからいいです。

次の健康診断の無料化と人間ドックということであります。

国民健康保険税は昨年までだと2万6,500円。1万円が戻ってきますから、実際、本人負担が1万6,500円です。ことしから、何か私がこれを書いたからか知らんけれども、安くなって1万3,000円とかなりましたけど、人間ドックは。私どもは社会保険やら、市長は共済年金が保険か、何かあるわね。そうすると、昨年場合は8,500円でしたよね、社会保険は。今度高くなって、9,500円か9,700円ぐらいになっております。なぜ社会保険と国民健康保険は人間ドックが高いのか、ここのところを一遍聞きます。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） では、失礼してお答えさせていただきます。

今、議員の御指摘のように総額では2万6,500円、いわゆる海南病院での弥富市の人間ドックを想定したときとは変わりはございません。それで、今回1万3,000円の自己負担に負担分が変わったということなんですが、私どもも仕事をさせていただく中で、利用者の声なども確認したりしている中で若干高いかと感じたりする声もあったりして、実際実施してきたときの、最初は少しでも個人の負担を多くして、より多くの方に受けていただきたいという考え方で、定員も多くをとっていたわけですが……。

○18番（大原 功君） 私は1時間でやらなきゃならないんだ。値段の違いだけなんだ。どこまでやるの。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） わかりました。

それで、1万3,000円自己負担というのは、いわゆる海南病院で行っている一般的な社会保険と比べると、弥富市が行っている部分については、腹部超音波、あるいは眼底とか眼圧がプラスされております。その分を含めると、1万3,000円の自己負担をいただくのが妥当なところというふうに考えて、させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長も1年に1遍は受けられていると思っておりますけれども、私が言うのは、国民健康保険と社会保険、病院へ行っても同じ3割負担です、どちらも。それから、うちは会社をやっていますから、我々が払っておる医療についても3割負担。同じ3割負担だから、片方の社会保険が9,500円で済めば、なぜこっちも9,500円にしないのかということ。どこが違うの。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 実は人間ドックにつきましては、特に老人保健法とか健康増進法で定められた健診ではございませんで、それぞれの市町村が任意で行っているわけでございます。それでそうした医療保険などのような3割負担とか、そういう枠で定められるものではございません。それで、適正なところで、先ほど答弁させていただいたような形で金額の方を考えさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私らがやっておるのは国の管掌、保険がね。国民健康保険税というのは市が単独でやっておるんだな。だから、何も8,500円でも9,000円でもいいわけなんだ。我々と合わせてもいいわけ。

それともう一つは、昨年の6月に新しい法律、人権差別法というのが出てきたわけ。そうすると、人間ドックをなぜ弥富は1,000人と決めるのということ。保険を払っておる人は全部人間ドックを受けさせればいいわけだ。なぜ差別をするのかということをやっと一遍聞きたい。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 決して差別とかそういうことではなくて、やはり限られた予算の中で事業を推進していくには、限りある財政の中で定員を決めさせていただいているということで御理解いただきたいと思います、そのように思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 財政じゃないんだ。市長もこの間言っていたね、自治功労者の中で。ある人が何やら頼まれたら、お金がないと言った職員がおって、こんなたわけはおらんと何か言われたということを私は聞いたんだけど、財源がないんじゃないじゃなくて、弥富に住んでおれば健康でみんなを守ってあげることが大事。だから、そういうことを含めると、先ほど言ったように、議員の報酬だって日当制にすればかなりのものになる。市長がよく見直せるものは見直したい、そして改められるものは改めたいと言っておるんだから、市長は4万4,000の、いわゆる当主なんだから、そういうことも含めてしたらどうかと思うんですけども、あなたが言う差別をしていないということだったら、ことしからは人間ドックの数もう制限はないんですか。だれでも行けますか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 先ほどもお話しさせていただいたような形で、人間ドックというのは任意で行うという中で、実は人間ドックそのものを実施していない市町村の方が圧倒的に多いわけなんです。それを御理解いただきたいと思います、まず。その中でも、弥富市の方は海南病院が利用される、また住民の方も、そこを利用した総合的な健診をしたいという思いがある中で対応させていただいております。あと、ほかの形でいくと、20年度か

ら始まる特定健診にがん検診とかそういうのをあわせ持って健診したりして、それぞれ国民健康保険の方は利用していただいたりとかしておりますもんで、そういういろんな中で選択して有効的に御利用いただく形で住民の方に理解していただいて、健康推進課の立場でも、住民のそうした健診の方の支援がしていきたいと思っています。

- 18番（大原 功君） それはいいんだ。制限はしないかということ。
- 健康推進課長（鯖戸善弘君） 制限はございます。人数においては制限はありますし、それは決して差別とかそういうのではなくて、任意で予算の中でやっていく中で定員が生じるということでございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） これは、私は前からもう何回も言っておるんですね。朝早く並んで順番をとってやっていく人と、なかなかその順番にうまく当てはまらんという人とあるわけね。だから、そうなれば、昼から受けられる人と午前中に受けられる人というふうにやってあげないと、パートなんかへ行っておる人なんかは、もう朝6時とか7時に行っちゃったら、とてもじゃないけどエラーができちゃって受けられんわけね。だから、お互いに国民健康保険税を払っておる以上は、どの方でも受けたいと言え人数はなしで、ちゃんと受けさせてあげるということが大事なことだ。市長がいつも、安全に安心で市民を大事にということを言っておるんだから、そういうこととあんたの言っていることは全然違うよ。ちゃんと最初から出してあるんだから、片方の当主は、市民に優しい、市民を安全に、そして弥富市に住んでいただきたい、そういうまちづくり、新市をつくりたいということを市長は言っておるわね。そういうふうに言われておるんだ。課長が言っておるのはちょっと違うような気がするけれども、時間がどんどんなくなってくるので次に行くわね。

次に学校建設ですけれども、先ほどある方が言われましたけど、第2桜小学校というのは分校になっちゃうから、私はそんなことはいかんと思うので、できることなら桜の中の平島で中学校の跡地につくっていただきたいなあっておりますけれども、これにはかなりのアンケートがありました。平島地域の570人前後ですけれども、アンケートをとったら、平島に小学校をつくってほしい人が73.5%、それから十四山に平島の方が来てもらったら嫌だという人が62%あるわけなんだ。こういうアンケートをとっておって、それで市長は1案・2案というふうになっておりましたけれども、この1案・2案を廃止ということでプレハブという話になったのか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

桜小学校のマンモス化の問題につきましては、昨年の5月から回数にして5回、学校整備検討協議会というものでさまざまな御意見をいただいております。その間で地元の説明会を

させていただいたり、あるいは先ほど議員がおっしゃった地元のアンケート調査をやったり、あるいはそれぞれの自治会において要望書等も御提出いただいたりと、さまざまな形で検討してまいりました。そうした中で、つい先回の5回目の学校整備検討協議会で教育委員会の方から一つの案としてプレハブの問題が出されたわけでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長、ちょっと違っておらへんかね。そうしたら、なぜ今回予算が入っておるの、180万というのが。案が、この間、まだ3月1日かしらに出されたというならば、その前にもう今の予算が組まれておるわけなんです。そういうことになると、私が昨年12月の議会で言ったときには、12月21日には学校問題の1案・2案については結論を出しますとって議会が終わってしまっておるわけね。その中で、あなたは県や国に予算陳情に行ったかと言ったら、行かないというふうだったんだ。その間に、なぜプレハブが3月の1日にでかすというふうにしておって、議会に何も報告なしで、なぜ予算がこの予算書の中に出てくるんだということ。だから、言っておることとやっておることが全然違うわけなんだ。これが、今きょうここでして、6月議会でこの予算を組ませていただきたい、プレハブをこうやってやらせていただきたいというなら、これは市民の方だって、平島町の方、また桜の方もようけ見えるけれども、そういう方でも納得がいくんだよ。さっきだれかが言ったら、新聞が先取りして書いたと言っている。先取りして書いたなんていうのは、あなたが先取りしてこの予算をつくただけのことであって、プレハブは後からの話なんだわ。市長、この辺のところはどうだい。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

この予算の問題につきましてプレハブ云々の問題でございますけれども、事前に教育委員会と行政の方と協議をしていることは事実でございます。そういった中でそういう予算組みをさせていただいているということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 教育委員というのは、実際学校をつくるんじゃないんだよね。学校ができてから教育委員は管理するんだ。この辺のところを、市長、間違えてはいかんよ。学校をあなたがつくって、それから教育委員に渡して、教育委員がそこで管理するんだ。あなたの言っていることは全然違う。この辺のところをもうちょっと宿題でよくしないと、新しい教育長ができたんだから、これだと市民は何だということになっちゃう。市長、その辺のところをもうちょっとしっかりやっていただきたいなと思います。

それから、5年を目当てというふうにやられるのかどうか知りませんが、これには新しい学校をつくりたいというふうに出ておりますけれども、平島町は今どんどん住宅が建

っております。きょうも新聞を見ておると、ある会社なんかは4ヵ所で80ぐらい建設すると書いてあったけれども、それ以外のところでも別の会社もありますから、かなりの住宅が建ってきます。こういうふうになってくると、今は平島だけで約2,400世帯、人口にすると7,000人となっておりますので、かなりの勢いで住んでいます。

そうすると、やっぱり学校をつくっていただきたい。それはなぜかといったら、なぜ区画整理を平島町がしたかということなんだ。それは、弥富にようけ住んでいただきたい。利便性のある、駅まで行ったら10分ぐらいのところということで区画整理。また、これはだれかがほかのところでも、区画整理の事業をどうだというふうにお尋ねがあるようなことをしておったけれども、やはり区画整理というのは、その地域にようけ住んでいただいて、そしてお互いに少しの税金で案分ができるように、お互いに薄く広く払うというふうに、そういうのをつくって、まちづくりというのが基本だと思うんだね。市長、この辺のところはどうですか。区画整理は何のためにやるのか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員がおっしゃるとおりでございます。新しいまちづくりのために、しっかりとした道路をつくり、あるいはさまざまな公共施設等も考えながら、しっかりとしたまちづくりをしていくということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうでしょう、市長と私と同じ考えなんだ。だから、私は市長の抵抗勢力でも何でもないんだ。ただ、こういうことがあるよということだけはしていかないと、区画整理というのは、2割5分の土地を持っている人が減歩しながら、前ヶ須でもそうですけれども、やっていくわけね。そして、そこに多くの人に住んでいただきたい。そうなることによって、これから下水でも、1,000人住むところと2,000人住むところの差も変わってくるわけ。使用料が変わってくるわけね。そういう基本料やいろんなものがある。そういうのを含めてやっていくことがまちづくりだから、市長の考えと私の考えは全くよく似ておる。まちづくりをするためには区画整理だから。区画整理をやるには人口がふえる。ふえれば当然学校は必要になる。十四山に今二つの小学校がありますけれども、約5,800人で、なぜ二つの小学校が必要かということになっちゃうんだな。だから、平島は7,000人おるから、本当を言うなら早く平島につくっていただくということになると、避難所にもなるし、学校の勉強もしていただく。そうすると我々も、市長はまだ60代でいいけど、私は65ですから、医療関係をようけ勉強してもらえば、もうちょっと長生きできるというふうでありますから、そういうのも含めて、市長、早く学校をつくっていただいて、足らん予算は、できるだけ下水ばっかりに回さずに、学校の方に早う回して学校をつくっていただくということをお願いするんですけれども、もう一遍答弁をひとつお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員からさまざまな貴重な御意見をいただいております。ありがとうございます。私の施政方針の方でも述べさせていただいたように、新校舎の建設を前提といたしまして、これから全力を尽くして頑張ってまいりますので、またお力添えをいただきたいというふうに思います。

また、平島地区の区画整理事業につきましては、私が聞き及んでおるところによりますと、平成9年から実はスタートしておるわけでございます。そして、今のようなことは、その当時から予測がされることでございます。午前中にも言いましたように、平成12年から学校整備検討協議会というのは発足されておるわけでございます。そのときにも、桜小学校のマンモス化について問題提案されており、また第4回目の平成14年の6月4日におきましては、最重要課題ということにも、実はこの桜小学校のマンモス化は述べられておるわけでございます。その計画において、少し計画がおくれてしまったということについては周知の事実でございます。これから全力を挙げて建設を前提といたしまして努力いたしますので、大原議員ともども各議員の御支援を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 平成9年じゃなくて、あれをやったのは平成3年の4月ごろからです、東の。それから中。あなたが言われるのですから間違えんように。答弁は要らんから。間違えてもらっちゃ困ります。

○議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○16番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、大きく2点にわたって質問をさせていただきます。

最初は、巡回バスの運行と位置づけについてお尋ねをしたいと思います。

巡回バスにつきましては、さまざまな議論がございまして、まだ私は市としての一致した方針にはなかなかないというふうに思いますが、最近のさまざまな状況の変化の中で、巡回バスにつきましては、もっと大きな位置づけで対応する必要があるのではないかというふうに思いますので、市長のお考えをただしたいと思います。

とりわけ、この問題では位置づけの方からお尋ねに入りたいと思いますが、今、二酸化炭

素などの排出を大幅に減らすこと、省エネルギー・省資源によります温暖化防止は、日本と世界にとっても待ったなしの非常に厳しい大切な課題となっております。我が弥富市は日本で一番低いJRの地上駅を持ち、伊勢湾台風からさらに1メートルから1メートル50センチの地盤沈下が進んでいる中で、今後海面が1メートルから2メートルも上昇することなどが予測をされておりますが、そんな事態になれば、巨大地震や台風などの被害ははかり知れないものとなる可能性が心配されます。このまちを子供や孫に安心して引き継ぐためにも、市と市民が協力してできる防止の課題を明らかにし、他の市町に先駆けて取り組むことが求められております。その意味でも、弥富の巡回バスについては、それなりの位置づけが必要ではないかというふうに思います。

弥富市といえば、私たちの世代や、まだ後しばらくの世代というのは、非常に水郷で、田んぼや畑に囲まれて、空気のきれいなところだということで、特に港区なんか公害の中で小児ぜんそくなんかで苦しむ人たちが、弥富にもたくさん子供のためにということで移り住んできた経緯がございますが、今、弥富市は弥富ふ頭、鍋田ふ頭、飛島ふ頭、湾岸を初めとする高速道路、産業道路が次から次へとつくられていく中で、その結節点として発展していくことを市の幹部も市民の皆さんも期待をしておりますが、このことで市の財政的な基盤が強化されるという側面もありますが、もう一方で、そう喜んでおれない重大な事態も始まっております。

例えば、環境事務組合の清掃工場の建設と流域下水道の処理場の建設に先駆けまして環境評価が行われましたが、その中で二酸化硫黄と二酸化窒素につきましては、環境基準に適合しているとはいいいながら、かなりもう基準値に高いものになってきていること。それから、ぜんそくなどの原因となります浮遊粒状物質と光化学スモッグを発生させます光化学オキシダントは環境基準を超えていることが既に以前から明らかにされており、物流基地として発展をしていくことは、日々住民の健康被害も新たに心配されるものとなっております。中電を初めとする臨海工業地帯と自動車等の排気ガス対策は、地球環境を守る上でも、地域住民の日々の健康を守る上でも特別に重視する課題となってまいりました。

県や他の湾岸自治体と協力しながら、排気ガスへの規制を進めることとあわせて、市としては、こうした立地条件によります収益の一部を財源とし、巡回バスの活用を中心とした、可能な限り日常生活に自家用車を使わなくても済むまちづくりを進めていただくことが大変大きな課題となってきているというふうに思いますが、そうした調査や研究、あるいは市民的合意をつくるための議論を、ぜひ市長としてそういうまちづくりを進めるイニシアチブを発揮していただきたいと思います。御見解をまずお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

巡回福祉バスとか巡回バスという形をちょっと置いておいて、やはり地球の温暖化、あるいはCO₂削減ということにつきましては議員おっしゃるとおりでございます、これは今もう世界的な規模で何とかせないかんということでございます。また、日本とのかかわり合いの中においても、ことしの夏に行われます洞爺湖サミットにおいても、環境問題が世界から集まって論議されるという状況でございます。そして、さまざまなことが言われておるわけでございます。もう地球の温暖化ということに疑う余地はない。あるいは、北極の夏の解氷がどんどんどんどん解けている。あるいは、ロシアにおける、いわゆる永久凍土といったようなものについても、もう解けてきているんだと。そして、先ほどおっしゃいましたような海面の水域が、今世紀の末には60センチぐらいは高くなるのではないかなというような状況でございます。こういったさまざまなことが危惧されるわけでございます。そうした中で、私たち弥富市の市民一人一人が何をしていかなきゃいかんかということは切実な問題であると同時に、具体的な行動に移していかなきゃならない問題でもあらうと思います。そういった中で、私ども広報「やとみ」であるとか、あるいはホームページ等におきまして、その啓発活動というか、地球の温暖化、あるいは環境の問題につきまして市民の方に少しでも意識を高めていただきたいというようなことを、広報の5月号ぐらいからしっかりした御意見をしていきたいというふうに思っております。

また、巡回バスの問題につきましては、福祉バスという形で今は位置づけをさせていただいております。議員御承知のように、この福祉バスは平成11年から運行を開始いたしまして、昨年の6月に1台を増設し、今は4台という形で年間経費4,800万円という膨大な経費を使いながら、市民の皆様の利便性を考えさせていただいております。しかし、これは先ほども言いますように、福祉施設を中心とした、高齢者を中心に社会的な参加をもっともっていただこうというような意味合いを持って、巡回福祉バスという形で活用させていただいております。もし、議員の御指摘のように地球の温暖化、あるいはCO₂削減という中で、このバスを中核的な交通手段にしたらどうだと考えていくなれば、私は、バスの位置づけを明確に変更していかなきゃいかんのではないかなというふうにも思うわけでございます。

そういった形の中で、市民の皆様に先ほど申し上げました温暖化の問題、環境整備の問題について、まず意識を高めさせていただく。そして、その次の段階として、この巡回バスを御利用いただくための計画的な利便性を考えていかなきゃいかん。そうした場合には、有料ということも視野に入れながらやっていかないと、なかなか難しい問題も出てくるんじゃないかなあというふうに思っております。それが駅であるとか、病院であるとか、あるいは公共施設といったような中で巡回をさせていただく場合においては、少し有料ということも考えながら、この巡回福祉バスから、いわゆるコミバスというような位置づけにしていかなき

やなんのではないかなあという一つの案を持っております。一度また、皆さんと一緒に御検討もしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 位置づけとして最初にも申し上げましたが、全国で一番標高の低いJRの地上駅を持っている。それから、伊勢湾台風を経験されたことのない市民がもう大半になっておりますが、あの状態からさらに1メートル50近くも地盤沈下をしている状況のもとでさらに海面上昇等が進めば、もちろんそれだけではない、要するに気候変動や農作物に対する影響というのもすさまじいものがありますが、そういう中での対応で、市長も今、本当に全地球的な問題だというふうに言われましたが、具体的にそれぞれの市町でできることを取り上げていくということが一つだと思いますし、既に一定の、弥富市としては巡回バスにつきましては経験を持ってきておりますので、こうした経験も生かしながらということでもございますが、同時に、非常に自家用車になれた暮らしで、すぐそこへ行くにも自家用車というか、温暖化防止、排気ガス問題でいいますと、一番大きい問題は企業と自動車の排気ガス対策だと思うんですね。ただ、これはマイナスの面も伴いますが、弥富市にとってはプラスの面も伴う問題でありますので、きちんとそれなりの位置づけをして、必要な役割を果たしていただくということと、同時に、もう一方で全市民的な温暖化防止の運動を、なるべく昼間のまちの暮らしの中で車を使わなくてもいいような取り組みをしていこうと思いますと、やっぱりバスの位置づけなんかをもっとさらに掘り下げていくということが強く求められておりますので、その面での御研究や御検討を進めていただくこと。

それから、弥富市でこの間に私が気がついたことの中では、旧弥富町時代のピークには、ごみの総量の大体25%ぐらいをリサイクルに回すことができておったんですが、最近だんだん落ちてきて、20%強ぐらいになってきているというふうに伺っております。やはり市民の意識が、こういう事態がどんどんどんどん進化しておるにもかかわらず、なかなかそういうものになっていない。行政としての努力を、そんなに市民が苦労しなくてもできる方法を一緒に考えていくとか、それから私がここで今一番、そういう意味でいうと行政がかかわった資源、エネルギーの無駄遣いというのは、環境事務組合の灰の溶融固化だと思っています。これは、つくるときには路盤材なんかに使えるということで、高額補助をいただいてつくったんですが、今それをやったって、結局最後に埋立処分するときは通常のごみと同じ料金を払わなきゃいかんというようなことですから、活用できないものについては、電力と相当の費用の無駄遣いをしているわけでございますので、こうしたものについてもきちんと位置づけをして、不必要なこと、それから不合理なことは改めていくというか、全体として、そういう努力をしっかりとしていくということをお考えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 全く三宮議員のおっしゃるとおりでございます。私も今回さまざまなことを予算の中で提案させていただいておるわけでございますが、今、7地区あるコミュニティーに対して、さらに地域の力をアップしていただきたい、あるいは地域の中でのコミュニケーションを高めていただきたいというふうに思っております。

そうした中で、ひとつ私が御提案申し上げていきたいのは、ごみの問題でございます。先ほど環境事務組合の問題がございましたけれども、いわゆるごみにおける経費負担は、均等割と人口割とごみの量の割で決められるわけでございます。そして、このごみの量という形のウエートが50%あるわけでございます。ごみの量を削減していったって、こういった経費負担といったものに対しても軽減させていただかなきゃいかんという中で、ごみの問題、あるいはリサイクルの問題についても、私ども弥富市としても大変重要な問題であるというふうに思っております。このためには、一人一人が生活の中で、分別から含めまして、ごみの量の削減に対して意識をいただくということが非常に大事ではないかなあと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） ぜひ、バスの位置づけも含めて、現実に行行政としてできる、あるいは市民としてできる省エネルギー・省資源の取り組みを強めるための手だてをとっていただきたいと思いますが、少しバスの問題に立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

実は、19年度は以前のままのバスの運行で、6月から現在までダイヤが変えられましたが、この中で非常に特徴的なバスの利用状況が出てきておりますので、市民の要望に沿った、バスを何のために使いたいかということについて掘り下げていただきたいということでお尋ねしますが、例えば去年の4月、5月、十四山地内で乗った人の数は2ヵ月平均で月150人で、地区の人口から計算しますと2.66%です。それから、白鳥学区では292人で5.12%でした。旧鍋田、要するに筏川以南の区域は1,941人が乗られて、それは人口比の28.1%でございます。十四山地域は、ここに比べますと鍋田地区は10.6倍近い利用がされています。最大の理由は、私は運転手の方にも聞いたんですが、火曜日からの運行ですよ。とにかく火曜日の朝のうちのバスというのは、乗り切れん人が出るんじゃないかということをいつも心配しなきゃいかんぐらいの人が乗っていて、かなりの割合で海南病院に来る人だそうです。やはりお年寄りの方が多くてね。だから、そのことがこういう差になっておりまして、これが、6月からは少しダイヤが改正されたこともありまして、十四山地区が5.23%、白鳥学区が6.5%、旧鍋田はダイヤがちょっと変わったことで減ってきた関係もありまして26.5%ということで、多少格差は減っていますが、しかしダイヤの組み方でかなり、しかも周辺も含めて利用が減ったところも出てきておりますので、本当に住民の希望をきちんと聞いたバスの運行をするか

どうかというのは、非常に大きい問題だということを改めて感じました。

それともう一つは、私の地元でございます弥生学区は15ヵ所バス停がございますが、ここもまた極端でございます、福祉センターへ全市から乗ってきていただいて、また帰っていただくわけですが、ここの10ヵ月の利用者が6,883人。それから、2番目に多いところが海老江公民館、イオンタウンのあるところ、ここは951人。その次がＪＡの弥富支店、911人。この三つのところは乗っておるなという感じなんです、もうとにかく10ヵ所は1ヵ月に5人以下なんです。1日に4回と4回で8回バスが通るわけですが、とにかく1ヵ月に5人以下の停留所が10ヵ所あるんですね。だから、本当にこの人たちが希望するようなバスの運行には全然なっていない、このことを指して空気を運んでおるようなものだ、無駄だという批判も出てくるわけですが、弥生学区の人たちが福祉センターに来るためにバスを使うというのは、よほど足の悪い人だとか、それからＪＡの弥富支店のあたりだと、そこからお年寄りの人はバスで行った方がいいんですが、ほかのところは、あんまり距離的に見ても……。そうすると、このバスの運行というのは、年月をかけて私どもが経験してきたことからいいにしても、もう住民の希望に沿って運行するという方向に思い切った検討が求められているのではないかと。

それで、十四山や弥生学区や白鳥学区の利用が少ない最大の理由は、とにかく今の福祉センターからイオンタウンのところを通過、1号線を通して市役所や海南病院の方へ来るコースと、それから農協の弥富支店を通過、近鉄駅を通して出るところ、ここはよく使われるんです。結局それ以外は海南病院に着く時間というのはかなり遅くて、本当にこっちの人たちがバスを使いたいという最大の理由は、市役所へ来たり、海南病院へ行ったり、こういうことに使える時間帯でバスを運行してほしいという要求がかなりございます。だから、そういうことをもうこの際きちんと見ていただいて、住民の意向も聞きながら、それに見合うバスの運行をしなければ、せっかくよかれと思ってしたことが、費用対効果という大変あれだし、市民から見ると、私たちの要望に沿ってないという批判を招く原因になっておりますので、ぜひこの点では、きちんと検討委員会もおつくりいただいて、どうするかという、具体的にバスを効果的に使う手だてについては放置できない問題になってきているということをお認めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員の方から大変貴重な御意見をいただいております。

昨年の6月から1台増設いたしまして、合計4台という形でやらせていただいておりますけれども、その当初は市民の皆様からさまざまな御意見をいただきました。一番多かったのがバス停の増設でございます。そうした形で御意見をいただいたわけですが、今議員がおっしゃるとおり、非常に利用回数が少ないというところが多々見受けられるようにな

りました。担当課長の方も、その辺のところにつきましては数字を具体的にしております。そういった中で、さらにこの福祉バスを充実させるためにも、議員おっしゃるとおり、抜本的な考え方を改めていかなきゃいかんというふうに私自身も思っておるところでございます。一度総合的な見地で考え方をまた新たにしていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） せっかく大切な税金を使って運行するものでございますし、皆さんも期待をしておりますので、一日も早く、十分皆さんの意見も聞かれて見直しを行うことを強く求めまして、次の質問に移っていききたいと思います。

実は、昨年市長が就任されて以来、私が一貫して求めてきましたのは、法律で定められた弱者支援の制度をきちんとこの際、本来憲法や地方自治法や地方税法、国民健康保険法というもので定められた基準を守るまちなしてほしいということでございましたし、市長自身も支援が必要な方にはきちんと支援をしていくということを公約されて市長になられたこともございまして、特に昨年の10月に、国民健康保険の加入者の皆さんで生活保護基準の1.3倍以下の前3ヵ月の実収入の人を対象にいたしまして、医療費の自己負担分の徴収猶予、2分の1への減額、あるいは全額の免除という三つの仕組みをつくっていただきまして、これ、弥富市の税や負担の減免制度では、収入基準もはっきりさせまして、非常に合理的な基準として今までになかったことでございました。

そのこともありまして、昨年秋から年末にかけての議会や委員会の議論の中で、弥富市の現在のその他の減免制度についても再度見直しを、ことしの春をめどに行うと市長にお約束をしていただいております。私は大分期待をしておったんですが、本当に今、福祉関係の皆さんの仕事がめちゃくちゃ忙しくて、結局、市長が議会で約束をしておる、あるいは委員会で約束をしておることについて、なかなか担当の課長や部長の皆さんがそこまで手だてがとれないような事情が続いてきておって、この間、私はもう新年度予算の中に、あるいは条例の中に、あるいは規則の改正の中にそういうものが入れられるものだと思い込んでおりましたのでお尋ねしたら、ええっというような顔をしておられますので、これは今の職員の皆さんたちが置かれている大変な事情も一面では反映をしておりますが、特にさっき、私とは大分立場が違いますが、大原議員の質問の中でもありましたが、本当に働かされ方が大変な状態になったり、あるいは大企業やそういう人たちは史上最高のもうけを上げておると言われますが、一般の庶民の皆さんはそんな実感は全然ないわけございまして、そういう中で暮らしに追われている。

しかも、びっくりしたのは、今、国は灯油が上がったことに対して、全国の都道府県に対して福祉灯油を助成するなら、その2分の1を特別交付税で措置すると。うちは地方交付税

をもらえない団体ですが、そういうところでも実施をすれば2分の1は特別交付税で負担をするというのが、昨年の冬に入りかけたところで通知がされておったそうですが、結局それは都道府県への通知であって、市町村には来ないわけですね。私たちが聞いたのも、もうほとんど3月に近くなった時期でございますのであれしたんですが、そういうことをせざるを得ないような状態になってきている中での問題でございますので、たまたま国民健康保険につきましても課長にちょっと以前にお尋ねをしたら、後期高齢者医療制度が始まって国民健康保険の制度そのものも変わるから、この議会で国保税も含めた見直しもしたいということで、いろいろ過重な負担になっておる点についても、ぜひこの際考えてほしいという話をしておったのですが、この間お尋ねしたら、国の方の制度なんかの改正がまだきちんと決まっていないうことありまして、とても3月にはできないというふうに言っておって、多分4月の臨時会になるだろうというふうに言っておられますが、今春をめどに、去年一定の見直しがされたんですけど、さらなる見直しをするというお考えは今も変わっておらないかどうか、まずそのことについて市長から御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

法で定められた弱者支援の制度をさらに充実をとということでございますけれども、私どもといたしましては、さまざまな観点から、国保税、あるいは介護保険料、利用料、市民税、固定資産税等の減免制度を実は行っておるわけでございます。そういった中において、基本的には昨年同様に、この減免制度については周知徹底をしながら実行してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 私が今お尋ねをしたのは、やはり今までの減免制度と去年の10月から始めました国民健康保険の加入者の医療費の自己負担分の減免制度というのは、非常に大きな違いがあるんですよ。要するに、まじめに働いている人たちが生活保護の人よりも厳しい暮らしをしなきゃいかんようなことをなくすということが、この制度の一番の目玉なんですよね。要するに、生活保護基準の1.2倍以下の人については、医療費の自己負担を2分の1にすると。しかも、実際暮らしに困っておって、直近の3ヵ月の収入がもうそういう状況になっている人ということ、それから1.1倍以下の人はいくら全額免除をするということですから、非常にこれは大事なことです。もともと市民税なんかの減免制度も、国税徴収法に基づいた考え方で減額や免除するというのが基本になって、市町村長はすることができるというふうになっておるんですが、残念ですが、去年の10月以前の弥富市の減免制度というのは、例えば国民健康保険税でいいますと、介護保険もそうですが、生活保護基準を現に割り込んでおる人について、その負担を2分の1にするということですから、国民健康保険

の医療費の自己負担分を減免するという制度に比べると、相当大きい差があって、本当に生活保護よりも低い収入しかない人たち、あるいはそういうお年寄りで、ひとり暮らしで頑張っておられる人でも、国民健康保険税なんかの自己負担分を減額や免除する仕組みというのは、生活保護基準を割り込んだ人についてだけ2分の1を出していただくということですから、これはもともと国民健康保険法や地方税法で定められた、あるいは国税徴収法で定められた市民の権利、住民の権利というものから見るとかなり問題がありますので、ここを合理的なものにぜひ見直していただきたいということを去年1年間の議論を通じてやってきた中で、今春をめどに再度の見直しを行うというのが、市長の議会や委員会を通じての御答弁だとは思いますが、この点は今も同じお考えでしょうか。先ほどの御答弁だとちょっとその辺が、いろいろやっておるということで済まされておりますが、そういうことで法律上の市民の権利ですので、いかに問題があると思しますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

基本的な減免制度については変わっておりませんので、御理解賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 国民年金の所得の低い人たちへの減免制度も、それから所得税の減免制度も、実は生活保護基準をもとにしたものでありますし、地方税法の減免基準も生活保護を基準にしたもので、少なくとも、その収入から負担をする税だとか、それから社会保険料だとか、こういうものを除いた実際の手取り収入が生活保護基準の1.2倍を超えるまでは減額や免除するという考え方が国税徴収法だったり地方税法の基本になっているし、それから国民年金の保険料の減免もそれが基準になっていますよね。そういうことを前提にして、市町村長は何々することができるというふうにもととの法律が決まっていますが、それに対して、今いろいろ各地域で行政不服審査や、あるいは裁判をやられた判例を見ますと、この「することができる」は、してもしなくてもいいんじゃないかと、しなければならないということで、やっと愛知県も重い腰を上げて、国民健康保険の医療費の自己負担分はそういうことで、弥富は地方のトップを切ったんですが、報告されていることによりますと、ことしの4月から津島の各市町村もこれは一緒にやっていくということになった中での問題ですので、今までやっていたことと、きちんと法律に基づいて弱者を支援するということを、今、弥富の国民健康保険も介護保険もそうですが、生活保護基準を割り込んだ人についてだけ保険税を2分の1に減額するということですので、これは同じまちでやることとして整合性がないんじゃないんですかと。やっぱりきちんと国保の医療費の自己負担を減免する仕組みと、これ自身も、まだ政治的な経験からいえばいろいろ問題はあるんですが、少なくとも弥富市

が初めてこういう皆さんの減免制度を法律に基づいたものに踏み出したということであると、私は大変大事な決断だったと思いますので、ぜひ今の制度そのものが、それに比べると余りにも差が大き過ぎますので見直してほしいということを求めたら、市長の方から、ことしの春をめどにさらなる見直しを考えたいという御答弁がございましたので、そのことをひとつ御確認いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員御指摘の減免制度の改正につきましては、近隣市町村の確認というものをしっかりとさせていただきながら検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） これは近隣市町村がやっておるからやるとかという問題じゃなくて、きちんと法律で定められた市民の権利を守るという問題で、やはり客観的な物差しを決めて、免除できる人、それから減額しなければならない人はやっぱり決めてやることと、もう一つは、この考え方がはっきりしますと、実際、国民健康保険でも、ある条件の人たちはもう本当に8割ぐらいしか払えない人が出てきていますよね。そういう、もともと制度的に無理があるものについては、課税しておったものでも強制執行しない、滞納処分しないという決定をすれば、一たんかけた税金もまた免除することができる仕組みがあって、本当にまじめに働いて頑張っておる人たちが生活保護の人よりも低い暮らしを強いられるようなことがないようにという、もともと生活保護法というのは、ほかの法律で支援される仕組みがある場合は、そっちでちゃんと支援を受けてくださいと。それがだめなときは生活保護で応援しますという制度ですから。今、ぎりぎりの暮らしをしている人たちがふえてきていますよね。そういう人たちが守られる仕組みというのをぜひつくっていただきたいということを強く求めます。よその市町がやっておるかどうかわなくて、既に弥富市は国保の医療費の自己負担分については他の市町に先駆けて、これは県とも協議してきたことですが、やり始めている。そういうものとして、ひとつぜひ大急ぎで見直しをしていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

したがって、弥富市では国民健康保険の加入者の皆さんについては、そういうことがまだ十分どうも皆さんに周知がされていない、なかなかわからんもんですから、あんまり使われていないと思うんですが、いよいよこの4月から高齢者医療制度に75歳以上の人に移りますよね。ここでの問題なんです、同じ市民で74歳まではひとり暮らしだったり、御夫婦で生活保護基準とあんまり変わらないか、それより低い人たちについては免除制度が使えることになりましたが、弥富市は、ひとり暮らし非課税の人については、県がやめても、市が全額負担をして今までの制度を続けるということをお決めいただいておりますが、同

時に、同じ市民で、しかももっと高齢で、もう自分で働くこともできないような人たちが、医療制度が別にされる、それから弥富市の運営から離れて県の連合で運営されることから、そういうサービスが受けられなくなる人たちが出てきますね。これは、行政としては放置できないことで、必要な手だてを考えていただく。一番いいのは、市長会や議長会が政府に要求しておりますが、必要な支援をちゃんとやって、医療差別がないような仕組みをつくってほしい、きちんと財源の手当てをしてほしいということを要望されておりますから、これに沿ってやられるのが一番いいんですが、しかし恐らくこの4月からそういうことにはならんわけでございますので、弥富市として、こういう問題が発生してくることに對しては、私は、ひとり暮らし非課税の人は対応するが、もっと低い収入や条件で医療費の支援を受けられる人たちに対しても何らかの手だてをとる必要があると思いますが、どういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

当市独自の制度といたしまして、国民健康保険税の減免制度の中に、福祉給付金対象者に対する国民健康保険税の均等割を2分の1にする独自の減免制度があります。先ほども議員がおっしゃられましたように、後期高齢者医療制度に移行する方は、あくまでも後期高齢者医療連合の条例に基づいた保険料を支払うことになります。したがって、現在のところ、愛知県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例においては、このような減免制度はありません。この方々に対する対応については県下全域の対応でありますので、常に弱者に対する保険料徴収の研究を進めるように、また他県の広域連合の情報も常に収集し、対応のおくることがないように広域連合に働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） ひとり暮らし非課税老人については、県の制度にかかわりなしに、弥富市は今までのとおり継続すると。実際に、ひとり暮らし非課税老人といっても、148万ぐらいまでは非課税ですよ、年金の方で。ところが、御夫婦で、それとあんまり変わらんぐらいの収入で生活している高齢者の人たちもおりますので、一つは、他の市町村がどうするかという問題もありますが、もう一方で、国保の加入者の人たちに対しては医療費の免除の仕組みを既につくっておるわけですね。これは、一つは広域連合の制度や国の制度として、国保や地方税法の定めにあるような生活実態に見合った減免制度の要請をしていくことと同時に、弥富市としてどうするかというのが、既にひとり暮らし非課税老人にやっているように弥富市独自の問題ですので、これは先ほども申し上げましたが、ほかの弥富の減免制度の見直しともあわせて、ぜひ検討課題としていただいて、一日も早くそういう方たちが、もう

75歳を超えて普通の人は、収入が足りないから働いてなんていうわけにはなかなかいかん人が多いわけですから、ぜひ立ち入って御検討いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

それともう一つは、特に後期高齢者医療制度の発足とあわせまして、皆さん全員から保険料を新たにいただくということや、いろんなことがございますが、恐らく一番最初に困ることになるのは、今お年寄りが利用している介護型の病床、介護保険の対象にもなっておるものが38万床あるんですが、これを23万床これから減らしていくということ。今でも、お年寄りの方が病院に入る、あるいは長期入院するなんていうのは並大抵のことじゃないんですが、これを23万床ごっそりなくすとしたら、本当に今でも大変なんです、これは地域の皆さんにとって、とりわけ生活力の低い所得の低い人たちにとって、もう本当に野たれ死にしてみえと言われかねないような問題でございますので、これは市長会や議長会が国に強くそういう医療差別を起こさせないように、必要な財政的な手だてもとるようというのを要請しておりますが、市長会やそういう場所で、私が最初にお尋ねしましたように、もともと法律で一定の条件以下の人については救済するというのが市町村長に負わされておるわけでございますので、その支援を国がきちんとするというのを強く求めていただきたいと思います、市長の御見解をお伺いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 後期高齢者医療制度がいよいよ4月1日からスタートするわけですが、制度そのものにつきましては、もうスタートするということは確定しております。しかし、保険料等の問題につきましてもさまざまな論議があるところは、私も承知のとおりでございます。しかし、先ほど保険年金課長が答弁いたしましたように、後期高齢者医療制度につきましては県下全域の対応でございます。私ども市といたしましても、その事務経費を払いながら愛知県全体の枠組みの中でやっていかなきゃいかんということでございます。この問題についてさまざまな問題があることは承知しておりますので、またいろんな機会を通じて、連合に働きかけていくということではなくて、まず確認をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） そういう広域連合の問題、あるいは国の制度の問題として弱者切り捨てがないようにいろいろお働きかけいただくことは当然なんです、同時に、弥富市の市民なんですよ。だから、明らかに弥富市で救済される仕組みが、それは県の制度の中では救済されなくても、弥富市の市民の、とりわけ条件の悪い高齢者の皆さんの暮らしを守るという面での努力も強く求めて、ちょっと質問をかえさせていただきます。

今、介護認定された人たちの控除証明は、弥富市は今年度、どの程度発行されておりますか。おおよそで結構でございますので、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

障害者控除対象者認定書につきましては、要領に基づきまして認定事務を進めております。

3月12日現在の認定者数でございますが、普通障害が34名、特別障害者が29名、合計63名となっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 皆さん非常に仕事が忙しくて大変だと思いますが、余りの数の少なさに愕然としております。もともと介護認定されている人たちは、他人の応援がなければ生活できないということで介護認定されておるわけでしょう。以前は、65歳以上になれば、身体障害者の4級以下の人たちと同じような税金なんかの減免制度もあったわけですが、定率減税はなくなる、そういうものは全部なくなって、本当に低いところまで税金がかかるようになっていきますよね。少なくとも、例えば身体障害の4級というと、握力が5以下になった、コーヒークップを持つのにちょっと大変かな、包丁で切るのにちょっと大変かなというだけで障害者手帳が出るんです。したがって、市町村長の責任で認定書を発行できるわけですから、結局、今みたいなやり方で、皆さん忙しいからなかなかできんわけですから、介護認定したときに普通障害は基本的に出すと。認定要領で大体のめどは決めてありますので、特別障害の人は出すということをやらなければ、せっかく制度を決めたって救済される人がされないと思いますが、いかがですか。そういうふうに改めるべきじゃないですか。

○議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） お答えさせていただきます。

対象者全員に通知できないかという御質問かと思いますが、あくまでも申請主義ということで、申請をしていただきまして、認定書を交付するというような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） あなたたち自身がもう毎日の仕事に追われて、そういう周知も満足にできないような状態でしょう。なぜ申請主義にするんですか。市町村長が介護認定するわけですから、介護認定しておりますという通知を出すだけでいいわけでしょう。そうしたら、介護認定するときにそういう通知を出せば、あなたたちも楽になるし、その人たちは税金の減免が受けられるわけですよね。どうして申請制度という、ややこしい方向にしなきゃいかんですか。皆さん毎日仕事をやっておっても、自分の仕事もなかなかわからんぐらい今は目まぐるしく変わってきますよね。ましてや一般の人が、広報で1回書いたから、それで周知されるなんて思ったら大間違いだし、ましてや市民税の均等割が課税になるか非課税になるかでも、介護保険料やいろんなもののががらっと変わってきますよね。そういうことを考

えたら、市民の権利を守るのに、市町村長が認定すれば税法上の優遇が受けられる人ですから、介護認定したときに通知を出すということをするのに何の障害があるんですか。うちの規則だけでしょう、障害があるとしたら。これは、やっぱりもっと合理的な、皆さんの仕事がいやすいように改めるべきじゃないですか。これが一つ。

それからもう一つは、実は私もびっくりしたんですが、身体障害者手帳を今取ろうと思うと、なかなか大変なんですよ。先日も、ある大きい病院の勤務医をやってみて、開業医になられた方にちょっとお話を聞いたら、私も勤務医を随分長くやってきたけれども、今の勤務体制では、身体障害者手帳の検査をして診断書を書くなていうのはとてもやっておれる状態じゃないから、そういう相談を受けたら、もうなるべくさわらんように逃げて歩いて、ずうっとやってきましたと。本当に医療現場が大変な状態になって、看護師やお医者さんが過労死するような事態の中で、そういうお金にならなくて、しち面倒くさい仕事はなかなかやってもらえん状態に今なっていますよね。ところが、まだ障害の軽い人たちは、やってくれる病院を見つけて行けるし、それから熱田の健身会館へ予約して行くと、やってくれますよね。江南市なんかは、市の車で定期的にそこへ診断書の人たちを連れてきて、取るようにしています。

同時に、一番大変なのは、介護認定されて、しかも病院に入院しておる寝たきりの人たち。例えば野村胃腸科だと、そういう認定をする先生がいないんですよ。それで、今は認定する制度がありますので、往診してくださる先生がおって、お願いしたいといって相談に行ったら、うちの病院におる間は認定に来てもらっては困ると言うんですね。そういう人たちは、もう間違いなく2級以上の手帳が出ますから、そうすると県から7,000円と弥富市から3,500円、毎月手当が出ますし、いろんな障害者としての支援が受けられますよね。そういう人たちが、そのまま野放しにされておるんです。なかなか今病院が、そういう人たちを受け入れることができんようになっています。

同時に、さっきも申し上げましたが、軽い障害の人たち、手帳が出る程度の人たちも、以前は65歳になれば自動的にそういう仕組みの中に年齢で入っていらっしゃいましたので、それでよかったんですが、そういうことが今だめになった中で、条件の悪い、所得の低い人たちは、税金や介護保険料やそういうのが幾らか安くなるということで受けられますので、ぜひ弥富市の福祉課としても、どこへ行けばそういった手帳の交付や診断を受けられるかということを、なかなか今大きい病院へ行ってお願いしますといっても、しばらく様子を見る、しばらく様子を見るといって、3年様子を見ると言ってほかれてきましたと。もうたまりかねて私のところへ相談に来て、じゃあ、あそこの病院へ行けば、あなたの状態だと、まだ診断書を書いていただく余裕がある先生がおりますから、そこへ行ってくださいといって紹介しなきゃいかんような事態に今なっておりますので、ぜひこういう問題についても、市民の

権利を守る、健康を守る。それから、そういう人たちが当然支援を受けられるようにするということで、これは介護高齢課や福祉課の仕事ですので、ちょっとそういう深刻な実態になっておるといことも御承知いただいて、弥富では、とりあえずどういう病院や、どういう方法をとれば手帳のための診断を受けることができるかということのをぜひ、さっきも言ったように、江南市の場合は一定の人たちを、相談を受けると自分のところの車に乗せて健身会館へ連れていくという方法もとっておりますので、弥富市としてできる手だてを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。
- 福祉課長（横井貞夫君） 障害をお持ちの方の身体障害者手帳取得支援につきまして御答弁を申し上げます。

本市におきましては、身体的、地理的条件等により、受診の機会が少なく、歩行困難等のため受診することが困難な方で、日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障害者の皆様に対し、医師等を派遣して診査し、身体障害者手帳用診断書、特別障害者手当用診断書等の作成を支援させていただいております。医師や看護師等の派遣費用については、負担の必要がありません。利用者負担として診断書料、いわゆる文書料の実費負担をお願いいたしております。なお、訪問診査を利用されるときは、在宅重度身体障害者訪問診査申請書を市役所福祉課に提出していただくことになっております。何かございましたら、いつでも私どもにも御連絡をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。
- 介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えさせていただきます。

障害者認定書につきましては、当弥富市の場合、要介護1以上で障害者高齢者の自立度、認知症高齢者の自立度の組み合わせによりまして認定をしておりますので、要介護1から5の方すべてが対象になるわけではありませんので、そこら辺のところをちょっと御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。
- 16番（三宮十五郎君） あなたたちが発行できるものをまず発行しなさいと言っておるんです。申請主義なんてしち面倒くさい制度にしておるから、ますますだめでしょう。だけど、さっきも言いましたように、身体障害者手帳というのは仮に6級まで出るんですが、握力が、片一方のきき腕じゃなくてもどっちでもいいんですが、5以下になった場合は4級の手帳が出るんです。そのことを考えたら、介護認定されておる人に障害者控除の対象にする認定書を出すことは何の問題もないはずなんです。そこは、皆さんが自分の仕事にもっと自信を持って、同時に市民の方を救済する仕組みをきちんとつくっていくということを本当に考えて

いただきたいと思います。そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に中山金一議員、お願いします。

○14番（中山金一君） 中山です。通告に従いまして、2点について質問をいたします。

1点目ですが、弥富市内の広域自動車道整備の進行状況について質問をいたします。

国会では道路特定財源が推移をするのか、撤廃をして一般財源にするのかについて話し合いがされていますが、適用期間が3月末で期限切れを迎えるために、審議も混迷を深めています。国や県等の関係機関に働きかけて道路網の整備が計画的に進められていると思いますが、市長は昨年の12月議会で渡邊議員への答弁で、まちづくりの基本である道路建設構想ということで、弥富市総合計画の中における重要課題として道路の基盤整備を上げられております。道路は、豊かな生活や活力のある経済をその地域にもたらします。弥富市の発展に広域道路の整備促進は欠かせません。国道155号線のバイパスの延伸工事が国道1号線に平成12年11月に接続されて以後、工事がストップをしています。国道1号線より南に400メートルの用地買収がされていると聞いていますが、工事の予定はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 中山議員にお答え申し上げます。

さまざまな基盤整備の中で、道路ということは私どもとしても最重要課題という中で整備をしていかなきゃいかんことでございます。私の施政方針演説の中においても、土木費に対する問題についてもさまざまな角度から述べさせていただいておるとおりでございます。

それから、道路特定財源に対する私どもの考え方も非常に困ったことがあるわけですが、この財源が、いわゆるガソリン税という形での暫定税率がこの3月31日で切れてしまうという中で、さまざまに今、国会の方でも論議を呼んでおるわけですが、昨年来のねじれ国会という形でなかなか思うように進んでいないのが現状でございます。その財源といたしましては、国全体で2兆6,000億あるというふうにも聞き及んでおります。そして、愛知県下における影響度というのは960億ぐらいあるだろうという形で神田知事からも述べられておるわけですが、そして、私ども弥富市におきまして、この道路特定財源が今後ストップした場合には非常に大きな影響があるだろうということで、その試算をいたしますと、実は約2.5億ぐらいの財源不足という形につながってくるわけですが、そういうことのないように、さまざまな形で今論議されておるわけですが、この道路特定財源は継続をしていただいて、私どもの地方に対する道路を中心とするさまざまな基盤整備に利用させていただきたいというふうに思っております。

個々の問題につきましては、開発部長の方から現在の道路に対する計画を述べさせていた

だきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今、議員の質問で、155号の1号線以南400メートルの用地買収が終わりましたが、その後どうなっていますかという質問でございます。

これにつきましては、ことしの3月、今月でございますけれども、一応道路改良工事の発注を行うと県の方からお聞きしております。また、完成につきましては、20年度中に完成するというお話を聞かせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 工事が、3月からされて20年度に完成するということをお聞きしました。

関連で、伊勢湾岸自動車道路から稲山地区の西側を工事が進められている名古屋第3環状線の道路は将来国道155号線に接続される道路で、工事予定はどのようになっているのか、また用地買収は進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 伊勢湾岸道路から北の方でございますけれども、現在のところ、境港あたりまでは工事がなされておるとおもいます。それより北でございますけれども、23号線までにつきましては、今まだ計画段階で、今後重点的に進めていくという話は聞いております。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 関係機関に働きかけて、名古屋第3環状線と国道155号線が早く接続されて、弥富市の骨格道路として、臨海工業地帯の交通システムも発達するように努力をしていただくよう、お願いをいたします。

次に、弥富市内の歩道つき道路はどのように進められているのかについてですが、このたびの弥富市議会議員選挙の中で住民の声として、身近な生活道路の整備がしてほしいという要望の声を聞きました。交通事故のない安全で快適なまちづくりを進めるために道路づくりが必要であり、通勤や買い物などに使う道路なのに歩道がない。車とすれ違うたびに危険を感じる。もっと自転車が通りやすい安全性・利便性のある道路を建設してほしいなど、いろいろな要望を聞きました。交通事故の中で死傷事故の占める割合は、幹線道路より生活道路の方がほぼ2倍の事故が起きていると言われております。道路構造令を基準とした道路づくりよりも、その地区に適した道路づくりをしなければならないと思います。自治体が、住民の要望にこたえて生活道路を手直しするケースもあるというようなことを聞いたこともあります。弥富市内での歩道つきの道路建設はどのように進められているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 歩道つき道路の御質問でございますけれども、この道路につきましては、都市計画道路など主要幹線道路の整備につきましては歩道を設置しております。生活道路に関しましては、土木申請に基づき、事業効果の高い道路において事業化を検討させていただいて、整備させていただいております。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 地域に密着した生活道路の整備は、地域の利便性や安全性を重視しながら、交通安全施設舗装などの整備を積極的に進めていただくように要望をしておきます。

現在、旧十四山地内でも途中で歩道が切れているところが何ヵ所かありますが、何年たっても歩道がつながっていません。これからどのように対処されるのか。また、通学道路で歩道が切れているのは大変危険です。強制制度で土地買収してでも歩道はつながらないものか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 現在の十四山地内の道路の歩道の関係でございますけれども、これは多分県道のところだと思いますけど、これについて、今収用の話がちらっと出たと思うんですけれども、収用につきましては、一応公共の利益と私有財産の関係ということで、なかなか収用委員会にかけてやるというのは難しいということでございます。弥富市道でも、道路の関係で収用をかけたという事例はございません。ですので、愛知県でも数例しかないということはお伺いしております。ですので、所有者に御理解を願って歩道建設する以外はないということでございます。そういう道路につきましては、県とともに所有者のところへ行って、御理解を願うようにしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 一日も早く歩道がつながりますよう、努力していただくようお願いをいたします。

次に、県道名古屋十四山線について質問いたします。

合併をしても旧十四山地区がなかなかよくなってこないというような声の中に、旧十四山地内の道路整備がおくれていることが原因の一つという声もあります。旧十四山地区のほぼ中央を東西に通っている重要道路の県道名古屋十四山線では、善太橋西信号機より尾張中央道までの拡張工事が進められていますが、20年度に完成はするのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今の御質問でございますけれども、名古屋十四山線は、我々がいう日光橋西線につながるような道路でございます。これにつきまして、現在、尾張中央道より東の区間は重点的に整備されておるということでございます。これについても、しっかり

そこまでは話は聞いておらんですけど、重点的に整備されて、多分数年のうちにはきちっとされるということであると思います。ことしは、まだちょっと無理でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 工事が始められてから何年かたっております。早期に完成が望まれておりますので、御努力していただくようお願いをいたします。

その県道名古屋十四山線で、子宝信号機より西への道路は道幅も狭く、歩道もついていません。市道から県道に格上げをして、道路の整備を早く進めてほしいという要望の声もあります。平島地区との接続工事が進められると民家の立ち退き問題もあります。民家との話し合いは進められているのか、これからの計画はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 名古屋十四山線の西側の道路のことでございますけれども、これは全体的に6.5キロございます。そのうちで、つながっておらないところがございます。これが弥富市の鍋平4丁目から六條の間、この210メートル間はつながっておりません。これにつきまして、ことしでございますけれども、路線測量、詳細設計を愛知県に発注していただいております。そして、来年度につきましては、これを関係機関と協議し、用地測量に着手し、事業の推進をしていただくよう、お願いしたいということでございます。また、この路線については重要な幹線路線でございますので、早期完成するよう、強く県の方へ呼びかけたいということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 主要地方道で整備促進を積極的に進めていかなければならない道路ですので、民間との誠意を持った話し合いをされて、平島地区との接続工事が順調に進みますようお願いをいたします。

2点目ですが、シルバー人材センターの活動状況について質問をいたします。

シルバー人材センターの仕組みは、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を、家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これをシルバー人材センターに加入している会員が、その希望や能力に応じて就業するという仕組みです。就業は雇用契約に基づくものでなく、請負、委任契約により、会員の自主性を重んじて行っているとなっています。少子・高齢化社会になり、シルバー人材センターのますますの活躍が期待されています。全国では321万人もの派遣労働者が働いていると言われております。労働派遣法をめぐり、さまざまな問題が起きていますが、現在弥富市のシルバー人材センターで働いている人数はどれほどか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） 中山議員の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者が長年にわたって養ってきた知識、経験、技能を生かし、働くことを通じて高齢者の能力を生かし、地域に貢献することを目的にしております。

御質問に関しましては、シルバー人材センターへ確認しましたところ、会員数、2月末現在で男性191名、女性103名で、合計294名となっております。また、働いている方の人数でございますが、289名でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 289名ほどの人が働いているということを伝えていただきましたが、派遣労働者の適正化を初めとする派遣制度の見直しが論議されていますが、弥富市シルバー人材センターの職場や職種はどれほどあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） シルバー人材センターの職場としては、民間事業所140社、それから一般家庭755軒、あとは市役所となっております。また、主な職種としては、工場内軽作業、経理事務、それから樹木消毒・剪定、商品管理等となっております。団塊の世代が高齢化を迎えようとする中、就労希望者の増加が予想されます。市といたしましても、シルバー人材センターの育成支援のために、来年度から十四山地区の公共施設の清掃等の委託をさせていただき、またお願いできるものに対しては極力利用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 職場は、市役所や事業所、一般家庭、また職種もいろいろありまして、駐輪場の管理とか工場内の軽作業、ゴルフボール拾いなどあるということを聞いております。この中で、富浜のゴルフ場に弥富市シルバー人材センターから働きに出かけている人がいますが、その人からは、これからは人材会社に籍を移さないと雇ってもらえないというようなことをお聞きしました。どうしてそのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） この件に関しましては、今後、適正就業の関係によりまして、事業所への派遣就業ができなくなると聞いております。シルバー人材センターがその業務を一括して受託すれば可能であります、シルバー人材センターとしては対応できないというお話です。現在、ゴルフ場とは協議中ではございますが、シルバー人材センターを脱会して人材派遣会社に採用されていく形になると思います。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） 労働者の派遣制度は、臨時的で一時的な労働力の需給調整制度であり、常用労働を代替するようなものであってはならないというような原則となっております。

労働法令に基づく長期の雇用は違法行為になり、人材会社に籍を移しての仕事になるかと思いますが、引き続き勤められるように取り計らっていただくようお願いをいたします。

次に、弥富市が所有しているバスの運転業務が、十四山保育所のバスはシルバー人材センターが委嘱を受け、業務がされていますが、大型バスや中型バスの業務は民間の人材会社が委嘱されて業務がなされていますが、大型バスや中型バスも弥富市シルバー人材センターに委嘱できないものかというお尋ねでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） 市のバスの運転でございますけれども、バスの運転は非常に長距離・長時間に至ることが多いということで、シルバー人材センターに委託するには困難ではないかというふうに現在考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○14番（中山金一君） シルバー人材センターの中でも優秀な技能を持った人も見えますので、長距離になると高齢になって無理かということもありますけれども、できたらシルバー人材センターの方で業務がさせてほしいというような声もありますので、また前向きな検討をお願いいたします。

シルバー人材センターの理念に賛同し、豊富な人生経験をもとに地域に貢献し、健康づくりや生きがいづくりをして自主的に働こうとする高齢者を支援する弥富市シルバー人材センターのますますの活躍に期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時40分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博



平成20年 3 月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 渡 邊 昶   |
| 11番 | 伊 藤 正 信 | 12番 | 三 浦 義 美 |
| 13番 | 浅 井 葉 子 | 14番 | 中 山 金 一 |
| 15番 | 安 井 光 子 | 16番 | 三 宮 十五郎 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 |     |         |

2．欠席議員は次のとおりである（1名）

|     |       |
|-----|-------|
| 18番 | 大 原 功 |
|-----|-------|

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                     |         |                     |         |
|---------------------|---------|---------------------|---------|
| 市 長                 | 服 部 彰 文 | 副 市 長               | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長               | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長             | 北 岡 勤   |
| 開 発 部 長             | 横 井 昌 明 | 十四山総合福祉センター所長       | 平 野 雄 二 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 | 十四山支所長              | 平 野 瞳   |
| 十四山スポーツセンター館長       | 平 野 茂 雄 | 総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長 | 佐 藤 忠   |
| 民 生 部 次 長 兼 市 民 課 長 | 加 藤 芳 二 | 開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長 | 早 川 誠   |
| 総合福祉センター所長          | 服 部 昭 男 | 教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長 | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 会 長         | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長             | 佐 藤 勝 義 |
| 企画情報課長              | 村 瀬 美 樹 | 管 財 課 長             | 渡 辺 安 彦 |
| 防災安全課長              | 服 部 正 治 | 保 険 年 金 課 長         | 佐 野 隆   |
| 環 境 課 長             | 久 野 一 美 | 健康推進課長              | 鯖 戸 善 弘 |
| 福 祉 課 長             | 横 井 貞 夫 | 介 護 高 齢 課 長         | 佐 野 隆   |

児 童 課 長 山 田 英 夫  
土 木 課 長 三 輪 眞 士  
下 水 道 課 長 橋 村 正 則  
社 会 教 育 課 長 水 野 進

商工労政課長 若 山 孝 司  
都市計画課長 伊 藤 敏 之  
教 育 課 長 前 野 幸 代

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 下 里 博 昭  
書 記 岩 田 繁 樹

書 記 柴 田 寿 文

6．議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、武田正樹議員と立松新治議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず立松新治議員、お願いします。

- 8番（立松新治君） 8番 立松新治、おはようございます。

通告に従い、3点について質問をさせていただきます。

防犯・防災対策について、交番の適正配置について少し伺いたします。

弥富南部地区は、湾岸道路、鍋田ふ頭等の整備により、最近では西尾張中央道、弥富中央幹線と本当に交通量が増加し、道路も渋滞したり、生活道にも迂回したりして、見知らぬ人が多く通行するようになりました。異国の人も多く見られるようになり、意思の疎通も不安の一つの原因となっております。そこで、市民の安心・安全のために、治安が不十分と思われる弥富市南部地区ですが、交番等の適正配置をして治安基盤を均衡化するためにも、警察力を公平に配分するため、1中学校区1交番の原則の中、弥富市内には3カ所の交番がありますが、1カ所は弥富幹部交番、中六の1号線沿い、2カ所目は新しくできた弥富北交番、155号線弥富インター南、3カ所目は子宝駐在所だと思いますが、確認をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

- 防災安全課長（服部正治君） それでは、立松議員の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、弥富市内における交番等の設置の現状につきましては、弥富幹部交番、弥富北交番及び子宝駐在所の3カ所であります。

- 議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

- 8番（立松新治君） その3カ所は、弥富市には治安基盤を均衡化し、適正配分されていますか。弥富市には、南北に10キロ以上、東西に4キロ以上と48.18キロ平方メートルの面積がある中、弥富市北部地区に3カ所あり、とても均衡化にはほど遠いと思いますが、弥富市には異常と思われるほど外国人登録者が多く、人口の3%余りの1,350人を超え、鍋田地区にも

200人余りの登録があり、夜スーパーに買い物に出かけると、ここはどこと思う、そんな現状を把握され、また前には鍋田の稲狐に交番がありました。治安基盤の均衡を図るためにも善処されることを強く望みますが、鍋田地区の安全を忘れないように前向きの考えを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

立松議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど防災安全課長が答弁したように、弥富市内には現在3カ所の交番が配置されておるわけですが、今、立松議員の南部交番の新設要望につきましては、私も昨年の12月20日に区長会長と一緒に連名で県の警察に要望書を提出させていただいております。その回答が参りまして、大変残念なんですけれども、県内全域における適正配置だとか、あるいは治安基盤の均衡から見て、現時点では必要がないというような判断でございました。先ほど議員もおっしゃっておりますように、具体的な理由といたしましては、弥富市の場合は3中学校区の中にすべて交番が配置されておるということでございます。今、基本的には1中学校区に1交番という形が適正配置というふうに聞いております。よって、鍋田支所の南につきましては、飛島にございます海部南部交番の直轄区域に入ることによってございまして、一部とはいえ、四つの交番が弥富市には駐在されておるというようなことでございます。しかしながら、議員も御指摘のとおり、今、西部臨海工業地帯は、企業誘致を含めまして交通量の問題、あるいは治安の問題等が大変心配されておる状況でございます。今後も、そういった形の中で交番の新設に対して引き続き要望してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 市長の方から必要ないというような御答弁だと私なりに解釈しましたが、南の方の治安が飛島の派出所に委託されておるというような中で、北の方には三つの交番が固まっておると。1キロ範囲に三つあるという中で、1号線の拡幅問題がある中、交番の配置をもう少し市の方からも強く要望していただけないかと思うわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 答弁させていただいておりますけれども、まず訂正させていただきたいのは、私が必要ないということではございません。あくまでも、今現状時点では適正配置されておるという警察側の考え方でございますので、ひとつ御理解の方をよろしくお願い申し上げます。

弥富幹部交番の位置づけだとか、それから規模といったことについては、引き続き協議の

中で進めていかなきゃいかんというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 失礼いたしました。市長さんの方のお考えではないということを訂正させていただきます。

また、前向きに検討していただけるということで理解して、次に移ります。

防災公園について。

今現在、伊勢湾台風以後50年余りの日々が過ぎ、台風を思い出せる人も減っておりますが、たまたまきょうの新聞によりますと、「伊勢湾台風を超す台風襲来なら」という中で「東海高潮・洪水地域協発足」と、特に愛知県弥富市、飛島村、三重県木曽岬町の地域では、人口の7割を超す3万9,000の人が避難を迫られ、うち8割以上の3万2,000人が避難所に収容できず、立ち退き、避難することになるというようなことが新聞に載っておりますが、そんな中で、伊勢湾台風より地盤沈下が1メートル以上進んでいる。東海・東南海・南海と地震等の危惧をするわけですが、そのためのために総合公園が早急に必要であると思いますが、まず地域の触れ合い、家族とのレジャー、自然との触れ合いができ、海拔3メートルぐらいの運動場、キャンプもでき、公園もあり、また公園には防災道路も接続され、水防倉庫、食糧等の備蓄もできる公園です。海より低い地域です。早々に調査、設計、建設と、世界に誇るこのできる大きな安心を進めてください。

また、同報無線、ケーブルテレビ、総合運動防災自然公園事業を大事になる前に早急に進めていただきたいと思います。予算は多少含まれていますが、今の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

防災公園という件に関しましては、私も昨年の議会の方でもお話をさせていただいておりますけれども、ちょっと言葉がひとり歩きするといけませんので、基本的な防災公園という一つの考え方について確認をさせていただいております。

私どもが今考えております防災公園というのは、私どもの都市におけるまちづくりの一環として位置づけをしていきたい。そういった中で公園を整備することによって、平常時は市民の安らぎの場、あるいは憩いの場というような形のことを考えております。また、災害時には、もちろんのことでございますけれども、被災地であるとか防災の拠点として整備をしていくものでございます。そして、規模的には、一つの単位としては私としては5,000平米以上ということを一つの規模として考えております。それから、議員もおっしゃったように、高さについては海拔2メートル以上を持たなきゃいかんかなあと思っております。これは、大潮で満潮時をクリアする、そういったような海拔でございます。その中の整備、あるいは活

用内容というようなものにつきましては、災害時の一時避難地であることはもちろんでございますけれども、ヘリコプターが発着できるようなスペースも当然要るだろうと思っております。それから、災害用のトイレの設置ができる。災害時に炊き出しができる。そして、人口密度の高いところにおきましては、耐震性の貯水槽の設置ということも考えていかなきゃいかんというふうに思っております。それから、議員おっしゃったように、防災倉庫、備蓄倉庫の建設がそこにあるという形でございます。それから、先ほども話がありましたように、平常時では安らぎの場ということでございますので、遊びの空間というものを持っていきたい。しかし、道具だとかは持ち込まないようにしていきたいと思っております。それから、照明等ではソーラー照明というようなものが実際にはないといかんだらうというようなことを考えております。

以上のようなことが、基本的な防災公園における整備というふうに考えておりますので、議員各位とも共通認識をしていきたいというふうに思っております。

それから、来週の17日でございますけれども、境港の不法停留、いわゆるプレジャーボートを一斉強制代執行という形でしていただくことになっております。そして、19日までは完全に境港の陸地におけるプレジャーボート等、不法係留の船がなくなるということでございます。その後、県の方は緑地計画の中で防災公園を考えていただいております。私も、今、土木も中心になって県と知恵を出しながら、こうしていただきたい、ああしていただきたいということをお願いして、この防災公園、緑地計画というものをやっていきたいと思っております。これは、県の方としては平成20年度の計画で進めていくというお話を聞いております。広場面積としては、5,400平米が一つの単位でございます。その中で、ヘリコプターの着陸可能なスペースであるとか、あるいは平常時の場合のグラウンドゴルフができるようなコートをもつとか、あるいは水防倉庫といったものを備蓄できるような形のものをつくっていくということでございます。私としては、この境港の鍋田川緑地計画というのが一つのモデルになるというふうに思っておりますので、またできたときには御理解を賜りたいと思っております。

それから、施政方針でも述べておりますように、平島中土地区画整理事業という中で、1.4ヘクタールの公園予定地において、平成20年度予算計上させていただいております防災機能もあわせ持った防災公園の実施計画を策定してまいります。地元の人たちも含めましてアイデアを出しながら、平島中地区における1.4ヘクタールの公園において防災公園を具体化させていきますので、またよろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 早々の前向きの行動を感謝いたします。ありがとうございます。

また、それをモデル公園だということをおっしゃいましたが、それを見本として、本当の

意味ある総合防災公園事業を進めてください。市民の皆さんは平和な今を楽しんでいらっしゃいます。その間に世界に誇れる本当の意味の平和公園事業を進めてくださることを強く望み、質問にかえます。

最後に、湾岸弥富木曽岬インター取り付け道路について。

南部地区には臨海部に工場等、多くの人が通勤されていますが、渋滞があちこちで見受けられるようになり、地域の防災発展のためにも、名古屋第3環状線の湾岸木曽岬インターより23号線までの早期完成が地元からも要望が強くあると思われますが、農道にも迂回車両もあるように思われます。今の進捗状況、完成目標等を、あれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○土木課長（三輪眞士君） それでは、お答えいたします。

伊勢湾岸自動車道以北1キロ区間につきましては、堤防付近に整備した盛り土の安定状況を確認しながら事業を進めていただいております。現在の工事進捗率につきましては、70%でございます。

この区間がおおむねめどがついたことから、国道23号以南1.4キロの未整備区間の事業化に向けた準備のために、現在、道路、橋梁、交差点などの設計を発注していただいております。また、国道23号に接続するために、早期に関係機関と交差点協議を進める予定でいると県からお聞きしております。この都市計画道路の名古屋第3環状線は、市全体の発展に寄与する名古屋港の物流機能の強化を図るために重要な主要幹線道路でありますので、引き続き早期完成を愛知県に要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 着々と進んでいるということで、南の方の工場があり、その背後地の利用も待たれるわけですが、とにかく道路が狭くて不便をしております。引き続き御尽力くださいますことをお願い申し上げまして、質問にかえます。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○1番（堀岡敏喜君） おはようございます。傍聴席の皆様、おはようございます。公明党の堀岡でございます。

2月17日の選挙を終えましてきょうまでのおよそ30日間、市内をめぐり、市民の皆様の声を聞いてまいりました。ようやく一つ一つの声が届けることができます。私は、市民の皆様の代弁者であるとの自覚を胸に臨んでまいります。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。なお、内容につきましては事例なども含めまして述べさせていただきますので、御了承ください。質問は、大きく分けて4点でございます。

まず初めに、安心・安全のまちづくりの観点から、環境設備にも関連しております街灯のない通学路対策についてでございます。

多数の市民の皆様より、市内の小・中学校の全学区の通学路におきまして、街灯がなく、日が暮れますと真っ暗になって危険であるばかりでなく、犯罪の温床にもなりかねないとの指摘を受けた箇所が多々あります。一例を挙げますと、大藤小学校よりしばらく北へ歩きますと田園地帯となり、人けもなく、筏川の南にあります鎌島の住宅街から通う生徒たちは、この長い距離を不安に駆られながら通っておられます。日が暮れるとまさに真っ暗で、大人でも不安になります。これから春・夏と日が長くなりましても、行動時間とともに長くなりますので、結局状況は変わりません。防犯に関しては次の質問内容にもなりますのでここでは触れませんが、このような危険と思われる箇所に、地元の市民の皆様の意見を聞きながら、市としても調査の上、街灯の設置を早急に検討できないでしょうか。

また、一つ御提案をいただいておりますのが、最近、各御家庭の玄関先や庭先で足元を照らすための太陽光電池によるソーラーライトがよく使われております。これを利用するというのはいかがでしょうか。このソーラーライトは、イルミネーションの意味合いが強いため効力は弱いのですが、低コストで簡単に設置できるのが特徴でございます。

以上のことを含めまして、街灯のない通学路対策について、対策及び提案についての御回答をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。
- 教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、堀岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、市内の小・中学校につきましては、日没時刻を考え、児童・生徒が明るいうちに家庭に帰り着くことができるように下校時刻を決めております。下校時刻は各小・中学校によって多少違いはありますが、ある程度、学校の方で下校時刻を決めております。しかし、学校行事など、下校時刻を過ぎても学校で指導することもあります。その際には、保護者に迎えに来ていただくよう依頼をしたり、それから教職員が付き添って、安全に家庭に着くことができるように配慮をしております。今後とも各学校に対しまして、安全に子供が帰れるよう下校時刻を決めたり、通学路の安全を再点検するよう強く指導をしていきたいと思っております。それとともに、学校を出たらすぐに家に帰ること、それから全児童・生徒に配布してある防犯ブザーを活用すること、それから身の危険を感じたら近くの大人を呼んだり、子ども110番の家に駆け込んだりするなど、自分の身は自分で守ることの指導を学校を通して行っていきたいと考えております。

それから、ソーラーパワーのフットライトによる街灯の設置につきましては、いろいろ費用対効果も含めてよく研究をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 御回答ありがとうございます。

登下校だけでは安全対策というのではないと思います。地域の住民の方、また子供さんが遊ばれるとか、そういう観点からも街灯のないところの危険性というのはあるわけでございます。ソーラーパワーに関しても御検討していただけるということですので、早急に取り組んでいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

また、これは余談でございますが、つい最近、愛知県庁西庁舎前の駐車場にエコハイブリッド街灯が2基設置され、話題を呼んでいるのを御存じでしょうか。この街灯は、太陽電池と花のつぼみの形をした風力発電機を備え、日没後に自動的に点灯する仕組みになっているそうです。商用電源を用いていないため、二酸化炭素の排出量はゼロ、また災害時には非常用電源としても使用できるそうです。クリーンエネルギーの活用は国としても最重要課題となっておりますし、本年度の服部市長の施政方針の中にある地球温暖化防止への取り組みにも関係してくる事業でございますので、あわせて御提案申し上げます。

では、二つ目の質問に移らせていただきます。

同じく安心・安全なまちづくりの観点から、防犯についてでございます。

現在、弥富市におきましてはボランティア団体「きんちゃんパトロール隊」が結成されております。市民の方々が地域の防犯と交通安全のために尽力くださっている大変素晴らしいことであり、また本当に大感謝であります。しかし、現在、弥富市ウェブサイト「弥富幹部交番だより」によりますと、2月中だけでも57件の犯罪被害が報告されており、主な被害内容は、車上ねらい、空き巣等であります。県下でも、この手の窃盗犯罪は増加の一途をたどっており、警察でも警戒を呼びかけております。

さて、それでは犯罪を抑止し、交通事故等を未然に防ぐにはどうすればよいのでしょうか。それは、犯罪や事故に遭わない、また起こさせないという、市民の皆様お一人お一人に防犯の意識をしっかりと持っていただくと同時に、犯罪や事故のない地域社会を自分たちの力でつくるという地域ぐるみでの取り組みを行っていくことではないかと考えます。市としては、防犯意識の向上と維持を促すアピールをするとともに、地域で取り組むボランティアの方々には、地元住民の方々を初め学校関係者、警察、または防犯協会等と連携をとりながら、全力でサポートしていただきたいと思うのであります。

さて、きんちゃんパトロール隊に登録していただいている方々は、現在約170名だと伺っております。組割りをしますと10名にも満たないのであります。質問ですが、防犯に関するボランティアで、きんちゃんパトロール隊以外に届け出のある団体はあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

- 防災安全課長（服部正治君） それでは、堀岡議員の御質問にお答えします。

基本的に、きんちゃんパトロールというのは個人の取り組みということで、それから団体的取り組みにつきましては、弥富市の防犯協会を核にした各地区における自主防犯組織ということで考えております。それで、先ほどの御質問ですけれども、そういう団体はありません。

- 議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。
- 1 番（堀岡敏喜君） 御確認をさせていただきました。

では、そのほかの方々は意識がないのかと申しますと、決してそうではありません。何か仰々しさを感じたり、煩わしさを感じたり、また具体的にどう取り組みばいいのかわからないといった声を聞いております。そこで、質問と提案でございますが、現在、登録すればいただける腕章、帽子、ネームプレート等がありますが、デザインやグッズが古く、とても身につける気にならないとの声があります。また、どれも量販店で手に入り、連れ去りや誘拐などに悪用されるおそれがあるとの声もあります。もっとオリジナリティーのある、若いお父さんやお母さんでも気軽に身につけることができるものに変更できないでしょうか。例えばバンダナであるとか、蛍光ストラップのついたホイッスル、ライフガードが持っているクッションキーホルダーなどはいかがでしょうか。もちろん、防犯活動を行っていることを対外的に示すことが犯罪抑止に効果があるのはわかっております。何か一つ、腕章などを共通項にされて、参加する方が選べるようにしても楽しみがあって、参加意欲の向上にもつながっていくと思います。いずれもボランティアに積極的に御参加いただいている方々の意見でございますので、この点をまずお聞きしたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。
- 防災安全課長（服部正治君） まず、きんちゃんパトロール隊の加入者についてでございますけれども、現在は189名ということでふえております。御質問のきんちゃんパトロールにつきましては、あくまでも散歩とかジョギングといった気軽な日常生活の中で、不審者や事件・事故などの情報を警察に通報していただくという目的で活動をしていただいております。御指摘の腕章や帽子等の偽造があるなしにかかわらず、目的が達成され、当市における犯罪が少しでも減少すればというふうに考えております。したがって、現在のところは変更する考えはございません。ただ、議員の言われるように、今後検討する必要はあるかというふうに認識しております。
- 議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。
- 1 番（堀岡敏喜君） 検討していただけるということですので、ありがとうございます。市民の方々が実際に防犯というものの意識を高めていくということが目的だと思いますので、そういうところを市政側と住民の方々と意見をすり合わせていく場というのを防犯というこ

とに関してやっていくことが、また防犯の意識を高める、また実際に犯罪が減るということにつながっていくんだと思います。ぜひまた、よろしくお願いいたします。

グッズの刷新もそうなのでございますが、もっと気楽に参加できるよう、広報等をフルに活用していただきまして、朝の登下校時の見送りだけをする（仮称）きんちゃんパトロールアサガオ隊であるとか、昼間から夕方の下校時にかけて声かけなどをしていただき、同じく（仮称）ヒマワリ隊であるとか、わずかの合間でも自主的に参加できるよう、工夫しながらアプローチを続けていくことが大事だと思います。また、そうした防犯運動の結果、この地域の事件・事故が今月はゼロでしたとか、この地域の事件・事故は先月よりこれだけ減りました等の評価的報告も同時に行っていけば、参加された方々に達成感を感じていただき、さらに意識を高めていけるのではないのでしょうか。市政に携わる側から、まず大切な市民の方々を絶対守っていくのだという情熱で取り組んでいくべきと考えますが、市長いかがでございましょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

安全で安心なまちづくりが私どもの最重要課題だということは、常々お話をさせていただいておるとおりでございます。近年、窃盗なんかの広域化といったような形に対して我が市も心配しなやかいかんというような状況でございます。皆さんボランティアのお力添えをいただきながら、さらにその防犯体制につまましての安心・安全を強化させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ボランティアで地域のために働いていただいている、その声に市政としてもあらゆる面で答えていくというのが大事ではないか。また、そこに市民と市政側の相互理解が深まっていくんだと思います。

それでは、本日最後の質問に移らせていただきます。福祉巡回バスについての御要望でございます。

現在、巡回しております六つのコースと各停留所の位置は、御利用されている方々と関係各部の方々とが試行錯誤の上、つくられたと聞いております。利便性、安全性を両立させなければならぬ中で御苦労されたことと思います。しかし、交通機関である以上、安全性を重視せねばなりません。特に歩道の狭い場所に設けられた停留所などでは、時間に余裕を持ってバスを待たれる高齢者の方にとっては非常に危険であります。そこで要望ですが、もう少しほかのドライバーから福祉巡回バスの停留所があると一目でわかるような視認性の高い色に変更できないでしょうか。色と限らず、形もそうでございますが。また、到着予定より早く停留所でバスを待たれる方々のために、場所は限られると思うんですが、日よけ、雨

よけの屋根や腰かけがつかれないでしょうか。予算の関係もあるとは存じますがいかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

停留所をわかりやすいようにということでございますけれども、これは今後の検討課題にさせていただきます。

それから、現在、日よけとか雨よけの屋根のある停留所につきましては、福祉センター、いこいの里、近鉄弥富駅など公共施設のあるところに限られております。これらを除いて、ほとんどの停留所が歩道もないというのが現状であります。こうした状況の中、御質問の利用者の比較的多い停留所への屋根等の設置については、通行の妨げになったり、交通事故の原因になりますので、現在のところはちょっと考えておりません。ただし、今後調査しまして、スペースのあるところについては今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 今、研究課題という御回答をいただきまして、また停留所も、住民の方々の希望もあって、そこに建てられているのだとは思いますが、駐車であるとか、また待たれる人数によっては、場所を若干移動するというのもその御検討の中に加えていただけたらいいんじゃないかなとは思いますが。人のつながりが強いまちは、安心・安全に暮らせるまちであります。犯罪や虐待など多くの問題の原因は、地域の共同体が崩れ、まちの力が弱くなったことにあるのではないのでしょうか。住む人の力と知恵を集め、住民参加型の強いネットワークで結ばれたまちを築いていくことが大切であると考えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤高清議員、お願いします。

○5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。よろしくお願いいたします。

私も、安心・安全のまちづくりに対する安心の備えに対して質問をさせていただきます。通告がしてありますので、順次質問をさせていただきます。

一つ目に、農地に対する災害対策と、災害時の復興支援のための基金設立や積み立てについて質問をさせていただきます。

ここ数年、地震等に対する災害対策が求められる中、我が弥富市におきましても建物の耐震や補強に力を入れてまいりました。また、電気・ガス・水道といったライフラインの確保のため、建物と同等の対策が講じられております。災害時の復興拠点となる市役所や、避難所となる小・中学校等の建物、市民生活にとって重要なライフラインにつきましては、災害に備え、被害を未然に防ぎ、市民生活に支障を来さぬよう努力がなされております。大変ありがたいことと思う次第であります。さらに万全を期すため、今後も継続して耐震対策が講

じられるよう、基金として設立し、速やかに対応できる体制が構築されました。行政の究極の使命であります生命及び財産の保障が市民の皆様に約束されるあかしともなり得るでしょう。

しかし、災害時の復興拠点や避難所、ライフラインがしっかり確保される反面、水田や畑といった農地に目を移しますと、まだまだ災害対策におくれをとっているのが現状ではないでしょうか。弥富市にとっては、水田・畑といった農地も後世に残していかなければならない大きな財産であります。農業に必需となる水の確保と海拔ゼロメートル地帯であるがゆえの排水、地盤沈下の条件が交錯し、排水機や用水路の保守・整備は重要となっておりまして、大雨や台風に遭遇した場合、排水機に頼らざるを得ず、冠水した水を流すために用水路も必要であります。用水路は、ふだんも農作物に水を供給する役割を担っておりますが、市内の現状を見てみますと、排水機の吸水口にはごみがたまり、用水路にはヘドロがたまり、所によっては悪臭まで発生しております。現在、農地・水・環境保全の一環として、市民の皆様が手を取り合って水路のごみ拾いやどぶさらいといった活動を起こしてみえるわけですが、人的では到底無理な量や場所、危険な箇所も存在しております。重機等の機械の用意ができたならばなあと思うことがございます。環境保全という分野も含め、この現状を見過ごすと、万が一の場合、取り返しがつかなくなる気がしてなりません。

また、別の視点で、農業施策や農地でつくられる農作物について、ビニールハウスや温室、米、麦、大豆や施設内でつくられる農作物は、農業災害補償法によって災害の補償はなされております。しかし、これにも限界があって、被害に遭った施設や農作物の補償はあったとしても、農地の復興まで補償されません。また、露地野菜は補償の対象外となっており、不安を抱える農家の方々も大変多いことと思います。これらのことを考えますと、農地に対する災害対策や復興支援策にもっともっと力を入れてよいものではないかと思っております。

現状を踏まえて質問をさせていただきます。

農地に対する災害対策について、現状をどのように認識され、今後どのような対策を進めていかれるのでしょうか。また、災害が発生し、災害救助法が適用された場合、国や県からの農地のための支援で、どの分野で、どの程度まで復興可能か。また、災害救助法が適用されない場合は市独自で農家を支援できるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（早川 誠君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今の災害に際してということで、排水関係については、今現在も行っております湛水防除事業だとか緊急農地防災事業といったことで排水路等の整備、またいろいろな補助事業での排水路の整備等を実施しております。市としまして、そういった自然災害時に備えて

水中ポンプを4台保有しております。4台で毎分10トンの排水能力を有しておるわけですが、そのほかに県、海部農林水産事務所におきましても、水中ポンプ87台、総合的な排水能力としましては毎分47トンと発電機28台を保有し、緊急時に備えておるということでございます。市としましては、こういったポンプの活用等、非常時に備えた訓練ということで、毎年、建設業協会の協力を得まして訓練を実施しております。

それから、万が一、災害が起きた場合の対応ということになってまいります。これにつきましては、災害救助法については一時的な応急措置になってこようかと思えます。現在やっておるということでの対応になってくると思うんですが、そのほかに、大きな被害になってまいりますと、やはりその後の災害復旧ということになってまいりと思えます。そうした中で一番大きなのは、伊勢湾台風だとか東南海・南海地震等、大きな自然災害が発生した場合については、復興対策に重きが置かれると思えます。そうしたときには激甚災害制度というものがございます。これは、国の指定のもとに迅速な復旧作業に当たるものでございまして、こういったときには、激甚災害に対するための特別財政援助等に関する法律に基づきまして激甚災害の指定、また対応がなされるものでございます。これらは各部局にわたっての対応になってくるわけですが、激甚災害によります農業面における災害復旧支援につきましては、農地等の災害復旧事業に係る補助の特例措置、それから農林水産業共同利用施設の災害復旧事業費の補助の特例措置、それから各農家の個人的な支援策としましては、天災融資の特例措置というようなものがございます。こういったものの対応がなされるということでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高次君） 災害が起きたら国や県やいろんな方から助けていただくということでありますけれども、いずれにしても、伊勢湾台風のような水害が発生した場合に、いち早く農地として復旧していただいて、農地は作物をつけて初めて優良農地であります。そういった面におきまして、荒野と化さないように万全な対策をもって、農業に従事してみえる皆さんがこれからも本当に農業の振興のために働けるという安心を与える部分において、大丈夫だよ。風水害が起きたときには、いち早く農地に戻す手段がありますよということをもっともっと的確に啓発をしていただきたいと思います。そういうことをお願いして、次の質問にさせていただきます。

今回の20年度の市長の施政方針の中に、「農業の振興」という文言が一言もございません。そういうことを踏まえて、水稻、麦に対する鳥害、獣害、虫害に対しての質問をさせていただきます。

弥富市沿岸部は野鳥公園がありますように、非常に渡り鳥が飛来する地域であります。また、その近くにはラムサール条約を集約しております藤前干潟も位置し、世界的に注目され

ておる日本有数の環境地域となっております。これは、我が弥富市にとっても大きな誇りがあります。また、観光資源とも言えると思います。しかしながら、市内の鍋田・十四山地区を中心に麦の転作等が行われる際に、その出芽時期とヒドリガモが沿岸部に越冬のために飛来する時期が重なるため、発芽し、出芽したての麦をヒドリガモが食べることにより、麦の発育をおくらせ、収穫量に影響を与える食害も発生しておるわけであります。また、末広地区、三稲地区の麦作付耕地に行きますと、その対策として圃場に吹き流しが設置してある光景を見ることがあります。年々その面積や量がふえつつあり、農家の方々もかなり苦労されておられます。渡り鳥以外の鳥であれば、ここ数年、立て続けに十四山地区においてカラスが田植え直後の苗を引き抜き、いたずらをし、植え直してもカラスがまたいたずらをする、苗そのものが植えつけられなかったり、弱って成長しないとか、鳥が収穫直前的大豆を食する害も発生しております。鳥以外では、古くはヌートリアであったり、近年ではジャンボタニシの大量発生等、毎年何らかの被害の話を耳にするようになりました。発生する被害に対処することは重要なことではありますが、鳥害一つとってみても、野鳥の保護、渡り鳥が飛来できる環境の保護も大変重要なことであり、むやみやたらに安易な対策を講ずるわけにもいかないところも十分理解しております。

同じヒドリガモの麦の食害に悩まされた行政では、生産者やＪＡ、行政等のあらゆる関係機関が集まってチームを結成し、その効果や経済性、作業性の視点でいろいろな対策を比較することなど実験・研究を行い、環境省関係も参加をし、自然保護の視点からも勉強をされ、大変大きな成果を上げられております。弥富市が模範とできる事例でもあります。また、岐阜県安八郡の方では、ジャンボタニシの被害に対し、行政がジャンボタニシをバケツ１杯の単位で買い上げる方針を打ち出した自治体もあり、全国各地で積極的な対応が行われております。

そこで質問をさせていただきますが、弥富市の農業を支える水稻、麦、大豆といった農作物が、ヒドリガモ、カラス、ヌートリア、ジャンボタニシといったものによって被害を現実を受けており、拡大の傾向にある中、これらの被害拡大を防ぐために、関係機関が集まって、情報収集活動や対策チーム、協議会、勉強会のような組織を立ち上げる考えはあるかどうか、質問をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

最初の質問のところで、農業の振興に対して一言も文言がないではないかというお言葉でございますけれども、平成20年度の予算書を見ていただきますと、私ども農地に対する支出金は４億2,300万ほど実は計上させていただいております。これは前年比を上回る数字でございますので、御理解を賜りたいと思っております。これは、農業のさまざまな奨励金である

とか、あるいは土地改良事業等における湛水防除、あるいは地盤沈下対策事業等々の用水・排水といった中で4億2,300万ほど農地に対しては予算を計上させていただいております。弥富市といたしましては、都市、農村部、あるいは臨海工業地帯のバランスのある成長をやっていききたいということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

鳥獣被害等の問題につきましては、農政課長の方からお答えをさせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

鳥獣害対策につきましては、私ども市としても重要視はしております。特に先ほど御指摘のございましたようなカラスによる水稻の踏み荒らし、また大豆播種期に関しまして、こういった踏み荒らしといった大きな問題がございます。市としましても、そういったものにつきましては、現在のところは農協、または生産組合の支部長さんを通じて、そういったことの対応の中で事前に有害鳥獣の駆除を実施しておるということでございます。

先ほどヒドリガモ、藤前干潟の関係も出てまいりましたが、私も当初かかわった人間として、その中身については熟知をしております。そうした中で、今現在、あるところではＪＡが主体となってそういう対応をされておるということでございますが、私どもとしましても、農業の生産組織でありますＪＡ、こういったところを中心にしまして、そういった中での協議・対策といった方向に指導してまいりたいと思っております。

それから、先ほどもございましたように、最近、特に外来生物、ヌートリアだとか、昨年初めて私どもの方でもアライグマが捕獲ということになってきました。それは非常に危機感を持っておるわけでございますが、こういった中で、ジャンボタニシの駆除につきまして一番手軽にできるのは、産卵期におけますふ化した卵、これが各排水路等にたくさん産みつけられるわけでございますが、これは水に落としていただければ、その中で卵からふ化はしないということがわかっておりますので、まずはジャンボタニシ等につきましては、自分たちでできることは自分たちでやっていただきたいというふうに思っております。幸いにも、平成19年度から、佐藤議員も御承知のような農地・水・環境向上対策におきまして、地域の中での環境保全ということも行っていたいておりますので、その事業の一環として、まずはひとつお願いがしたいと思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 5番（佐藤高清君） 農政に対する質問を続けておりますけれども、いただいた予算は、困ったもので、いただくともう当たり前になっちゃうんですよ。聞く話は困った話ばかりで、市長が一生懸命農政に対してお金をふやしていただく理解は我々はしておるんですけれども、現場へ行くと困った話ばかり我々は聞くわけでありまして。また、きょうここで質問したことによって、アライグマがこの管内にも出たということは情報であります。地球温暖化という

ことで、冬に枯れるはずの草がことしは枯れないんですよ。またジャンボタニシも、越冬しないはずのタニシが越冬するようになっちゃって、被害が拡大する方向にあることは現実であります。また、的確に農政課もそういった情報をどんどんどんどん出して、予算は出すけれども苦情はいただくというような現象の起きないように啓発に努めていただきたいとおっしゃるわけでございますけれども、またヌートリアにつきまして1匹幾らで買い上げるというようなことになれば、恐らく数ヵ月で何匹かぐらい来ると思いますが、その辺のところを御回答お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 回答になるかならんかわかりませんが、過去には、そういったものの買い上げ制度ということをやっておるところも聞いたことがございます。ただ私どもも、先ほど言いましたように、こういった外来生物、もしくは野放しにされたペット等で繁殖したものの対応については、県等々、今、情報交換会が年数回というふうに行われておりますので、そうしたところから得た情報につきましては、ＪＡ、また生産者の方へお知らせをしていきたいと思っております。

対策、先ほど言われましたようなことについては、また農政の中でいろいろ皆さん方と英知を出し合って検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高次郎君） 英知を絞って検討していくということであります。

きょうの中日新聞に、カラスは虫を食べるから共存していきたいというある企業の記事が載っておりました。農政課がカラスは困ったものだという情報を出しておれば、困った部分もあるし、いい部分もあるという新聞の記事になろうかと思えます。また、ヌートリアにしてもヒドリガモにしても、これは困ったもので、グルメというか、とにかく発芽した柔らかい芽を食べていくわけなんですよ。草を食べていってくれば本当にありがたいことなのに、鳥のグルメというのか、人間の食べるものを食べていくので困ったものであります。その困った部分を、どんどん農政課としてＪＡと連絡をとりながら各農業者に情報を出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

地域ごとに対応した防災対策について、質問をさせていただきます。

弥富市における地形、地理的条件を細かく見せていただきますと、海の沿岸、木曽川の川沿いであったり、すり鉢状になって雨水が集中的にたまりやすいくぼ地になっていたり、さまざまな条件になっています。また、地質などいろいろな違いがあることと思えます。さらに、ほかの視点で弥富市を細かく見てみますと、住宅密集地であったり、工場地帯であっ

たり、年配の方々が 많이地域であつたりします。また、入院患者を抱える病院がある地域、老人福祉施設のある地域、いろいろな条件が存在しておりますが、万が一、災害が発生したことを考えた場合、これらの複数の条件が加味されることで想定される被害、最も警戒すべき被害が違ってくるはずであります。海や河川沿いでは堤防の決壊による被害が考えられ、平島地区など住宅密集地では、建物の倒壊や火災による被害が水の被害よりも大きく考えられます。また、弥生地区などでは、木曽川堤防の決壊も考えられれば、建物倒壊や火災のどちらでも起こる可能性は十分あります。すり鉢状のくぼ地などで地盤が緩い地域では液状化現象が考えられます。避難の際にも、入院患者さんや、高齢者の方々や、災害弱者と呼ばれる方々を多く抱える地域では、救助する人手も考えなければなりません。防災対策と一言で言っても、その地域の自然環境や社会環境から策を講じる必要性はかなり高いものであります。

そこで、まず第1点目の質問をさせていただきますが、建物倒壊や火災の被害より、堤防決壊や液状化現象の被害の危険性の高い場合、被害防止に使用する土のうの数は、明らかに水の被害を防ぐ場合の方が多いに決まっております。水の被害の場合はボートがあるかないかでも対応が変わり、対応の仕方次第では人の生死にまで影響を及ぼすかもしれません。食糧や毛布などの物資も、必要とする量は人口密集地となれば多く必要となり、援助・支援の方法や人員も地区それぞれに違ってくるのが考えられます。これらのことが一瞬にして一斉に突然起きるからこそ、準備を怠ると取り返しがつかなくなることから、災害発生時、さまざまな被害に随時対応できる体制がとれ、土のう、ボート、食糧といったものについて、必要なものが必要なときに必要な量だけ適材適所に配置されて保管されているか、現状についてお答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

防災対策ということでございますけれども、御承知のように、来年は伊勢湾台風から50年という大きな節目になるわけでございます。幸い、この地方には、その後大きな自然災害が発生していないということで大変喜んでおるわけでございますけれども、議員も御指摘のとおり、いつ起きるともわからない地震等の心配がいつも予測されているわけでございます。そういった形の中で、安全・安心なまちづくりということは非常に重要課題であるわけでございますけれども、今私どもはさまざまな形で防災対策というものに力を入れさせていただいております。

一つは、今、消防団といたしましては20分団440名、実は見えるわけでございます。そして、海部南部消防署という形の消防組織も持っておるわけでございます。こちらは百数名の人員でございますけれども、こういう人たちが大きな力を発揮していただけるということはもち

ろんでございますけれども、やはり一番大事なことは地域における自主防災でございまして、この地域における自主防災組織の育成を早急にやっていかなきゃいかんと実は思っておるわけでございます。現在、弥富市は75の地域からなっておるわけでございますが、その中で28地域の中で自主防災組織を立ち上げていただいております。これも数年の間では、すべての地域で100%自主防災組織が立ち上がることを私どもとしてはお願いしておるわけですが、そういった中で、今、船であるとか、土のうであるとか、あるいは非常食というものについてお願いをしていっているわけでございます。今は、おおむね整っておるという状況でございます。しかしながら、まだまだ被害の強弱によって大変異なってくると思っておりますので、その辺のことも踏まえながら、さらに適材適所の配置に努めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 適材適所に配置してあるということですが、私が一番心配することは、すり鉢状になった環境の中で、今まで保水能力があった田んぼが埋め立てをされて、あそこに水が今まではたまっておったんだけど、ある日突然埋められて、開発が進み、今までと変わった保水能力のない地形ができつつあるという現状において、くぼ地に建っておる在来の家が、集中豪雨、ゲリラ的な豪雨、夕立等によって、今まで水が入ってこなかったのが変わりつつあるという現状を訴えてみえる方があるわけです。そういったことに対応して、流動的に土のう、土のうがあれば当然土があるはずですが、土のうが西の方にあって、土が東の方にあったら何の意味もございませんので、その辺のところは流動的に行われつつあるかということを質問しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現状をもう一度きちと整理して、防災時における戸惑いのないような形で整備をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

できるだけ、環境が変わりつつある市街化地域等につきまして、また農地の田のかさ上げということで、大きな面積がどんどんどんどんかさ上げをされて保水能力が変わってきておりますので、順応に対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、2点目としまして違った角度から質問となりますが、災害発生となりますと、どうしても一時避難所や仮設住宅の建設が必要となる場合が出てきます。そうなりますと、広大な用地がかなりの必要面積となるわけですが、その確保の手段の一つとして、防災協力登録農地の制度が全国的に設立されております。災害時に農地を提供していいという農

家の方々の協力のもと、使用した場合の損失補償と使用料を定めて、使用後は速やかに現況に復帰をして返却するということですが、我が弥富市においても、平たんで広大な農地が存在する地域があります。農家の方々の御協力いかんでは、地域ごとの特性を生かして対応することで、一時避難場所や仮設住宅用地の確保という防災対策になり得ると考えておりますが、防災協力登録農地制度の導入等について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） 御質問にお答えします。

現段階では、そういう考え方は持っておりません。ただ、必要性は感じておりますけれども、現状はそんなところでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 必要性は感じておるといふ、ちょっと前向きのような後ろ向きのようなおかしな話ですけれども、弥富市において危険家屋というものはたくさんあると思うんですよ。水害によって水浸しになればどうすることもありませんけれども、震災によってそういった危険家屋がつぶれた場合にどこへ持って行って処理していいか、避難場所の公園があるからそこへ持っていけばいいという問題でもありません。畑があいておるなら困ったときぐらい助けてくれと農業関係者にちょっと言葉をかけて、そういった譲り合いというのか、協力し合う体制を見ることも必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） 先ほどお答えしたとおりでございますけれども、ちょっと開発部の方と協議しまして、お答えさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

議員として、ここで質問することによって多少なりとも前向きに進んでいくことを切にお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（黒宮喜四美君） 1時間以上経過をいたしましたので、暫時休憩をします。再開は11時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義美議員、お願いします。

- 1 2 番（三浦義美君） 議長の許しを得ましたので、3点ほど質問させていただきます。

まず第1に、踏切の安全対策についてということで、現在、弥富市内に近鉄が11カ所、ＪＲが6カ所、名鉄が8カ所、計25カ所、踏切が設置されています。これらの踏切のうち歩車道の区分がされている踏切は、現在、県道子宝津島線の近鉄とＪＲの2カ所のみで、この2カ所のうち、ＪＲ線は大型車両と列車の事故により改善されたものであります。25カ所のうち2カ所を除きますと、23の踏切が歩車道の区別がされていない踏切であり、踏切の安全対策について、近鉄、ＪＲ、名鉄の各関係企業に今後どのように対応されますか、お答えください。

- 議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

- 開発部長（横井昌明君） 踏切の安全対策という御質問でございます。

我々が調べた踏切でございますけれども、歩道箇所がない踏切につきましては、ＪＲが4カ所、近鉄が6カ所、名鉄が6カ所ございます。現在、踏切の幅員で歩道を設置することは非常に困難なことでございます。今後につきましては、道路の歩道を設置する場合については、鉄道事業者、関係者と協力して、努力してまいりたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

- 1 2 番（三浦義美君） ただいま回答をいただきましたけど、道路の拡幅に伴い、今後、近鉄、ＪＲ、名鉄になるだけ早いところ要望してください。

次に、近鉄佐古木駅の環境整備について。2点目です。

1番目に、近鉄佐古木駅に公衆トイレを設置されたいという質問ですけど、駅構内には上り線の北側に昔ながらのぼっこん便所があります。きのう私も子供を迎えに行ったときに、ちょうど天候がむっとしておったもので、駅の構内は本当に臭くて臭くて、大変不衛生であります。駅構外にトイレがないと、子供や高齢者は我慢できず、周辺が不衛生になり、ぜひとも公衆トイレを設置していただきたい。これは、地区の住民、駅を利用される方を問わず、本当に皆さん公衆トイレを設置していただきたいと要望がありますので、回答をよろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

- 都市計画課長（伊藤敏之君） 本件につきましては、浅井議員、小坂井議員の御質問にも対して触れさせていただきました。

御指摘の近鉄佐古木駅周辺整備につきましても、平成3年度に駅舎と駅周辺が施設整備されております。その際に、トイレについても駅舎内に1カ所ございます。これは駅の利用者に対してのトイレということでございまして、議員のおっしゃられる駅舎から出た際のトイレについて、市として新たに設置するという考えは現在ございません。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○ 1 2 番（三浦義美君） トイレ設置は無理という答えですけど、駅の周りに公衆トイレがない、この現状をしっかりとわきまえて、前向きに、個人が使うトイレじゃない、皆さんが使うトイレですので、設置をお願いしたいと。ただその要望ですので、前向きにもう一度、御回答をお願いいたします。

○ 議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○ 都市計画課長（伊藤敏之君） 現在、トイレにつきましては、近鉄佐古木駅を利用される方に限ってのトイレということで、利用されない方のトイレについての考えはないということで、先ほどもお答えしたとおりでございます。

また、先ほどちょっと申し忘れましたが、トイレがぼっとな便所で非常に不衛生だということでございますが、これは再三近鉄さんの方へ水洗便所に改修するよう要望を重ねておるところでございます。以上です。

○ 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○ 1 2 番（三浦義美君） トイレの話になると、いい話かどうか、例えば公園とか、運動したときにトイレがないと。グラウンドゴルフにもトイレをという形で皆さん要望された。それも市側の努力があつて、トイレを設置していただいた。また、公園についてもそうですけど、トイレをということで皆さん要望された。それも順次やっていただいた。なぜ駅周辺に公衆トイレがないか。そのところをわきまえて前向きにもう一度、市長お願いします。

○ 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○ 市長（服部彰文君） 再三、都市計画課長が答弁させていただいておりますけれども、基本的には、今、駅舎の中でのトイレという形で話を聞いておったわけでございますが、全体的な駅周辺整備という中においては、私どもの都市計画の中で今後検討してまいらなきやいかんことでもあろうかと思ひますけれど、現状ではトイレ単体という形での設置は考えておりません。以上でございます。

○ 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○ 1 2 番（三浦義美君） 今の市長の答弁ですけど、総合計画の中に取り入れていただきたい、それが要望でございます。

第 2 点目として、無料駐輪場の設置について。

これは浅井議員が前日質問されたと思いますけど、佐古木駅には東側に常に100台放置自転車があります。これは近鉄の敷地内で、本当に100台。倒れておるところもあるし、自転車ばかりではない、オートバイもあります。やっぱり見た目に、環境面から見ても、こんな汚い、無造作に放置してある自転車。現在、弥富と五之三に無料駐輪場がある。やっぱり佐古木も駅ですので、ぜひともつくっていただきたい。無料自転車駐輪場を3駅とも格差のないようにつくっていただきたいので、御回答をお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。
- 都市計画課長（伊藤敏之君） 浅井議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、はみ出した自転車もございますが、近鉄の整備しました、有料ではございますが屋根つきの駐輪場、これと民間の駐輪場を合わせまして、近鉄佐古木駅を利用される自転車の利用数を上回る収容可能な施設がございますので、そういった無料の駐輪場は現在のところ考えておりません。
- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。
- 12番（三浦義美君） 今回、自転車の預かり所が1ヵ所なくなった。だから、100台ぐらい現在放置してある。また、近鉄さんが経営している日本レンタカー、あれでも時間外に入れていく人があるわね、結構。時間外に入れて、また朝から出勤される前に引き取る、そういう方も見えますので、やっぱり無料の自転車の駐輪場をぜひともつくっていただきたい。場所は何とか確保して、何でもそうですけど、格差のないようにお願いしたい。回答をよろしくをお願いします。市長さんの方でいいですので、お願いします。
- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

私も、この問題は一般質問で何名かの方が御質問されるということで、現場にも足を向けて実態調査をさせていただきました。120台ほどの無造作に置かれた自転車があるということで、ちょうどたまたまシルバー人材センターの方から2名がお見えになって、その自転車を整理していただいていたところでございます。今、三浦議員がおっしゃるように、近鉄さんの全体の会社の中で駐輪場を経営していただいております。もし私もそこで無料の駐輪場を仮につくったならば、そちらの方から大量の自転車が出てくるんじゃないかなあというふうに思っております。まず大事なことは、駐輪条例という中でまず規制をして、それから考えることではないかなあと思っておりますので、現状のところ、無料の駐輪場をつくるという予定はございません。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。
- 12番（三浦義美君） 今の御回答ですけど、近鉄駅を使われる方はぜひともつくってほしいと。これは要望だけはしておきます。

地下道の要望といたしまして、東名ハウスから又八名探団地に地下道をとということで、近鉄が走っていますけど、関連でございますが、現在、東名ハウスを入れて駅から南側の白鳥小学校の生徒で、通学路として踏切を渡っている小学生は何人ほどいるか、教育課の方でお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。
- 教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 現在、先ほど議員が言われました踏切より南側の児

童につきましては、80名ほど通学しておると聞いております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○12番（三浦義美君） 今お答えになったとおり、現在、小学生の通学路として渡っている方は80人、来年は82人。1日のデータとしまして利用者は267人程度ということですので、小学生が踏切を渡るのは本当に最適な通学路として教育として認めているか。例えば近くに県道もありますし、近鉄の駅の地下道を通っていくコースもありますけど、踏切を渡るのが最適か、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 今、議員の方から、地下道でなしに、要するに東名ハウスから又八名探団地のところの踏切を通るのが危険ではないかと。確かに、それは危険かと思います。ただ、学校側の方としても通学路としておる関係で、安全性に対することにつきましては、今私は学校の方がどういう対策をしているかというのはちょっとわかりませんが、またその辺につきましては一度確認いたしまして御報告したいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○12番（三浦義美君） 今のお答えで学校という話ですけど、現在、踏切を渡って通学しているのは、昔も線路を渡っています。だから、近鉄の佐古木駅構内の地下道をくぐるか、もしくは、例えば東名ハウスと又八の名探団地、線路が走っていますが、そこへ地下道をつくったらどうだという皆さんの要望が物すごくあります。ということは、東名ハウスというのは又八地内です。佐古木じゃない。離れ小島みたいにぽつんとなっているので、何か集会があるときにも、全部1号線を回って又八の公民館や小学校へ遠回りせないかんということで、地下道をつくっていただければ小学生も使えるし、地域のコミュニケーションやいろんな形で使えると思いますので、踏切を渡るより地下道の要望ということで前向きに御検討を願いたい。子供の安心・安全のためにどれだけ市側が一生懸命やってくれるか、これは地元の皆さんの本当に要望ですので、市長お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員からの地下道の要望ということでございます。

いずれにいたしましても、鉄道施設を改修するということになってまいりますので、これは大変なことでございます。私は簡単にはいかないのではないかなあというふうに思っておりますけれども、議員の要望として承っておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○12番（三浦義美君） 市長の答えとして、近鉄と交渉していただき、前向きに地下道をつくっていただくと。そうしたら、小学生も通学路になるし、一般の住民の方も地域のコミュ

ニケーション、いろんな人との交流ができますので、よろしくお願いします。

（仮称）白鳥駅付近の踏切について。

J R 関西線についてですけど、関西線は国鉄時代に複線化のために用地を買収されて、線路基盤整備のために線路西側は排水路の整備はされましたが、東側の大体2.5キロは未整備で、昨年12月に市職員の方とJ R、地元の代表の方と、雑草や排水路対策が未整備のため、いろんな形で農業に支障があり、例えばヌートリアも又八・楽平地区は本当に、先ほどの質問じゃないけど、高沼議員の言葉どおり、しっかりあります。本当に皆さん困っている。田植え時期になると、いろんな形でヌートリアがいますので、それは別な話ですけど、未整備のため農業に支障があり、いろいろ協議された結果、J Rの方に市側からきちっとした申し込みはされましたが、どのようになっているか、ちょっとお答え願います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 三浦議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、議員が言われてみえるところはJ Rの所有地内ということでございます。これにつきましては、確かに雑草とか排水の不備な点がございます。ですので、地元の方からJ Rの方へ何とかということをお願いにお見えになりました。そして、我々としても、確かに見て雑草が茂っておるということでございますので、去年でございますけれども、J R東海の三重支店に、地元からこういう要望があるので、何とかお願いできんでしょうかということをお願いに参った次第でございます。これにつきまして、J R側の回答としましては、大変予算も厳しい折でありますので、整備は難しいという回答でございました。引き続き早期整備がしていただけるように、また働きかけていきたいと思っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○12番（三浦義美君） 今の答弁でも引き続きお願いするということですので、今の枯れ草の時期に、例えば雑草なんかはどうしても燃やすもんで、このときに付近の方から列車をとめたとかいう話が、煙が出るとやっぱり列車をとめますので、雑草対策として早急に、ある程度の時期には、のり面の雑草の、きちっとした草刈りをやってほしい。これは地元の方もしっかり要望されておりますので、よろしくお願いします。

次に、（仮称）白鳥駅の新設については、旧国鉄時代から旧佐屋町時代はもとより、弥富市民が強く望んでいたところで、J R線が存続している今日、名古屋経済圏と弥富市のさらなる発展と、市民の公共交通の利便性が求められています。市長は、又八、楽平、前ヶ平地区の基盤整備のため、総合都市計画に組み入れてください。早期の駅の新設をよろしくお願いします。ちょっと答弁だけお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

議員のおっしゃる（仮称）ＪＲ白鳥駅でございますけれども、これは、もう私が聞き及んでおるところによりますと、約20年ほど前のお話であろうかというふうに思っております。現時点では大変厳しい状況であろうと思っておりますので、駅の要望等につきましては、弥富市の総合計画に反映させることは基本的に考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

- １２番（三浦義美君） ＪＲも何のために買収されて、今ＪＲのところは待機線になっております、待ち合わせ時間の。ぜひとも待ち合わせじゃなくして、駅をつくってほしい。これは本当にいろんな方から要望されています。本当につくっていただければ、農業も、また商工会もいろんな形で活性化になりますので、総合計画に組み入れてください。要望です。

八田線の現況として、今日まで県道八田線の整備には、合併協議会と、市内の道路整備には具体的に県に要請して早期実現されてきましたが、どのようになっていますか。特に通学や、市役所、病院への日ごろの生活改善道路であり、市はもとより、県へも陳情を考えようと私は思っておりますけど、市長のお考えをお聞かせください。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 八田線の現況を御報告申し上げます。

弥富名古屋線でございますけれども、海部土地改良の会館から県道子宝愛西線までの約400メートルの区間は90%の用地を取得しております。今年度は公安委員会等の協議も進めつつ、水路つけかえ工事というようなものに着手していただくよう、お願いをしております。また、平成20年度には橋梁の事業化に向けて設計の発注をしていただくように、県に働きかけていきたいと思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

- １２番（三浦義美君） 白鳥地区としては本当に八田線を毎度毎度お願いするという形で、本当に早く、もう三十数年たっていますので、設計するのに１年、調査費をつけるのに１年、橋をかけるのに２年、最短でも五、六年かかりますので、ぜひとも早くできるようお願いします。どうもありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をします。再開は午後１時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午後 0 時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に山本芳照議員、お願いします。

- 9 番（山本芳照君） 通告に従い、私は 5 件の質問をさせていただきます。

初めに、防災広場の建設計画についてお尋ねをいたしたいと思います。

先ほども午前の議会の中で、市長の方から具体的に防災広場の関係の質問に対し、5,000 平米以上、高さ 2 メーター以上、ヘリポート等々、また平常時には公園として使用できる施設、こんなお話がありました。この防災広場の関係につきましては、タウンミーティングの中で各小学校区に 1 ヲ所の予定で建設を進めていきたい、こんな方向性も出されておりました。では、今日この防災広場の内容について、さらに具体化になったものがあれば、ひとつ明らかにされたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

午前中の方でも立松議員に御答弁させていただきましたけれども、平成 20 年度内に平島地内で計画をしております防災機能を強化させた公園を具体化していきたいと思っております。こちらの方におきましては、地元の皆様の御意見等も伺いながら、耐震性の貯水槽であるとか備蓄倉庫、あるいは避難場所、ヘリポート等、さまざまな防災上のメニューをそろえた配置を考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

それと、きょう午前中にも話をさせていただきましたけれども、県の方から境の緑地計画ということがございます。この緑地計画は 5,400 平米ございますけれども、この計画が、私は今後それぞれの各コミにおける防災公園というような形の中では具体化されていく、ちょうど適正な規模だろうというふうに思っております。ほかのところのコミにつきましては、今後の検討という形とさせていただきます。まだ具体的に、どの場所からという形のものは持ち合わせておりません。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） きょうの中日新聞に、昨日、第 1 回の東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会という会議が初めて持たれて、この中に、それぞれ各関係市町村から参加を得て、おおむね 48 機関が参加したというような新聞記事がきょう載っていました。その中に、特に愛知県の弥富市、飛島村、三重県の木曽岬町の地域では、人口の 7 割を超す 3 万 9,000 人が避難を迫られるだろうと。いわゆる高潮等の洪水地域に指定された中で、こんなような状況が発生するだろうと。そのうち 8 割以上の 3 万 2,000 人が避難所に収容できず、ほかの地域へ避難をすることになるのではないかと、こんなことが予測されているというのが、けさの中日新聞の記事として載っておりました。弥富市としても、きのう、この会議に出られたと思いますので、一度この会議に出た内容を議会の場で明らかにしていただきたいと思いますけど、

いかななものでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） きのは議会がありまして、私どもは出ておりません。メンバーには入っていますけれども、防災担当と土木関係の担当課長、それから係がこの会議のメンバーになっております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今の答弁ですと、きのは議会があったので弥富市からは参加していないということでありますけど、この会議のメンバーになっているというお話でありますので、また資料等を取り寄せていただきまして、一度議会の中で内容等について明らかにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、この防災広場、これから20年度、平島地区がスタートするわけでありますけど、それぞれの地区に最終的には平成何年までに防災広場の計画を考えているのか、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

昨年の12月議会で私が各コミュニティに1ヵ所ずつという話をさせていただいております。こういった中で、おおむね向こう3年の間に実施計画に移していきたいというふうに思っております。大変厳しい財政状況ではございますが、市民・住民の安心・安全ということを早く考えていかなきゃいかんということを前提にしておりますので、よろしく御理解くださいませ。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 向こう3年間ですべての小学校区に1ヵ所建設ということで、平成22年度3月までに終わるという理解でいいでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

基本的な計画といたしましては、そのように進めていきたいということでございます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ弥富市民が安心して安全に暮らせるまちづくりのために、早急に建設をよろしくお願いいたします。

次に、白鳥保育所及び弥生保育所の建てかえ計画についてお尋ねしたいと思います。

昨年の議会の中で、炭竈議員の方から弥生保育所の建てかえ計画についてどのような考え方を持っているかという質問に対して市長の方から、弥生保育所は昭和48年に建設され、白

鳥保育所がずっと前、昭和41年というふうに伺っていますが、建設されて二つの保育所が大変古くなっているということで、たしか12月議会の中で、向こう3年間の中で整備をしていきたい、こんなような回答があったと記憶しておりますけど、その理解で正しいでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

基本的な考え方として、弥生保育所につきましてはそういう考え方を持っております。以上でございます。

○9番（山本芳照君） 白鳥保育所はどうですか。

○市長（服部彰文君） 弥生保育所の改修につきましては、保育所の機能のほかに支援センターであるとか児童クラブというようなものを併設しながら、機能を備えた複合的な施設にしていきたいということを考えております。一つのモデルといたしましては、ひので保育所というようなものを私としては想定しております。面積的には4,500平米という形でございます。1,375坪、そしてワンフロアではなかなか難しいものですから、いろいろな機能を備えていくということに対しては2階建てというようなものを考えていきたい。いわゆる、ひので保育所というものを想定しております。

白鳥保育所の改修につきましては、弥富市の総合計画の中に位置づけしていきたいというふうに思っております。財政的な状況も勘案し、できるだけ早く進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、弥生保育所の方については具体的なお話がありましたけど、白鳥保育所の方についてはこれから取り組んでいきたいと、こんなお話というふうで理解をいたしましたけど、建物自体は白鳥保育所の方が古いということも事実でありますので、これも早急に建てかえ計画を明らかにされて、子供たちがよりよい環境の中で学ぶことができる施設を今からでも計画を立てていただきたいと思っておりますので、もうちょっと前向きな御回答を白鳥保育所についてお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 木造建築で一番古い建物であることは重々承知しております。しかし、弥生保育所の方が全体的なスペースの問題ということで非常に狭くなっております。所児たちが伸び伸びと活動できるスペースもないということで、こちらの方を優先させていただきます。大変申しわけございません。

また、白鳥の方におきましては、先ほども話をしておりますように、弥富市の総合計画に取り入れまして、できるだけ早い状況の中で考えていきたいということでございます。よろ

しくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 子供たちが待っておりますので、ぜひ新しい保育所の建設に向けて一層の御努力をお願いしたいと思います。

次、3点目、放課後子ども教室の実施についてお尋ねします。

この議題につきましても、私も昨年の議会の中で発言させていただきました。愛知県下では平成19年度、24の市町村で実施がされているというふうに広報「あいち」の記事として載っております。午前中の質問の中で、海部郡では大治と愛西市と美和町が実施されていると、こんな御回答があったわけですけど、大治と愛西市は、どんな状況があったか知りませんが、わかっている範囲で結構ですから、なぜこの子ども教室が19年度から実施できたのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） 他町村の、どうして始まったかということについては、まだそこまでうちの方は掌握しておりません。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 弥富市では、よその市町村のことであまり把握していないというお話でありますけど、私が聞いた範囲では、愛西市、大治については、児童クラブがないから、どうもこの放課後子ども教室は昨年からできていたというふうに聞いております。

それから、昨年、この関係について愛知県の方から調査があったというふうに聞いています。この放課後子ども教室の実施に向けて、それぞれ市町村に調査を依頼し、20年度には市では26市、町村では16の町村が放課後子ども教室を実施する予定であるというふうに答えていると聞いています。昨年の議会の中でも私が質問しましたが、市長は前向きに考えているというお話でありましたが、この放課後子ども教室というのは、国が3分の1、県が3分の1、それで市町村が3分の1のお金を出し合って、地域の皆さんにボランティアとしてお手伝いをいただいて、学校の放課後のグラウンド、それから教室を使って、地域の皆さんのお手伝いをいただきながら子供の面倒を見る、こんなような考え方で発足したというふうに聞いておりますけど、今、弥富市では児童クラブというのがありまして、どちらにこれから重点を置いて施策として進めようとしているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（水野 進君） お答えします。

現在のところ、小学校の7校区で児童クラブを実施しておりまして、4月からは1校区にてまた施設も新しくなるということですので、当面は児童クラブの方を重視して推進していきたいと考えております。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。
- 9番（山本芳照君） 弥富市としては、児童クラブを中心にこれからも進めていきたいという考えであるということになりますと、放課後子ども教室の実施に向けては当面は考えていないという理解でいいでしょうか。
- 議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（水野 進君） 児童クラブの利用をお願いいたしますけれども、その中で学校等とも調整を図りながら、前向きに進めていきたいという考えは持っております。以上です。
- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。
- 9番（山本芳照君） そうすると、今、前向きに進めていきたいというお話でありますけど、児童クラブは、子供さんたちは小学校1年生から3年生までを見ることが原則ですね。放課後子ども教室というのは、小学校1年生から6年生までが対象ということになるわけありますので、前向きに放課後子ども教室を進めていきたいという回答をいただきますと、何となく私はちょっと矛盾を感じるわけありますけど、どちらを重点にこれから進めていきたいんですかという質問でありますので、今の回答ですと両方やるというようなニュアンスに受けとめるんですけど、それでいいんでしょうか。
- 議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（水野 進君） お答えします。
当面の間は児童クラブの方を推進していきたいと考えております。
- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。
- 9番（山本芳照君） だから、弥富としては児童クラブを中心に当面は考えていきたいということで、放課後子ども教室については当分の間は実施の方向がないと、こういう理解で私のこの件名についての質問は終わります。
次に、4件目の巡回福祉バスについてお尋ねをいたします。
巡回福祉バスの関係については、昨年の3月議会、6月議会、9月議会、それぞれ皆さん多く質問がされています。これは、議員の皆さんすべて大変関心の高いものでありまして、巡回福祉バスが実施されたのは平成11年、三重交通のバス路線廃止に伴って、栄南地区の通学のための支援施策として、町民の足の代行として福祉バスが誕生したというふうに理解していますけど、それでいいでしょうか。
- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 私どもの理解と山本議員の理解は相違ございません。よろしくお願いします。
- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） そういたしますと、現在運行されているバスは本当に利便性の高いバスになっているのかということに対して、私はちょっと実は疑問を持っています。本当に市民の足となっているならば、当然、日常生活の足となって、皆さんが本当にいいなあというふうに喜ばれるのが当たり前でありますけど、現実、公共施設を中心ということですので、公共施設といえば学校、市役所、病院、体育館、図書館、各施設、駅等が公共施設と言われる部分だと思っています。

ところで、実際、巡回福祉バスについて、通勤・通学にこの福祉バスを利用している人は現在何人くらいおるのか、わかっている範囲で結構ですから教えてください。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。
- 防災安全課長（服部正治君） 利用状況については、全体の人数は把握しておりますけれども、先ほど議員がおっしゃった駅に通勤している数というのはつかんでおりません。
- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。
- 9 番（山本芳照君） 私も、実は一度これに乗ってみました。これは今月だけの話で申しわけございませんけど、現在発行されています平成19年度のバスの関係で、Eコース、トレーニングセンター7時1分、これの利用者はどのくらいいるかなあというふうで自分自身が乗ってみましたところ、最終的に弥富駅に着いたのは私を含めて4人ほどでした。乗った数は約7人で、途中、海南病院の前で2人ほどおりまして、4人ほど駅まで来た、この中に学生さんが2人乗っていたというような状況で、もうちょっと通学に使うのかなあと思ったけど、実際には意外と少なかったという経験があります。

それから、この巡回福祉バスの関係について少しお尋ねしますが、この運行管理者と契約責任者はだれになっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。
- 防災安全課長（服部正治君） まず、管理者につきましては弥富市になろうかと思います。三重交通の方に全面的に運行とかの面は委託をしています。
- 9 番（山本芳照君） 契約責任者は。
- 防災安全課長（服部正治君） 市長になろうかと思います。
- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。
- 9 番（山本芳照君） なぜ私がこのようなことを質問したかといいますと、実は今週の火曜日、Dコースの近鉄弥富駅北口発着17時50分、このバスに乗りました。乗ったとき、私を含めてやはり6名くらいでした。バスは予定のコースを走りまして、間崎公園くらいでお客は私一人だけになりまして、私は運転手から、お客さんどちらまで行かれるんですかという問い合わせがありまして、私は栄南小学校まで行きますと返事をいたしましたところ、運転手は何を思ったか私にはわかりませんが、鍋田公民館を過ぎて、このバスの停留所のコース

で行きますと、鍋田公民館を過ぎたらトレーニングセンター、西末広、東末広、末広口、大谷集会所、操出、栄南小学校、狐地公民館、このように走るようになっていたわけですけど、運転手は、鍋田公民館を過ぎましたら、そのまま西尾張中央道を北に向かって走りまして、操出の交差点で左に曲がって栄南小学校に行ったというのが事実あるんですけど、運転手が勝手にこういったことが事実行われておりますけど、市の方はそんなことを把握しているかどうか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） お答えします。

そういう事実は契約上ないと思っているんですけども、一度、三重交通の方に確認をしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 私の判断では、少なくともこのダイヤに決められたAコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコースのコースとダイヤで三重交通と弥富市は契約しているものと思っておりますけど、運転手の勝手な判断でこのようなことがまかり通っていることは、ややもすると、このダイヤを見たときに、17時50分のときに常識から考えて18時19分にトレーニングセンターに着く。その人たちは多分、西末広や東末広へ行かんだろうと。お客さんも多分待っておらんだろうと。極端を言うと、じゃあ鍋田公民館を過ぎたら、そのまんま直進して、バスが事実走ったこのコースを走って狐地の公民館へ行っておるんじゃないかと、こんな疑いを実は持ったわけです。もしこれが交通事故でも遭遇した場合、一体全体どこの責任なんだと。コースどおりバスは走ってないよ。お客がおってもこういうことをやっているということは、お客が全くゼロのときはそんなことが日常茶飯に起こっているんじゃないかと、こんな気がいたしましたのでこの質問をさせていただきましたけど、その辺の事実関係について、市の方で定期的に、どんな実態でバスが走っているのか私は把握する必要があると思っていますけど、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、議員からお話を伺いまして驚いているような状況でございます。たまたまそういう状況ということは、ある意味では議員おっしゃるように、よくあることにつながるといふことにもなりかねませんので、一度、三重交通の方に嚴重にその話をさせていただきながら、注意を促していきたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） いいか悪いか、そういう事実があったことは事実でありますので、もう一度、巡回福祉バスのコース等々を、時間も含めて、本来の市民の足と言われるバスにす

るためには、もう一度私は考える必要があるんじゃないかなというふうに思っています。そして、限られた予算、限られたバスの台数ということで運行しているわけでありますから、基本的には朝は通勤時間帯を中心に駅へ向かってくる。そして、もう一つは海南病院、市役所へ来るお客さんは多分たくさんおろうかと思しますので、やはりどのバスも8時半前後には海南病院へバスが着くようなダイヤをつくり、それ以降、福祉センター等々へ利用できるバス路線に変更する。いろんな手だてをもって、本当によかったと皆さんが言われる状況に私はすべきだと思っています。

昼間のバスを見てみますと、私も福祉センターからAコースのバスで南系統と北系統の両方に乗ってみました。お客さんの数はやっぱり五、六人でした。バスそのものはあまりクッションのいいバスではありませんでしたし、お客さんも、言っちゃあ悪いですけどやっぱりお年寄りの皆さんが乗られる。ほとんどが福祉センターのおふるへ入りに行くというような実態でありましたので、ややもすると空気だけ運んでバスが走っているような状況もやや見受けられますので、バスのダイヤ等々につきましては、毎年見直すのも大変かと思えますけど、区長さんの意見を聞いてさわったと言いますけど、実際問題、じゃあ区長さんたちはどのくらいこのバスに乗ったことがあるんだと問いかけたときに、やはりクエスチョンマークがつくような気がしてなりません。見てみますと、大体60過ぎの方が利用していますし、小学生の方はほとんど利用することはないだろうと、こんなような状況が今の巡回福祉バスの実態じゃないかと私は思っていますので、もう一度、本来のあるべき巡回バスとはどんなものなのかということを見直す必要があるんじゃないかという気がいたしましたので、この問題を取り上げさせていただきましたので、ぜひ市の方としてももう一度、見直し方を含めて、どんな考え方をこれから持って進めようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨日の三宮議員の質問にもございましたけれども、いわゆる巡回福祉バスという性格のものと、コミュニティーを中心とする考え方があるかと思います。しかし、当初、各地区に1ヵ所という原則論でバス停をつくらせていただきました。そして、その中でさまざまな皆様住民からの御要望でバス停をふやしたわけでございます。しかしながら、この制度も落ちついてまいりますと、そういうクレームもなくなってきたわけでございますけれども、じゃあそのバス停で乗降客が実際どれくらいお見になるのかということを経本的に洗い出していかなきゃいかんということにおいては、バス停の数も縮小させていただきながら、より効率的に市民・住民の足として活用できるように、一度抜本的に改正をしていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） ぜひ市民が喜ぶ利便性の高い福祉バスに変えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後ですけど、都市下水道整備についてお尋ねをいたします。

平成22年度第1期の供用開始に向けて工事が進められているという御報告を聞いていますが、22年度に予定どおり下水道の開始はできるのかどうか。

それからもう一つ、私も昨年の議会の中でお尋ねをさせていただきました、この下水道の事業認可区域の工事認可はその後どのような状況になっているのか、お知らせをお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

- 下水道課長（橋村正則君） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

日光川下流流域下水道の第1期供用開始につきましては、今現在、愛知県において施工しております日光川浄化センター、これは下水の処理施設でございます。この供用開始が平成22年当初に予定をされております。現在、愛知県におきまして、浄化センターの建設とあわせて幹線管路供用開始に間に合わせるべく一生懸命建設を進めております。また、それにあわせて、本市では第1期供用開始の区域といたしまして、平島、鎌島、操出、三稲、稲狐の一部を予定しております。少しでも多くの区域において供用開始ができるように建設を進めておりますので、供用開始されましたら、どうぞ皆様方、早期の接続に御協力を賜りたいと存じます。

次に、事業認可区域の拡大につきましては、現在事業を進めております平島地区の隣接区域としまして、国道1号以南の前ヶ須、鯛浦地区の一部を拡大すべく現在手続をとっている段階でございます。今後は、事業の進捗を見ながら対応してまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） 弥富市は水と緑のまちというふうで、これからも住みよい環境づくりのために努力をしているところでありますけど、ぜひとも早急に事業認可区域7号幹線が実施されるよう、県に対して強く要望していただくことをお願いし、私のこの5件に対する質問を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤博議員、お願いします。

- 6 番（佐藤 博君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

いよいよ今議会から、本格的な、服部市長を中心とした弥富市の予算審議が始まることになります。服部市長の施政方針との整合性も考え、私がかねてから新しく弥富市政の中で検討すべき課題と考えてきた諸問題の一部について、提言を含めて質問したいと思います。服部市長、並びに過去の経緯のあるものについては副市長、担当部課長の考えも交えて質問し

たいと思います。

特に今回、私が質問しようとしておりますことは、気づかないようなこと、あるいはまた盲点となっている点、あるいはまた気づいていてもなかなか取り上げられることがなかったような問題を中心に、とりあえず３点、今後また数点ありますので、続いてまた質問をしたいと思います。

まず第１番目に、不透明な大変厳しい農業者の経営環境の中で、土地改良事業に関する農業者の負担金問題について考えてみたいと思います。

伊勢湾台風直後のおよそ50年前から、農産物の生産拡大と農地被害をなくすために、圃場整備を初め排水事業、用水事業などの必要性から土地改良事業が重点的に進められてきました。その結果、優良農地も多くでき、用排水設備もほぼ整備されてきました。区画割りも大きくなり、農業機械も活用できるようになり、生産性も高まり、時代に即応した農業経営に近づいてきました。一部、弥富市でも北部地区については、土地改良事業が十分進んでいないところもあるわけではありますが、特に南部地区においては、こうした時代に即応した農業経営ができるようになってきたと思っております。しかしながら、その結果、生産性は高まりましたが、食生活の変化につれて、皮肉なことに米の消費量は減少し、米の生産調整をしなければならないという状況になりました。多くの美田ができたにもかかわらず、減反という矛盾の中で多くの農業者は転作したり、他に職を求めたり、また農地が転売されたり、専業農家は減少の一途をたどってきております。後継者がいなくなったと言われながらも農業に従事し、頑張っておられる方々は貴重な存在であると思っております。

このような状況の中で、農家の経費削減政策は重要な課題となり、農機具負担の大きいことに着目をして、農機具の費用負担の軽減対策の一つとして、県の指導・協力を得て昭和50年に始めた当時の弥富町の機械化銀行政策は大きな成果を上げたのであります。当時としては、農家の経費削減策の先覚的な事業として脚光を浴び、10年後に日本一の天皇賞に輝き、昭和天皇の拝謁を受けるという光栄に浴したのであります。現在では多くの農協団体で機械化銀行は当然のように広まり、実行されております。また民間でも、こうした機械を使った請負事業を始めて、成功されておる方もあるわけであります。いろいろの農業政策や土地改良事業の農業者負担の軽減策も拡充されてはきましたけれども、今もって土地改良事業団体の受益者負担、とりわけ経常経費負担は農業収入の割に大きな負担となって、問題の一つではないかと私は考えております。

最近、一部の市町村では、財政状況が厳しい中で自治体負担分や受益者の一部負担が重荷となって土地改良事業を断る団体もあるやと聞いております。土地改良団体によっては、事業費負担もさることながら、職員の経費、すなわち給与や退職積立金等の人件費のための経常経費の負担金が農家負担の重荷と指摘されていることもよく耳にするわけであります。道

路や排水機、排水路等の整備、維持管理は、もはや農業者だけのものではなく、すべて公共のもの、市全体のものと考えられるべきであると思います。そうしたことから、各土地改良区の職員も市の職員となっておれば、共済組合にも退職手当組合にも加入でき、単独の負担より割安になるのではないかと思います。また、農業土木事業については、土地改良団体が入札を執行するより、市当局が直接執行した方が値打ちにできることもあるのではないだろうか。

そこで、土地改良事業の合理化と土地改良団体の事務所経費を削減する方法の一つとして、一般行政と考え、新たに市長部局の開発部に土地改良課を設けて、土地改良事業を弥富市の直轄事業として対応されることを提案したいと思うのであります。こうした農家の負担軽減のために、一度、実態調査をされて、関係者の考えも聞き、またメリット・デメリット等を比較・検討されてはどうかと思いますが、市長、並びに開発部担当者の見解を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

土地改良そのものにつきましては後でお話をさせていただくものとしたしまして、日本の農業経営の実態という形においては、議員御指摘のとおり大変厳しいものがあるわけでございます。政府の農業政策そのものも二転三転をするというような状況でございます。昨年もある三つの大きな柱のもとに農業政策が行われたわけでございますけれども、その柱さえもぐらつくような状況でございます。一つは品目横断的経営安定対策、あるいは農地・水・環境保全の対策であるとか、あるいは米価を中心とする農産物の価格保証といったようなものが取り上げられたわけでございますが、いずれもまだ熟していないというような状況でございます。また、さまざまな政党からも農業に対する問題が指摘されておるわけでございます。そういった形の中で、私どもの市を取り巻く農政関係についても大変厳しいものがあるということでございます。

今、弥富市は全体の耕作面積として1,800ヘクタールの水田がございます。そして、兼業農家、あるいは専業農家を合わせて1,700戸の農家があるわけでございます。その1割が専業農家という形でございます。そういったような状況のもと、私といたしましては、弥富市の農業の抜本的な問題はどうかしているんだろうということで、実はアンケート調査をとっておる途中でございます。先月の、いわゆる生産組合、実行組合のＪＡさんを中心にした会合におきまして、各農業従事者に対してアンケート調査をとっておるのが実態でございます。また、こういった形のものを集約させていただきながら、現在の弥富市の農業従事者に対する基本的な考え方も理解をしていこうというふうに思っておるところでございます。

また、土地改良事業におきましても、さまざまな負担金、経常賦課金というものがござい

ます。ちなみに申し上げますと、弥富市は三つの大きな土地改良区があるわけでございますけれども、一つは弥富土地改良区。こちらの方の負担金は、孫宝の排水土地改良区ということも兼ねておりますので、10アール当たり年間8,400円でございます。それから、鍋田土地改良区というところにつきましては6,200円。これは、鍋田土地改良区と海部土地改良区の両方でございます。6,200円の負担金が課されております。また、十四山土地改良区の管内におきましては7,100円と聞き及んでおります。また、転用決済金というものにつきましては、平米150円前後の転用決済金が生ずるということで、売買が成立した場合においては、農家の方は反当り15万円ぐらいの御負担をしなければいけないというような状況でございます。

そういったような状況の中で、農家の方が一方ではそれぞれの農産物に対する価格保証が十分でない、あるいは農家の所得保証も堅実ではないというような状況で、もう一方では非常に負担金もという形でございます。これが実情ではないかなあというふうに思っております。しかしながら、土地改良区の仕事というのは、私ども市だけで判断するわけではございません。やはり県、あるいは市、そしてそれぞれの土地改良区の三位一体の連携という形の中で運営されているものでございますので、すぐに市の直轄事業という形ではまいらないだろうと思っております。

また、土地改良事業の基本的な原則というのは、社会資本である農地というものの保全・形成であり、農家の私的な財産であると同時に、農家個人の費用負担の中で農業経営がされておるわけでございます。私ども公の部分の者が市の直轄管理にはなり得ないということもその辺にあるわけでございます。このこともお含みおきをいただきながら、私どもとしては現状のさまざまな農地に対する補助制度というものを中心に今後も対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） いろいろの状況判断はあると思います。市街化区域については、都市計画税も取っておりませんし、しかもいろんなものがすべて市の直轄事業ということであります。ところが、農業者の農地については、すべて農業者団体の事業として行っている。これは、国も県もいろいろあるわけなんですけれども、例えば排水事業なんかというのは、もう農業者だけの負担の問題ではないんです。補助金をようけ出しているからいいという、あるいは分担金をようけ出しているからいいという問題ではないように私は考えるわけであります。そうした意味で、私は、市街化区域と市街化調整区域と両方抱えておる行政区域というのは、土地改良団体も、一つの受益者負担としてやらなきゃならん用水事業は、確かに受益者負担として農業者の経費の一つになるわけでありますけれども、あとのものはそろそろもう市の直轄事業にしていくことの方が一つの方策だろうと。ですから、市街化区域と市街化調整区域と両方を持ち合わせている行政区については、そういうような方向へどんどん

んどん進みつつあるということもひとつ理解をしていただいて、今ここで結論を出すわけではありませんけれども、しっかりと一遍そうした状況も踏まえて調査をし、また関係団体、関係者との協議を進めて、市の直轄事業にしていくような方法というのは一遍真剣に考えていくべきだろうと私は思っておりますので、今日は提言をしておきますので、よく検討していただきたいということで終わりたいと思います。

続きまして、2番目の問題として155号線の南進計画について、今後の用地取得計画はいつごろになるのかをお尋ねしたいと思うわけであります。

昨日の質問の中でもありましたように、国道1号線から400メートル以南については20年度に工事が進められると。また、ほぼ道路部分だけは完了するんじゃないかというようなお話でありました。私は、155号線が国道1号線から伊勢湾岸道路へ結ぶ中で、一番、今後用地取得で難しいところは、今の国道以南400メートルから南の旧鍋田川のところまでの問題だと思っております。その中で、前ヶ須地区は市街化区域であります。ここの用地買収というのは、非常に私は難航すると思っております。4年前に当時の加藤助役に私は、この用地買収はどう進んでおるのかということで聞いたわけでありましたが、当時、加藤助役もちょっと勘違いをしておられたようで、個々に用地取得をしておると。97%ぐらい進んでおるということだったものですから、私はそんな簡単に買えたならいいなあと思っておりましたところが、実際は用地買収は、この以南400メートルのところ、その以南はされていなかったということであったわけです。ですから、この以南の用地取得をこれからどういうようにされるのか、2級国道でありますから、県が直接やるといえども、これは弥富市がしっかりと協力をしなければ、この用地取得はできません。

きのうも、国道1号線から伊勢湾岸道路までをつなぐのは、弥富の将来の発展の一番幹線になると私は思っておりますので、この難しいところの用地取得計画をどのように進める考え方であるのか、あるいはまた県とどのように協議されておるのか、現状をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 先ほどの国道1号線以南の155号線南進の件についてでございますけれども、先ほどお話がありましたように、国道1号線から県道飛島津島線、まず1期といたしまして、この間につきましては20年度中に供用を開始させていただくということで県の方と調整して進めていただいております。これ、1号線から、あくまで現在進めておりますのは、平面交差ということで進めております。将来にわたっては高架ということでございますが、とりあえずは平面交差で、20年度中に富島津島線まで、そしてもう少し南の方の関係ですが、ヨシヅヤさんから東の方へ行っております日光西線の関係でございますが、そこまでの供用につきましては平成22年ということでございます。それ以南の用地の買収についてと

というお話でございますが、現段階につきましては、今日まで進めてまいりました日光西線のところまでの用地の買収については、そういった方法での手法というような形になるんじゃないかと、このように考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） ちょっと質問の仕方が悪かったのかどうか分かりませんが、それ以南、今の約400メートルまでは用地買収がほぼ済んでおるわけですが、それから以南の用地買収の計画はどのようにされる予定なのかということを聞いておるんですから、もうちょっときちっと答弁をしていただきたい。

○議長（黒宮喜四美君） 加藤副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 先ほども申し上げさせていただきましたように、それ以南の用地の買収につきましても、今日、日光西線まで進めさせていただきましたような形で、県の方と市の方と、いろいろそういう調整の中で地権者の方と協議をして進めていくということになるかと思います、現段階につきましては。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） そうすると、地権者個々の買収ということで進めるというように解釈をしておるわけですか。県もそのように考えて、個々に買収という考え方ですか。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 現段階においては、そのような形でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） これは、私は困難を極めるとっております。

そういうことから、私が今回提案をしたいのは、ちょうどここは市街化区域でありまして、今、個々の買収等が進んでおりますが、ほとんどまともな道路はないわけなんです。ですから、この際、弥富市の市街化区域を拡充するという意見もいろいろありますけれども、現在の市街化区域の整備率が悪いがために、市街化区域内の整備をもっと進めよと。そうしなきゃ市街化区域を拡大することはできないよと、こういうことで何回もこれはやってきたわけなんです。そういうことから考えると、この市街化区域内の整備というのは、弥富市の重要課題の一つであると考えべきであります。そうなれば、この際、155号線の南進計画を契機として、前ヶ須区内の区画整理事業を企画するのも、市街化区域の整備ということと155号線の南進ということとの両面の一石二鳥と私は考えるわけであります。ですから、ここで一遍真剣に関係者や県と検討されてはどうかと。また、地元も私の出身地の前ヶ須でありますので、私も関係者とよく協議し、努力して、圃場だけでなく、すべての区画整理事業をやれるような方向で協力をさせていただきたいと思っておるわけですが、この点について一度真剣に考えていただくことはできないかどうか、再度、これは服部市長に質問した

方がいいかもしれませんが、どちらでもいいです。一遍考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 先ほどの御提案につきましては、前ヶ須地内につきましては、あくまで市街化区域であり、そういった市街化区域とはいえ、やはり区画整理事業を行わないとなかなか市街化区域であっても高度利用ができない状況にあることから、一石二鳥を図ったらどうだろうというお話だと思います。

この件につきましては、私もお聞きしておる中では、そのような形で進められていくものであるならば非常にありがたい話だと感じております。その区画整理そのものが、これは当然地権者の方の基本的な姿勢というもののの中で進められていくものでございますので、そういったことと、今後の非常に難しいということの中で以南がどのように進められていくか、今の区画整理そのものと、うまいことかみ合っただけで事が進むということにつきましては、先ほどの御提案については非常に私もすばらしいものであるという考え方を持っております。

そして平島中区画整理も、当初とは若干おくれまして平成22年に完了することになっておりますので、もう目の前で終了することでございますので、こちらの前ヶ須地区の方でそのような計画が上がれば、平島中の次にそちらの方に着手するという形になるかと思うわけですが、これは相当地権者の皆様方といろいろ議論を重ねていかなきゃならない問題と、土地の利用というものが昔と違って相当抑えられているという問題と、また区画整理をやれば当然減歩の問題があるわけですが、こちらの御当地につきましては、水路だとか道路等があまりないわけございまして、今後つくられる排水路、また道路等につきましては、大半が減歩の中で対処していかなきゃならないとか、いろいろな問題があります。たしか平島は29.4%の減歩率だったと思いますが、そういった減歩のこと等いろいろありますので、今後考えられるのであれば、前向きに地元の皆さんと考えるべきテーマではあるやと考えております。そういった中で考えていくということも大きな一つの方法であるかとは思いますが、以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） この問題は市としても非常に重要な問題だという受けとめ方をまずしていただきたいと思いますのであります。平島が区画整理が間もなく完了というのも、これは昭和48年に市が市街化区域の中の整備の一環として、平島に区画整理事業をやってはどうかと。ぜひやってもらいたいということで、市がリーダーシップを発揮して、48年に航空写真を撮って、そしてそのときに地元の議員さんであった伊藤桂一さんと大木さんから、わしら2人も一生懸命努力するから、ひとつ町が率先してやってもらえんかという要望があって、これが進んでもう35年、ようやく完成の域に来ておるんです。難しい問題であるから、私は市が

リーダーシップをとるべきだと思っております。

平島でも、率直に申し上げて、おくれた大きな原因は、金魚の生産が非常に重要な産業だったときがあったんです。今は、だんだん変わってきました。これによって、例えば平島の中の都市計画街路、あるいは今の日光西線、これらもきちっとできたわけなんです。恐らく区画整理をやっていなきゃ、この道路はまずできなかったと私は思っております。そういう点で、まずだれかがやってくれたらということじゃなくて、市がリーダーシップを発揮するというのが私は一番大事な問題だと思うので、そうした指導体制を市がどのように考えるか、この問題だと思うんです。ひとつその点について、今結論を出すわけにはいかんと思いますけれども、その姿勢だけは一遍聞いて、そして本格的に市が行政指導するという考えであるならば、私たちも一生懸命に努力をしたいと思っておりますので、一度その点について十分、市長を中心として検討していただきたい。そして、できるだけ早い時点に方向性だけを結論を出していただきたいと思います。

3点目について質問をいたします。

きのうもきょうも安全・安心ということで、いろいろの防災対策の御質問・御意見が皆さん方から出ておりましたが、これは当然のことだと思うんです。ところが、私がいつも考えておりますのは、「安全」とか「安心」とかいう言葉は、言葉としてはいいんですけど、現実としては非常に難しいことであり、不可能なこともいっぱいあるわけなんです。地震だとか台風だとかいうようなものも、予想はできても、まさかということもあるわけなんです。伊勢湾台風なんていうのでも、まさかということの一つだと思っております。そういうものを想定するというのは非常に難しいわけなんですけれども、しかしできるだけ、そういうようなものが起こった場合でも被害を最小限にとどめていこうという努力だけは絶対に必要なことだと私は思っております。

そういう点で、特に耐震補強の問題とかいろいろあったんですが、意外と盲点になっておるものの一つとして不在放置危険家屋、今住んでおられない、そして非常に建物が危険であるというような家屋が弥富市の中になんかあると思います。こういうのが地震等で倒壊しますと、道路を防いだり、火災の大きな原因になったり、いろいろの問題を起こすと思いますので、民間の耐震補強ということも大事なんですけれども、住んでいる人がいないところの耐震補強というのはできないんですから、これは一遍調査をして、これらの問題が被害を拡大することのないような指導体制というものをつくっていただくことが大事ではないかと思うんですが、一度そういう家屋等の実態の調査・把握をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 不在放置家屋の件でございますが、現在、消防の方だとか、ある

いは防犯上におきまして、問題を含んでいることは確かなことでございます。これまでに消防上の観点から、消防署の方で、空き家で施錠のない家屋につきまして実態調査をしております。状況は把握をいたしておりますが、所有者に連絡をとるなどの対応をしておる中で、音信不通、あるいは連絡がとれてもなかなか返事がもらえない、処置もされないというケースが非常に多くなっておりまして、対応に苦慮しておるのが現状でございます。しかし、近隣の住民の皆さんの安全を確保するという観点から、区長さん、あるいは消防署、あるいは県等とも連携をとりながら、所有者に対して安全に管理をされるように指導を行っていくことが必要だと思っております。

また、不在放置の家屋の撤去につきましては、申し上げるまでもなく、これは不在放置の家屋といえども個人の財産でございますので、民事的な要素がありますし、難しい面が多々あります。したがって、これにつきましても文書等により、きちっと対応していただくようお願いをしまいたいと思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 指導とか勧告ということでやれるものは結構なんですけど、やれないものがある。じゃあ、やれないからほかっておくというわけにはいかないの、私は、市が例えばそういうような条例をつくったりして、これに対する対応を考えるべきではないかと、こういうふうに思うんです。そして、場合によっては、どうしても危険が伴うということであるならば、法によって裁判所で認められたら代執行ができるというような方法があると私は思うんです。一例を言うと、例えば水路などで地権者があっても、その地権者が不在だとか、もう亡くなってわからないというようなやつについては、裁判所に訴訟を起こして、裁判官の判断によってそれを取得するとか、そういう方法が今まで弥富でもあったはずなんです。駅周辺のところでも、そういう不在の地権者のやつを裁判所の判断をいただいて、そして弥富市、当時は弥富町が執行した経緯がありますから、ただ苦慮しておりますということじゃなくて、知恵を出して、そういうことができるようなことは一遍考えるべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 代執行というような強制的な措置の件でございますが、基本的に行政が関与できますのは、あくまでも指導の範囲というのにとどまると。当事者が解決に向けて前向きになっていただけるように行政がとり得る措置を講じていく必要があると思っております。ただいまの条例の制定、あるいは代執行につきまして、特に代執行につきましては、費用の回収、あるいは他の物件への波及等の問題から慎重にならざるを得ない問題点は多々あると思いますが、そういう強制的な措置につきましては、県あるいは弁護士等とも相談をして、対応を講じる必要があると思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 例えばそういうのが地震等で被害を拡大したとか、いろいろあったときに、責任の所在はどこへ行くかということです。市が放置しておいたがためにそういうことになったという責任もあるでしょうし、不在地主だから仕方がなかったという言い逃れをすることもあるだろうけど、いずれにしても、市民の生命・財産を守るという観点からいったら、これはすべて市の行政当局に責任があるわけでありますから、やっぱり裁判所等にきちっと手続をとってやれば、やれんことはないと思います。ただ、そういうことの努力をする、あるいは知恵を絞る気があるかないかというのが市政に問われておるわけでありますから、一遍その点は十分検討していただいて、できるだけ早い時期にそういうようなことの解決ができるようにしていただくように、これは宿題として課題を提供しておきますので、一生懸命に努力していただきたいと思います。以上をもって終わります。

○議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をします。再開は2時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時12分 休憩

午後2時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正信議員、お願いします。

○11番（伊藤正信君） 11番 伊藤でございます。私は、4点ほど質問をいたします。

まず冒頭、市長にお願いをしたいわけですが、いろんな私ども議会の議論の中で、ここ1年間、市長も大変それぞれ明快に回答されてきました。しかし、現実的に答弁と少し、議会と執行と住民とのかわりの中で隔たりがあるような気がします。ということは、予算化の問題などを含んで、昨日から本日にかけて約束をされたいろんな形のことが少しずれているような気がします、答弁された期間だとか、項目的な内容が。私は、このようなことを申し上げて失礼だと思っていますけれども、私の質問は、それぞれお互いに議会と行政、住民との一体感、市民との連帯感の姿勢であると思いますので、そのことをお願いして、質問に入りたいと思います。

まず最初に、湛水防除事業について。

これは新鍋田2期工事の関係で、平成17年から22年に事業を起こすということで聞いております。この事業の目的と規模、それぞれ今日までの経過についてお答えを願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 新鍋田2期の規模と事業の関係でございますが、新

鍋田２期につきましては、現在採択されておりますのは境排水機場の設置、それに伴います水路工800メートルということでございます。これが、この事業の１期採択分の事業内容でございます。基本的には新鍋田２期につきましては、稲元排水工区から境排水機場へ放流するというルートの事業でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○１１番（伊藤正信君） 排水事業の目的ですね、湛水の。水を排出するということはわかりますが。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 事業目的に関しましては、事業の名のごとく、農地、それから地域の特に湛水被害の多いところについて、被害防除を実施するというのが目的でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○１１番（伊藤正信君） 目的はわかりました。農地、住民の被害防除と。

ですが、今現在この事業について、稲元・境間においての水路等、排水設置の工事はどんな状況になっておるんですか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（早川 誠君） この件に関しましては、昨年12月議会で他の議員からの御質問でお答えをしたとおりでございますが、現時点におきましては、新鍋田２期の経緯、それから今の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

この新鍋田２期につきましては、議員御承知のように平成17年度からスタートいたしました。この一番大きな要因につきましては、平成12年に発生しました東海豪雨に起因するものが非常に大きかったというふうに認識しております。一番地盤の低い稲元排水工区から境排水工区の農地の冠水面積が大きいというようなこと、それから当時の東海豪雨の時点では、トレーニングセンター以南の水路で中央道をオーバーフローし、鍋田導水路へ雨が流れ込んで危険な状態にあったということで、この新鍋田２期の事業がスタートしたわけでございます。

この計画のもとに、私どもも平成17年から、境集落を対象といたしまして事業説明等々の協力依頼をしてまいりましたんですが、その後、木曽岬漁業協同組合の方から県に対し事業の説明を求められました。その対応の中で、木曽岬漁協からは漁業補償問題といったものが提示されてきたわけでございます。この問題について、私どもとしましては県、土地改良区と連携をとりまして、その対応に当たってまいりましたが、この新鍋田２期につきましては、今の木曽岬漁協との兼ね合いから申しますと、計画をもう断念するという状況に至っておるわけでございます。以上のようなことでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 今、説明がありました。私ども議員としては、正直な話、この湛水事業の概略的なことはわかっていましたし、わかっていましたというよりも、住民の皆さん方から説明を受けて、早期にこの実現が望まれてきた内容なんですね。今、断念せざるを得ないということについて、これは大変な問題なんですよ。きょう、東海豪雨の裁判もありました。しかし、その状況の中では管理責任を問わないというようなニュースも聞いています。しかし、湛水という関係でいきますと、弥富市の環境は、平成22年に鍋田地区は少なくとも都市下水の供用開始が始まっていくわけですよ。それと同時に、県レベルの問題と同時に国土交通省との問題、あわせて国の管理の問題、水利権の問題があるわけですよ。断念をして、これから新たな工事、事業計画をすると、さらに何年か先になるということなんですよ、市長。今、農政課長の方からは、それぞれ県を通し、土地改良とともに折衝に当たってきたが断念せざるを得なかったと、こういう状況が簡単に説明があった。しかし、境に排水機場が設置される予定の付近の皆さんは、もうここ10年近くじゃないですかね、この計画が立って。それで、新築もできない、移転もせざるを得ない。それぞれ環境、今の生活をどうしていこうか、この湛水事業のために非常に苦慮されてきたところがあるんですよ。その人たちの精神的な苦痛をどのように対応ができるのか、一つは。もう責任説明というか、事業開始についての説明は終わっているわけですよ。ですから、それはもうそれなりに、その時が来たときには対応せざるを得ないんじゃないかという話を、その住民はしてみえた。

そういう感覚と同時に、今この事業が中断をするということ。県レベル、国レベル、そして水利権の問題、豪雨対策等、この地理的環境の維持のために、今本当にこれを断念することになれば、私ども議会も説明を受けたが、市の行政権としても少し課題が大きな気がします。ですから、それぞれ今私が申し上げた地域の皆さんと同時に、行政として今どう取り組むかということについてお答えを願いたいと思います、市長。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

新鍋田2期工事の問題がとんざいたしまして、断念せざるを得ないということは、先ほど農政課長が話をしたとおりでございます、いわゆる愛知県側と三重県側の大変難しい問題がございます。特に三重県側の漁業権という問題で、水質の汚濁につながると。あるいは、赤潮の発生というような状況の中で、三重県側の回答が非常に強いものが、漁業者を代表するような声が非常に強いわけでございます。そういう状況の中、私も、この計画が長年続いているという中で、県の方の説明はありましたけれども、そんなことでなかなか断念できるものではないということを繰り返し繰り返しお願いしたわけでございますけれども、なかなか交渉が暗礁に乗り上げて、うまくいっていなかったという状況でございます。そういうこ

とを考えると、住民に対する説明責任は私どもにあるというふうに思っております。しかし、懸命に今その代替案を、災害等を中心にして市民・住民の財産・命を守ることに対しては探しているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 市長、努力をしてみえたけれども、さらに代案をつくっていかう、説明責任を果たしていかうということですが、水利管理について40年間、昨年の12月議会でも排水機のモーター交換等は放置されてきた、そんな状況の中で、いつ起こるともわからない災害を考えたときに、本当にこのことを、今、最優先課題として取り組んで、地元の皆さん方にさらなる協力と説明を求められるよう私は申し上げて、今日的な状況の認識をさせていただきます。ぜひとも地元に対し、できることなら、この事業がもう一度木曽川の方へ流せるように、関係機関との調整を図っていただくことを要望いたしたいと思います。

続きまして2点目ですが、日光川公共下水周辺対策事業の問題であります。

公共下水については、平成15年の公聴会以降、それぞれいろんな形で議会も賛成・反対の議論もしてまいりましたし、行政もその取り組みをされてきたと思っています。しかしながら、今日的に今この周辺対策事業について、どのような状況で対策費が使われてきたのか。事業内容です。そして、どのような対策協議をされたか。

さらには3点目に、今後のこの対策費の使い方について。3点お伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 日光川の公共下水の周辺対策の御質問についてでございます。

これにつきましては、日光川下流事務所の関係で、3市5町を区域として、弥富市の上野地内に浄化センターが建設されております。そのセンター建設に伴う周辺対策事業費として、栄南学区 ―― 栄南学区といいながらも23号線以南でございますけれども ―― を対象としている事業でございます。この事業を実施するに当たりまして、平成13年度に地元であります栄南学区区長会に要望事項を取りまとめていただき、事業内容を精査し、愛知県及び3市5町で組織しております日光川下流流域下水道推進協議会で確認をしていただき、事業を進めております。周辺対策事業につきましては、平成15年度より道路整備、水路整備、防災対策機器等を対象としており、おおむね10年間の実施を計画しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 今、開発部長からは、関係市町村にその事業内容を、区代表者と話をして確認をいただいて執行しているというお話ですが、一番ここの課題となることは、それぞれ道路、水路、防災関係という形の中で23号線以南の事業だと言われています。しかし、過去、上野の環境事業組合ができたときの経過を見ますと、まさにそのとき、いろんな形で町と関係市町村との約束、事業費の使い方の中で、いまだに、内容的には少し違います。

けれども、地目の用途変更などについての手続が、何十年とはいきませんけれども、事業開始以来放置をされて、結論が出ていないわけですね。しかし、そのときには水道が引いてあります。そして、道路整備もされています。その整備環境は、用途変更をしながら周辺対策という形で、いろんな形で使われてきました。そのために、弥富町・市はそれなりの整備があったと思います。しかし、今回、道路、水路、防災ということになりますと、今、南部地域の地域対策として、けさほども立松議員が発言をしておりました。いかに弥富市がそれぞれの対応の仕方の中で、下水道の設備の周辺に対して、農業対策として、さらには地域の環境保全のため、それぞれの内容を議論するときに、地元は大切です。しかし、議会へそれぞれこんな内容であるということは一度も御報告がなかったような気がします。ですから、議会に報告があったかどうか、一度お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 周辺対策事業に対する議会報告でございますけれども、私、まだそのときは担当しておりませんが、多分なかったと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 議会報告がなかった。議会は検証です。行政は執行権です。地元は、それぞれそのような中での一つの住環境整備を求められる。それが周辺対策事業の使い方ではないかと思います。一番大切なところに対しての説明責任、そして私ども議会も、公共下水道導入に対して、それぞれいろんな形で20億円、さらには環境もありますが、そういう対策費を市の周辺対策として受けながら、知らないまんま議会が承認をしていくということは本来でないと私はと思いますが、この今後の取り扱い方について御説明を願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 周辺対策事業につきまして、おおむね10年間の計画が上がっております。これは事業費的に単年単年で10年間でございます。この計画に基づいて、道路、水路等を施工させていただき、また予算のときに、一応これは周辺対策整備ということで、単年で説明させていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 今、開発部長から単年度事業計画を含んで説明をしたいということでありますので、私はこれ以上求めませんが、少なくとも行政と議会と地元との関係を含んで、より一層、今それぞれこの地域における環境整備のために、特に地球温暖化などの防止からいけば、樹木を植えて、そして農業、地域環境、住環境を守っていただく、それぞれの充当の仕方も一案ではないかと思っていますので、その対策費を有効に使っていただくことをまずはお願いしたいということ。

二つ目には、上野環境センターができたときの地権者の方々の大きな悩みが、設備されて

用途変更しようとしていることについて、当初は、地権者全員がまとまれば用途変更して、町が対応していこうという中で環境センターが設置されたということは聞いています。しかし、今そういう状況の中でも、先ほどからいろんな物件についても、個人の自由と同時に、地域の開発は行政が主導をもって、その辺は少なくとも対応していただかないと、今、大変な環境になっているんじゃないかなあという気がしますので、この点についてあわせて、強く、早期に地権者方の望まれる方向を、一つは行政として受けとめて対応していただくことを要望しておきます。

続きまして3点目ですが、学校教育の教育環境について私は質問をいたします。

特に昨日来、桜小学校のマンモス化問題解消の議論もありました。しかし、私は今、弥富市が学校環境については過疎・過密の二つの道筋ができていっているような気がしてなりません。過疎・過密ができてい、その中で私の質問は、第1点目には学校建設検討協議会の組織化の経過について御説明を願いたいということになっていますが、昨日、市長が平成9年から協議会はできていますというお話でした。事実、私も12年に議会議員になっています。9年からの学校整備検討協議会というのは、桜小学校だけの問題じゃないと思っています。それはなぜかという、一つは地方分権に係る部分。そして、学校教育法の基本的な考え方の中で、いかに地方の教育があるべきかということの中で学校建設協議会ができたんじゃないかと。あわせて、平成14年には、それぞれ桜小学校、栄南小学校などを含み、総合学習という教育の教科の方針の中での議論であったのではないかとと思っています。

そんな状況の中で、学校教育法は、私が申し上げるのもなんですけれども、平成6年、学校の教育基本法が改正をされた。さらには平成7年に改正がされています。こんな状況の中に、今、学校の教育環境があると思っています、大きく見て。国と地方の関係が。そういう状況の中で、弥富市は平成18年4月1日に合併をしたわけですね。本来、桜小学校が1,000人を超えるということの中で14年に議論されたことは、私も、ほかの議員も知ってみえる人があると思うんですが、1,000名を超えていくために桜小学校の生徒の関係をどう見ていくのかということで、6億円ほどだったと思うんですけれども、これは私が勘違いしておるかもしれませんが、総合学習という形の中で、特別教室を利用しながら、当面、人口の流動と同時に、その対応をしようではないかということの中で始まってきた経過があるわけですね。私は、そのように理解をしていました。

ですが、その状況の中で、18年に十四山地区と合併をした。そして、1,080名という生徒数になった。そのときに私どもの議会も、そして行政も、箱物の利用と同時に行政区のあり方をまずは検討しながら、弥富市の過疎・過密にかかわる学校のあり方について議論を重ねることになっていたんですよね。これは私、確認事項だと思っています。申しわけありませんけれども、これも新聞に載っていました。新聞の中にもそのようなことが書いてあり

ます。しかし、とりわけ合併協議会で議論をした弥富市の財政の力、そして先ほど私が申し上げましたように、文科省が２年ほど前に出しました内容の中に、学校にかかわる環境整備という中で、地方分権のときは、学校が小単位でも、民間活力、企業活力を通して学校の分散方式を出しておったんですね。しかしながら、平成７年には文科省の権限事項が再度戻ったんですね。そうすると、文科省の許可、国の許可なくして学校建設という部分は、一つには考えられない。これが平成７年の教育の基本的な考え方だったんですね。

そういう現状を考えたときに、２年前に合併をしました十四山との関係からいきますと、行政区と箱物を利用すると、こういう話です。今、新しい学校を建てることを私は反対するわけじゃないんです。しかしながら、学校にかかわる部分では、その経過を大切にしていくことが、今、弥富市が求められているんじゃないかと。ということは、桜小学校は、この４月に１５３名なんですよ。昨年の入学児童数は１９５名だったんですよ。４０名減るんです、ことしの４月。しかしながら、３５人学級は、ことしの４月１日で小学校１年生・２年生。それで、９年に中学校１年生というように３５人学級が変わろうとしています。ですから、桜小学校の教室は、ことしの１年生は６教室だったが、来年は５教室になる。減るんです。だけど、マンモスには変わりありません。

そういう状況の中で私が申し上げたいことは、１９９６年に通学区の規制緩和が文科省の諮問機関から出されていて、その緩和措置が条件つきか条件つきでないかは、ＰＴＡだとか行政のあり方の中で検討しながら対応するという事で多くの自治体が対応されている、このことも明らかなんですよ。ですから、私がここで質問申し上げたいことは、とりわけ過疎・過密に関係する小学校の今後の、小学校がまず基礎ですから、あり方、そして中学校においても、クラブ活動ができない、そんな状況下にある、この弥富市の学校のあり方をどうされるのか。どのような方向性を持って対応されるのか。

そしてもう一つは、弥富市としての教育にかかわる基本的な考え方。教育長もかわられたので、ひとつお聞かせを願いたい。２点を質問いたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。
- 教育長（大木博雄君） 今議員が言われましたように、学区制度の規制緩和については御指摘のとおりでございます。現在、弥富市の教育委員会としましては、いじめ、それから身体的な理由等、特別な理由がある場合には教育委員会で協議をさせていただきまして、学校区の変更を認めております。それで、文部科学省としましては、いじめへの対応、通学の利便性など地理的な理由、それから先ほど言われました部活動など学校独自の活動についても認めてもよいとされておりますが、最終的には教育委員会の判断としておりまして、先ほど御指摘ありましたように過疎・過密等の判断もございまして、すべて認めますとますます過疎化になるといったことも懸念されますので、現在の段階では、いじめや身体的な理由等の

特別な理由のある場合について認めさせていただいております。

それから、弥富市の教育につきましては、学力面では学ぶ楽しさを感じながら、基礎・基本の習得と、みずから学び、みずから考える力の育成を図るとともに、情報化・国際化に対応できる児童・生徒の育成を目指しております。また、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、学校と家庭、地域が一体となって、道德教育の充実、学校内外における奉仕体験活動等の推進に努めています。さらに、食育基本法を踏まえ、学校給食を生きた教材として活用し、地場産業や地域の歴史・文化について理解を深めるなど、食に関する教育にも力を入れております。

それと、議員も御指摘のように、教育基本法が60年以上経過しまして、新しく変わりました。こういった理念も取り入れて今後は努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 私がなぜ弥富市の基本的な教育目標をお伺いしたかということ、少なくとも教育環境ということについて、今、弥富市は過疎・過密の関係がある。そういうことを含んで認められる通学区の内容を検討されていくことが、まず第1の学校のマンモス化に対する取り組みではなかったのかということを私は感じています。とりわけ、御存じのように西弥生などについては、区域を言っではなんですけれども、本当に弥生小学校へかわられても、けさほども白鳥学区で出ていましたように、隧道だとか安全対策、通学区を、どうしたら子供が安心して安全な通学ができて学ぶことが同じような距離感覚の中でとらえられていくかという、一つは通学に係る安全対策、そしてそこにおける行政区とのかかわり合いをもう少し議論を、PTAの方は学校の学ぶ環境の議論、行政の方、議会の方は予算の議論、こういうかかわりのある部分があるわけですから、その点も含んで、学校建設には待ったなしの解消問題もあるでしょうが、しかし、人口などそれぞれの変化が、きのうもきょうもいろんな形で言われています。現実の対応の変化はあるし、そして35人学級という学校の今後の対応もあるわけですから、もう一度時間をかけて、教育委員会、そして議会も行政も議論を深めることがマンモス化解消への足がかりではないかということで、再度、この問題について議論を重ねていただくことをまず要望しておきます。

続きまして4点目の課題に入りますが、とりわけ私は道路行政の関係をお願いしていきたいと思っています。きのうもきょうも道路に係る部分というのは意見があります。私は、特に五之三地区の関係において質問をします。

北部保育所が廃止をされました。このことは、行政側執行者は御存じのとおりですね。道路拡幅にかかわって、私的財産の、いわゆる買収、拠出によって道路を拡幅する場合。さらには、市の保育所の用地がある、その付近が全く道路が拡幅できん。廃止をされたわけです。

から、さくを取ってもらえば道路になるんですよね。こういうところの着眼点というか、方法の取り入れ方ですよね。管財は管財、土木は土木、市長は市長という立場で、いろんな地元要望との関係があるわけですが、私がここで少し残念だなあと思ったことは、この保育所が廃止されたときに、弥生保育所をつくっていただきます、総合的な施設をというありがたい話をいただきながら、電柱を少しよけてください。さらには、保育所の跡地に木があって、落ち葉があって野菜に障害を起こす。道路に木がはみ出して、枝が車を傷めると、こういうことです。管財は、そのとき快く伐採をしていただきました。しかし、それよりも言えることは、その跡地がその付近の生活環境にどんな影響を与えておるかということです。そこを、無駄のない行政、地元との要望の関係からすれば、まずこの道路については、できることから手がけていただけないでしょうかということがまず第1点。

もう一つは、大きな主幹道路は7年、8年の先ほどから議論がありますように、スパンの一つの目標達成があると思います。しかし、地元の生活道路は、はっきり言って地権者との関係なんですよ。地権者との関係は、いろんな形で私もそう簡単にいかないことも知っていますし、協力をお願いにも行きました。しかし、もう用地も買ってあるなら、工事は速やかに、できるところからやっていただきたい。このことを前もって質問事項に出してありますので、どのようになるのか御回答を下さい。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） まず1点、北部保育所の跡地利用の関係の御質問だと思いますけど、それに関しての御回答をさせていただきます。

北部保育所の跡地の件でございますが、廃止後の土地利用に関しましては、一応売却を考えております。そして、電柱移転、道路拡幅につきましては、公有地の一部を利用しまして道路整備を行ってまいります。

2点目でございますけれども、狭隘道路の関係の質問でございます。

これにつきましては、現在は地元申請により、交通量、通学路など事業的効果の高い路線を優先に整備しております。五之三地区につきましては、五之三45号線、それと71号線、これは五之三神社のところでございますけれども、五明荷之上線を事業化しておりますが、五明荷之上線を優先的に整備してさせていただきます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 売却処分をする前の話をしておるわけですよね。市としては、売却すれば道路はセットバックで4メートル道路ができるから売却しましょうと。それとは違うわけですよ。今ある市の財産の中で、その財産を道路として使用することはできるわけでしょう。私は売却の跡地利用の話をしておるわけじゃない。跡地利用は、子供の広場なり、防災に活用するべきそれぞれの要望が北部保育所の廃止のときにあった。しかし、弥生保育所

の建てかえがあれば、それぞれその売却の費用としての認識も地元もしているわけですよ。だから、順序といいますか、市が管理する考え方の中で、市の用地を持ちながら道路の狭隘の部分なぜ拡張ができないのかということなんですよ、一つは。

それから、道路の工事の順番については、今開発部長が言われたことが一つかもしれません。しかし、弥富の五之三地区、荷之上地区の道路は1.8メートルですよ、市道が。これが、順番を待っておって生活環境が守れるんですか。市が基本的に考えなければならないことは、障害物など例えば建物のないところなどは、4メートルなら4メートルの道路をきちっと、整備ができるところはするのが市の行政の基本の道路対応じゃないですか。救急車も介護車の消防車も入ってこん。地元の要望よりも、市がまちづくりの基本を考えたときの基本ですよ。その基本に沿って、地元の住民との協力・協働の関係でもって、道路の整備だとか市のまちづくりができるんじゃないですか。このことを私たちは何度も申し上げてきておる。それを、地元から要請があったら、需要があったらと、1.8メートルの道路で何が走るんですか。開発部長、それであなたは道路の管理者ですか。私は、行政がなさなくばならない、行政の主体のあるところは何なのかというところをやっぱりきちっと説明をしていただきたい。2点。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今説明させていただきました北部保育所の跡地でございますけれども、売却してやるということじゃなく、先に道路を整備して売却するということです。だから、そういう意味で僕は言わせさせていただいたわけです。申しわけございません。

それで、2点目の関係でございますけれども、狭隘道路につきましては、単独買収というのは極めて難しい。今、議員が言われたとおりでございます。ですので、そういう道路につきましては、地区及び地権者の協力を得まして区画整理とか圃場整備をやりまして、それと同時に進めるという手法がベターだと私は思っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） ベターだという話なんです、私は協力すると言っておるんですよ。

1メートル80の道路なんですよ、市道が。ですから言っているの。協力しないと言っておるんじゃないでして、そういう道路がまだあるということ。1.8メートルしかない。そして、地元が足幅いっぱい提供しながら、舗装は1メートル80だと。軽四こそ走らんと。伊藤正信の車こそ走らんと。佐藤高次の大きい車は走らんと、こういうような状況で、格差の是正はない、道路の。だから、私は最低でも介護車、救急車が走れる道路の基本的な考え方を、やれるところはやるという立場に立った市の行政計画を求めているんです。五之三は、もはや土地改良は終わっています、30年前に。先ほど佐藤議員が北の方はとおっしゃいましたけど、土地改良は終わっています、古いけど。ですから、今これから土地改良をやるわけにいきません、

まず。ですが、そういう道路があるということ、1.8メートルの。残念ですけど、私は。ですから、そのことをまず第一に、そういう狭隘箇所を優先的に指導されて、ここは4メートルから5メートルだよという基本の中から弥富市の道路の整備をお願いしたいということを申し上げておるんです。再度お願いしますわ。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 貴重な御意見をいただいております。ありがとうございます。

北部保育所の周辺というのは、議員おっしゃるとおり非常に狭隘道路でございます。先ほど開発部長が話をしましたように、私どもとしても、幹部会でこの案件につきましては慎重審議をしたわけでございます。とりあえず、地域住民の皆さんにきちとした幅員の道路を提供していこうという中で、この計画を進めさせていただきます。そして、これは弥生保育所との連動の中で、私どもとしても、市の大きな、大切な財産でございますけれども、そういった財政計画のもとに売却計画を持っているということでございます。

なお、保育所の前の南側の道路につきましては、大変これも狭隘道路でございますけれども、地権者との交渉をこれから強くしながら、この道路の幅員計画についても準備を進めてまいりますので、よろしく御理解ください。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 今、市長が、保育所の南側については狭隘道路だから地権者と、とおっしゃいましたけれども、御存じのように南も保育所の用地がございますので、地権者は協力しないと言っておるわけじゃないんですが、やはり市もみずからの土地があるわけですから、早急に一日も早くその工事にかかっていただきますことをまずお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 立 松 新 治



平成20年 3 月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 渡 邊 昶   |
| 11番 | 伊 藤 正 信 | 12番 | 三 浦 義 美 |
| 13番 | 浅 井 葉 子 | 14番 | 中 山 金 一 |
| 15番 | 安 井 光 子 | 16番 | 三 宮 十五郎 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 渡 邊 昶 |
|-----|---------|-----|-------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                        |         |                        |         |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                    | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                  | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                | 北 岡 勤   |
| 開 発 部 長                | 横 井 昌 明 | 十四山総合福祉<br>センター所長      | 平 野 雄 二 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 | 十 四 山 支 所 長            | 平 野 瞳   |
| 十四山スポーツ<br>センター館長      | 平 野 茂 雄 | 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長 | 佐 藤 忠   |
| 民 生 部 次 長<br>兼 市 民 課 長 | 加 藤 芳 二 | 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長 | 早 川 誠   |
| 総合福祉センター<br>所 長        | 服 部 昭 男 | 教 育 部 次 長<br>兼 函 書 館 長 | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                | 佐 藤 勝 義 |
| 企画情報課長                 | 村 瀬 美 樹 | 管 財 課 長                | 渡 辺 安 彦 |
| 防災安全課長                 | 服 部 正 治 | 保 険 年 金 課 長            | 佐 野 隆   |
| 環 境 課 長                | 久 野 一 美 | 健 康 推 進 課 長            | 鯖 戸 善 弘 |
| 福 祉 課 長                | 横 井 貞 夫 | 介 護 高 齢 課 長            | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                | 山 田 英 夫 | 商 工 労 政 課 長            | 若 山 孝 司 |

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 土 木 課 長     | 三 輪 眞 士 | 都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 下 水 道 課 長   | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長     | 前 野 幸 代 |
| 社 会 教 育 課 長 | 水 野 進   |             |         |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |         |   |         |
|-------------|---------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 下 里 博 昭 | 書       | 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書           | 記       | 岩 田 繁 樹 |   |         |

6．議事日程

- |       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                      |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 平成20年度弥富市一般会計予算                         |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算                   |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算                     |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算                     |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                 |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算                     |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                  |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                  |
| 日程第10 | 議案第 9 号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について          |
| 日程第11 | 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について            |
| 日程第12 | 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について               |
| 日程第13 | 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第15 | 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について                     |
| 日程第16 | 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について                        |
| 日程第17 | 議案第16号 海部南部消防組合規約の変更について                        |
| 日程第18 | 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について                      |
| 日程第19 | 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について                  |
| 日程第20 | 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について                     |
| 日程第21 | 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について             |
| 日程第22 | 議案第21号 市道の廃止について                                |
| 日程第23 | 議案第22号 市道の認定について                                |
| 日程第24 | 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）                 |
| 日程第25 | 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）           |

- 日程第26 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山本芳照議員と渡邊昶議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 平成20年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第1号から日程第9、議案第8号まで、以上8件を一括議題とします。

本案8件は、既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず浅井葉子議員、お願いします。

○13番（浅井葉子君） 皆様、改めましておはようございます。

通告に従いまして質疑をいたします。

最初に、20年度予算の歳入で、2款地方譲与税、1目の特別とん譲与税1億4,000万について質問をさせていただきます。

19年度予算といたしましては9,000万で、今回の補正予算で4,000万計上され、1億3,000万になっております。今年度の1億4,000万、前回、市長の施政方針の中で、弥富埠頭、鍋田埠頭へ誘致した企業が既に操業を始めるとともにのお話がありました。また、第3バースも23年度のようなお話があり、港の発展は、弥富市といたしましても本当に素晴らしいことと思います。しかし、流通面を考えると、道路の整備が重要かと思います。港から荷揚げされたコンテナが弥富市内を通り抜け、各地へ搬送されるわけですが、国道1号線や155号線に入るまで、市内の住宅地や通学路を通っていきます。

先日の一般質問も、数名の方が、155号線の1号線以南の湾岸道路までの整備について質問

してみえましたが、答弁の内容からいきましても、非常に困難をきわめておるといような気がいたしました。大型のトレーラーが、深夜の午前3時ごろからうなりを立てて弥富市内を通過してまいります。道路は、修理してもすぐ舗装が波打ち、その振動は地震かと思うような振動が伝わってきます。この道路網の整備を至急行うことが必要かと思います。先回の答弁の中でもなかなか難しいという言葉が先行しておりまして、例えば、すぐできなかったら尾張中央道への迂回をさせるとか、市道の大型車通行規制をするとか、関係機関へ話を通していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

また、県道に至りましても、本当によく修繕はしていただいておりますが、すぐ壊れてしまう。本当にすごい振動が伝わってきます。そういう関係機関への働きかけをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

浅井議員にお答え申し上げます。

いわゆる名古屋港を中心いたします発展というのは目覚ましいものがございまして、議員も御承知のとおり、今、名古屋港は日本一の貿易量、物資の扱い量になってまいりました。2億トンを超える数量でございます。また、スーパー中枢港湾としての位置づけも明確になり、本当に日本のハブ港としてますますこれから栄えていくわけでございます。そういった形の中で、私どもも弥富埠頭と鍋田埠頭を持っているという中で、名古屋港の一角で、さらなる中部経済の発展に寄与していきたいというふうに思うわけでございますが、そうした中で、特別とん譲与税というのを1億4,000万ほど実は計上させていただいておりますが、これは現在、鍋田埠頭を中心にいたしまして、84万トンのコンテナを中心といたしまして荷物を扱わせていただいております。その1トン当たり20円という額がいただけるわけでございますが、それは諸経費等も引かれますので、最終的には1億4,000万という形になっております。今後も、先ほども平成23年をめぐり、今、名古屋港管理組合ともども国の国交省を中心として、鍋田埠頭の第3バースの整備計画についてお願いをしているところでございます。また、これにつきましては浅井議員にもお手伝いをいただいておりますというのが現状でございます。今後とも御指導を賜りたいというふうに思っております。

そういった中で、一方ではそういう税収というのをしっかり上げていくと同時に、片方では道路を中心として住民、市民の皆様に変な迷惑をかけているということも私も重々承知しております。そうした中で、いわゆる交通規制であるとか、あるいは時間制限という形を含めて、あるいは大型車両という形の中で、交通規制を対象といたしまして、関係機関にも働きかけさせていただきました。しかしながら、県道であるとか、国道ということに対する交

通規制は大変厳しいという中での返答しか現状としてはいただいております。私ども、市道も含めまして、今後そういったことをまた検討していきたいというふうに思っております。今後ともよろしく御指導をお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 今、市長のお話をお聞きしまして、いろいろな関係機関へも声をかけておっていただくということで、ひとまずは安心をさせていただきます。でも、本当に今お話があったように、税収入の反面、地域の住民が本当に迷惑がかかっておるという声もしっかりと受けとめていただいて、今後とも県・国に働きかけをお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、18節の車両購入費620万について伺います。

概要の中に3台購入とあります。どのような車で、何に使用されますか。また、今年度の予算を見させていただきますと、ほかの課でも購入予定の車両があると思いますが、そのほかの課にわたっても買いかえるとしたしましたら、台数と今まで使われておった年数、そういうものをお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 車両購入費620万円でございますが、平成4年に購入の車両2台、平成12年購入の1台、管財課所管で計3台を買いかえるものでございまして、購入予定車両は、小型乗用ワゴン車、小型乗用ハイブリッド車、及び軽ワゴン車を予定しております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） ありがとうございます。

平成12年に買われた車を今回買いかえということになっておりますが、こちらの方は平成4年と8年、間隔があいているんですけど、何か不都合とかそういうものが生じましたか。

それと、ほかの課で購入される台数というのは、弥富市として今回何台になっておりますでしょうか。それと金額がわかりましたらお知らせください。

○議長（黒宮喜四美君） 管財課長。

○管財課長（渡辺安彦君） 平成12年購入の車両につきましては軽ワゴン車でございますが、修理の必要があり、見積もりをとりましたら修理代が非常にかかるとのことで、買いかえをさせていただきたいということで計上させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） ほかの課の台数はわかりますか。ほかの課の購入車両。

○管財課長（渡辺安彦君） あと社会教育課が小型の乗用ワゴン車、それから議会事務局が小型乗用ワゴン車、これはハイブリッドで、これはリースで使われるということで、計5台を買いかえるというようなことです。よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。
- 13番（浅井葉子君） ありがとうございます。

では、次の質問に移させていただきます。

2 款の総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、19 節の愛知県フレンドシップ継承事業補助金が、昨年度予算では80万でございましたが、今年度は220万となっております。事業内容をお尋ねいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 企画情報課長。
- 企画情報課長（村瀬美樹君） おはようございます。お答えをさせていただきます。

このフレンドシップ継承補助金220万円につきましては、愛・地球博の理念を継承するものでございまして、愛・地球博の運営収支残を有効に活用するために市町村に交付される補助金でございます。この補助対象事業費につきましては、全額県の方から交付されるものでございますが、平成20年度の事業内容につきましては、国際理解推進事業を行うため、引き続きオランダとの交流事業を進めるとともに、新たな取り組みといたしまして、映像文化を通じた女性の社会進出の支援や国際交流を図ることを目的に、愛知国際女性映画祭の開催に向け、愛知県・弥富市女性の会の協力を得まして準備を進めております。

この映画祭は、世界で活躍する女性監督が手がけた女性の生き方をテーマとした作品を上映するとともに、監督等、ゲストを会場にお招きいたしまして実施する参加者とのトークを通して、国際文化の理解と男女共同参画社会の実現を目指した事業でございます。海部地域では初めての事業となりますので、女性の皆様だけでなく、男性の皆様にもぜひ御来場いただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。
- 13番（浅井葉子君） 私も、本当に合併させていただいてから、男女共同参画について服部市長にもいろいろ質問させていただき、男女共同参画社会が実現できるということに向けて御努力をいただいております。それで今回この県の予算、女性の社会進出、その映画祭ということで、本当にいい企画をしていただけたなあと感じておりますし、フレンドシップ継承事業補助金という項目だけでは内容が全然わからなかったものですので、今お話を聞いて、本当にいい事業に取り組んでいただけるなあと、改めて感謝申し上げます。

それと、同じ企画課長さんだと思いますけど、19節の地域づくり補助金800万の事業内容なんですけど、実はきのう、私どもの自治会の総会がありまして、内容につきましては市長から詳しく、3月で今年度予算が皆様に御承認いただけたらこのような事業を取り組みたいと思いますということで、内容はお尋ねをいたしました。それで、本当に地域が元気になって、いろんな企画を立てて頑張ってくださいというお話でしたので勇気がわいてきたんですけど、それで、その内容はきのうしっかりとお聞きしましたもので、例えばどんなような

内容、みんなで考えるといってもなかなかプランがわいてこないと思うんですけど、先進地のような事例とか、そういうものがございましたらぜひお知らせがいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（村瀬美樹君） 失礼をいたします。

地域づくり補助金800万円の使い方について細かく教えていただきたいという御質問だと思っております。

詳細につきましては、今後、区長会、区長6役会、それからNPO団体等とも協議を進めて、この事業について少しでも実り大きいものとなるように努めていきたいと考えておりますけれども、今現在、地区のコミュニティーの皆様、それから行政区の皆様がやっておる事業以外の事業の中で、その事業の補助を拡大するものではなくて、新たな事業に対しまして、新たなまちづくりをしていただく皆様に対して補助を出していきたいと思っております。想定でありますものですから、私のことがすべてではございませんけれども、例えば地域で花いっぱい運動をしていただくとか、そのような市民の皆様の新たな取り組みに対しまして、この事業の補助金を使っていただきまして、弥富市の活性化に努めていただければと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） やはり、みんなで出し合いなさいといってもなかなか出ない場合があると思います。ぜひとも企画課長の方から事例なり、今言われたような花いっぱい運動といいましても、今農地・水・環境整備でお花を植えたり、また水の浄化関係もそういう農地・水・環境事業で行っておったり、いろいろ重なってくると思いますもんで、ぜひともこのような企画を立てられました課として、事例等のヒントを与えていただいて、区長会、いろいろな方向で進めていただきますことをお願いをいたします。

続きまして、3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、15節の殉公之塔の解体撤去費650万とありますが、解体撤去後の計画をお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

○福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

殉公之塔の維持管理につきましては、市の条例で定めさせていただいておりますが、塔が建てられましてから何十年も経過しており、高さも十数メートルございます。塔のつけ根付近に劣化も見受けられます。地域住民への危険性も指摘されておりますところから、遺族会とも協議させていただき、安全確保のため、殉公之塔を解体・撤去させていただくこととなったものでございます。

なお、今後につきましては、まだ決まっておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○ 13番（浅井葉子君） 今後のことについては決まっていらないということは、今まで本当にあそこの塔のところで戦没者慰霊祭等が行われてきたんではないかなあと私はと思いますが、今後のことが決まっていらないのに壊してしまって、じゃあ、そちらの方の方々はどのような考えをお持ちでしょうか。副市長、お願いしたいと思います。

○ 議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○ 副市長（加藤恒夫君） 今の施設を撤去した場合のその土地の活用方法でございますが、現段階におきましては、やはり今のような碑があるわけですが、今後につきましてもそういった平和の碑といいますか、そういったようなものは必要だと思います。

今、基本的には、当分の間は地域の子供さん等に御利用いただけるような形にしていきたいと思っております。それ以後、地元と十分協議をいたしまして、その利用というのか形状を、地域になかなかまとまった土地がないもんですから、市長が各学区に防災広場をとってお話をさせていただいておりますので、目標面積からしてみると若干狭いわけですが、周囲の公の土地をすべて一角を防災広場にできれば、そういったことも検討しなきゃならないと。この防災広場という言葉につきましては、それぞれ地元の代表の方と今後検討をさせていただいて、そのような利用形態になるかと思うわけでございますが、これは課題でございます。そういうことで、当面は子供さんに利用していただくということでございます。

○ 議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○ 13番（浅井葉子君） 困ってしまいましたんですけど、私は遺族会でも父親が戦死したものでないんですけど、やはり毎年のようにあそこで行われておった、その遺族会の方々御承認の上でこのような体制が整えられていくんでしょうか。再度お願いしたいと思います。

○ 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○ 市長（服部彰文君） 浅井議員にお答え申し上げます。

福祉課長の答弁では、撤去をする、解体をするという形で終わっているようでございますので、大変な誤解があるといけませんので、少し補充をさせていただきます。

御承知のように数十メートルの塔でございますので、今震度5強の地震がもしこの当地に、起きてはならないんですけど、仮に起きた場合においては、大変な倒壊をするという危険性をはらんでおります。もう相当の年月がたっておりますので、そうした中において、今のつけ根のところに、私も実際で見ておるわけでございますけれども、大変危険な箇所もたくさんあるということで、あの塔そのものについては遺族会とも今までも話をしてきましたけれども、今後も話し合いのもとにおいて、塔そのものを解体して、その後、そのところに碑を新たに設置していくということについては確認をしております。またどういう形にしていくかということにつきまして、今後遺族会等、あるいは地元の役員の皆様とも含めて利用形態を考えていきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 今後碑を建てていく、形態については遺族会の方と話し合っという答えをいただきました。安心させていただきました。市長のお答えをいただくまでは、はっきり申し上げて、壊して、後は決まっております、防災広場、子供さんに使っていただきます。碑の話がどこかへ飛んでしまっているものですので、後どうなるんだろうと。今まであそこにお参りしてみえた方々は、今度はどこへお参りに行かれるんだろうと、そういうふうでちょっと不安が残ったんですけど、市長の答えをお聞きして、ぜひとも遺族会の皆様方の心が休まるような、そんな形態をとっていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

3款の民生費、2項の児童福祉費、4目子ども医療対策費、20節の子ども医療助成費2億1,000万についてお伺いをさせていただきます。

市長が施政方針の中で、日本一子供の医療費無料化制度によりと述べてみえるように、子育てをしてみえる若い夫婦にとっては、本当にいい制度だと思います。19年度の予算と比べますと3,000万減額になっていますし、今回の補正予算でも1,483万減額されております。今年度予算の2億1,000万は、愛知県が少子化対策の子育て支援として、今年度から入院費のみ中学校3年生まで無料とすることや医療費の負担割合を軽減することにより、そのことによって弥富市の医療費の負担が軽減されると思います。そのような制度を実施することによるこの減額でしょうか。

そして、今現在の対象者は何名でしょうか。昨年度はたしか約6,600名と聞いておりましたが、人数的には昨年と比べてふえておりますでしょうか。

続いて、19年度の月当たりの助成費、医療費ですね、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） おはようございます。

浅井議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度の子供医療費の助成費でございますが、対前年度比較として3,000万円の減少になっております。この大きな原因は国の制度によるものでございまして、従来3歳未満児の医療費自己負担分、これは2割負担となっておりました。平成20年度4月からは、就学前の児童まで自己負担金の割合が2割と拡大するものであります。したがって、新年度については、3歳から6歳の年度末の児童の方々についての医療費の自己負担分は、従来の3分の2で済むこととなりますので減額予算となります。また、この部分は国の制度によるものです。

それから、歳入におきましてなんですが、これは県の制度の変更によるものがございます。県の補助金につきましては、従来、4歳未満児の入・通院自己負担分が2分の1補助

されておりました。新年度の診療分から、就学前の子供の入院医療費と中学３年生までの入院費の医療費の自己負担分の２分の１が助成されることになりまして、医療費の補助範囲が大きく拡大されることとなります。したがって、補助範囲の拡大に伴う入院の増加分として1,520万円を増加で見込んでおります。

それから、もう一つの質問でございますが、ちょっと古いんですけども、19年、昨年の11月現在の資料、これが今回予算を組んだときの対象者の人数でございますけれども、県補助範囲、このときは４歳未満ですが、県補助範囲で1,713人、市単独、これは中学校３年生までですけど、4,747人、合計6,460人となっております。今回、当初予算につきましては6,500人を当初予算の中で見込んでおります。対前年、19年度におきましては100名ほど、対予算としては100名減らしております。

それから、19年度の１ヵ月当たりの乳幼児医療費の助成費でございますが、約１ヵ月当たり1,860万円程度ということになりました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 愛知県も、また国も、やはり少子化対策、子育て支援というのは本当に力を入れてきておってくれるなあと思って、今、報告を聞かせていただきました。昨年度に比べると100名少なく予算を組んでおっていただく。簡単に人数だけを申し上げると、弥富市の中にも少子化が進んでおるのかなあという反面、予算を組まれた時期にもよって、人数がこのようなマイナスが出てきておるなあということも思います。どちらにしても、本当に子供さんの医療費の助成というのは、先ほども申し上げたように、若い子育て夫婦にとって本当にいい制度だと思いますので、今後ともぜひとも継続をして、続けていただきたいと思います。

続きまして、３款民生費、２項児童福祉費、６目児童館費、17節の公有財産購入費5,210万の土地購入費とありますが、これは駐車場用地の購入とあります。駐車場が狭くて利用者からの要望が出ておりました関係から、このような予算が組まれたのでしょうか。それとも、今後何か計画があって土地を購入されるということでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 先ほどの質問に対してお答えをさせていただきます。

さくら児童館の隣接している場所の土地を購入させていただくということでございますけれども、経緯からちょっとお話をさせていただきますと、現在のさくら児童館、１期工事の関係につきましては、1,910平米の敷地の中に児童館を平成６年に建てました。当初、あの地域は人口密集地域でございまして、非常に利用も高く、飽和状態にありまして、そういった中で非常に、今お話のありました、駐車場が狭かったということでございます。そういう経緯の中で、平成８年にそのすぐ西の隣地を952平米購入しまして駐車場に利用させていただい

たという経緯があるわけですが、先ほど申し上げましたように、施設の利用が飽和状態だということの中で、さくら児童館の分館といいますか、西館という名称で、平成17年にその購入させていただいた敷地に建てたわけでございます。そうしますと、もともと敷地が狭いということで購入させていただいたところへ西館をまた設置させていただいた。この西館は17年に設置をさせていただいたわけでございますが、そういった状況の中で、1期で行いました児童館と西館との施設をこの面積の中で運用するということが、せっかく駐車場として購入したところへ建てたということで、ますます敷地が狭くなり、利用の皆さん方も、現在は2万4,900人、約2万5,000人の利用があるわけでございまして、1日平均100人ほどの利用になるわけです。

そういったことから、あの地域は四方にぎっしり住宅が建っておりまして、今回はやはりそういったことで非常に駐車場がないということから、そのもう一つ西の隣地が955平米ございまして、その土地のみが今個人の土地で、市として求められる状況でございます。あとはもうすべて建物が建ってしまっている状況でございまして、この際、もう一つ隣地の955平米を何とか購入させていただきまして、あそこの児童館の機能を高めたいということで、今回予算を計上させていただいたものでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 今お話をお聞きしました。2万4,900人が利用されて、1日当たり100人というお話なんです。実際に私も見させていただきました。駐車場が大体29台か30台ぐらいしかとまるところがございません。本当に狭いなあと感じております。そうやって隣にあって、個人の分けていただく土地があれば幸いなことと思います。

ちょっと話は変わりますが、先日、さくら児童クラブの話が市長から出ていたと思いますが、さくら児童クラブは、こちらの児童館とは全然話として違っておりますでしょうか。今回の予算とは全然関係ないということによろしいでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） ことし皆様方に御提案させていただいております児童クラブの関係につきましては、この敷地とは全く異なっておりまして、桜小学校の、隣接しているか、その中かということになるわけですが、そちらの方の児童クラブの増設ということでございまして、こちらの方におきましては、これ以上の機能を高めるということは、敷地上できない状況にございます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） 市民の皆さんが使いやすい、そんな公共施設をいろいろ考えていただいて、このように土地も購入され、駐車場が狭いところについてはいろいろ考えておって

いただくとありますが、弥富市の公共施設は、ほとんどの施設、駐車場が狭くて、利用者が困って見えると思います。今後、他の施設についても検討をして進めていっていただきたい、そのように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

4 款の衛生費、1 項保健衛生費、2 目環境衛生費、8 節の報償費というところで、きれいなまちづくり協力謝礼金100万と、同じ19節の負担金、補助及び交付金の、きれいなまちづくり推進補助金540万の内容説明をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○環境課長（久野一美君） それでは浅井議員の、環境衛生費、8 節きれいなまちづくりの協力金について御説明申し上げます。

これは議員も御承知のとおり、弥富市ではコミュニティー事業として、5月にごみゼロ運動、12月には一斉大掃除という事業を実施しているところでございます。しかしながら、5月の方は、市内を2回に分けて3学区ずつ実施をしておりますが、12月につきましては、全学区挙げて行うということで、一斉大掃除の際、出たごみの量が膨大になり、ごみの回収について、弥富市の建設業協力会、造園業協力会、及び弥富市のごみの収集をいたしております業者の協力で行っております。その車両費等の協力金でございます。

ちなみに、19年度でございますけれども、2トンダンプ35台、パッカー車8台の協力を受けました。

次に、19節のきれいなまちづくり推進補助金の方でございますが、これは先ほど申しました5月のごみゼロ運動、12月の一斉大掃除につきまして、学区コミュニティー事業の補助金として、1世帯当たり170円を補助いたしておるものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○13番（浅井葉子君） はい、よくわかりました。

続きまして、7 款の商工費、1 項商工費、2 目の商工振興費、19節負担金、補助及び交付金で、企業立地指定企業交付奨励金1億4,424万7,000円の内容説明と、今後どのように推移しますか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 企業立地推進奨励金の御質問にお答えさせていただきます。

この予算は、企業立地推進条例に基づき、立地した企業18社のうち、平成19年12月までに操業開始しました13社に対する奨励金で、操業した事業所の固定資産税相当分であります。

今後の見通しについては、平成21年から3社、平成22年には2社への交付が追加され、平成22年には、立地企業18社すべてに奨励金の交付が始まります。奨励金の額につきましては、今後の企業の進出や建築される事務所の規模、構造によりその額が大きく影響されますが、

予測は大変難しいと思いますが、現在の同程度の額と見込めば約４億円程度と推定されます。奨励金の交付開始後４年目からは半額、５年をもちまして交付が終了しますので、平成23年度から交付金額が減少を始めると考えられます。

また、奨励金の交付は、固定資産税の完納を確認した後、交付させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 当弥富市としましては、固定資産税を納めていただいてから企業にお返しをするというわけですので、金額的には差し引きゼロになると思いますが、例えば企業からいただいてから返すのではなく、最初から免除したらいかがでしょうか。企業側の立場に立ってみますと、納めるためには資金を確保しなくてはならないと思います。このように、企業立地指定企業交付奨励金制度は、ほかの市町でも行ってみえるところがあるかもしれません。例えばその市町についてはどのような制度になっておりますでしょうか、わかっておいたらお答えをいただきたいと思います。

それと、今、先ほども言われたように、企業立地推進事業条例、この奨励金制度の内容を作成されたのは何課だったでしょうか。その課の方からもお答えがいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 企業立地の優遇税制の話でございますけれども、この税につきましては、市税で行うというのは、減額免除するというのは、災害時による場合が適用されており、企業を誘致するという場合につきましてはあまりなじまないということで、奨励金の交付ということにさせていただいたところでございます。

また、当初でございますけれども、これは検討されましたのは企画財政課で検討し、運用するのは今の商工労政課で運用させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 先ほどの質問の中で、わかっていたらお答えくださいという項目が抜けておると思いますが、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今のことでございますけれども、ほかの市町の話でございます。これにつきましては、ほとんどが奨励金で交付されております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。

○１３番（浅井葉子君） 私は、弥富市に進出していただいた企業側の立場ということを考えて質問をさせていただきました。ほかの市町も今の弥富市と同じような体制をとってみえるということでございましたら、そちらの方で進めていただいて、よろしくお願いをいたします。

最後の質問をさせていただきます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料で、命を大切にする心を育む教育推進事業委託料40万とありますが、事業内容をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育課長。
- 教育課長（前野幸代君） 浅井議員の御質問にお答えいたします。

この事業は県の委託事業で、十四山東部小学校で実施をする予定でございます。

事業内容は、命の大切さを体得させるための活動を展開し、子供たちが命は受け継がれるものであることに気づき、自分を大切にする気持ちを育てるとともに、みずからの命を輝かせ、充実した人生を送ることができるような内容の事業を実施いたします。細かい事業内容につきましては、予算の御承認をいただき、4月に入りましたら学校の方から計画書を提出していただくことになっております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 浅井議員。
- 13番（浅井葉子君） また計画書が出ましたら、ぜひとも内容を教えていただきたいと思います。

子供たちが伸び伸びと成長できる、そんな環境をつくっていただくことをお願いいたします。私の議案の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、伊藤正信議員、お願いします。
- 11番（伊藤正信君） 11番 伊藤でございます。

私は、あらかじめ通告をさせていただいておりますので、それに従いながら御質問をしていきたいと思っておりますが、最初に、この施政方針の中で、安心・安全なまちづくり、同報無線の整備という課題がございます。それで、私もこの安心・安全なまちづくりは賛成なんですけれども、実は同報無線、ケーブルテレビの導入について、大変市民の皆さん方がいろんな角度から議論されています。今のこの情報社会の中でありますから当然だと思っています。しかし、この安心なまちづくりのためには、市民すべての皆さんが格差のない、それぞれ安心なまちでありたいという願いからしますと、特に今回改めて、ケーブルテレビを入れるにはお金が要りますね。それで、月々525円で6,000円、合わせて加入費が9,000何ぼ、3月までと、こういうことなんです。

それで、特に今いろんな形で御説明いただいておりますのは、ケーブルテレビはテレビのアンテナが要らなくていいじゃないかと。だから、そのためにも加入することが大切じゃないか。いや、そうじゃないと思うんですね。今現状の生活環境は、私どもの五之三地区でいきますと、共同のアンテナが一つあったり、また、それぞれ今本当に、テレビを見ているからアンテナが立っておるわけですね。改めてそれを今度ケーブルテレビに加入をしていくということ。

そうしますと、やっぱり市長、市民に優しいまちづくりだとすると、この加入費は、それぞれ非課税世帯、そして市の条例の中にありますように身体障害者、失礼ですけど何級か、そういう減免措置などがうたわれています。私は、まず第1点に、ここでそういう優しい、市民が安心なまちの中で暮らしていけるために、少しここはケーブルテレビ加入についての加入費という部分と、月々の部分についても、例えば補助をしていただくことが望ましいのではないかとということで御質問をいたしますが、とりわけて、今弥富市の中でも、65歳以上ひとり住まいの方々は、電話などの関係でいきますとサービスしているわけですね。そうしますと、やはり同じ情報の一環としてその程度のことは考えていただけないでしょうかということをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（村瀬美樹君） ケーブルテレビ事業につきまして御答弁をさせていただきます。

このたびのケーブルテレビ事業推進に当たりまして、まず第1にございますことが、これは国の放送方式の変更に伴いまして、2011年7月には日本国じゅうが地上デジタル放送に対応しなければならないということでございまして、この方法では、市民の皆様にあく御提供させていただくにはどうするかということから議論を始めたのが一つでございます。

そんな中で市民の皆様にも、一般放送、地上デジタル放送を今現在見ていただけるわけでございますけれども、その選択肢をふやしていこうということがこのプランでございまして、それでは市民の皆様にも少しでもお安くお入りいただくためにはどのようにするかという議論の中で、弥富市限定のプランを用意させていただいたものでございます。このプランにつきましては、加入金、引き込み工事費、アンテナの撤去費まですべて無料でございます。議員がおっしゃられるように、525円の月額利用料は確かに必要ではございますけれども、県下でもとてもお得なプランの設定ができたのではないかと、このように思っております。市民の皆様からお尋ねがございましたら、議員からもPRをしていただければ大変ありがたく存じます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 課長の答弁、そのとおりの部分はある。しかし、一番問題なのは、この3月31日までに契約をすれば安いということですよ。それで、じゃあ9,000円もこれからこの時期までに、何年か先までかかると3万円かかるわけですね、約3万5,000円。ですから、少なくとも市がそれぞれ補助金を出して契約をするんですから、その方々だけでもということは失礼かもしれんけれども、この9,500円を、次のテレビが変わるまで一生懸命金をためて、契約ができる業者とその契約をされてはいかがですか。市長、ここは答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

ケーブルテレビ事業に関しましては、この平成19年、それから来年度の20年度で情報通信網の整備という形の中で御理解いただいていることは承知でございますけれども、非課税者、あるいは身体障害者へ補助施策をとということでございますけれども、私どもが先ほど企画情報課長が話をしたとおり、基本的には全市民に対して格安なプランをつくらせていただきました。そして、これは私どもが単独でやっている事業じゃございませんので、クローバーテレビと一緒にやっていく事業でございますので、相手に対しても、この辺のところについてはよくお話し合いをさせていただかないと、市単独で答えを出せるものではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 市長、単独事業というと、市は補助金を出しておるんですね。単独じゃないんですよ。契約なんですよ。交渉でしょう。交渉は、本来単独事業とは言えないと思います。事業形態における問題は単独とかがあるかもしれんけど、契約なんですから、市長がそのような考え方ならば、私は、強くこの問題は、今、弥富市の市民が安心・安全に暮らせるように、さらに、今本当に苦しくなっている社会環境を何とかしてやっていただきたいということで質問を申し上げましたので、強く訴えて、この問題は終わります。

続きまして、市長の行政改革についてお伺いをいたします。

指定管理者制度の導入について、平成19年度にも所信表明はされています。さらに20年度もうたわれていますが、この内容について御説明を願います、市長。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○11番（伊藤正信君） 議長、市長に聞いていますよ、施策ですから。施策の問題ですよ。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

行財政改革、その中で行政改革につきましては、指定管理者制度という形の中でいかに行政コストを削減していくかということは急務な問題でございます。そういった中でも過去からさまざまな形でこの指定管理者制度というものを導入させていただいておるところでございます。今後につきましても、新たに指定管理者制度を導入すると。具体的な施設は今もございませんけれども、考え方の中においては十分それぞれの施設において検討してまいりたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 今、本当に弥富市は指定管理者制度を導入されてませんが、市長、あなたは今、やっていますよとおっしゃいましたけど、しておりませんという話でした。こ

れは大きな、私ども指定管理者制度に対するとらえ方の問題点だと思っています。ということは、指定管理者制度を、施策は予算との整合性があるからこそ施策の方針があるわけですよ。だから、昨年もことしも同じような施策が列記をされて、私ども議会が検証する、議論をする立場として、市長は指定管理者制度が導入されてないとおっしゃいました。私はされている。

そのことの中で、当初、この指定管理者制度を導入するときの議論は、あくまで今後の見直しをしていくという契約関係だったと思うんですよ。それと同時に、指定管理者制度が、市長がおっしゃる経営の、いわゆる地方における行政改革の一端だというお話は聞いている。そのことはいろんな角度から、議論の結果は一つ流れの中では理解ができます。しかし、指定管理者制度というのは、まさに地方の市民と行政とのかかわり合いの中で、もうこの施設がこれ以上やはり今日的に非常に苦しい経営、自治として問題があるので、民間活力の活用をし、さらなるコストの削減、将来性をと言われる中で、指定管理者制度が議論されたんですよね。

だとするなら、弥富市が今自主財源69%、国や県30%、約100に対する弥富市が指定管理者制度を導入されなければならない実態なのかどうか。あわせて、将来に向けては議論があるうかと私も思っています。そんな状況の中で、指定管理者制度が導入されている。あわせて、今日、昨年の10月から市民の皆さんに利用を喜ばれるということで、使用料を、私も反対する気はございませんが、値下げされました。値下げをされたということは、弥富市は少なくともそういう形の中で、箱物に対する、さらには市民との信頼関係を保っていく、より一層充実した市民の生活を送っていくためには、指定管理者という、導入という形の上での議論は私は非常に無理があるんじゃないかと。北海道の夕張のような形をすることはいいません。しかし、そのときどきの施策の方針の中に相反する行政改革、施策の方針の中にも明らかになっています。効率的、いろんな目安をした行政評価、これを取り入れる。もう少し私はそれぞれの中身を十分検討していただきたいと思っています。市長、さらにこの施策についてどのような考えなのか、質問をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中に、平成20年度当初におきましては新たに指定管理者制度を導入する施設はないということを御理解いただきたいという答弁のつもりでお話をさせていただきましたので、御理解を賜りたいと思います。

しかし、さまざまな今後の中においても、行政改革を進める上においては、この指定管理者制度というものを常に意識の中に置かないといけないというふうに思っておりますので、さまざまな今後新たに導入する施設においては検討してまいりたいというふうに思っております。

ます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 指定管理者制度は、条例と契約との関係がありますから、議会に提案される、そのことは私も承知はしています。しかし、思いで書かれたということで、今日的に私は判断をさせていただきますが、やはり私ども市民も議会も行政も、お互いに行政として地方の中で精いっぱい議論し合える、そういう行政改革にかかわる部分として、市長の提案の、思いでなくして誠心誠意お互いが議論させていただくということを確認をして、私は指定管理者制度について終わりたいんですが、社会福祉協議会との関係は今どのように考えてみえるか、申しわけありません、もう1点お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 現在、指定管理者制度を導入させていただいている施設の中で、さまざまございますけれども、社会福祉協議会の関係でございますが、現在の指定の期間といたしましては、平成18年7月1日から平成23年3月の末日までという形になっております。よろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） この場で答えていただきたいんですが、一つだけじゃないんですか、今、さまざまなおっしゃいましたが、市長。二つある、六つ。

○市長（服部彰文君） シルバー人材センターなんかもそういう形で……。

○11番（伊藤正信君） 六つにしてある。ああ、そう。ごめんなさい。私の勘違いもありますので、申しわけありません。

そうしますと、弥富市の、六つあるということなんですが、これ条例と契約との関係があるんですね。それで、それぞれ私は社会福祉協議会は議論してきた。それで見直しをするということでした。私の勉強不足ですので、もう少し私も勉強させていただきます。

それで、とりわけて、今そういうお話ですと、指定管理者制度が導入されたところへの市の職員の再任用は許されるのか許されないのか、お答えを願いたいと思います、総務部長。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 再任用のことでございますが、役所の方を退職した後に再任用ということになりますので、その団体が承認というか、オーケーをされれば可能だと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 私は、再任用は定年延長と年金がいただけなので、市の職員はそのことは大切だと思います。しかし、再任用の中で特定管理、指定場所への導入は、本来、国会でも議論になっています。天下りと談合と、それが精神としてそういう特定指定管理者のところへは基本的には扱わないという国の方針なんですが、その辺、私の考え違いかどうか、

お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 現在、市の職員であった者が退職後に任用されておる場所というのは、高齢者生きがいセンター、十四山地区と弥富地区の両施設がございますが、そこに採用をされております。で、先ほども申し上げましたように、あくまでこれはその団体、法人格の団体がございますので、その団体が承認をされるということの中で決定されることだというふうに理解をしております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 今、総務部長にお答えをいただいたわけですが、やっぱり基本的な指定管理者制度という精神、これはやはりきちっとしていただくことが、私は本来の指定管理者制度導入の役割だと思っています。今、私どもの弥富市の行政におけるところの再任用という取り組み方の基本的な議論をきちっとしていただくことが大切ではないのかなと。それはなぜかという、再任用の中でも、例えば労基法がこの4月1日から、パートタイマーが変わります。再任用も、失礼ですけどもパート労働者なんですよ。しかし、労働者には同一賃金、同一労働というのは原則なんですよ。再任用の人には通勤手当も与えられていません。

しかし、実は私の出身はJRなんですが、JRでは、そういう場合、余人をもってかえがたい場合におけるところの職場の管理権、あわせて労働条件、そういう部分もきちっとお互いに議論をされて、それぞれの役割を果たしていただく。そして、市民のための高齢者活用をしていくという立場で議論をして、特に今回労基法が変わりました。後でシルバーのところで申し上げますけれども、今ないものに対して私がこうしてほしいという要望、意見を申し上げても何ですけども、私はこの指定管理者制度の中における幾つかの課題を、きちっと取り組み方を、議会にもその都度、本来議決案件なんですよ、指定管理者制度の導入は。契約と同時に議会で承認をされて、特定指定管理者制度を導入するという条文をつくらないかんわけですよ。私はもう六つのやつがいつの間にかできちゃった。ちょっと私、議員が浅いので、3期目ですから、知らん途中でできたのかもしれませんが、そんな話じゃないと思うんです。平成3年ですから、この指定管理者制度が導入されたのはね。ですから、やはりそういう点において、もう少し整備をしていただくということを要望しておきます。

それから、高齢者福祉の取り組みのシルバー人材センターの活用で、市長のこの施策の中にも、方針の中には活用をしていきたいと、こういうことを言っていたと思いますが、それでは今日の労働環境の変化する中で、具体的にどんな状況でシルバーセンターとの人材活用をされるのか、お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

- 介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えします。

シルバー人材センターが行っている現在の事業所への労働者派遣収入につきましては、県連合会から就業の適正化を図るよう指導がありまして、平成21年度からできなくなり、事業所との請負契約となります。これによりましてシルバー人材センターが請負業者となり、仕事の分担、業務の趣旨、及び管理をみずから行う必要があります。今後、シルバー人材センターの考え方、方向性を明確にさせていただき、それに基づきまして、市といたしましても協力できることは協力してまいりたいと考えております。

また、育成支援のため、新たに十四山地区の福祉センター、スポーツセンターの清掃委託をさせていただきますが、シルバー人材センターにおきましても、自己努力によりまして、さらに受託事業の種類や量の増加を進めていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

- 11番（伊藤正信君） 課長は、シルバーセンターと打ち合わせをしてこれから確保をする、こういう話なんですね。私どもは政策と予算を検討しておるわけなんですよ。ですから、それは今、市が委託しておる業務をああするこうするということできなくて、現実的に弥富市にシルバーセンターとして登録をされ、さらに生きがいのあるまちづくりをするのなら、具体的に市で何ができるのか、市がどんなことをシルバーへ付託していくことができるのか、このことをきっちりと議論をして、人材活用という形について提案をされるべきではないのかと思います。またあと、この問題について、少し私は意見が食い違った。残念ですけども、施策上出されたものが生かされていく、具体的でないということは、今日、ないんで、また総務委員会でお伺いしますので、その点についての考え方をお聞かせください。

続きまして、学校の関係で質問をいたします。

施策の中にはございませんが、予算の中には、先ほど浅井議員から少し質問がありましたけど、学校給食、調理業務委託という部分がありますね、予算で。それで、弥富町当時、大藤、栄南、そして新しい中学校までは、ずるずるっというて何ですが、一つは、栄南も大藤も、私ども議会議論しました。議会の中でそれぞれが、地元の安心して安全な食の導入だとか、雇用の確保というようなお願いをしましてまいりました。特に私は、安心・安全な食の確保の関係でいいますと、今や中国ギョウザは、弥富の給食は使っていませんでしたか、お伺いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育課長。
- 教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えいたします。

中国ギョウザの問題が報道等で取りざたされたときに、各小・中学校に確認をとりました。

中国産のものは使用しておりませんでした。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） ありがとうございます。

それで、私ども、学校給食調理の委託の関係では、本当に議会も子供の安心した成長、そして食の安全のために議論をしてきたわけです。今回、北中も何か業務委託だと、こういうことになるように書いてあるんですね。私は、先ほどの指定管理者制度と同時に、一つの事柄が弥富市の中で提案されると、そのままずるずるずるずると行ってしまうような気がしてなりません。私も記憶が悪いので、そう申し上げてはいかんかもしれん。だけど、契約管理、契約業務は、金額については入札だとか指名業者との関係ですが、契約管理は議決案件と違いますか。一度伺います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○11番（伊藤正信君） ちょっと議長、申しわけありませんが、訂正をさせていただきます。ごめんなさい。管理委託制度です、正式に。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） 地方自治法に、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないということで、1項に1号から15号までございまして、その中に条例だとか予算、決算、当然でございますが、第5号に、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することについては議決をしなければならないということになっておりまして、その政令の中身を見ますと、今の96条第1項第5号に規定する政令については、別表第3上欄に定めるものとなっております、その別表の第3につきましては、工事または製造の請負となっております。これが議決要件だと考えておりまして、市においては、1億5,000万以上の契約については議決を要するというふうに考えておりますので、御指摘の業務については議決からは外れるというふうに考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 今、教育長は外れるとおっしゃいましたが、総務省は、管理委託制度の議決は、いわゆる指定管理者制度と一緒に、二つの議決を要して指定管理者制度を確認をすることになっているんですね、指導が。ですから、金額の問題は別にして、私自身はそうのように受けとめて、これは申しわけないんですが総理府に確認したわけじゃございませんが、本の中にそう書いてありました。だから、そういうことも含みながら私たち議会は、安心・安全な食を導入していくためには必ず、じゃあ北中には北中のその地域の農業、そしてそこへ納入されていた業者、そこに働く人、そういう個別にかかわる労働条件、環境、それぞれ議論を深めてきているんですよ、きっちりと。私はそのことが、なぜ、どうなるのか、そういう説明の過程がないままなされた。特に学校給食に携わる人たち、本当に今まで多く

の市民の方が、それは労働条件もあるかもしれない、雇用の場所もあるかもしれない、学校で働かせてください、行政で働かせてください、そのために保育所が、施設が、ともに弥富市民と一緒に学校給食等を、中で生活環境を守ってきた、その市民の皆さん方と一緒に、大きく行政のあり方をきっちり議論をしていただきたい。

今、大木教育長は、提案事項でないようにおっしゃいましたが、そのの回りに見える方々は本当に大変なんです。今、八百屋さんも消えていくわ、そして子供さんたちの安心・安全な食も、弥富が本来総合都市計画をつくるとするなら、農業の農産物の自給自足をさせる、より安全な食を提供できる地元産のその道筋を立てていただく。例えば食品についてはそういうところから納入をさせるんだよ、安心なんだよ、だけど学校給食は、もう人が集まらない状況になったので委託をしていきたい、しかしながら、個別の条件をきっちり明確にさせてこそ、市民と行政が一体となった安心な食づくりではないかと私は思います。ですから、今私が申し上げておるのは、大藤、栄南でそのような過程があったこと、今後、弥富北中なり桜なり弥生がその道筋をたどるとするなら、どんな施策とどんな方法を、今までのような議論経過をきっちり御説明いただけるのかどうか、今日的にはまだその施策の方向が出ているだけですからお伺いしません。これも後、委員会などでも質問いたしますので、よろしくお願いを申し上げておきます。

議長、私、あと1件だけ残って、条例に係る分があるんですが、これは私は広域消防が平成24年に……。

○議長（黒宮喜四美君） これは今、議案の8号までやっておりますので。

○11番（伊藤正信君） それじゃあ、後でさせてください。

じゃあ、ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をします。再開は11時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、安井光子議員、お願いします。

○15番（安井光子君） 安井でございます。

私は、発言通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず一つ目、平成20年度予算案に関する説明書についてでございます。

説明の欄をごらんいただきますと、項目と金額の記載だけがほとんどで、具体的な説明が記入してございません。説明を詳細に記入するよう、議会でも何度も要望がなされてまいり

ました。今回、平成20年度予算概要説明資料が提出されました。主要施策については一歩改善に御努力いただいたことはよくわかりますが、主要施策のみしかわかりません。予算書の節の説明については、行政各部局に説明を求めなければ詳細がわかりません。説明を見ればわかる予算書に改善していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

質問です。わかりやすいほかの市町村の予算書を参考にして、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤勝義君） 予算に関する説明書についてでございますが、県内各市の状況につきまして調べますと、現在の弥富市がとっておりますと同様な科目別予算を採用している市と、事業別予算を採用している市の両方がございます。どちらがわかりやすいかについては一概に言えないものでございまして、今後の検討課題としたいと思っておりますが、各市の予算に関する説明書を見てみますと、いずれの方法、うちと同じように科目別予算、または事業別予算のいずれの方法をとっておるにせよ、説明の欄の記載事項については、事業名の記載のありなし以外は大きな違いはございません。平成20年度において、かねてより懸案となっておりました予算概要説明書を作成していただきました。今後とも県内各市の作成している予算概要説明資料、これにつきまして引き続き調査研究を行いまして、その改善に努めてまいりたいと思います。以上でございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） ぜひとも今後、より見やすい予算書、議員はもとより勉強するのが当然でございますが、市民にも開かれた、わかりやすい予算書の作成について御検討をいただきたいと思います。

次の問題に移ります。

予算の概要説明資料9ページから11ページまで、一般会計予算の推移、財政調整基金の年度末現在高の推移のグラフでは、平成17年度までは旧弥富町分で記載されていますのに、平成19年度の市債につきましては、平成15年から17年度は旧弥富町と旧十四山の分を合わせて記載しています。このような統一されていない記載の根拠は何でしょうか、お答えください。

予算の概要のこういったところでございます。お願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤勝義君） まず、市債の年度末現在高の推移につきましては、市債というのは要は借金でございますので、旧十四山村から引きずっております市債につきまして、引き続き弥富市の方で引き継ぎまして返済していかないかんということで、当然のごとく十四山分の方も記載しております。

また、財政調整基金の年度末現在高の推移につきましては、これも引き継いだといえれば引

き継いだわけですが、これにつきましては旧の弥富町分のみということで、十四山分を加算してないという形でございます。これは絶対こういうふうじゃなくちゃいけないという根拠はございませんが、他の合併した市のこういった推移の表を参考にさせていただいて、こういうふうにやっておるという形でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 私はこういう点についてまだ勉強不足でございますが、全体の図と
いうか、より見やすいものにさせていただくということが大事ではないかと思いますが、より
一層の御検討をお願いしたいと思います。

次の問題に移ります。

2番目、区長、区長補助員等の報酬費と、来年度からは報償費に改正されますが、この
見直しについてでございます。

平成17年度弥富町の行政改革により、区長、区長補助員の報酬や民生委員と、また老人ク
ラブ、子供会などへの活動費や補助金が減額されました。昨年の12月に見直し案を議会に提
示すると言われましたが、先延ばしになっておりました。

まず一つ目の質問でございます。来年度はどのように見直しがされたのか、御説明を求め
たいと思います。

38ページの2款6目8節、区長報償費が740万円、区長補助員の報償費は1,475万円となっ
ております。それから、民生委員の報償費、児童委員の報償費は、3款1項1目8節で、と
もに189万2,000円になっております。見直しについて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（村瀬美樹君） お答えさせていただきます。

私からは、区長、区長補助員報酬の関係の見直しにつきまして御説明をさせていただきます。

御質問の区長、区長補助員報酬の見直しにつきましては、区長報償費につきましては、1
人当たりの均等割額の年額を5万円増をさせていただきまして年額20万円に、区長補助員報
酬につきましては、1人当たりの均等割額の年額を1万円増によりまして年額5万円と、世
帯割額500円掛ける世帯数の合計額を報償費として計上したものでございます。

また、区長報酬につきましては、学区区長会長の報酬は年間10万円ということでございま
すので、これも合わせたものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部次長。

○民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） それでは、民生関係の報償費の改定について御説明
申し上げます。

まず民生児童委員の方ですけれども、あわせて19年度は5万円、それから20年度は5万

8,200円、民生児童委員あわせてでございますけれども、改定させていただきました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 今、どのように改定されたか、お話をいただいたわけですが、区長と区長補助員、民生委員、児童委員の報酬費につきまして、平成17年、20%カットされたわけですが、そのときとの比較で完全にもとに戻っているのか、それとも、どういう根拠でこの見直しは行われたのか、どれぐらいの比率になっているのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

区長、区長補助員報酬の見直しにつきましての御質問を再度いただきました。

平成16年度の区長報酬の見直しにつきましては、行政改革の一環として報酬を20%カットして見直したものの話から、区長報酬自体を見直しをさせていただきます。つまり、区長報酬につきましては、今まで世帯割りという考え方がその当時はございましたけれども、区長さんの職務のあり方から世帯割りというのはなじみにくい、これは世帯割りを廃止しまして、均等割額を改正し、学区区長会長様の職務のあり方から大変御苦勞をおかけするものですから、その報酬を導入しようというものでございます。そういう観点からつきまして、区長補助員報酬につきましては20%カットさせていただいたんですけれども、世帯割りという考え方を配布物等のあり方から残させていただいたということでございますので、一概にすべてをまとめてどれだけ安くなったかという議論はなじまないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） では、民生委員、児童委員の報酬については5万8,200円ということですが、平成19年度は5万円でした。それ以前と比べますと、ふえているのか、減っているのか、もとに戻っているのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（佐野 隆君） お答えします。

民生児童委員の報酬でございますが、20年度は5万8,200円とさせていただきました。これは県の活動費と同額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから……。

○15番（安井光子君） 削られる前と今と比べてどうか。

○介護高齢課長（佐野 隆君） 先ほど次長が答弁したとおり、8,200円の増でございますので……。

〔発言する者あり〕

ちょっとすみません、資料を持ち合わせておりませんので、調べまして、また報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。すみませんでした。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 19年度と比べますと8,200円引き上げられたということはわかりますが、それ以前、平成16年と比べてどうかというお答えは、後でぜひ御報告ください。お願いします。

〔発言する者あり〕

今、資料がないと言われるもんですから、じゃあ、今終わってからぜひ資料を即座に出していただきますようお願いします。

次に移ります。

人権擁護委員や保護司などの報償費、老人クラブ、子供会への活動費や補助金は、なぜ見直しがされなかったのでしょうか。予算書を比べてみますと、どうも数字が変わってないように思われますが、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

○福祉課長（横井貞夫君） お答え申し上げます。

人権擁護委員さんと保護司さんの各報償費でございますが、前年同様でお願いをさせていただきました。特に見直しを行わなかった理由についてはございません。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 議会での報告では、全般的に検討をして見直していくというお話だったと私は認識しているんですが、別に見直しの理由がないって、何かちょっとあまりにも議会に対して不穏当な発言ではないかなと、誠実さに欠ける発言ではないかなと私は思いますが、きちんと住民の方に御説明しなくてはなりません。役職の方にもお話をしなくてはなりません。期待してみえている方もあるかと思います。だから、きちんとした根拠、それをなぜ見直しがされなかったのか、お答えをいただきたいと思います。

それで、全体に見ますと、区長さんと補助員さんについては算定の仕方が変わってきたものだから、どうかという、それがわからないというお話でございましたが、民生委員さんなんかは恐らく前の平成17年以前に戻ってないのではないかと私は判断いたします。だから、どうしてこういう状態になったのか、きちんと市長、御説明をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

一律に20%、平成17年のときにカットされたものが、そのときの額に戻ってないということでございますが、今回の改正につきましては、もとに戻すということを前提といたしてお

りませんので、御理解を賜りたいと思います。

それから、さまざまな老人会とか子供会等の補助金等の要望はございますけれども、私もといたしましては、区長、区長補助員さん、そして民生委員さんにつきまして、平成20年度については報償を改正させていただくということでございまして、またそれぞれの団体につきましては今後の課題とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 市の関係のいろんな役職の方、いろいろ市民のためにお骨折りいただいていると思うんです。だから、一度よく検討していただいて、現在の市の財政状況から見て可能なかどうか、そういう点でもぜひ、老人クラブ、子供会への活動費補助金についてもそうでございますが、ぜひ皆さんが活発に活動できるような補助金としての見直しをさらに求めていきたいと思います。

次に移ります。

三つ目、心身障害者福祉タクシー補助費について。予算書55ページ、3款1項1目20節、扶助費でございます。

市長は、施政方針で、心身障害者福祉タクシー料金助成制度の充実を図ると述べられました。以前は厚生常任委員会でも見直しの提案をしましてまいりました。

まず一つ目の御質問です。具体的にどのように充実がされたのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

○福祉課長（横井貞夫君） お答え申し上げます。

心身障害者福祉タクシーの料金助成制度の充実でございますが、一般のタクシーを利用することが困難な重度の障害者がリフトつきタクシー等を利用されたとき、車いす用リフトつきタクシーにつきましては1回当たり1,500円、年間36枚を、ストレッチャー用、いわゆる寝台でございますが、ストレッチャー用リフトつきタクシーにつきましては1回当たり2,000円、年間36枚を、平成20年度から助成させていただくことといたしました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 重い障害をお持ちの方に対して明るい光を当てていただいた施策だと思います。

次に移ります。

障害を持っていて、それを理由にへの御支援は、一つ目は移動手段としてタクシーを使う、二つ目には自動車税の免除、それから自動車取得税の免除、こういう制度がございます。級によってできるものできないものもございますが、こういう制度がございます。しかし、高

齢者の方、生活が厳しくて貧しくて、車を持てない方、それから車に乗れない人が福祉タクシーを使う場合、例えば市の東部とか南部から市役所や海南病院へ行くときには、2,500円とか、それ以上タクシー代がかかります。それで、福祉タクシー1枚の基本料金は現在のところ500円、及び送迎回送料金が200円、500円のところ50円は引かれるということでございますので、650円、これがチケット1枚の費用でございますが、2,500円もかかるところの方については約1,800円も現金で払わないといけない、こういう大変な負担がかかってくるわけでございます。遠隔地とか、日常生活、車がない方、車を持てない方、こういう障害をお持ちの方に対しては、タクシーチケットの上乗せをすることが私は必要ではないかと考えます。これについてはいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

○福祉課長（横井貞夫君） お答えを申し上げます。

一度にそのタクシーチケットが複数枚使えるようにできないかという御質問の趣旨ではないかと思いますが、そのことにつきましては、今後十分に考えさせていただかなければならない課題であると思いますので、また皆様の御要望等をお聞きでございましたら、御意見等をまた私どもの方にお教えいただきたいと、そのように考えさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 平常住民の利用しておられる方からそういう御意見を伺っておりますので、ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

次の問題に移ります。

4番目、成年後見制度について、予算書の55ページ、3款1項1目20節でございます。

身寄りのない障害者とか、認知症の高齢者などにとって、この制度の立ち上げが求められているものでございます。この制度の具体的な説明及び利用支援費は、67万2,000円と予算が計上されておりますが、この内容についての御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

○福祉課長（横井貞夫君） お答えを申し上げます。

成年後見制度利用支援についてでございますが、身寄りのない知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など、成年後見制度の適用が必要とされ、助成を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、市長が代理で申し立てを行う場合の経費、こちらの方を40万円予算化させていただいております。

また、市長申し立てに係る後見人への報酬といたしまして、安井議員が先ほど御質問の67万2,000円を計上させていただいております。

なお、この67万2,000円の内訳でございますが、後見人の方にお支払いをする報酬でござい

まして、お1人当たり2万8,000円掛ける12ヵ月でお2人を予定させていただいております。
以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） わかりました。ありがとうございました。

これからこういう方もふえてくると思います。高齢化社会を迎えて、タイムリーな制度ではないかと考えます。

次に移ります。

五つ目です。市長の施政方針概要版5ページでございます。

企業誘致の推進、港湾の整備についてという概要の中に書いてございますが、まず一つ目、企業誘致は何社で、既に操業開始企業は何社でしょうか。工場を建設中は何社ですか。また、奨励金を払っている企業は何社で幾らでしょうか。この質問に対して、先回、浅井議員から御質問がございました。ここでは確認とさせていただきたいと思います。現在操業している会社は13社、平成21年度に3社、22年度に2社、23年度、合計で18社の交付となります。奨励金の総額は4億円、今回の予算では、奨励金は1億4,424万7,000円が計上されております。この確認でよろしいでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今安井議員がおっしゃった数字で間違いございません。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 12時が近くなりましたので、ここで暫時休憩をします。再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず最初に、安井議員の質問の中で、介護高齢課長が後ほど調査して報告しますという答弁がございました。その件につきまして、介護高齢課長から答弁をさせます。

○介護高齢課長（佐野 隆君） 安井議員さんの御質問につきまして、調査をさせていただきましたので、御報告させていただきます。

民生児童委員の報酬でございますが、旧弥富町ですが、平成16年度が6万3,000円、平成17年度が20%カットということで5万円となっております。

また、旧十四山村の場合ですが、平成16年、17年度とも6万3,000円となっております。
以上でございます。

勉強不足で大変御迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） ありがとうございます。

私もちょっと訂正がございまして、私の認識が違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどの企業への奨励金でございますが、1年間のピークで約4億円、トータルにいたしますと4億円掛ける4年間で16億円ということだそうでございます。これでよろしいでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

午前中に開発部長が浅井議員の方からの御質問等でもお答えをさせていただいておりますけれども、現在、企業進出という形の中で話をいただいておりますのが18社で、そのうち13社が既に決定をしているということでございます。

私といたしましても、単年度のピークという形の中で、先ほど4億という形の中でのお答えをさせていただいているということでございます。これは恐らく平成22年ぐらいになろうかというふうに思っております。

なお、議員各位も御承知のように、これは3年間は100%固定資産税の相当額を奨励金として戻す、そして4年目からは、4年、5年目という形の中では100分の50、いわゆる2分の1ずつという形になっております。そうした形の中で、この奨励金を平成18年度から交付しておりますので、単純にピーク時の4億掛ける4年という形ではなかなか算定しづらい部分もありますけれども、それは今後の企業進出においても変わってきますし、この条件は平成21年の9月までということになっておりますので、今後の企業数も変わってくるだろうということが予測されます。いずれにいたしましても十数億の奨励金を払っていかなきゃいかんということは言えるかと思えます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） 次の質問に移ります。

進出企業、誘致企業の正規社員の数はおよそ何人でしょうか。聞き取り調査等、しておみえになりましたらぜひ御答弁をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。
- 商工労政課長（若山孝司君） それではお答えします。

申しわけありません、集計がしてございませんので、単純に聞き取りをいたしました企業、11社でございますが、まず1社が、正社員の数、19年の12月でございますが、13名、それから11名、25名、15名、50名、35名、5名、80名、23名、7名、6名というような状況です。

すみません、集計がしてありませんので、お許しをお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） ありがとうございました。

ざっと集計いたしますと270人程度になるのではないかと思います。

次の問題です。

企業に奨励金を出しているのですから、正規、非正規の雇用計画を明らかにさせて、正規雇用の促進を条例にうたうべきではないでしょうか。私が調べたところによりますと、岡崎市の工場など、建設奨励条例、新規雇用の常用従業員が20人以上とすると、誘致条例とか促進条例という名前にもなっておりますが、豊橋市なんかでも新規常用雇用の従業員何人以上ということがうたわれております。一宮市でもそうでございますが、この点についていかがお考えでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

港湾地域における企業誘致ということについては、私どもの自主財源の確保という意味においても非常に今後大事な地域でございます。また、それに対する雇用を高めていただきたい、雇用の拡大をお願いしていくということにつきましても、議員御承知のように、この1月号の広報紙におきまして、そういった中で求人情報を掲載させていただいたところでございます。今後もこういったようなさまざまな機会をとらえて雇用の拡大ということもお願いもしていきますし、私どもとしても、企業の方から要請があれば、そういったことについては検討させていただきながら対応していくということを考えております。ただし、雇用促進をするために奨励金を出してみえる市町がございますけれども、今現在のところは、そこまではこの雇用の拡大ということに関して雇用促進の奨励金を出してということは考えておりませんので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） 次の問題に移ります。

愛知県の経済状況は、皆さん御存じのように、トヨタ自動車を筆頭に企業所得は連続プラスを続けて、バブル期を上回ると言われております。しかし、勤労県民というのは、景気の拡大の実態はほとんどございません。愛知県の有効求人倍率は全国1位だと言われておりますが、正規雇用は減り続けて、その一方で低賃金やパート、アルバイト、嘱託とか派遣はふえ続けて、4人に1人は正規雇用だと言われております。

ちょっと古いのですが、2005年の愛知労働局管内の事業所調査では、法違反率は、派遣事業で60.8%、請負事業は84%にも上っており、全国平均を上回っていると言われております。法違反の大半は偽装請負だということでございます。こうした働く人たちの雇用によって、

低賃金とか不安定雇用の拡大、過労死とかサービス残業など、違法な行為の横行を許しているのではないのでしょうか。今、若者は使い捨てにしないでほしい、人間らしく働きたい、こういう全国的な流れが作り出されております。派遣法を改正して、働く人たちが生き生きと生活できる環境をつくっていくことが大事ではないのでしょうか。

それで、市といたしまして、今後、まちづくり等のアンケートなどで労働実態調査、弥富市の皆さんがどういう実態、とりわけ若者たちの正職員雇用の拡大とか、今後のまちづくりの活性化、生活基盤の安定、こういうことにも大きな雇用によって大きな影響が出てくると思います。ぜひ労働実態調査、何かの機会に行っていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私の個人的な見解になるかもしれませんが、お答え申し上げます。

今、各企業は、それぞれが国際競争、あるいは日本の企業間競争という中で、その渦の中にあるわけでございます。企業というのは、いわゆる存続発展していくという形のものが一番の基盤に私はあるのではないかなというふうに思っております。民間企業であればそれぞれの企業の立場というものがおありになると思います。しかし、先ほど安井議員がおっしゃったように、特に20代、30代の働く人たちが、いわゆる正規雇用という人たちが非常に少ないという実態もあることも私は存じております。そして、私の中で、私ども市といたしましても、そういった人たちがこのまちに住んでいただくということと同時に、やはり定住して安定した生活をしていただくということは非常に大事なことだというふうに思っております。なかなかその実態調査は難しい部分があるかもしれませんが、また何か機会がありましたら、私どもとしての20代、30代というところに限定した中のもの、一度そんなことも考えてみたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） では、次の問題に移らせていただきます。

予算書の83ページ、4款1項6目13節、妊婦健康診査委託料についてでございます。

弥富市でも昨年の7月から、年5回までの公費負担で妊婦健診が無料になりましたが、厚労省は、近年、高齢やストレスを抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業などの理由により健康診査を受診しない妊婦も見られるところであり、母胎や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性や必要性が一層高まっていると言っております。平成19年度、地方財政措置で、妊婦健診も含めた少子化対策について積極的な取り組みを図られるような内容の文書が出されております。そして、妊婦が受けるべき健康診査の回数は、13回から14回程度が望ましいとしております。

ちなみに、愛知県他町村の状況を調べてみました。大府市は15回無料としております。14回無料が、お隣の飛島村、豊田市、豊根村、11回、10回というところもございますし、8回、7回、これにつきましては7市町村ございます。それで、子育て日本一と言われるこの弥富市のさらなる妊婦健診の拡大、改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鯖戸善弘君） 失礼して、今の御質問に答えさせていただきます。

安井議員が冒頭言われましたあの文書は、厚労省の方が19年の1月16日に出された、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についてというところをごらんになってのことと考えております。

そうした中で、まず1点目が、13回、14回というのも示しながら、一方では財政厳しい折、ちょっと中略しまして、5回程度の公費負担を実施するのが原則であると考えられるということが書いてございまして、そうした中で弥富市におきましては、昨年の7月のときにこの議会のところでも御理解いただきまして、5回にふやさせていただきまして、そのときに実は平成19年度中に、今までおおむね2回だった、中には3回、4回とかいうところもあったわけですが、平成19年度中に回数を5回、あるいはそれ以上にふやすというところが半分ほどの市町村がありまして、実は20年度からまたふやすという、新年度予算からふやすというところがあと半分ほどでございました。

そうした中で飛島村のお話も出されたところですが、飛島村におかれては、20年度からの対応ということもございますし、全体をとってみますと、実際のところ57市町村になると思われるわけですが、合併があって57市町村のうちの40市町村が実際5回という現状があるというのを踏まえながら、大事な問題であるとは思いますが、今そのように対応したところでもすんで、しばらくの間は慎重に動向を見ながら進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） さらなる改善への御検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

特定検診とか、がん検診、総合がん検診、脳ドックなどについて御質問をいたします。

各検診の定員と受診料はどのように見直しされましたでしょうか。

時間の関係で、次の問題も質問させていただきます。

申し込みの場所について、去年は、人間ドック、今は総合がん検診と言われるようでございますが、海南病院で大変申し込みが込みまして、一般市民の方に御迷惑になっていたこともございました。去年のその質問に対して、市民ホールなども使って行くことも考えたいというようなお話がございました。一般がん検診とか総合がん検診、脳ドック、特定検診、こ

れの申し込み受け付け場所についても、あわせてお答えいただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（鯖戸善弘君） 失礼させていただきます。

まず定員の関係につきましてですが、まず基本健康診査につきましては、御承知のように平成20年度からは特定検診となって、それが保険年金課の方で対応することになりまして、定員においては、19年度は3,900人でしたのが、20年度については特に定員を定めずに対応できるようにということで保険年金課の方では考えておりまして、それに係る自己負担については、医療機関で受ける場合が1,000円で、集団での検診も考えているという中では500円の自己負担ということでございます。

続きまして、がん検診でございますが、胃がん、肺がん、大腸がん検診につきましては、19年度は1,000人の定員だったところを150名ふやさせていただきまして、1,150名とさせていただきます。乳がん、子宮がんにつきましては、19年度の600人のところを100名ふやさせていただいて、700名とさせていただくということで考えております。前立腺がんにつきましては、若干定員を割ったということもありますもんで、19年度同様、500名の定員を考えております。

それで、あと自己負担金につきましては、基本的には診療点数というのを基盤に置きながら、医者の方の診療に係る経費のそれをもとにして、あと事務費等を含めたので算定しておって、それも海部全域で調整しながらやっているという部分がございますもんで、基本的には金額は変動はないわけです。点数が変わった部分に若干変動があるということで御理解いただきたいと思います。

ただ、あと70歳以上の方につきましては、今まででしたら無料でしたのが、実は40歳から69歳までの方のおおよそ半額を自己負担とさせていただくということで、20年度は海部管内の市町村と医師会との話の中で考えております。そういう方向で予算の方を組ませていただいております。

あと、理由につきましては、働き盛りで、なおかつがんの進行が速い年代の方に少しでも多く受診していただいて、がんの死亡率抑制を図っていくのが行政としても重要な仕事と考えていて、そういうことで協議の上、判断させていただきますことを御理解いただきたいと思います。

あと、人間ドックのことにつきましては、昨年、海南病院の方で大変混雑したという中で、これにつきましてもきちっと対応していくということで答弁させていただきまして、ことし20年度につきましては、市民ホールの方で対応させていただいて、混乱を避けるようにしていこうと、そのように考えておりまして、それから脳ドックについても若干定員をふやさせていただくということで考えております。以上でよろしいですね。

- 15番（安井光子君） 申込場所、がん検診について。
- 健康推進課長（鯖戸善弘君） がん検診の申込場所につきましては、弥富市保健センター、十四山保健センター、いずれでも対応できるように考えておりまして、それから5月の広報配布時に申込書というのを広報と一緒に各世帯に配らせていただいて、それに記入をしていただいて、それをお出しいただく形で、当日窓口での混雑を避けるということで考えておりますし、それからあと、それをきちっと申し込みしたのが、受け付けたのをこちらからまた届けさせていただく形でもって、申し込みということの混雑を避けたいと、そのように改善してきたこととお話しさせていただいて、御理解いただきたいと思います。以上です。
- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） いろいろ御検討いただいた結果、市民が少しでも便利に受診できるように改善もされたのではないかと思います。今回の場合、申し込みが弥富保健センター、それから十四山保健センターでも、成人のがん検診等については行われるということで、少し安心いたしました。

それから、総合がん検診、脳ドックの市の補助金については、これについてもう一度お話をいただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（鯖戸善弘君） 人間ドック、実はその部分、少し来年度から名称も変えさせていただきまして、特定検診と総合がん検診という形で従来の人間ドックの部分は対応させていただきますが、そこにかかる経費は2万6,500円ということで変更はないわけですが、自己負担につきましては1万3,000円で済むような形で、1万3,500円の部分が市の負担ということでさせていただきまして……。

〔発言する者あり〕

自己負担が1万3,000円です。それで、市が1万3,500円です。

それから脳ドックにつきましては、今までと同じような形で自己負担が1万3,000円で、市が8,000円になります。この場合は、いわゆる特定検診プラス総合がん検診と同時に行った場合ということでございます。単独で行うと、若干検査の項目がふえる関係で高くはなります。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 15番（安井光子君） 時間があと5分になったのでございますが、ちょっと走らせていただきます。

次は、予算に関する問題で、112ページ、10款1項2目25節、積立金でございます。

十四山東部小学校の北校舎の耐震診断、補強工事はどのようになっていますか。旧十四山時代は古い校舎で、耐震診断をしてもだめだからといって、渡り廊下を取り壊されたのでご

ざいます。これはなぜ耐震診断をすると変わってきたのか。それから、今回の診断結果はどのように出たのでしょうか。それから、今、北校舎はどの程度使われていますのでしょうか。これが二つ目です。

それから、耐震補強工事をするのか。それから、さらに基金を積み立てて改築をしていくのか。どのような時点でこの判断をされるのか。どうしてかといいますと、公共施設検討委員会で、北校舎も産業会館と同時に取り壊しの意見も出たと資料に書かれてありましたので、きちんとした御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） まず安井光子議員の質問にお答えします。

まず最初の東部小学校の北校舎の耐震診断、それに伴う補強工事はどうなっているんですかということで、合併する前について、一度耐力度調査というものをやっております。そのときには基準値である数値、この耐力度調査の基準のあれはちょっと、私、その当時、ちょっとわかりませんが、そのときには一応適合しておったと。ただ、平成18年度に東部小学校の北校舎の耐震診断をした結果、普通教室につきましてはI S値0.66ということで、基準数値でありますI S値の0.7以下となったということで、この校舎につきましては、平成22年度までに耐震補強工事を実施する予定でございますが、また玄関と教室とのつなぎの部分につきましては、耐震性を有しておりませんでした。したがって、その部分については取り壊しをする予定でございます。

それから、基金積立金の56万5,000円につきましては、十四山東部小学校北校舎改築基金1億1,300万円あるわけですが、その基金の利子分の積み立てでございます。それで、将来、十四山東部小学校の改築するときになりましたら、取り崩すことになるかと考えられます。

それからもう一つ、公共施設整備基金条例の総合性ということでございますが、これは公共施設整備基金条例につきましては、庁舎、その他公共施設の整備に要する経費の財源に充てるために積み立てていくものであり、全く別のものがございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） じゃあ、耐震補強工事を22年までに行うということでございましたが、いずれ現在の使われている、どういうふうに使われているかは私もちょっと調べておりませんが、資料館とか何かはあると思います。それで、それとの関係、耐震補強工事をやっても、いずれは改築しなくちゃいけないと。そこら辺の関係はどういうふうに判断すればいいんでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 今現在でございますが、東部小学校の北校舎の方につきましては、危険というあれもありまして、現在は教室として使用はしておりません。以

上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 時間です。
- 15番（安井光子君） ありがとうございました。
- 議長（黒宮喜四美君） 次に、佐藤博議員、お願いします。
- 6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、服部市長の施政方針を尊重して質問したいと思います。

服部市長が誕生して、市政運営も大きく変わりつつあります。その基本は、市民本位の公正な行政運営という考えが浸透しつつあります。また、最も重要なことは、計画的、効率的、効果的な事業展開がどこまで具体的に実現するか、関心が寄せられているのであります。

先日の一般質問でも、いろいろの質問、答弁がありました。質問内容も答弁も必ずしも妥当であったかどうかはいろいろの思いもあり、問題もあったかと思いますが、弥富市となって初めての選任された新しい議員による市議会審議が、傍聴者や市民から、さすが我々の代表としてよくやってもらっていると信頼されるような議会審議であり、また行政運営になっているかどうか、お互いに十分判断をしながら、負託にこたえるべく努力をしたいもんだと思っております。

議会側も、市長を初め行政側も、これからさらに市のために、市民のために精いっぱい努力しなければならないと私は考えております。そのような考えの中で、先日の答弁から私が感じたことは、かつての結果責任をとられたのをおそれてか、避けて通れるものは無理をしないで避けていこうという物足りなさを感じたのであります。事に当たらずに、また知恵も出さずに不可能と考えるようなやる気のないようなことがあってはなりません。結果はたとえ期待に添えなくても、知恵を出し、精いっぱい努力しようとする姿勢を示してもらいたいものです。計画性、資料、情報等が十分市長に上げられているかどうか、これも問題を感じたのであります。どうかひとつ服部市長、スタッフの意識改革に真剣に取り組んでいただきたいと私は感じました。

参考のために、私の政治理念、哲学も述べてみたいと思います。

政治は、社会を動かす力である。政治には、常に夢と希望がなければならない。けちになるな。無駄とぜいたくは厳しく戒めよ。言いわけは無能者の泣き言である。何事も知恵を出し、実行し、結果を出すことである。知恵を出さずに実行なくして事を論ずるべからず。私は未熟ながらも、このような政治理念に心がけているのであります。

さて、服部市長の施政方針の中で示された、市民参加、市民協働によるまちづくり、行政改革の推進と行政評価制度の導入の観点から、私が関心を寄せていた問題について質問をしたいと思います。

今、国会でもいろいろの問題になり、今まで聖域として十分な審議がされなかった内容が次

から次へと明らかになったり、裏金問題やその人が明らかになり、国民の政治に対する不信感が高まっておるところであります。金額の大小を問わず、国民の貴重な税金から賄っているものはすべて明確な説明ができ、議会はもちろんのこと、国民、市民に理解、納得されることが重要であると思います。お互いに言うは易く行うは難しという言葉があるように、必ずしも考えどおりにならないことはよくあるものです。しかし、しっかり政治理念や人生の哲学をもって事に当たってもらいたいと私は思っております。

そこで、まず第1に、海翔高等学校連絡協議会負担金20万円の具体的に利用された明細について質問をいたします。この負担金の活用状況について、説明をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 御質問に対してお答えをさせていただきます。

海翔高校に対する連絡協議会の負担金の20万円でございますが、これにつきましては、趣旨といたしましては、それぞれ地域に根差した海翔高校の発展充実のために、地域、高校、中学と、そういった連携を密にするということを目的とした補助金でございます。詳細については、会議費といたしましては、総会、それから役員会の経費、それから、進路指導等として学校で印刷等をしていただいておりますが、そういった進路指導の印刷関係、また、行事の費用といたしましては、いろいろ講演会等の中で、講師の方をお呼びするわけでございますが、そういった講師の謝礼等、利用させていただいております。

ちなみに、この連絡協議会の負担金につきましては、当初、これは昭和54年に海南高校としてオープンしておりますが、そのような趣旨で説明されておるものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 経過からちょっと申し上げたいと思います。

弥富から通学している高校は多くあります。しかし、海南高校が開校したとき、吉川先生から地元の高校ということで、弥富、飛島、十四山の3町村各30万円ずつ協力してやってほしいという要請があり、新設校であり、3町村の生徒が中心になると予想され、3町村長で助成することに決めたのであります。本来からすれば、県立高校であり、町村がこの学校だけに助成することは筋の通った話ではありません。ただ、誘致のために奔走した経緯もあり、新設高校のためにおおむね10年間の予定で、植樹等の環境整備や地元中学校の関係先生へのPR活動や協力関係の確立等を目的に有効に活用することがこの協力金の目的であると、3町村長では確認をして進めてきた経緯があります。

しかし、弥富町としては、10年後にはこれを打ち切ったはずであります。その後、川瀬町長になってまた負担金が継続されることになったのであり、金額の大小にかかわらずどのよ

うに活用されているのか、またその必要性があるのか、他の高校との関係上、いつまで負担するのか、市民にきちっと説明され、納得されることが重要ではないかと思います。過去の経緯もあり、こうした問題について今よく考えて、これから継続するべきか、ここで終結するべきか、これは大事な問題の一つであると私は思っております。

県立高校であり、必要な経費は当然愛知県が予算計上することであり、この海翔高校にだけ弥富市・飛島村が負担金を出すということは、裏金問題と受け取られることにもなりかねないので、もうそろそろ打ち切るべきかどうかは、ここで一遍判断をすべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 副市長。
- 副市長（加藤恒夫君） 連絡協議会前の誘致関係のときの話まで逆にお聞きしたわけですが、確かに当時そのような形で進められたということは、私どもも確認をいたしております。そして、この件につきましては、先ほどお話がございましたように、飛島さんとの関係もありまして、弥富市単独で行っておる支援事業じゃございませんので、一度関係の方とも十分、またそしてこの目的、先ほど申し上げました、いろいろ事業を興しておるわけですが、そういった目的そのものが、今後やはり海翔高校、私どもは当時も当然この海部南部地域にこういった県立の高校がないということで、やはり地元の子供が身近な県立で学ぶといった観点からいろいろ過去の動きがあったわけですが、今後、これを存続するかしないかにつきましては、教育委員会ともいろいろ意見をお聞きしまして対応してまいりたいと思っておりますので、この場で今後につきましてはちょっと差し控えさせていただきます。今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） 検討課題ということで考えてもらうということでした承をいたしますけれども、ただ、弥富の市内から各学校に行っておるわけでありまして。海翔高校だけがすべてではないわけでありましてから、この点は十分踏まえて検討する必要は大いにあると思いますから、きちっと検討して、来年度には結論を出してもらいたいと思います。

2番目に、地区女性の会補助金100万円、それから地区女性の会100万円と、また女性の会補助金60万円と、この二つがあるわけですが、どのように区分されているのか。また続いて、女性の会の組織は大体どのぐらいになっておるのか、会員はどのぐらいおられるのか、活動状況はどのようになっているのか、わかっている範囲でお聞かせをいただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。
- 教育長（大木博雄君） まず女性の会の組織率でございますが、去年の4月現在で総数732人、地区別では、弥生学区が145人、桜学区が26人、大藤学区が32人、栄南学区40人、白鳥学区105人、十四山地区384人でございます。

それと、補助金のご関係でございますが、均等割で8万円ずつ、人頭割で520円ずつをお渡しさせていただいております。以上でございます。

- 6番（佐藤 博君） 活動状況はどうですか。
- 教育長（大木博雄君） それぞれの地区によって違いがございますが、ガーデニング教室とか盆踊り大会、防災教室、廃品回収、それから寄せ植えだとか、学区によってはそれぞれ違いですが、活動はされておられます。
- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） かつては婦人会とか青年団等の組織があり、それぞれ活動がされてきました。昨今、このような組織は消滅の一途をたどっているようであります。今では社会環境や生活状況等の変化によって、組織に加入し、組織で束縛されることを嫌う風潮にあり、組織化は困難な状況にあります。特に損得で判断したり、個人的に好きなことを好きな者同士で自由にやりたいという風潮であります。大きな組織に嫌がり、命令されることは大嫌い、組織に縛られることを非常に嫌うのです。PTAのように、目的が明確であるものはいとしても、それでも職業を持つ女性が多くなり、参加は困難になってきております。社会教育、社会体育の団体も、以前とは大きく変化してきております。今では、戦前、戦中の教育を受けた人たちが、組織を気にしないのか、老人クラブ、福寿会だけがなかなか活発に活動しておられるようであります。

そこで、こうした女性の会がある以上、私はこの女性の会を大切にきちっと育て上げていく、こういうことがこれから社会教育活動の中で大事な問題ではなからうかと思えます。特に、今数字を聞いて732人、立派なもんだと思っておりますけれども、弥生学区は149人、桜学区26人、大藤32、栄南40、これは非常に寂しい思いがしますので、もう少し魅力ある活動を展開しながら、こうした組織化を図る考え方はあるかないか、尋ねたいと思えます。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

実は昨日、6地区の女性の会のそれぞれの地区での総会がございました。そして私は、すべての地区に顔を出させていただいて、ごあいさつさせていただき、各女性の会の活動状況につきまして、お話を伺うことができました。一番多い十四山地区の384名でございますけれども、年間を通じてさまざまな活動、あるいは地区のコミとのかかわり合い、さまざまな活動の中で地域の活性化に努めていただいております。

また、多くの学区ではそうでございますが、残念なことに桜学区26名というところで私もお話をさせていただきました。なぜこういう形の人数になっておるんですか、そしてコミとのかかわり合いはどうなっておるんですかということをお尋ねしましたところ、女性の会の会長さんが大変心配をしてみえました。実はコミとのかかわり合いがなくなってしまってい

るところに大きな人数の問題があるんですということでございました。

今後、女性の会の会長さんも通じて、何とか、大きな学区でございますので、人数をふやしていただくようお願いをしておるところでございます。また、各学区におきましても、732名といいますけれども、それぞれの歴史の中でやはり少なくなってきました。全体的にもっともっと女性の会、女性ならではの知恵であるとか、地域の活動ということが要望されますし、また大変大事な時期にもなってきましたので、各議員ともこういった形の中に、活動に対する御指導等もお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） ぜひこの女性の会というのは、ある意味においては社会を大きく変えていく、社会教育の中核的な働きをする大事な会だと私は思っておりますので、特に昨今、今申し上げましたように、組織で縛られるということに非常に嫌う傾向があるわけですから、やっぱり魅力ある活動を通して、そして組織化も図っていく、そしていろいろの問題の勉強もしていただいたり、あるいは活動を展開する中でお互いのこのコミュニケーションも図っていくということが非常に大事だと思いますので、ぜひ区長さん初めそれぞれの地域の代表の方々とよく連携をとりながら、この組織化、活動の充実に努めていただくように要望をしたいと思っております。

続いて3点目、関西本線複線電化促進連盟負担金についてお尋ねをしたいと思います。

これも歴史的には40年ぐらいになると思うんですけれども、この目的達成の可能性はあるのかどうか。あるとするなら弥富市内の工事はいつごろ、また現在の進行状況についてはどの程度であるのか、わかっている範囲でひとつ御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 関西本線の複線電化の現状と見通しということでございますが、関西本線の複線電化を促進し、沿線地域の開発に寄与するということを目的としてこの促進連盟があるわけでございますが、名古屋から難波までの沿線の5府県と23市町村で連盟をつくっておりまして、三重県知事を会長に、複線電化に関して各方面に請願、陳情、あるいは要望活動等を行っております。

特に弥富市におきましては、関西本線の名古屋・四日市間の複線電化の工事を早期に完成してほしい、あるいは運行本数の増加などを要望いたしておりますが、JRからの促進連盟に対する答えとしては、今後も輸送量の動向を見ながら、必要な輸送改善に取り組んでいきたい。複線電化については多大な投資が必要であり、輸送需要の見込み、収支採算性を見きわめて慎重に判断するというような回答が寄せられております。今後とも引き続き関西本線複線電化工事の早期完成、運行本数の増加などを強く要望してまいりたいと思っております。

す。

なお、これまでの要望、陳情活動の中で改善されたことにつきましては、新型車両の導入、時間短縮による利便性の向上というようなことが改善をされてきております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 実は私も時々これを利用するんです。近鉄は弥富から名古屋まで340円ですが、JRは320円です。それと、夜遅くなったとき、近鉄よりもJRの方が約20分くらい名古屋駅発の列車が遅いわけで、この列車等は非常に乗客が多いんです。問題は何であるかということ、回数をふやす、車両は例えば2両なら2両でもいいけれども、回数をふやすともっと利用者があると私は思っておるんです。そういう点で、これは私は非常に必要だと思いますので、過去の経緯をちょっと申し述べてみたいと思います。先日も一般質問で、（仮称）白鳥駅の話が出ましたが、ちょっと申し上げたいと思います。

私が町長に就任した昭和46年の最初に東名阪道路の用地買収と続いて関西本線の用地買収と、こういうことが起こりまして、道路公団、片や国鉄ということで、私どもは率先して積極的に協力してきたものであります。関西本線の複線電化事業は、当時、三重県側が積極的で、知事が先頭に立って陳情合戦をしたものです。国鉄であるため、政府、国会を動かすために、地元の国会議員や政府関係者、国鉄本社へ陳情に行ったり、氣勢を上げたものであります。そのため、当時国鉄の担当者、たしか私はスミダさんと記憶しておりますが、この方が、ぜひひとつこの弥富の複線電化のために用地買収をお願いしたいということで、単価の打ち合わせをしたり、あるいは夜には地権者と交渉したり、弥富町地内、たしか2.6キロだったと思いますが、私と当時の青木助役、服部義治課長で買収を手伝ってまいりまして、非常にこの国鉄中部支社から感謝をされたことがあります。

特に私はこのとき、ギブ・アンド・テイクで協力するから、弥富町の要望も聞いてほしいと。将来、木曽川から155号線までの市街化区域内の鉄道高架と、又八に駅を設置してほしいという要望をいたしました。蟹江町は、あくまで鉄道高架が確約できなければ用地買収には応じないという姿勢でありましたから、蟹江町地内は用地が買えているかどうか、ちょっと現在わかりません。しかし、鉄道高架は、まず30万人以上の人口密集地でなければ、建設省が都市計画事業として認めないということでありましたので、この点については将来の課題として、駅の設置については考えるということで、（仮称）白鳥駅という名前は私がつけたわけではありますが、駅周辺の土地利用計画について、又八、前ヶ平、中地の代表者の方々と市街化区域の設定を含めて協議をし、都市計画事業としての位置づけをずうっと協議してきた経過があります。

しかし、平成3年、私が6期目の選挙に敗れまして、国鉄がJRと民営化されたことによって、これは白紙の状態と今なっておりますと思います。将来計画の中に位置づけしてないがた

めに、今、こうした白鳥駅ということの要望もなかなか届かないのではないかと思います。ですから、当時の国鉄の関係者はもちろんもうおられませんけれども、記録ぐらいは残っていると思いますので、この白鳥駅の設置について、一度慎重に、地元の関係者も交えてよく協議をして、そしてＪＲと協議されることが必要ではなからうかと私は思っております。そうすれば、またあの地域が開けますし、そして利用者も多くできると私は思っておりますが、そうした考え方について、市としてどのように考えておられるのか、特に服部市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど私どもの総務部長が答弁した内容の中にも入っておりますように、ＪＲというのは現在民営化になっております。そういった中で輸送量の動向であるとか、あるいはその費用対効果というものも当然お考え方の中に経営をしてみえるわけでございます。しかし、私どもにとって、仮称の駅白鳥、あの地区におけるさらなる利便性を図っていくことはもちろん大事なことだというふうに思っております。そうした形の中で、地域住民の声を結集していただくということがまず第一ではなからうかというふうに思っております。市も一緒になって運動をしてまいります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○６番（佐藤 博君） 複線電化ですけれども、電化はかなり距離が要と思うんですが、複線についてのこの蟹江町地内って、用地買収がもう済んでおるのかどうか、その点は総務部長、どのように認識しておられるか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（北岡 勤君） 大変恐縮でございます。そこまでの情報は得ておりません。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○６番（佐藤 博君） 弥富町地内は全部複線にするだけの用地の買収は終わっております。これはもう私が責任を持ってやったわけですから、これは間違いありません。だから、できるだけ早く複線にすると、今言いましたように、回数をふやすことができますから、そうすればまた利用者はふえるんです。これは弥富ばかりじゃなくて愛西市の人たち、こういう人たちも非常に利用ができるわけですから、どうかひとつ積極的に進めてもらいたい。そのためには、又八周辺ですね、ここのところのやっぱり市街化区域の設定も含めた用地の提供も大事な問題ですから、一遍その点はしっかりと弥富の中の都市計画事業の中に取り入れて考えていただくように、これも提案をしておきますので、お願いいたします。

それから４点目、海部地区環境事務組合負担金５億５,５０９万３,０００円について質問します。

一般質問の中で、三宮議員からも無駄な金が使われていると指摘がありました。私もその

ように思っております。弥富の議会では、環境事務組合の問題の質疑は、環境事務組合議会があるということで質疑もできなかったわけで、大変残念に思っております。しかも、この環境事務組合の施設の入札について、公正取引委員会から20%高い入札であったと指摘され、三菱重工業に一部返還要求はされたといいながら、その後の経過について、現状はどうなっておるのか、全く報告を受けておりません。現在どのようになっているのか、経過だけまず最初に聞きたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） やはり環境事務組合のことは環境事務組合の議会の中で詳細について御質問いただくということが、一番ははっきりするのではないかなというふうに思いますけれども、私、弥富市が今管理者という立場にございますので、その辺の経過についてお話を申し上げます。

損害賠償請求につきましては、平成18年6月27日に公正取引委員会から、ごみ処理施設八穂クリーンセンターの入札談合についての審決が出されました。そのときに出された予定価格が251億でございます。そして契約金額が249億9,000万、落札率が99.56%ということで、公正取引委員会からは談合であるということが出されたわけでございます。その当時、こういう施設における平均落札率というのが89.76%ということで、落札率の99.56%からこの89.76%を差し引いた9.8%の差に対して、いわゆる予定価格の251億を掛け合わせた24億5,980万円についての損害請求を申し立てていることでございます。

この問題につきましては、平成19年、昨年8月20日に、組合議会の方におきましての全員協議会で、控訴代理人ということを決意いたしまして、浅賀、中島両弁護士にこの代理人決定をさせていただいたところでございます。そして、今までに2月15日が2回目の口頭弁論で、それぞれの資料請求というような状況で終わっております。まだまだ裁判は始まったばかりでございますので、今後の成り行きということが注目していかなきゃいかんわけでございますけれども、大変大きな訴訟問題でございます。両弁護士に対して期待を大きくし、各市町村が負担金が少なくなるように、この問題等も解決をしていただきたいと、そのように願っている次第でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） これは弥富市としても5億5,509万3,000円というような多額の負担金を毎年出しておるわけでありまして。しかも、そうした談合による大変高額な賠償請求をするというような事件でありますので、これは市民の中にも関心が非常に高いわけでありましてから、やっぱりこれはその都度、議会はもちろんのこと、市民にも理解していただけるように報告していく必要があると思っております。

特に私は、今回、環境事務組合の議会に出させていただくことができましたので、こうし

た点はきちっとこの組合の議会を通してやっていきたいと思っておりますけれども、どうも今までいろいろの問題がよく起こっておる組合でもあるわけであります。そういう点で、これから私は、やっぱり多額の金を使うということは、特にいろいろの精査をすることが非常に大事だと思っております。しかし、ともすると、こういうような拠出金については、あるいは負担金については、聖域とはいいませんけれども、そこでやりやいいんだというようなことで、割にそれぞれの市町村議会は簡単に過ごしていく傾向がありますから、これはやっぱり慎重に審議をすることも非常に必要だと思っておりますので、今後、そうした観点からも、常に情報、経過等は報告をしていただきながら、そして十分審議をしまいたいと、このように考えております。

服部市長が、たまたま川瀬市長の後を継いで1年間管理者ということでありましたが、大変御苦労なことだったと思っておりますが、残りわずかではあるけれども、やっぱり事務局の改革を思い切って実行して、特にそうした無駄とぜいたくを戒めて、経費の削減という結果を出して退任をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君）　ここで暫時休憩をします。再開は2時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時06分　休憩

午後2時15分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

- 16番（三宮十五郎君）　市長を中心に、新年度の予算及び施政方針についてお尋ねをいたします。

この通告の順序を少し変えさせていただきまして、最初に、市民や議会にわかりやすい予算説明書について、予算問題の基本にかかわる問題ですので、まず市長にお尋ねいたします。

市長は今回の施政方針演説の中でも、市民との情報の共有、市民参加、市民との協働を一層発展させていきたいと考えておりますと述べられておりますが、そのためにもどういう予算書を出していくのか。これは議会と市長側との根幹にかかわる問題であると同時に、もう一つは、市長が施政方針で述べられましたこの考え方を本当に私は実行していくかなめになる問題だというふうに考えておりますので、明快な御答弁をいただきたいと思います。

特に弥富市のこの予算書、それから予算の事項別説明書は、私が議員になった直後に少し変えられてからほとんど変わってなくて、かなり古い職員でも、私が町の職員になったときとほとんど変わっていないというふうに言っております。特に私たちがかねがね問題にしてきたのは、予算編成のときにほぼ各担当で似たようなものをつくりますが、そこには予算の

根拠になります数量や単位だとかそういうものが必ず載っております。三重県は早くから、県の予算書の中でもそういうものは基本的に全部公開をするということとされてまいりましたし、愛知県におきましても、予算概要書だとか、あるいは事項別の説明書の中でもかなりそのことが取り入れられております。さらに愛知県は、最近では、県の担当者たちは漫画本と言っておるようでございますが、図解を入れました説明書もまた新たにくっつけるというか、とにかく情報公開の時代に当たりまして、情報の共有というのは本当に住民の協力を得る上では欠かせない問題であります。残念ながら前市長は、私どものそういう要請に対して、とにかく途中で財政状況についても明らかにせよ、それから、新年度予算の編成期に当たります3月の最終議会では決算見通しを明らかにする補正予算を組んで、新年度予算がそういう実績の裏打ちされたものだということを明らかにせよと私が求めますと、あくまでも見通しは見通しであって、決算のときに議会にちゃんと報告すればいいと、こういう態度をとられてまいりました。

したがいまして、決算の事項別説明書にはかなり数量やいろんなものが入っておりますが、もともと議会と市長部局との関係は、市長は予算の提案権があるが、同時に議会の議決なしには予算執行し得ないわけでありますから、ここで議員や議会にわかる予算説明書、それから市民にわかる予算説明書は、市長がおっしゃられる市民との協働を発展させる一番課題になる問題でもございますので、現在の予算説明書が、私は市の職員でも、自分の担当の範囲のことはわかるかもしれませんが、他の課のことはほとんどわからない仕組みになっていると思いますが、この現状について、市長自身、あるいは財政当局がどうお考えになっているか、まず弥富市の予算書は、そういう役割を果たすようなものになっているかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

私どもといたしましては、市民の方からさまざまな形で市民税というものをちょうだいしているわけでございます。そうした中において正しい使い道をきっちと説明し、理解をしていただくということを基本に予算書を作成しております。まちづくりの根幹にかかわるものでありますので、そういった中で、まだまだ不十分な点はございますけれども、特にことしの場合におきましては、予算概要説明資料というものをつけさせていただいて、皆様の方に御理解賜るようにしておるつもりでございます。科目別の予算を続けるか、あるいは事業別予算に変更するかと、今後の検討課題はございますけれども、少しずつ進んでいるということも御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 市長、そういう違いだというふうにもしてお考えでしたら、これは

やっぱり根本的に事実を見ていただく必要があると思うんですね。というのは、市長のお手元にも上がってくるわけでありますが、予算編成のときには、その予算の根拠になります全体の数量や単価が基本的に入っていますよね。だから、これはどういうことだというような質問はしなくてもいいのが県の予算の事項別明細書であったり、あるいは重点施策の概要ですよ。ところが、少なくとも私たちが本当にこの予算の使い道や積算の根拠を聞こうと思ったら、一々これはどういうことですかということを各担当に聞かなければわからないのが、だから、今の市長が言われた二つのどちらを選ぶかじゃなくて、どちらを選んだにしても、きちんとその根拠を入れるということが、私は市民にわかりやすい予算書にする一番のかなめの問題であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 市民の皆様には、広報「やとみ」4月号におきまして、基本的な予算概況、あるいは事業内容につきまして御説明させていただくつもりで予定をしております。そのほかのことにおきまして、今、三宮議員のおっしゃることにつきましては、私どもも県の予算書だとか、そういうものも今までにも見させていただいておりますけれども、どこまで整合性を保っていけるかということについては、今後もまた勉強させていただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 要するに、広報「やとみ」で皆さんにお知らせできるものは、款項の総額であったり、時々特徴的なことをお知らせすることはできます。ところが予算というのは、例えばここに県の予算概要書がありますが、県の、例えば県立高校の予算であれば、何校で、何クラスで、何人の子供がおって、しかも、この事業はどこの学校でやることだということまで県の概要書の中で基本的に載っていますよね。これに比べたら、事業予算だとか今の予算だとかじゃなくて、概要書で説明するなり、幾らでも方法はあるし、今の事項別の説明書でも、そこに対象を載せる、箇所づけを載せるということをすればいいことであって、何にも特別なことじゃないんですよ。かつて十四山村ではそういう予算書、これは多分昔の佐屋町がやっていたのを参考にされたと思いますが、そういうことがされておるわけです。それが弥富でもずうっと私たちがそういうものに改めることを求めても、そのことは理解していただけないのかなと思うんですね。

この予算書を見て、予算の中身が本当にわかるというのは、私ももう長いこと議員をやらせていただいたんですが、予算書を見ただけでは絶対わかりません。だから、足を運んで資料をいただいたり、教えていただいたりすることがなかったら、予算審議にはとても参加できませんし、同時に、市長になって、さっき情報を共有するというお考えをかなり全面に出されたこともありまして、途中で例えば監査委員に配布される資料につきましては、監査終

了後に議会に置いていただくとかということもありまして、財政の状況につきましても、月例監査とほぼ同じぐらいの時期に私もいろいろ勉強させていただいておりますが、そういうものを見なければ本当に予算書、あるいは補正予算書を見たってわからないというのが、私はほとんどの議員の皆さんの実感であるというふうに思いますが、そういうふうには財政当局は考えていないのでしょうか。もう一度率直な御見解をお述べください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今、三宮議員の方は、愛知県の書類を見ていろいろお話ししてみえるわけですが、私どもの方に県内各市の事項別明細の方が、情報交換という形で送られてきているわけですが、基本的に、先ほどから申してますように、事業別予算か、今うちが立てておる予算の区別はございますが、私どもの積算基礎みたいなものが、県のことはちょっとわかりませんが、県内各市の事項別明細において、そんな積算数字まで記載されているものは私は見たことがございません。

それで、ただし、先ほど安井議員にもお答えしましたように、予算概要説明書については、まだまだ工夫する余地はあるかと思しますので、そちらの方を引き続き調査・研究することによって、なお充実するように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 見たことがないと言われるんですが、十四山村はずうっとそれでやってきています。それで、弥富町のものと十四山村のものと同じ形式をとっていますよね。同じ形式をとっておって、そして、その中に場所や数量が全部100%載っておるというわけではありませんが、それなりに載せられておりますよね。だから、どこで何をやるなんていう質問をしなくても済む説明書になっておるんです。それをあなたたちは全く弥富のものに問題ないという、これを見て、私、幹部職員に聞きましても、自分の課のことはわかるけれども、よそのことはわからないというのが課長さんたちの率直な見解でありまして、これで十分その情報の共有をするという市長のお考えと合致するというふうにもし皆さんが考えておられたら、とても私、今、ほかの議員の皆さんにお聞きいただいてもいいんですが、やっぱりこれはそういうものに改めていただく努力していただく。

今、それで、もっと十分なものにしたいということなんですが、そのこととあわせて少し立ち入ってお尋ねさせていただきますと、結局、弥富のこの予算概要説明資料もそうでございますが、前年度の当初予算と今年度の当初予算の比較、ここは載っています。ところが、実際に私、この問題も繰り返しお尋ねしてきたことですが、前年度の当初予算、それから、今の時期ですから補正予算最終見通し、そして新年度予算というふうに比較していただければ、前年度の予算の見通しが妥当なものであったか、それから、さまざまな社会情勢の変化で変化してきて、現状どうなっておって、それと新年度の予算はどうかという比較

を、県は概要書の中で必ずそれをやっていますよね。やっぱり本当に新年度予算をきちんと審査をする、これは議会の生命にかかわることですよね。なるべく100%に近い形で収入を見込み、そして皆さんの市民要望にこたえていくということが、本当に市長も言っているように、やっぱり市民と一緒に進めていく、同時に情報を共有していくという、一番根幹にかかわる問題ですが、そういうふうにならずにないと思いますが、これ、もちろん人間がやることですから100%ということではないと思いますが、それにしても、おおむねやはり予算審議の資料として、そして予算書としての役割を果たしておることから見ると、私は本当に市民にわかっていただくという面でも、議会の審議の資料とするという点でも、かなり改善の必要なものだというふうに思いますが、多少手直しをすればいいという程度の御認識でしょうか。もう一度財政当局のお考えをお伺いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 先ほど旧十四山村の予算の事項別明細書のことをおっしゃられましたけど、私は先ほど平成17年度の十四山村の事項別明細書を見ておったわけでございますが、その積算基礎がついてないというふうに、全ページめくったわけじゃございませんが、ぱらぱらぱらとめくっていった範囲内においては、私どもの弥富市のやつと何ら変わらないというふうに思いました。ただし、予算の概要説明に関しては、どういったものが出されておったか、その辺ちょっとわかりませんが、先ほども申しましたように、予算の概要説明資料につきましては、かねてより懸案であって、ことしから出させていただいたわけでございますが、これでもって完成品というつもりでおるわけじゃございません。さらなる調査・研究を続けまして、それは近隣各市の状況のものも入手しまして、改善に努めてまいりたいと思います。

それで、今おっしゃられました前年度予算に前年度決算見込み、本年度予算の三つを並べるという点についてでございますが、これにつきまして、愛知県の予算概要説明はそういうふうになっております。ただ、愛知県はなっておるわけでございますが、ほかの県内各市のところを見ますとなっていないところもございます。ですから、その辺のところにつきましても、今後もう少し県内各市の状況も見ながら、改善の対象にしたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 十四山の17年度の予算書を見たというんですが、17年度の予算書は、多分合併を前提にして弥富と同じものにつくられたものであって、従来の十四山村のものと17年度の予算は、私、十四山の議員、ここに皆さんおりますから、かなり違ったものになっておったというふうに思いますから、これは一度確認してみてください。それで、ぜひ、考え方の基本は、市民や議会に本当に理解されやすい説明書にするということでございます

ので、そういう点での努力を重ねていただくことを強く求めておきます。

次に、この市の財政力について、立ち入ってお尋ねしたいと思います。

特に平成17年度の、旧弥富町で20%の財政カットをするということで、行革大綱に基づいた措置が行われましたが、この問題の評価をめぐって、弥富町や、引き続き弥富市の財政状況についての、これまでも議論をしてまいりましたし、また弥富市の財政力をどう見るかという基本にかかわる問題でございますので、少しこの問題でお尋ねをさせていただきます。

実は、平成16年度に、ひので保育所の建設に7億1,500万円ほどだったと思いますが、全額単独町費で保育所を建設いたしました。そのことから、財政調整基金を6億5,600万円取り崩したこともございまして、このときの単年度実質収支はマイナス6億5,600万、これは15年度ですね、ごめんなさい。16年度にさらに単年度実質収支が2億600万円ということで、大幅にその年度会計が赤字になったということもあって、この一つの基準ですね、実質赤字ではないんですよ。そういうことから、20%の行革が必要だということで、子供会や老人会の補助金の削減だとか、それから区長や区長補助員さんの手当の削減だとか、いろんな削減が行われました。

そのことをめぐって、私どもはこれ自身のその当時の財政状況のとらえ方についてのその後の議論の中で、やはりこれはきちんと事実として見ていないところに問題があるということを提起してまいりましたが、結局、市と市長の最終的なこの問題に対する見解は、さきに昨年の予算議会のときにも述べられましたが、やはり削減そのものは必要であった、そういうことをしたから今日の弥富市の行財政運営が黒字基調になっておるといような言い方、そういう内容の言い方をされて、私どもは誤った前提に基づいて行ったことは100%もとに戻して、それから進めるべきだということを申し上げてまいりましたが、結局、公共施設の使用料の問題にしましても、先ほど来もいろんな人が言われておりました問題につきましても、ちょっと違う基準で一定の改善はされた、あるいは、一定のものについては改善はされたが、その他のものは改善をされなかったというような現状にあります。

そこで、ことしの3月号の広報「やとみ」で、18年度分について2ページで、19年3月31日現在のバランスシートが公表されました。この考え方とあわせて見ますと、この間の弥富市の財政状況について少し立ち入って見ていただくと、全くやはり17年度にとった市の対応というのは適切じゃなかったことをあらわしておると思いますが、簡単になぜかという理由を述べさせていただいて、これは市長の御見解をお伺いしたいと思います。

実は、17年度、18年度、19年度の3年間で、弥富中学校の建設に対して40億円を少し切れる市費を使いました。16年度末の2町村の財政の実数と、19年度末の今の予算書、補正予算で示されておりますこの見通しですね、これとの比較をさせていただきますと、例えば現金、

それから一般会計が傘下におさめております積立金と、それからその歳計剰余金、その年度末に残る現金ですね。それから土地開発基金、これを合わせた総額の保有額が、16年度末、2町村の合計で48億5,500万でした。これが19年度末は、今の予算書の最終補正予算で見ますと42億5,400万になっておりまして、6億100万減少ということになっております。この間に弥富中学校が建設されまして、39億70万円の資産の増加に匹敵すると思いますが、そういうふうになっております。さらに、固定負債、起債総額で、16年度末は85億4,700万でございましたが、19年度末は98億3,400万円の見通しでございますので、12億8,700万円、この間返したのもありますので、固定負債がふえております。固定負債と現金の減少分を引きますと、20億8,200万円の正味財産の3年間の増加が見込めます。

さらに、まだ、かなり改善されたとはいいいましても、繰越金の額はこの予算よりは恐らく少なくとも1億5,000万円、多ければ3億円ぐらいの間のプラスがあると思いますが、それを含めると大体21億から24億までの間の資産が3年間実質的にふえた。年間7億、あるいは8億の規模の資産が、この17年、18年、19年で正味資本がふえているということを考えれば、本当にあの時点で2割カットだとかというような形で問題进行处理する必要は全くなかったということ、弥富市の実際のその後の経過をあらわしておると思いますが、このことについてはどのようにお感じになっておられるか、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

議員、さまざまな過去の数字を確認していただいております。本当に敬意を表するものであるというふうに思っております。

私どもの市の財政力につきましては、先ほど議員もお話をいただいたように、市の広報であるとか、あるいはホームページに掲載をさせていただきながら、より多くの正しい情報を積極的に公表している現状でございますので、御認識いただきたいというふうに思っております。

市の財政力の現状認識でございますけれども、この認識をする前に、この過去3ヵ年、平成17年、18年、19年という形になるわけでございますけれども、弥富中学校の移転改築工事が大きな影響を及ぼしておりますので、まずこの弥富中学校の移転改築工事について、少し皆さんと確認をしていきたいというふうに思っております。

平成17年及び18年につきましては、もう決算資料で見いただいていると思いますが、実は平成17年には学校は、トータル的な金額として7億400万円、100万円以下の数字は省略させていただきますけれども、7億400万円を使用しております。これの一番大きな項目といたしましては、土地購入費でございます。

それから、平成18年におきましては8億1,700万円、実はこの中学校の改築移転という形で

使っております。その一番大きな項目といたしましては、新築の工事請負費というところでございます。

そして、平成19年度でございますけれども、これは総額で24億1,800万円、実は使っておるわけでございます。その一番大きな項目といたしましては、工事請負費でございます。この3ヵ年における弥富中学校の移転改築工事に使った金額が、合計で39億4,000万円でございます。各議員御承知のとおりでございます。

その財源内容をどうしていったかということについて少し確認をさせていただきますけれども、特定財源でございます国・県支出金というのが、平成18年度と平成19年度に補助金という形の中でいただいておりますけれども、5億9,900万円という形でございます。それから地方債、いわゆる借金でございますけれども、これが平成17年、18年、19年の合計が19億2,900万円ということでございます。まだまだ利子部分の返済しかできておりませんけれども、これからしっかりと返済をしていかなきゃいかん地方債でございます。そのほか、整備基金といたしまして、私どもとして5億、財政調整基金から出しているわけでございます。そして一般財源の方から9億1,100万というところが、39億4,000万の内訳でございます。

そういった中で、この3ヵ年における弥富中学校の金額における位置づけというのは非常に大きいものがあるわけでございますが、平成20年度は、弥富中学校の移転改築工事も完了した関係もございます、この平成15年度から続いておりました地方債の年度末現在高の増加というのが減少する見込みとなっております。そういった形の中で私の今回127億と一般会計の財源につきましては、比較的堅調な健全な予算を編成することができたというふうに思っております。

それでは、過去3年間の単年度収支ということを少しお話をさせていただきます。

平成17年度は、4,689万1,000円の黒字でございます。これは、先ほどお話がございました平成17年度云々につきましては、やはり行財政改革が進んだということが一番大きな理由であらうというふうに思っております。そして、翌年の平成18年度におきましては2億5,500万円の黒字となっております。これは合併後初めての実は決算でございます、私は旧十四山村、旧弥富町がしっかりした健全な財政力があったということにその大きなこの黒字の数字の起因だと思っております。2億5,500万円が平成18年度の黒字でございます。

また、実質の単年度収支における減債基金、あるいは学校施設の整備基金、あるいは土地取得特別会計を考慮した単年度収支につきましては、平成17年度におきましては3億5,500万円の黒字でございます。また、平成18年度におきましては3億9,200万円の黒字となっております。

このような同様な方法で積算した場合、平成10年度の単年度収支の見込みは10億8,600万円の赤字になる予定でございます。3年間の合計におきましては、3億3,800万円の赤字という

ような状況でございます。これは学校建築が非常に大きな構成比があるということでございます。

一方、弥富中学校の移転改築工事における国・県の支出金、あるいは地方債を除いた額の平成17年度から19年度までの3年間の合計、19年度におきましては予算ベースという形でお話をさせていただきますけれども、これは14億1,100万円であります。これらの数値によって、弥富中学校の移転改築工事を除いた単年度収支を計算すると、3年間で約10億7,200万円の黒字となっております。

そういうようなのが現在の3ヵ年における弥富市の財政力でございますので、御認識いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） バランスシートの考え方という、実質単年度収支というのは、この市町村のかなり長い期間の収支が均衡しているかどうか、それから他の市町村との比較をするためにつくった資料でありまして、実際の正味資産、要するに、例えば先ほど申し上げましたが、7億の保育所をつくるのに全額自費で積立金を6億余り崩せば、これは単年度収支は6億幾らの赤字というふうな仕組みになっている。ところが、きちんとバランスシートの考え方でいけば、7億の土地や建物を取得したわけですから、少なくとも6億5,000万崩しても、7億円であれば5,000万の正味資産がふえたという勘定になりますよね。だから、弥富の財政力というときに、やっぱりバランスシートの考え方できちんと見ていく。現金や積立金が実際に、さっきも申し上げましたように、減少した分、それから、その同じ期間に借金がどれだけふえて減ったか、学校の問題はありますが、その間にも返していますからね。だから、弥富の財政力でいうと、その間に返した分もカウントして、トータルで、今言ったように12億余りはふえています。そうすると、現金が減った分、それから、今の借金がふえた分、これはマイナスですよ。実際に取得したのが約40億とすると、それを引いた分が弥富の正味資産がふえたことになりますので、やっぱり財政力というときに、こういうことをきちんと見ていく。

それから、確かに一時的に現金が減ることがありまして、そういう土台がありますので、さっきも市長も言われましたが、3年ぐらいで見ると、その中だけ見ましてもそんなに大きい赤字にはなっていない仕組みというのがあるわけで、したがって、特に私、市長に上げたいのは、その単年度収支がこここのところ連続して赤字だった大きい要因というのは、保育所をつくったり、学校をつくったりという、こういう正味資産を大幅にふやすことと一体でありますので、こんなことはいつもやるわけじゃありませんので、これはやっぱり長い目で見ていくということの中で解決することであって、実は17年に実際に2割カットはやってないんですよ。減少した額というのは極めてわずかな額です。1億も削ったわけじゃないん

ですね。実際に削った額というのは全部で五、六千万だったはずでございますので、やっぱりそのことはきちんと見ていただいて、そして、それからもう一つ、例えば弥富の中で、これは前市長の中に強くあったんですが、弥富中学校をやるということが決まってから、御本人も災害対策で学校なんかの耐震を、その前の選挙のときに５年間で開始をするということ掲げておったんですが、弥中があるということでそういう事業は全部ストップされたり、あるいは弥生保育所の建設につきましては、本当に運動場が危ないということで、早くやらなきゃいかんということをこの本会議場でもお認めになられたんですが、結局、弥中が終わってからというふうに先送りをされる。あるいは桜小学校の問題も、弥中があるからということで、結局、その時点で結論を出さずにずうっと先送りされてきたというんですか。

したがって、もちろん一度に何もかもできませんが、しかし、長い目で見た財政計画が我がまちはないことが、本当に、例えば去年も、桜小学校を建設する計画が去年の前から確定しておれば、臨時財政対策債を去年借りずに済ませましたよね。そういう財政運営は行わないわけございまして、やっぱり今のようなこの単年度収支やそういうことだけを見てやる行財政運営をしてきたことから、10年計画で多くの市町村が持っています中期の財政計画は持っていない。それに基づいて、３年ごと、５年ごとにローリングしていくということも、市の方はやっておられるかしれませんが、私どもは一度も見せていただいたこともないし、お話を伺ったこともないんですよ。だから、ここはやっぱり本当に市長部局も、財政当局も、議会も、市民の皆さんも、共通した材料に基づいて一致した認識をして、財政力について、あるいは市の中・長期の事業計画について、幸い、これから新しい総合計画をつくられるということで、市長は財政計画も伴ったものにするということをお約束していただいておりますが、そこでの市長部局と議会との共通の事実に基づいた一致を早くつくっていただく。市民の間でもそういうことが理解できる資料をきちんと示していくということが、私はこの問題を本当にお互いに理解もし、その理解の度合いに違いがあったり、あるいは事実認識に間違いがあったり、あるいは見解の相違で済まされることと、済ましてはならないことが生まれてくると思うんです。そういう議論ができるように、特に市長が市民とともにというお考えを強くお持ちのようでございますので、まだ私ども、今市長からお話しいただいたことも、この１回の議論ではなかなか納得しがたいものがありますし、私が提起した問題も数字を並べた問題ですので、なかなかきょうの議論だけでは御納得いただけないこともあるかと思いますが、やっぱりここはしっかり議論を尽くして、新しい総合計画の中に生かしていくようにしていただきたいし、また予算の説明書につきましても、そういうことがしっかり議論ができる資料を提供していただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今私ども、３年間の数字を、財政力の現状というものをお話をさせて

いただいたわけでございますけれども、平成17年から黒字転換しているということにつきましては、先ほどもお話をさせていただいたように、行財政改革があったということを強く認識しております。そうした中で、今年度平成19年度は、私ども順調に税収を伸ばさせていただきました。自主財源という形で70%近くを組むことができるということになりました。市民税という形で多くの御負担をいただいている、これは税源移譲によるもの、あるいは定率減税の廃止によるものが非常に大きいわけでございます。そういった市民税という形で、市民の皆様には多額の税を納めていただいております。また、それ以上に私どもといたしましては、法人市民税、あるいは固定資産税の増ということがこの税収の8.2%アップにつながってきているわけでございます。そういった中で平成17年度に行財政改革に対して見直しをしていこうということの中で、午前中の論議の中でもありますように、いわゆる報償費にかかわるものについては、もとに戻すということが原則ではございませんけれども、改正をさせていただこうということでございます。また補助金等におきましては、今後の検討課題にさせていただくというようなことで考えております。

いずれにいたしましても、さまざまの基本的な義務的な経費というものもふえております。扶助費であるとか公債費というものもふえてきております。そういった中でしっかりと今後の財政状況も見ながら健全な予算づくりをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） いろいろお互いに立場も違いますから、何もかも私も一致するというふうには思っておりませんが、そういう基本的なところでの、弥富でいうと、多くの市町がつくっております10年スパンの財政計画だとか、それをきちんとローリングしていくとか、そういう仕組みがやっぱりできてないことと、まだ少なくとも私も十分、きょう、この意図するところを市長に申し上げられたというふうには思っておりませんし、それから、今の市長の御説明にも、もう少しきちんと事実関係の資料をお互いに突き合わせて確認させていただかなければ納得できない点もございますので、そういう議論をきちんと尽くして、事実関係はやっぱり共通の理解をする努力をお互いにすると同時に、中・長期の財政計画もしながら事業計画も、この一つのことをやればほかのことに手が回らないというんじゃないくて、各担当課の責任もしっかりさせながら進めていくというんですか、そういうバランスのとれた市政運営を進めていくために、もっと事実に基づいた議論をきちんと尽くして、特に財政問題についてはお互いの理解を深めるということを私どももしたいんですが、市長の側からも努力を続けていただきたいと思います。この点についての御確認をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

やはり議論を尽くして、さまざまな問題について皆さんの御意見を賜りながら、今後、健全な予算編成に当たっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） では、次の質問に移らせていただきます。

職員の処遇についてでございますが、弥富市、これは旧十四山も弥富も似たような傾向がございますが、結局、幼稚園をつくらずに、公立の保育所に全部、基本的に子供を受け入れるという選択をされました。かつて佐藤さんが町長をやられていたころには、学校建設やそういうことで本当に公債費の割合も返済する割合も、今の2倍以上の大変な事態でありましたが、そのときでも、まだそのときは今と違って交付団体ですよ、弥富の場合は70%台の交付団体でしたから、国の方からもいろいろありましたが、そのときに当時の佐藤町長がとられた対応は、職員の定数管理については弥富はそういう選択をしたから、特殊な事情があるので、この保育士の問題は、保育士を抱えているという事情は別だから、職員問題については削れるところと削れんところがありますから、無理なことはしないということをはっきり言って、ずうっと頑張ってきた。今はいろんなことが、残念ですがまだ市長も就任されて1年ということもありますし、かなりぐちゃぐちゃになっておった経緯もございます、本当に合併問題なんかでも、よくあんなことをやったと思うぐらい随分無理なことを職員の皆さんはやってくださったというふうに思っておりますが、結局、十分落ち着いて勉強したり、職員の間でも必要な議論を尽くすということがなかなかできない状態になって、そして、在職死される職員が生まれたり、あるいは、がんや何かで中堅幹部の方が何人も健康な状態で職務を遂行することができんような状態の中で本当に御苦労してみえますが、やっぱり必要な職員を、どういう方法で確保するかということは大いに知恵を発揮していただきたいんですが、確保していただくことと、それから、お約束していただきました職員の給与の改善をやっていただくことと、この両方をぜひ進めていただきたいということ。

もう一つは、あまり時間がありませんので一言だけ申し上げておきますと、今、学校給食の委託をどんどん拡大して、あと二つの小学校が残っておるだけになっておりますが、安井議員も発言されましたように、ほとんど時給700円台の人たちで弥富の学校給食が賄われておるとすると、これは本当に重大な問題ですよ。やっぱり今の公務員の常勤の仕事を、委託や派遣や、そういうものにかえない。民間の職場でもそうですね。今このことが大問題になっているときでございますし、いろいろ労働法規との関係もございますので、ぜひこの点につきましても御一考いただく。

特に母子家庭なんかの皆さんが、弥富では長年にわたって給食の仕事やなんか携わって子育てをしてこられたりという経緯もございますので、ぜひ、いま一度、本当に総理大臣も

今のようなやり方は改めなきゃいかんということを国会の答弁の中でも認められておる時代でございますので、弥富市としても御検討いただくというんですか、そういう必要な職員を確保することと、職員が勉強できる時間をつくっていただくということを特にお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

1点目の職員に対するさまざまな改善点でございますが、やはり基本的にある生活を支えるための給与というものは大変必要だろうというふうに認識しておるわけでございます。こういったことについても今までも改善を進めておりますけれども、今後も改善を進めるという状況の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、職場環境の改善につきましても、今後、ことしから3年にかけて大量退職時代というものが続いてまいりますので、臨時職員の採用であるとか、あるいは再雇用の嘱託職員の再利用というか頑張ってくださいという形の中で、職場環境の改善にも努めていきたいというふうに思っております。

また保育所等においても、現状を正しく認識して、改善すべきは改善をしていくということを考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 次に、北中の自転車通学問題についてお尋ねいたします。

先日も、私も学校にお邪魔をしてお話をお伺いしましたが、結局、学校としても、通学路の安全の問題が一番ネックでありまして、その改善の見通しがつけば基本的に自転車通学の自由化をしたいと。荷物につきましても12キロもあるものを持って毎日の通学にかかわるとかそういうことは、今、子供も大変忙しい状態が続いておりますし、大変な状態が続いておりますので、学校としても一日も早くというお考えを持っておられるようでございます。私は、やっぱり通学路の問題、自転車通学の安全確保するというのは、これは市の努力なしには解決できないことでございますので、ぜひ学校と相談しながら、どういう条件を実現すれば北中の自転車通学の自由化ができるかということについて詰めていただいて、一日も早く解消していただきたいということが一つ。

もう一つは、弥生保育所の整備の緊急性でございますが、これは桜小学校が1時間目からプールを使うような状態は、やっぱり健康や安全ということから見ましても大問題ですから、一日も早くということも言われておりますが、それと同じように、弥生小学校の運動場の問題というの、本当に元気のいい子供たちで、目いっぱい、びっくりするぐらいの勢いで走って、ぶつかりますよね。あの狭い運動場や狭い建物の中のことでございますので、改築するという方向については既に市長も表明されておりますが、一日も早く改築をして、子供た

ちが本当にその年代にふさわしい、伸び伸びとした成長ができる条件と、そういう運動場なんかで事故が起こらんような状態を確保していただくという上でも、位置づけを高めていただいて、早急に取り組んでいただきたいということを申し上げて、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 北中の自転車通学につきましては、後の方で教育次長の方から答弁をさせていただきますけれども、弥生保育所の問題についてお話をさせていただきます。

今までも御質問がございましたように、今現在、弥生保育所は2,600平米しかございません。大変手狭であるということを十分認識しております。先週の一般質問の答弁でもさせていただきましたけれども、やはり4,500平米ぐらいは必要だろうという形の中で、所児に対する環境を整備していきたいというふうに思っております。今年度は用地等の確保に努めて、来年、再来年という形の3ヵ年計画の中で、しっかりとした保育所の新築づくりを目指していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） それでは、三宮議員の、北中の自転車通学についての御質問にお答えいたします。

弥富北中学校生徒の自転車通学につきましては、現在、学校を中心に半径約1.8キロメートル以遠を認めております。しかし、PTA等の方からの要望がありまして、自転車通学の範囲の拡大を検討してまいりました。そして、その後、いろいろ慎重に検討した結果、半径1.5から1.6キロメートル以遠の生徒の自転車通学を4月から認めることにしていきたいと考えております。

現在、それに伴いまして、駐輪場の増設工事162台分を行っております。3月末までに完成する予定でございます。それで、既設の駐輪場とあわせまして288台となり、全生徒からしますと64%の駐輪場の確保となると思います。なお、先ほど三宮議員も言われたとおり、今後は学校、PTA、それと教育委員会等で協議検討していきまして、今後の自転車通学の範囲の拡大を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 努力や改善されていることはそれなりに評価をさせていただいておりますが、北中だけが自転車通学が自由じゃないんですね、三つある中学校の中で。しかも、今本当に十数キロの荷物を持って毎日通うというのはなかなか大変なことであって、学校側の意見としても、私お伺いしたら、要するに通学路の安全問題がある程度めどがつけば、一日も早い自由化をしなきゃいかんというのが、学校としてもそう考えているということでございますので、そうなりますと、これは市の道路行政とのかかわりになりますので、教育

委員会も市ときちんと協議をしていただいて、どういう条件を満たせば学校としても安心して自転車通学を、もちろん100%何もかも解決ということにはなりませんが、何とか全域自由化ができる条件を満たすためには何が必要かを一日も早く御検討いただいて、市の開発部門の土木課の御協力もいただいて解決するという方向をお考えいただかないと、この問題は、要するに学校のPTAや先生たちで解決できる問題ではありませんので、教育委員会がきちんとイニシアチブをとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 今後、やはり市側の方と当局といろいろ協議していただいて、生徒全員が通学できるように考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案8件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をします。再開は午後3時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について

日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 海部南部消防組合規約の変更について

日程第18 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について

日程第19 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第20 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第22 議案第21号 市道の廃止について

日程第23 議案第22号 市道の認定について

日程第24 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第25 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第26 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第29 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第30 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第10、議案第9号から日程第30、議案第29号まで、以上21件を一括議題とします。

本案21件は、既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず伊藤正信議員、お願いします。

- 11番（伊藤正信君） 11番 伊藤でございます。

私、議案第16号の関係で、消防規約の変更というところなんですけど、これ、内容は、財産から生ずる収入、使用料、手数料及びその他の収入をもって支弁し、不測のときにといいことの提案理由なんです。それで、ただ、私はこの字句だけ、総額から額というのを変更するというので、二つの議会が提案されていると思うんです、消防議会ですから。ここで私がしゃべっておるのも無駄な時間かもしれませんが、額と総額ってどう変わるのかと。額というのは、分量、特に金銭上の課題を額と言うんです。総額というのは、全体の金額のことを総額と言うんですよ。そうすると、意味は同じなんですよ。私は、だから同じ意味のものを提案をされて、無駄な提案じゃないかな、それぞれ議会の中で、消防議会の中で議論があった、そういうお話は聞いています。しかし、58%、42%に、額と総額は何ら変わらんのじゃないかと。ここの辺の説明が聞きたかった。

もう一つこの中で、特に私は消防の関係では、今、防災、安全問題を含んで、消防が平成24年までに統一をするかしないか、各自治体の議論がことしに任されているわけなんですよ。それで私は、ここでこの条例について説明をいただくと同時に、もう1件だけお話をお願いしておきたいということは、合併をする消防だとするのなら、またもや市が合併をしたときと同時に、それぞれの消防署における労働条件がいろんな形で違っていると思うんですよ。

ね。ですから、少なくとも今、弥富市議会としても、それぞれの今後合併をするという状況の中で、額と総額がどう変わるのかというようなことを研究のテーマとして出していただきたいことを２点目をお願いをし、１点目の質問をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） それでは、伊藤正信議員の御質問にお答えします。

まず、海部南部消防組合の予算の収支の割合の関係でございますけれども、内訳としまして、組合市村の負担金、弥富市と飛島村ですね、この負担金は全体の約93％であります。また、そのほか組合の財産から生ずる収入とか使用料、手数料、その他の収入につきましては7％でございます。

こうした中で、海部南部消防組合理約の第8条、経費の支弁の方法の中で、改正前の総額のとらえ方が、組合の財産から生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入を持って充てるという部分も含まれているような誤解を招きやすいということで、今回の改正で明確化したものであります。したがって、改正前の総額も改正後の額につきましても、弥富市、飛島村の負担金ということで、そういうことを指しておりまして、何ら変わるものではございません。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○11番（伊藤正信君） 御説明いただきまして、私は額と総額の質問と、予算組み立て上のお話を聞きましたが、ますます58と42は変わらんということで、これ以上私の理解が不足しますので、もう少し勉強させていただくと同時に、基本的には私は変わっていないような気がしますので、そんな状況の質問になりましたが、やはり議会が消防議会で議論されたことを基本に置いて私も討論をいたしましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、安井光子議員、お願いします。

○15番（安井光子君） 安井でございます。

私は、議案第17号児童クラブ施設を設置するための施設条例について質問をさせていただきます。

一般質問でも、再々御質問が提起されておりましたが、この条例について、第3条「おおむね1年生から3年生までの児童」となっておりますが、かねてから保護者からの御要望も強い6年生までの利用に見直すべきだと考えます。これにつきましては、安全・安心の問題だとか、それから、今多くのお母さんたちが働きに出なくてはいけない、そういう事情もございます。それとあわせて、やはり施設の収容人員が不足しているという、早急に解決できない点もございますが、ぜひ6年生までの利用を展望を持ちながら計画的に見直しを図っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目の問題は、たしか来年度からだったと思いますが、児童クラブの施設、30分延長が

されました。これは皆さんの御要望に御配慮いただき、一步大きな前進ではございます。核家族で遠距離通勤の方はこの時間では間に合いません。この前、保育所のそばでいろんな方にお話を伺いましたが、やはり学童の方も保育所と同じように午後7時までの時間延長を希望したい、こういう声がございました。ぜひこれについても計画的に御検討をいただけないかと思いますが、この2点、いかがでしょうか。

あともう1点ございます。お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それでは、児童クラブの学年を4年生以上の受け入れをお願いしたいという質問でございますが、現在の児童クラブ、すべての小学校区、7ヵ所でございますが、全小学校区で実施しております。一応定員は今240名となっております。

御承知のとおり、児童クラブは、現在は小学校第1学年から第3学年を対象として受け入れを実施しているところでございます。児童福祉法の規定におきましても、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童である者と規定はされておりますが、安井議員も御理解いただいておりますが、施設の収容能力がありますので、現在のところ、今までどおり小学校3年生までというふうに考えておりますが、施設に余裕ができましたら改善に努力したいというふうに考えております。

また時間ですが、30分延長の話を保育所並みに7時までというお話ではございますが、まだこれから20年度、30分前後延長して、そういった状況も見て、ニーズがあるということであるならば、内部でもう一度検討させていただいて、やっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○15番（安井光子君） 諸般の事情によって、すぐに実現というのはいろいろ困難な点があると思いますが、一つ一つ計画的にクリアをしていただきますように、それで、前向きに御検討をぜひいただきたいと思います。

三つ目の問題です。

これも一般質問でございましたが、放課後子ども教室開設の件でございます。特に児童クラブが3年生までと制限されている関係で、児童クラブに入れない子供たち、また入らない子供たちの居場所が今本当に必要ではないでしょうか。安全・安心面からも、そして、兄弟が少ない中で異年齢の子供たちの触れ合いの場所としても、建設計画をぜひ立てていただき、できるだけ早く開設できるように、教育委員会や社会教育委員会、学校の話し合いを進めていただきたいと思います。これについていかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員、今の発言なんです。これ通告外といえますか、今議案になっておりますのは、議案第17号の児童クラブ施設条例の制定についてでありますので。

- 15 番（安井光子君） だから関連ではだめですか。
- 議長（黒宮喜四美君） この議案についてでありますので。
- 15 番（安井光子君） はい、わかりました。どうも失礼いたしました。
- 議長（黒宮喜四美君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。
- 16 番（三宮十五郎君） まず最初にこの条例改正議案について、非常に、多分これで変えるということですから、こういうものを用意しないと条例の改正ができないわけですから、わかる……。ところが、実際になかなかこれを読んで、どこがどう変わるか、何が変わる、要するに、今回の区長さんたちのものにしても、削るというふうにあって、区分を変えするという説明なんです、実際に私たちとしては、その報酬なり報償費の額がどうなるかということが、今回の改正でどうなるかということを知りたいわけでございまして、やっぱりこの制度の改正が、何が変わるかという説明ですね。団体によりましては、一々全部書いて、どこが変わるかというところに印をつけて出すやり方もあるんですが、とにかくわかりやすくするということで、文言だけの改正なのか、法律に伴う改正なのかとか、それから、実態を伴うものについては何がどう変わるかというような一覧表というんですか、そういうようなものを出していただいて、やっぱりちょっと補足をしていただかないと、一々聞きに行かないとなかなかこの条例改正というのはわかりにくい仕組みになっておりますので、それぞれのやつにつけるのか、一覧表でつけるのかは別にしまして、この条例の改正についてはわかりやすいものにしてほしいということが一つ。

それから、市と、いわゆる行政と議会の合意事項、紳士協定みたいな形で、規則につきましては、所属常任委員会に報告をして同意を得るというようになっておって、議決案件ではありませんが、そういうふうになっております。保育料なんかにしても、実際に変わるのここに出てくるわけでございますので、もう特に厚生文教委員会なんかは、場合によっては3月の委員会の日にこんな分厚いやつが出るようなこともあるわけですので、可能な限り早目に、予算も伴うものですから全体の審議にはかわりがあることですので、出しているただくというんですか、そういう実態を伴う改善の中身が予算を伴うものでもありますし、規則の改正という問題で行われるものもありますので、可能な限り当日、委員会にとにかく見てもらって、そのまま同意、議決ではないからあれですが、それにしたって一応了解を得るというなら、やっぱり中身がわかって了解できるように、事前に配布するとかということも含めてそういう努力をしていただきたいと思います、いかがでしょう。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤勝義君） まず1点目の条例の制定、改正についてわかりやすい資料をとということでございますが、今、現実問題、条例の制定、改正の要点につきまして、すべての条例についてつけているわけではございません。現状の中で非常についていないものに関して

内容がわかりづらいということでございますが、確かに条例の改正の条文だけだとわかりにくい部分がございますので、その点につきまして、今よりもわかりやすいような情報提供ができるように、今後努めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に２点目の規則、要綱について、もう少し早く配布できないかということでございますが、その点につきましては、現実、国や県からのそういった改正の情報が来る時期が、条例の議案を配布するような時期に来る場合もあるかわかりませんが、非常にもっとおくれて来るというような状況もございますので、それを統一的に早い時期から提供するという点につきましては、一律的にはちょっと考えられませんので、御了解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○１６番（三宮十五郎君） 一律に、今言ったように、条件的に国の方の制度改正に伴うものもありますので、できない場合もあると思いますが、なるべく早くからできたものについては出していただくというんですか、そういうふうにしないと、本当に私も厚生委員会で結構いろいろ協議に加わらせていただいたことがあるんですが、制度の改正が非常に多いわけですから、それも相当分厚いものを当日委員会にぱっと出されて、目を通してください、了解してくださいと言われても、ほとんど市がやることだからしょうがないかというような形で了承ということでは、やっぱり中身がわかって了承できるのが一番いいわけですし、当然その負担がふえたり減ったりというものについては、予算との絡みもありますので、特に予算議会、３月で改正するものが結構ありますので、可能な限り事前に情報が入手できるものについては早目に出していただくという努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今の点につきましては、要するに国や県からの情報の提供される時期とか、あと、いわゆる改正とか制定の内容について、そういった観点からその都度判断させていただいて、こういった形で出させていただくかというのは、その都度その都度の判断によってやらせていただくという形をとりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○１６番（三宮十五郎君） 次に、議案第27号と第29号に関連をしてお尋ねいたしますが、公共下水道と集落排水事業につきましては、市の事業計画に基づいて進められておりますが、特に公共下水道につきましては、短期では全体像をつかむのがなかなか、要するに完成がそういうところからやっていきますので、初期には費用のかかるところからやっていきますので、一定の期間を見ないとなかなか事業費の全体が見えてこないというんですか、ただ、集落排水等につきましてはほとんど完成をしておりますので、供用開始がされておりますので、

一度各施設ごとの実際の総事業費、建設費ですね、それから維持管理費、それからその現在の料金で運営していったって、今後の減価償却費だとかそういうものが賄えるかどうかということが一つと、それから、公共下水道につきましては、今後の一般会計からの負担や受益者負担の見通し、あるいは下水道使用料等につきましても、供用開始直前でございますので、明らかにしていただいて、きちんと皆さんに周知をする、協力していただくことは協力をしていただくようお願いをしなきゃいかんと思いますし、同時に、問題点があれば、本当にこの際しっかりと議論をさせていただきたいと思いますので、どのような状況になっているのか、御報告をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 下水の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず集落排水の関係でございますけれども、現在は5地区、旧弥富で3地区と、十四山で2地区が完了し、市民の皆様にご利用していただいております。また、十四山西部におきましては、平成21年度に供用開始の予定でございます。

御質問の維持管理費の関係でございますけれども、これは現在、まだこれは19年度につきましては、出納閉鎖がなされておらん関係上、まだちょっと出ませんもんで、9月の決算のときに主要施策成果報告書に掲載させていただきます。平成18年度につきましては、今ここにございますけれども、これは今言われました資料について、持っていつていただきたいということで思っておる次第でございます。

また、一般会計からの負担につきましては、これを見ていただくとよくわかるんですが、ございますけれども、集落排水事業の関係につきましては、使用料収入と維持管理費については、ある程度のバランスのとれたものでございます。ただし、これは見ていただきますと、十四山南部地区につきましてはオープンしてまだ2年しか経過しておりませんので、多少の維持管理費の方が超過ということでございます。

続きまして、公共下水道の受益者負担でございますけれども、これにつきましては平成22年度当初に、公共下水道の第1期供用開始が始まります。この受益者負担や使用料につきましては、これは現在、減免規定や宅内配管設備資金等のあっせん規定など、農業集落排水事業の関連を参考にしながら計画しております。受益者負担につきましては、近隣の3市5町が同歩調でなされるのや、いろいろなものを見きわめながら、農業集落排水等も参考にし条例作業を進めてまいりたいということでございます。

これのいつごろかという話でございますけれども、20年度の9月議会ごろまでには皆さんに原案をお示しさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

- 16番（三宮十五郎君） 今、その資料を後で持っていってくれという話でよかったんですか。じゃあ、後でいただきますね。本当は見て質問したかったんですが、簡単に済ませさせていただきたいと思います。

まず、差し当たっての今その電気代だとか、それから施設の処理のための費用だとかというのは、恐らく今の話だととんとんで賄われておるといふふうに思うんです。ところが、こうした施設の場合は、大体どんなに少なくとも2%から3%程度の減価償却費を積み立てていかないと、この必要な回収ができない仕組みになっていますよね、どこの例を見ましても。そうしますと、例えば弥富の北西部の場合ですと、1戸当たり499万円かかっていますよね。2%でも年間10万、それから、もし3%ぐらいの経費がかかるとすると、年間15万ぐらい見ていかないと、実際の必要な修復はできないと思いますし、広大海の場合ですと1戸当たり545万。結局、人口密度というか、家と家の間隔が広がるに従って管路の負担がすごく大きくなっていきますので、そういうふうだとか、鍋田は556万だとかというような形であって、このことを結局計画の中に全然入れていない。

公共下水の場合も、ちょうど始めるときに、これにつきましては総務省が、将来の住民負担、それから市町村負担を見越して、そういうことを十分協議をして納得してもらって進めなさいというふうに言われておったのを、そんなことをしたらだれもやらんようになるということで、国や県が面倒を見てやるといううちにやりましょうといって出発をしたんですが、実際には借金を返す費用の55%ぐらいは交付税で面倒見てもらえるということで始めた経緯があるんですが、不交付団体になっておりますので、今後は交付税で面倒見てもらうということはまず考えられないような状況が一方にございますが、やっぱりどういうふうに考えていくかということと、それから、公共下水道を22年度から供用開始ということですが、そうしますと、この間ちょっと部長にお話を聞いたら、集落排水が15万でやっておるもので、それに見合ったというか、そういうのを参考にしながら負担を決めたいと。大体公共の場合ですと、多分50坪ぐらいのお宅だと、この周辺の市町でやっておる負担金というのは5万円前後ですよ。ところが、こっちは15万だと。だから、それにというお話だったと思うんですが、実際に15万についても、本来は国の基準でいくと30万を超えるような負担のやつを、結局あれは市が負担をして15万にしておる経緯がございますよね。公共ですと、例えば平和町がこの間稲沢市に合併をしたんですが、これから新規に、あそこは三十何万、1戸当たり集排水分とっておって、公共も三十何万、あわせて似たような額をとっておったんですよ。ところが稲沢市は、もう公共はやっぱり一般の小さいおうちだと1戸あたり四、五万ぐらいですから、新規に事業工区を設定してやるところについては、もう稲沢市の基準に合わせるといふようなことがされております。もともと15万についても、三十数万の負担になるのを、恐らく旧十四山も弥富もそういうこともあって15万にしたわけですから、こっちは下げて、

こっちは上げるというのは、ちょっとあまりきょうびのインターネットやそういうので、全部どこでどうなっておるかというのは皆さんも御承知の中でやることですので、こっちとのつり合いというようなことではやっぱり私は市民の理解は得られないと思いますので、この問題については慎重にお決めいただくということが必要ではないかと思いますが、今後の集落排水なんかの修理費についてはどういうふうにお考えになっておられるかということと、それから公共の負担金について、もうすぐ日程に上がってきますので、今おっしゃられた集落排水に倣って、それに近いものというふうなお考え方でいくと、やはりこれはかなり集排下の皆さんの間から物議を醸すことになるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） まず2点の御質問でございます。

維持管理、要するに浄化センターの減価償却費というものの考え方につきましては、これは農林省も補助金等、多少あるんでございますけれども、そういうのを活用しながら、なるべく安くという方法で考えたいということで思っております。

また、もう一つ公共下水の負担金の関係でございますけど、これはまだ白紙の段階でございますので、議員に私が申し上げたのは、集落排水は15万だよということを言っただけであって、それが公共下水の基本だということではございません。ですので、あくまでもこれは白紙の段階ですので、いろいろなところで勉強させていただきながら、研究していきたいと思う次第でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） それと、今もちょっと申し上げましたが、もともと公共下水につきましては、交付団体のときだったから、こんな急激に変化が起こるというふうには、恐らくどなたもお考えにならなかったと思いますので、借金を返済する費用の55%を交付税で負担をしてもらう、それから供用開始してかなりの収益が得られるということもありまして、50年ぐらいでほとんど一般会計からの負担はしなくて、結果的にトータルですよ、その間にしなくても済むという計画書を議会にも配られて、決定しておるんですが、そういう状況では全くなくなっておると思いますので、この辺の財政見通しについて、これは決算議会だったかな、多分去年の9月ぐらいのころに建設経済常任委員会で質問をしたら、そういう財政見通しについて出していきたいということを副市長もお約束していただいておりますが、一度現状のところでの見通しですね、どういうふうになっているかということについては、いずれにしても、黙っておったって事はとまるわけではありませんで、きちんと皆さんに、議会や市民に実情を明らかにして、議論が必要なら議論していただくというふうにしていただきたいと思いますので、大体の見通しについて、あるいはそういうものをいつごろ出していただけるか、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 今、公共下水の財政計画のお話でございますけれども、現在の今やっておるペースでございますけれども、これで進んだとしても、やっぱり20年が30年から35年ぐらいかかるという計画でございます。ですので、財政計画につきましては、これは今ちょっと担当とも話をしておるんでございますけれども、これは総合計画とかいろいろ計画がございます。その計画に合わせて、なるべくなら出せるようにしたいという計画のあれでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 総合計画というのは大体いつごろに確定する予定でございますか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（横井昌明君） 来年できるという話でございますので、19、20ということでございます。20年度中にはこの財政計画の方についても、財政計画って、その意味じゃないですよ。下水の財政計画についても出せるようにしたいと思っておりますが。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○16番（三宮十五郎君） 恐らく市の総合計画、財政計画を伴うものにするということでございますので、そうすると、下水道なんかの負担をどう見込んでいくかということも重要な要因になると思いますので、それと一緒にじゃなくて、早目に出して市の総合計画、財政計画についてもそういうものを見込んだものにしていく必要があると思いますので、なるべく早目に出していただくようにして、問題があれば議論させていただくというふうにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案21件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 山 本 芳 照

同 議員 渡 邊 昶

平成20年 3 月26日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 渡 邊 昶 |
| 11番 | 伊 藤 正 信 | 12番 | 三 浦 義 美 |
| 13番 | 浅 井 葉 子 | 14番 | 中 山 金 一 |
| 15番 | 安 井 光 子 | 16番 | 三 宮 十五郎 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 伊 藤 正 信 | 12番 | 三 浦 義 美 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

| | | | |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長 | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長 | 北 岡 勤 |
| 開 発 部 長 | 横 井 昌 明 | 十四山総合福祉
センター所長 | 平 野 雄 二 |
| 会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 | 十 四 山 支 所 長 | 平 野 瞳 |
| 十四山スポーツ
センター館長 | 平 野 茂 雄 | 総 務 部 次 長
兼 税 務 課 長 | 佐 藤 忠 |
| 民 生 部 次 長
兼 市 民 課 長 | 加 藤 芳 二 | 開 発 部 次 長
兼 農 政 課 長 | 早 川 誠 |
| 総合福祉センター
所 長 | 服 部 昭 男 | 教 育 部 次 長
兼 図 書 館 長 | 高 橋 忠 |
| 監 査 委 員
局 長 | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 企画情報課長 | 村 瀬 美 樹 | 管 財 課 長 | 渡 辺 安 彦 |
| 防災安全課長 | 服 部 正 治 | 保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆 |
| 環 境 課 長 | 久 野 一 美 | 健 康 推 進 課 長 | 鯖 戸 善 弘 |
| 福 祉 課 長 | 横 井 貞 夫 | 介 護 高 齢 課 長 | 佐 野 隆 |
| 児 童 課 長 | 山 田 英 夫 | 商 工 労 政 課 長 | 若 山 孝 司 |

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 | 都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 下 水 道 課 長 | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長 | 前 野 幸 代 |
| 社 会 教 育 課 長 | 水 野 進 | | |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|-------------|---------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 下 里 博 昭 | 書 | 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書 | 記 | 岩 田 繁 樹 | | |

6．議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 平成20年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 9 号 | 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 弥富市公共施設整備基金条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 弥富市手数料条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 海部南部消防組合同規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 弥富市児童クラブ施設条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 弥富市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第21号 | 市道の廃止について |
| 日程第23 | 議案第22号 | 市道の認定について |
| 日程第24 | 議案第23号 | 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第25 | 議案第24号 | 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |

- 日程第26 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第32 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第33 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第34 閉会中の継続審査の件

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時04分 開議

○議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（黒宮喜四美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、伊藤正信議員と三浦義美議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 平成20年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 7 号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 8 号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第 9 号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について

日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 海部南部消防組合規約の変更について

日程第18 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について

日程第19 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第20 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第22 議案第21号 市道の廃止について

日程第23 議案第22号 市道の認定について

日程第24 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第25 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第26 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第29 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第30 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第1号から日程第30、議案第29号まで、以上29件を一括議題とします。

本案29件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

- 総務委員長（浅井葉子君） 総務委員会の報告をいたします。

総務委員会に付託されました案件は、議案第1号平成20年度一般会計予算初め12件であります。

本委員会は去る3月24日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算及び議案第4号平成20年度弥富市土地取得特別会計予算、以上2件を一括審査いたしました。

質疑といたしまして、弥富市の財政力に対する市側の認識と歳入見積もり等の財政分析、市税の減免措置、再雇用嘱託職員の勤務条件、ケーブルテレビ事業に係る南部地域の今後の事業計画についての質疑がありました。また、市税の減免措置の見直しの要望とともに賛成討論があり、2件を一括で採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第9号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正、議案第10号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第11号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第13号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正、議案第14号弥富市公共施設整備基金条例の制定、議案第15号弥富市手数料条例の一部改正、議案第16号海部南部消防組合規約の変更、以上8件は条例の改正、条例の制定、規約の変更でありますので、一括で審査をいたしました。

質疑といたしまして、海部南部消防組合の組合負担金の質疑がありましたが、一括で採決の結果、8件とも全会一致で原案を了承いたしました。

続きまして、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）と議案第26号平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）は、主に年度末における予算の執行残を最終調整するものであります。2件を一括審査し、採決した結果、2件とも全会一致で原案を了承いたしました。

以上、総務委員会から御報告とさせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いします。

- 建設経済委員長（中山金一君） 建設経済委員会報告をいたします。

建設経済委員会に付託された案件は、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算ほか7件であります。

本委員会は去る3月18日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算、並びに議案第5号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算、議案第7号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算を一括審査しましたところ、公共下水道事業、商工振興、農業振興、農業集落排水などの質疑がありましたが、採決したところ、全会一致で原案を了承しました。

続きまして、議案第21号市道の廃止について、議案第22号市道の認定についてを一括審査し、採決したところ、全会一致で原案を了承しました。

続きまして、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算、並びに議案第27号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第29号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算を一括審査し、採決したところ、全会一致で原案を了承しました。

以上、建設経済委員会報告を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

- 厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会の報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算のほか12件であります。

本委員会は去る3月21日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算、議案第2号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成20年度弥富市老人保健特別会計予算、議案第6号平成20年度弥富市介護保険特別会計予算、以上4件の平成20年度の予算は、少子化対策、子育て支援として子ども医療助成費、また老人福祉において、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で病弱な方、障害のある方のいる世帯に対し実施している給食サービス事業、月曜日から土曜日のうち週5回を限度に実施し、老人保健特別会計繰出金は、老人保健医療費の一部割愛を一般会計より繰り出すが、国の負担金が当該年度に負担率どおり交付されないため財源不足が生じることにより、定率より多く繰り出しています。翌年度、超過交付分につ

いては精算をしています。また、平成20年度は後期高齢者医療制度に移行するため大幅な減少となっている。また、介護保険事業費も前年に比べ増加されております。また、教育関係につきましては、耐震補強工事業として弥生・桜小学校の北校舎、白鳥小学校の屋内運動場などで実施されます。また、体育館の施設整備工事として市民プール鉄骨塗装塗りかえ工事等が行われます。限られた財源を効率的に活用し、多くの施策が盛り込まれた予算であり、採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算については、委員より反対・賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案を了承しました。

次に、議案第17号弥富市児童クラブ施設条例の制定については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第18号弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員より反対・賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案を了承いたしました。

議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正について、議案第20号弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての2件については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算、議案第24号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算、議案第25号平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算、議案第28号平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算、以上4件の平成19年度補正予算は年度末の補正予算で、各種事務事業執行後の過不足を調整するものであり、採決の結果、全会一致で原案を了承しましたことをここに御報告いたします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず安井光子議員、お願いします。

○15番（安井光子君） 議案第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上という特定の年齢だけを対象にした、世界に例のない医療保険制度でございます。その内容と問題点について、少しお話をさせていただきます。

まず一つ、75歳以上の人は強制的に今の保険制度から引き離されて、後期高齢者だけの医療保険に組み込まれます。保険料は年金から天引きで徴収されます。年金が月1万5,000円以下の人は、自分で納めることになります。国民健康保険にあった低所得者への減免制度も

まだつくられておりません。

二つ目には、保険料は2年ごとの見直しがされ、75歳以上の人口比の上昇や医療給付費がふえると自動的に引き上げられる仕組みになっていることが問題です。

三つ目は、高齢者が保険料を払えない場合は世帯主に責任を負わせることが法律に明記されました。保険料が1年以上払えない人は、機械的には行われたいと言われておりますが、保険証が取り上げられ、資格証明書が発行され、窓口で10割の支払いとなります。

四つ目には、75歳以上だけを区別した診療報酬の体系が導入されます。75歳以上でも元気な人はいっぱいお見えになります。にもかかわらず、75歳以上を一まとめにして、治療が長引き、複数の病気にかかっているとか認知症が多いとか、いずれ死を迎えるという定義で一まとめにしております。これでは安上がりで手抜き医療になるおそれがあると言われております。終末期医療では、後期高齢者終末期相談支援料などを新設しております。年齢に関係のない終末期医療に特別な診療報酬を持ち込んだところに、75歳を過ぎたら積極的な延命治療を行わなくてもよいというねらいが浮かび上がってまいります。

五つ目には、4月から始まる特定健診・保健指導も、対象を40歳から74歳までに限定しています。75歳以上は行政側の努力義務として、法律上では対象から外されてまいりました。このような制度によって、高齢者への負担増と医療の切り捨てに一層拍車がかかることになるのではないのでしょうか。今、私たちの身近なところで起こっている医師不足、公立病院の統廃合などでお産をする病院がないとか、救急患者を受け入れられないという深刻な事態、これも根っこは同じではないのでしょうか。

臨調・行革による医療費抑制が本格化する前の1980年代と2005年を比べてみますと、国民医療費の負担の割合は国庫負担が5.3%減っております。地方自治体の負担は6.3%ふえております。事業主負担は3.8%減っております。家計の負担は、数を申し上げますと40.2%から43.3%に3.1%ふえております。国と事業主負担は減り、地方自治体と家計の負担がふえております。これが今の医療の危機・崩壊の原因をつくり出していることは明らかではないのでしょうか。

4月からの後期高齢者医療制度のスタートとあわせ、療養病床の23万床削減の実施、療養病床の食費・居住費の自己負担を65歳以上に拡大するなども行われようとしております。高齢者の皆さんは、あの悲惨な戦争を体験され、戦後の復興に必死で働いてこられた方でございます。高齢者の医療制度だけを切り離して、自分たちは国から捨てられようとしていると肩身の狭い思いをさせるような社会、日本をこんな社会にしていいたいのではないのでしょうか。日本の社会は、今まで喜寿とか米寿、卒寿、白寿など長寿をみんなでお祝いするしきたりがありました。高齢者の皆さんに対して長寿を喜ぶどころか、邪魔者扱いにする政治に未来はありません。

2月28日には野党4党の共同で、この制度を廃止する法案が衆議院に提出されました。今、530を超える地方自治体から、この制度の中止・撤回を求める意見書が国の方に出されております。日本全国で今、医師の皆さんや老人クラブなどからも怒りの声が巻き起こっております。こんな問題の多い制度は中止・撤回しかありません。日本の医療の危機的な状況を打開し、日本医療の真の再建のために議員各位の御賛同を心からお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○16番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、平成20年度一般会計予算及び19年度一般会計補正予算に対し賛成討論を行います。

私どもの立場は、それぞれの予算案の中に盛り込まれました少子・高齢化や社会的格差がますます広がる中で、市としてさまざまな努力を市長や職員の皆さんがされていることについて敬意を表し、それなりの評価をさせていただいておりますが、今日の弥富市民が置かれている状態と市の行政力・財政力にふさわしいものにさらに発展させるために一層の努力が必要であり、その取り組みを強められることを強く求めるというものでございます。

この1年間の市長や市の幹部の皆さんとの議論を通じまして、さきの本会議で市長の答弁にもございましたが、客観的な資料に基づいて、市当局と議会、市民の皆さんの間で現状の財政状態等についての認識の一致をつくり出す努力をするということが申されました。中・長期の財政計画を持たない、自前の分析資料を持たない行財政運営などあってはならないことだからでございます。3月号の広報「やとみ」で初めて市のバランスシートが公表され、弥富市の社会資本の整備は、後世への負担となります借金に主に頼らず、過去と現世代の負担によってつくり、よい水準にあるというふうには述べられておりますが、その立場で分析を加えますと、現在、多くの市町村では国によりさまざまな財政、市町村への支援の切り下げの中で、土地を除く公共施設につきましては当然傷んでいくわけでございますが、これを減価償却という方法で直して現金等を加えていかなければならぬわけでありますが、実態は、これに追いつかないところが多くて、総資産が減少するとか、あるいはその中で将来への負担、借金の割合が増大するところがふえております。

この立場で見えますと、弥富市では長期にわたってそういう状態ではない、よい状態が安定して続いておりまして、尾張8市の中では、かつて昔の弥富町よりもはるかに財政事情のよかった他市をすべて追い越しまして、そのすべての指標で現在尾張8市の中では1番になっており、その差をさらに広げております。この財政力を計画的・効果的に活用するためにも、市の総合計画とあわせて財政計画を策定することも既に約束されておりますが、専門家の力もあり、市の職員や市民も参加する現状評価の組織を設けることや、各種審議会には必ず専門家の参加を求めるとともに、広く市民の知恵と力をかりるためにも、一定数の公募

委員を設けることを強く求めます。

いま一つの問題は、市税等の減免制度の問題であります。

弥富市では昨年の10月から、国民健康保険法第44条に基づきます生活保護基準の1.1倍、1.2倍、1.3倍という目安を設けまして、前3ヵ月の実収入で実際に暮らしに困っている人たちに対しましては、医療費の自己負担分を徴収猶予したり減額したり免除する、そういう制度が発足いたしました。その時期に、市税等の減免制度につきましても今春をめどに、さらなる見直しを行うということが約束をされておりましたが、他の市町村の動向も見ていきたいということと、もう一つは市の財政負担もふえているということを理由にいたしまして、この改正が今議会では見送られることになり大変残念でございますが、実は総務委員会の議論の中で、この問題につきまして実際に困っている人に対してはケース・バイ・ケースで対応するというような趣旨の市側からの答弁がございました。

皆さん、市民の平等ということから考えれば、ケース・バイ・ケースということは、あってはならないわけですね。きちんとした物差しが決められて、条例や規則に基づいてこの問題は対応するからこそ国も憲法でも認め、さらにそれぞれの地方税法だとか、あるいは国民健康保険法などの中でも認めておるわけでございまして、この物差しをきちんとつくるかどうかは、市長がかねがね言うておられます支援の必要な人にきちんと支援をする市政にするという問題とあわせて市民に対する公平さを担保するものでありまして、したがって、この問題への対応は、法律で定められた市民の皆さんの権利を守るかどうかということと、公正・公平な市政を進めるという根本にかかわっている問題でございまして、他の市町村でやっているかどうかということをもし物差しにして先送りするなら、現在の弥富市のさまざまな減免制度、例えば生活保護基準を割り込んだ人には2分の1に減額するという制度は、生活保護を割り込んだ人からも半分の保険料や税というものを取るということでもありますので、これは国の制度が国税徴収法で、社会保険料や、その収入で負担する税金を除いて実際の収入が生活保護基準の1.2倍以内の場合には差し押さえなどの強制執行をしないということとを定めていることや、地方税法もそれに準じたさまざまな徴収の手だてを定めていること等を見ましても、あるいは現在、国民年金の減免制度が、それに準じたおおよその目安によって全国的に実施されていることなどを考えれば、もはやこの問題への対応は明らかでございます。一日も早く、法に定められた市民の権利を守る公平な市政を進めるという立場から、この問題の解決を図られることを強く求めるものでございます。

また、一例だけ具体例で申し上げますが、例えば収入と課税所得の間に大きな違いがございまして、不幸にして無年金でひとり住まいのお年寄りの方で、パート・アルバイトの収入で93万を超えますと市民税の均等割がかかるようになっております。たまたま年金が147万あって、65万働いて200万を超える収入があっても、この人は非課税なんですね。こういう

事態があるからこそ、条例や規則で定めて、必要な人をきちんと救済するというのがそれぞれの法律で決められておるわけでございますので、こういう問題の解決を図ることが、実は市町村長と市の責任であるということをもう一度よく思い起こして、対応をお願いしたいと思います。

さらに、一般会計から下水道や集落排水事業に対する負担が行われておりますが、弥富町時代に下水道や集落排水事業を行うに当たりまして、現在言われておりますバランスシート、要するに将来の市民負担、あるいは行政負担は考慮せずに財政計画が決められました。

それからもう一つは、当時、弥富町は地方交付税の交付団体でありましたから、借金をしても返す費用の約55%は国が面倒見てくれるということで事業計画を決めました。しかし、これも国の交付税を渡す基準が大きく切り下げられたことから、長期にわたって普通交付税という形で国から支援を受けることができなくなっております。したがって、将来負担、要するに施設がどんどん悪くなっているものを直す費用を積み立てていくという問題と、それから本来予定をしておいた支援が受けられなくなっているという問題の中で、この問題についても現状と将来をきちんと議会や市民の前に明らかにすることも求め、市側もそういったと言っておりましたが、なかなか先送りをされておりますので、一日も早くこの問題も議会や市民に報告をして、実際に弥富市がどういう対応を今後していかなければならないかということを皆さんに報告する責務がやはりあると思いますので、これも一日も早く実態を明らかにされることを強く求めます。

次に、学校給食の外部委託でございますが、現状は問題ないといって、教育委員会は、この改善についても言を左右にしております。ところが実際、今、現場では、パートの時給700円台の人たちがほとんど給食調理の中心になっております。こんなことは、いつまでも安定的に続けられるはずもないことでございますし、とりわけ市の施設で本来は正規雇用の場でなければならないところが、そういう不安定雇用によって置きかえられる、あるいはそういう非人間的な働き方をさせられる状態というのは極めて異常なことであり、先ごろも国会で福田総理も好ましくない、改善の必要があるということを繰り返し認めております。こういう中で全国的にも大きな社会問題となって、今その改善に向けての努力が払われている中で、本当に市民の命と暮らし、安全を守る責任を持っている自治体としてやるのがどうか、もう少し本来の立場でお考えいただき、今後、教育委員会として必要な研究や検討を続けていくことを強く求めるものでございます。

今、特に弥富市の場合は施設の職員が多いことから、どうしても複雑に制度が変わっていく中で、福祉や教育を初めとした職員の皆さんに大変な負担がかかっております。なかなか落ちついて研究をする、勉強する時間がないとか、本当に深夜の11時、あるいはそれを超えて働かなければ仕事が消化できないというような事態も見られますが、かつて弥富中学校の、

昭和31年時代から建てられた建物でございますので、耐震問題だとかで対処しなければならぬということで問題になって、当時の町長に国の補助制度があるはずだからといって私申し上げましたら、そんなものはないといって、なかなか具体的にに取り組むことができなかったんですね。たまたま文部科学省の方に私たちが出向きましてお尋ねしたら、いやもう前からこの制度はありますといって、その場で返事があって、私帰ってきましたら町長が、三宮議員、やっぱりあったわと。要するに、そういう検討や研究を市の教育委員会や職員が日常的にしていないような状態が続いております。ぜひこの機会に、先ごろ議会運営委員会でも市の職員のグループ化による新たな職場の編成を行うということが少し報告されましたが、本当に職員の皆さんが力を発揮できる、そして人手がなくて深夜まで働かなきゃならぬとか、仕事が回っていかんような状態ではなくて、落ちついて仕事もできるし、職員として必要な研修ができる状態を確保することもあわせて求めておきたいと思います。

最後に、補正予算の問題でございますが、従来に比べて実際の決算額に近い税収や収入の見通しを今回はやっております、ここ二、三年に比べるとかなり改善をされたというふうに私は見ておりますが、しかし、それでもなおかつ2%や3%はまだ留保財源というんですか、決算の方でそういう見方をする、予算の方でも同じような見方をすれば、それだけで四、五%の収支の違いが生じてくるわけでありまして、100億で四、五%の収支の違いが出てくれば、これは何億という違いになってきますよね。実際に自前の収入がそれだけ違えば、本当に市の仕事については大きな予算となるわけでございますから、やっぱり従来より直したからいいというんじゃなくて、本当にきちんと収入の実態も見越した予算・決算に努力をしまして、市民要求にきちんとこたえていくという面におきまして、この補正予算の中でも強く感じましたので、一層予算・決算を実態に近いものにしていく、そして市民や議会にわかりやすいものにしていくことを強く求めまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第7号までの7件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの7件は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立15名〕

- 議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第9号から議案第17号までの9件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第17号までの9件は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立15名〕

- 議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第19号から議案第29号までの11件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第29号までの11件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 選挙管理委員及び補充員の選挙について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第31、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

選挙管理委員には、三輪一男さん、青木忠さん、伊藤敏智さん、早川優子さんを、また補充員には、佐藤雅夫さん、伊藤学さん、伊藤操さん、服部勝さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 海部南部消防組合議会議員の選挙について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第32、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、浅井葉子議員、渡邊昶議員、佐藤博議員、佐藤高清議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第33、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。
よって、本席より指名します。

海部地区環境事務組合議会議員に、伊藤正信議員、佐藤博議員を指名します。
お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいま指名した諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。
ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 閉会中の継続審査の件

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第34、閉会中の継続審査についてを議題とします。  
議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。  
お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。  
以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。  
これをもって、平成20年第1回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~。~~~~~

午後2時47分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 三 浦 義 美